令和４年３月９日（水）

（第１日目）

令和４年第２回苓北町議会定例会会議録（第１日目）

令和４年第２回苓北町議会定例会は、令和４年３月９日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	山口　利生	２番	野田　謙二
３番	廣田　幸英	４番	髙戸　幸雄
５番	松本　良人	６番	石田　みどり
７番	浜口　雅英	８番	野﨑　幸洋
９番	山本　政人	１０番	倉田　　明
１１番	田嶋　豊昭（副議長）	１２番	錦戸　俊春（議長）

３．不応招議員　なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局長	龍岡　　学	書　　記	田中　めぐみ

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町　　長	田嶋　章二	副町長	山﨑　秀典
教育長	濵﨑　敏和	総務課長	尾脇　宣宏
税務住民課長	吉本　英明	企画政策課長	福田　誠一
教育課長	西川　文孝	土木管理課長	汐﨑　正喜
農林水産課長	宮﨑　良成	商工観光課長	錦戸　雅志
水道環境課長	田尻　　悟	福祉保健課長	本田　　保
健康増進室長	田尻　康彦	会計課長	松村　保則

８．議事日程

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期決定の件

日程第３　諸般の報告

日程第４　行政報告

日程第５　一般質問

９．議事の顛末

開会　午前９時３０分

○議長（錦戸俊春君）　おはようございます。

只今の出席議員は１２人です。定足数に達しておりますので、只今から令和４年第２回苓北町議会定例会を開会します。

ここで、全国町村議会議長会並びに熊本県町村議会議長会の永年勤続表彰の伝達を行います。

○事務局長（龍岡　学君）　令和４年２月２２日、熊本市、市町村自治会館内熊本県町村議会議長会事務局において、当該苓北町議会議員への永年勤続表彰が熊本県町村議会議長会吉田美好会長から苓北町議会、錦戸俊春議長へ伝達されました。本日、ここ苓北町議場で当該議員宛、議員歴の多い順、年齢の多い順に伝達することといたします。

全国町村議会議長会表彰、議員として２７年以上在職者、錦戸俊春議長、議員として１５年以上在職者、田嶋豊昭副議長、野﨑幸洋議員、熊本県町村議会議長会表彰、正副議長として７年以上在職者、錦戸俊春議長、議員として２３年以上在職者、倉田明議員、議員として１５年以上在職者、田嶋豊昭副議長、野﨑幸洋議員がそれぞれ受賞されています。

まず、熊本県町村議会議長会表彰、議員として２３年以上在職者、倉田明議員、向かって左前にお願いいたします。錦戸俊春議長もあわせてお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　表彰状。天草郡苓北町議会議員、倉田明殿。

あなたは、２３年以上の長きにわたり、町村議会議員としてよくその職責を遂行され、もって、地方自治の振興発展に尽くされた功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

令和４年２月２２日、熊本県町村議会議長会会長、吉田美好。

代読。おめでとうございます。

［拍手］

○事務局長（龍岡　学君）　次に、全国町村議会議長会表彰並びに熊本県町村議会議長会表彰。議員として１５年以上在職者、田嶋豊昭副議長、向かって左前にお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　表彰状。熊本県苓北町、田嶋豊昭殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

令和４年２月８日、全国町村議会議長会会長、南雲正。

代読。おめでとうございます。

［拍手］

○議長（錦戸俊春君）　表彰状。天草郡苓北町議会副議長、田嶋豊昭殿。

あなたは、多年地方自治の振興に貢献され、その功績は顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

令和４年２月２２日、熊本県町村議会議長会会長、吉田美好。

代読。おめでとうございます。

［拍手］

○事務局長（龍岡　学君）　次に、全国町村議会議長会表彰並びに熊本県町村議会議長会表彰。

議員として１５年以上在職者、野﨑幸洋議員、向かって左前にお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　表彰状。熊本県苓北町、野﨑幸洋殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

令和４年２月８日、全国町村議長会会長、南雲正。

代読。おめでとうございます。

［拍手］

○議長（錦戸俊春君）　表彰状。天草郡苓北町議会議員、野﨑幸洋殿。

あなたは、多年地方自治の振興に貢献され、その功績は顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

令和４年２月２２日、熊本県町村議会議長会会長吉田美好。

代読。おめでとうございます。

［拍手］

○事務局長（龍岡　学君）　受賞されました議員の皆様、おめでとうございます。なお、錦戸俊春議長の受賞につきましては、先ほどの紹介に代えさせていただきます。

おめでとうございます。

［拍手］

○事務局長（龍岡　学君）　以上で、議長会の永年勤続表彰の伝達を終わります。

○議長（錦戸俊春君）　これから本日の会議を開きます。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（錦戸俊春君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、４番、髙戸幸雄君、５番、松本良人君を指名します。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２　会期決定の件

○議長（錦戸俊春君）　日程第２、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から３月１７日までの９日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から３月１７日までの９日間に決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第３　諸般の報告

○議長（錦戸俊春君）　日程第３、諸般の報告を行います。

それでは、私のほうから諸般の報告を申し上げます。

１月４日、町民総合センターで開催された、苓北町成人式に出席しました。

１月９日、農村運動広場で開催された、苓北町消防出初式に出席しました。

令和３年３月１８日付け苓議第３４３号「苓北町議会における議員報酬に関する事項についての決議」により、町長あて、議会として、第１８期苓北町議会における議員報酬に関する事項については、現状維持の方向性を示すこととするが、町民の生活状況や町の財政状況など総合的な見地から町執行部の特別職報酬等審議会の審議に委ねることが適当と結論付けたので、町執行部の遅滞ない対処を要望する旨を通知しておりました。

２月２日、町長から苓北町議会における議員報酬に関する特別職報酬等審議会の答申結果が通知されました。その内容として、町長、副町長、教育長、町三役を含み、議長、副議長、常任委員長、議員の給料及び報酬の額については、新型コロナの影響など現在の社会事情を考慮すると町民の理解を得ることは難しいとの観点から、また、議会においては、議員定数を２減していることから、全員一致で「現行どおり」としたということでした。

２月３日、オンラインでの開催となった熊本県町村議会議長会第５回理事会に出席しました。

２月９日、熊本県市町村自治会館で開催された、熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会・全員協議会に出席しました。

第７２回熊本県町村議会議長会定期総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面表決の取り扱いとなりました。令和４年度予算案、活動方針並びに事業計画案等が事前に提案され、全て可決、承認されることとなりました。

２月２２日、熊本県市町村自治会館で開催された、熊本県市町村総合事務組合議会定例会に出席しました。

苓北町監査委員から令和３年１１月分、１２月分、令和４年１月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されました。

なお、資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第４　行政報告

○議長（錦戸俊春君）　日程第４、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があっております。町長。

○町長（田嶋章二君）　行政報告をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、第６波となり、年明けから感染者数は全国的に急増し、国におかれましては、３６都道府県にまん延防止等重点措置が適用され、感染者数等の減少に伴い、３月６日に一部解除されましたが、熊本県を含む１８都道府県については３月２１日まで延長となっております。

熊本県におかれましては、３月２１日まで再延長となりましたが、今後も引き続き、感染拡大予防対策にご協力いただき、苓北町から感染者が発生しないよう感染予防を周知してまいります。

なお、新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、３回目の接種を順次進めており、３月中旬からは５歳から１１歳までのワクチン接種について、保護者の同意及び同伴の上、医療機関による個別接種により進めてまいります。

次に、富岡城城内の土地の寄附についてでございます。

広報れいほく１月号にも掲載いたしましたが、富岡字城内の宅地４０９．０３平方メートルについて、所有者の武田竜真様から御寄附をいただきました。ご寄附いただいた土地につきましては、先にご寄附をいただきました旧富岡鉄工所跡地とあわせ、初代天草代官鈴木重成公役宅跡の一部としての歴史的な場所であることや、富岡港及び富岡城周辺の観光振興用地として有効に活用できますよう検討を図ってまいります。

次に、１月からこれまでの主な行事についての報告でございます。

まず、１月４日に総合センターにおいて成人式を開催いたしました。当日は感染防止対策を充分に図った上で式典を実施し、新成人対象者７３名中、５９名の参加をいただいたところでございます。

次に、１月９日には、農村運動広場において、消防出初式を開催いたしました。開催にあたっては、規模を縮小し、参加者を消防団及び消防団協力事業所、一般功労者表彰者、来賓として、苓北町議長のみのご案内とし、式典と通常点検を実施いたしました。

次に、今後の諸行事についてでございますが、去る３月６日に苓北中学校卒業式が既に執り行われております。

３月２４日に各小学校の卒業式を開催いたします。卒業式につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、規模を縮小し、来賓をご案内しないで開催することとなっております。

また、４月１１日に開催の各小・中学校の入学式につきましても同様の方向性で予定をしております。

次に、消防団辞令交付式を４月１０日（日曜日）午前９時から農村運動広場で開催いたします。開催は、規模を縮小し、来賓は町議会議長のみをご案内する予定としております。

次に、苓北町戦没者追悼式につきましては、開催の有無について、遺族会等と打ち合わせを行っているところであります。

次に、アースディ・ボランティア海岸清掃を４月２４日（日曜日）午前８時から各海岸ごとに開催予定としております。

次に、天草西海岸春の窯元めぐりが４月下旬から５月第１週のゴールデンウィーク期間中、苓北町及び天草市天草町の窯元が参加し、開催されておりますが今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら、最終検討を行った上で開催の有無を決定することとなっております。

次に、ふるさと会総会についてであります。長崎苓北会は、例年４月に開催されておりますが、現在のところ未定とのことでございます。また、関西ふるさと苓北会、関東ふるさと苓北会についても未定とのことでございます。

各種団体等における諸行事等につきましても、新型コロナウイルス感染症の今後の状況により、開催の有無を検討されているようでございます。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君）　これで、行政報告を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第５　一般質問

○議長（錦戸俊春君）　日程第５、一般質問を通告順に行います。

通告１番、松本良人君。

○５番（松本良人君）　おはようございます。通告１番、５番議員、松本良人です。通告に基づき、質問をいたします。

インターネットやスマホでの町づくりについてお尋ねをいたします。

近年ＩＴの活用によるインターネットやスマホの活用はめざましいものがあります。また、新型コロナウイルス感染拡大によりリモートワークやテレビ会議の普及もめざましいものでございます。

生活の中でも、ネット回線を活用した様々なものが取り入れられ、国・県はもとより、

町行政においてもその普及・活用はめざましいものがあります。

しかしながら、便利になる一方で、その利用頻度が増すごとに使用料が高額になり、家計を圧迫し、問題視もされています。

苓北町では、他市町に先駆け、平成２４年に町内光回線網の整備に約１０億円が掛けられ、完成した光ファイバーを使った高速インターネットの接続サービスやテレビの難視聴解消、ＩＰ告知端末の設置や防災無線等に活用されています。

この他市町にないＦＴＴＨ方式と言われている通信網を有効に活用した町づくりができないかお尋ねをいたします。

まず、最初に、この苓北町が約１０億円の高額な事業費をかけて完成した光ファイバーを使った通信網の有効活用により、インターネットの回線使用料の低額化はできないものかお尋ねをします。

光ファイバーを使った通信網によるインターネットは良質のサービスが得られると言われております。安価で質の良いネット回線が得られれば、リモートの活用が容易になります。仕事場や今後求められると思われる大学生の学業の場所を提供することにより、ＩＴ産業等、企業の普及による移住が考えられ、人口の増加が見込まれると思います。

高齢化が進み、人口減少が進む中に、１つの政策としてお考えはないのかお尋ねをいたします。

２番目に、スマートフォン、携帯電話の普及は、老若男女いまや必需品となっています。スマホやタブレットにはＷｉ－Ｆｉの電波は欠かせないものでありますが、Ｗｉ－Ｆｉの環境を町内全域に網羅できれば、利用ギガ数が少なくなり、利用料金の低額と安価なスマホの契約もできると思われ、苓北町での居住空間が素晴らしいものになると考えられます。町民サービスはもとより、全国的に一躍脚光を浴びることになり、移住者も増加し、町の活性化にもつながると思われますが、いかがでしょうか。お尋ねをいたします。

３番目です。コロナ禍から始まったオンライン授業を、大学等では今後、キャンパスを縮小し、オンライン授業等を拡大しようという動きもあっております。そんな中に、自然環境を求め、地方での生活を希望する学生も増えつつあるものと言われております。

一方、苓北町においても、農業や土木、建築業、サービス業等に人手が不足しています。また、今や中学生はもとより、小学生の児童の塾通いが主流となっており、子どもを持つ保護者の教育費の負担はますます重いというのが実情です。町でアルバイト学生を求め、廃校や旧公民館等の利用頻度の少ない施設で町立の塾等が実現したら、将来、苓北町から素晴らしい人材が生まれ、保護者の負担も軽減され、教育の町としての実現が可能であると思われます。

アルバイトの斡旋、廃家の有効活用等を実質的に行うことにより、ＩＴの活用による

町づくりができないものかお尋ねをいたします。

最後に、光ファイバーを使った通信網の管理運営はどのように行われているのかお尋ねをいたします。

大きな２番に入ります。

会計年度任用職員についてお尋ねをします。

広報れいほく２月号にて、会計年度任用職員が募集されています。町では、正規な一般職員と会計年度任用職員とに分けられ、会計年度任用職員については、必要に応じ募集され採用されているものと思われますが、会計年度任用職員について、仕事内容、責任の度合い等についてお尋ねをいたします。

３番目でございます。

町有道路敷きの所有権移転登記についてお尋ねをします。

町有地の所有権移転登記については、遅滞なく進められているものと思われます。現在、株式会社レノバにより計画されている風力発電関連工事が本年から実施される計画で進められ、町としてもその完成に全力で協力がなされているものと推測するところでございますが、次の点についてお尋ねをします。

まず、１点目、機材の搬入路として、林道千保線、森林基幹道苓北天草線が利用されるため、拡幅計画や樹木の伐採があると聞いています。この林道は、完成後数十年、かなりの年月が経過していますが、町への所有権移転登記は完了しているのかお尋ねをします。

２点目に、風力発電関連工事の関係区間に、未登記の土地がもしある場合、所有権と風力発電関係事業者との兼ね合い、拡幅改良後の現状回復計画等、町としてどのようにお考えかお尋ねをします。

また３点目に、同じく、敷地内に未登記が存在する場合は、風力発電所の構想について、当然、一番最初に町にその打診があっていたと思われますが、所有権移転登記が放置されていた理由は何かお尋ねをいたします。

４点目、町有林道の全路線の分筆登記、所有権移転登記は随時行われておりますが、その進捗状況についてお尋ねをいたします。

以上、質問いたしますが、回答内容次第では、自席において一問一答方式により再質問させていただきます。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　只今の松本議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、１項目目のインターネットやスマホでの町づくりについて、４点の質問がございました。

１点目は、光ファイバーを使った通信網の有効活用により、インターネットの回線

使用料の低額化はできないものかとのことであります。苓北町では、平成２１年以前、町内のブロードバンド環境については、一部でＡＤＳＬサービスが提供されているほかは、ナローバンドエリアであったため、町内におきましてもインターネットの接続等に時間がかかるなどの較差が生じており、地域住民や事業者から高速インターネット回線の整備についての要望がありましたが、サービスを提供する民間の事業者は、採算性を理由に算入が見込めないというお考えでありまして、これは算入が見込めない状況でございました。このため、民間事業者の算入が見込めない地域では、自治体が光ファイバーなど通信網を整備し、整備した施設を民間に貸し出すなどして運営する手法が全国的に拡大しつつありました。

このようなことから、苓北町におきましても、ＦＴＴＨ方式・光ファイバーケーブルにより、高速で安定した通信環境を構築する家庭向けのブロードバンド回線サービスを整備することといたしました。整備につきましては、町が通信環境網を整備し、通信網を民間のインターネットサービス事業者に貸与・運営させる公設民営方式とし、サービス提供事業者を公募し、公募した結果、九州通信ネットワーク株式会社、現在は株式会社ＱＴネットと契約を行っております。なお、契約にあたりましては、サービスの内容等についてプレゼンテーションを行い、インターネット契約１件当たり２，０００円（税別）を貸付料として納付することや、伝送路を２４時間・３６５日監視すること、年１回の定期点検、電柱移転にする場合は、それに伴うケーブルの移設等を行うこととしております。また、インターネット利用料につきましては、契約者が光電話とあわせて申し込むと、他の電話会社等の料金より低額になるように設定されております。

次に、２点目のスマートフォン、携帯電話におけるＷｉ－Ｆｉ環境を町内全域に網羅できればとのことでございました。ご承知のことと存じますが、Ｗｉ－Ｆｉとは、パソコンやテレビ、スマホ、タブレット、ゲーム機などのネットワーク接続に対応した機種を無線でＬＡＮに接続する技術のことでございます。ＬＡＮにインターネット回線に接続するための機器（ルーター）が接続されていると、Ｗｉ－Ｆｉで接続した機器がインターネットに繋がる仕組みであります。

公衆無線ＬＡＮは、この仕組みを利用し、例えば、役場庁舎にルーターを設置し、そこから各公民館等に設置したアクセスポイント（無線装置）に接続しているので、各公民館等では、アクセスポイント、これ無線装置と訳せます。の無線電波が届くエリア内であれば、スマホやタブレットなど、Ｗｉ－Ｆｉ対応の機器はインターネットに接続が可能であります。

また、スマホや携帯電話で通信ができる仕組みを移動通信システムと申しますが、スマホなどの持ち運びや移動ができる端末上で、通話やインターネットなどのコミュニケーションを可能にするための「電波や無線を活用した仕組み」のことを意味しています。

「モバイルコミュニケーション」とも呼ばれています。最近では、４Ｇ（第４世代移動通信システム）とか５Ｇという言葉を聞くことが多いと思います。

公衆無線ＬＡＮなどのＷｉ－Ｆｉを利用した通信との違いは、Ｗｉ－Ｆｉは限られた区域（無線電波が届く範囲）なのに対しまして、移動通信システムは、携帯電話の鉄塔から発する電波を拾う範囲ならどこでもインターネット通信や通話が可能なところであります。

各家庭におきましては、無線ＬＡＮ等でパソコンでのインターネットをご利用されているかと思いますが、届く範囲は広くありません。Ｗｉ－Ｆｉも同様でありますので、町内全域にＷｉ－Ｆｉ環境を網羅することや、携帯電話等でのインターネット接続の低額化のためには、そのための設備が必要となり、多額の経費を要します。有線によるインターネット利用や携帯電話によるインターネット利用は、利用者のニーズにより利用されるものでありますので、利用者負担が原則だと考えております。

なお、役場庁舎や各公民館など公共施設におきましては、随時Ｗｉ－Ｆｉ環境の整備を行っております。

次に、３点目の廃校や旧公民館等の有効活用等により、ＩＴ活用によるまちづくりはできないかとのことでございますが、ご提案のように、公共施設等については、今後、光ファイバーや無線ＬＡＮ等、インターネット環境の整備を行い、サテライトオフィスとして誘致することを進めていくこととしておりますし、空き家等につきましては、個人の転入者については、光ファイバーの整備に係る費用は免除しております。

４点目の通信網の管理運営については、伝送路及び役場内センター局の設備の保守管理は、株式会社ＱＴネットと委託契約を行っているところでございます。

今のご質問の中で、これを整備することによって、いろんな方々が苓北町で生活をしようと、事業をしようという考え方の方が増えられる。これはもうご指摘のとおりでございます。そういった意味で、我々もですね、学校の跡地とか、あるいは、ＫＤＤの跡地、今後、デジタル社会の到来の中で、国もデジタル田園都市構想を持ってですね、予算もだいぶ高額に考えておられるようでございます。これに我々も申し込んで、さらに設備のよい環境をですね、作り上げていきたいと考えているところでございます。

次に、２項目目の会計年度任用職員の仕事内容、責任の度合いについてであります。

まず、会計年度任用職員制度は、平成２９年５月２７日に改正地方公務員法が公布され、令和２年４月１日から始まっております。この法改正により、従前は、「嘱託員」や「臨時職員」と位置づけされていた非常勤の一般職員が全て会計年度任用職員に統一され、給与につきましては、報酬や賃金での支給方法だったものが全て報酬として支給することになっております。

また、同時に特別職の地方公務員に該当する職が整理されたことにより、特別職とさ

れていた「地域おこし協力隊員」や「外国語指導助手」、「公民館長」などの職が一般職の会計年度任用職員に移行することとなりました。

次に、会計年度任用職員の仕事内容や責任の度合いについてでありますが、総務省の「会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアル」において、会計年度任用職員が従事する事務は、任命権者またはその委任を受けた者の指揮監督下で行われる事務などとなっておりますので、正規職員のように担当業務をもつことはなく、任命権者または正規職員の指示に基づいて業務を行うこととなっております。そのため、責任の度合いは、正規職員よりも相対的に低いといえます。

しかしながら、非常勤であっても地方公務員になりますので、守秘義務や信用失墜行為の禁止、懲戒処分の対象になるなど、地方公務員法上の服務に関する規定が適用されることになります。

なお、任用に関しましては、できる限り広く募集を行い、試験または面接などの選考によるものとされ、年齢や性別に関わりなく均等な機会を与えることとされております。

次に、３項目目の町有道路敷きの町への所有権移転登記等についてであります。

林道施設の所有権移転登記の進捗状況につきましては、ご質問の林道千保線及び森林基幹道苓北天草線を含め全ての登記処理は完了しておらず、進捗率で申しますと約３０％で、２３２件の未登記がございます。

特に林道開設につきましては、当時は土地承諾をいただいた後は、登記手続きの完了を待たずに工事に着手、施工してきた経緯があり、開設当時から登記処理が進んでおらず、ここ数年、所有権移転登記のための丈量図作成に係る予算を計上し改善を図っておりますが、引き続き早期に完了できるようにさらに努めてまいります。

なお、風力発電関連工事の実施に伴います現道拡幅改良後の現状回復計画につきましては、今後の道路設計により、現状に合わせた拡幅等の工法検討がなされる予定で、工事着手から風力発電所運転終了による風車撤去までの期間、事業者において拡幅改良部分を含め維持管理をしていただくよう打ち合わせを行っております。

現在、事業者において用地交渉等が進められておりますが、事業の進捗に支障をきたすことのないよう、町といたしましても引き続き協力をしてまいります。

以上、松本議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　時間に制限がございますので、順をですね、質問どおりじゃなくて順をいくらか変えて質問をさせていただきます。

会計年度任用職員についてでございますが、会計年度任用職員について、仕事の内容、責任の度合いについてお尋ねをいたしました。任命権者の指導監督のもとで行われ

る事務などとなっており、正規職員のように担当業務もなく、任命権者または職員の指示に基づいて業務を行うこととなり、そのために責任の度合いは正規職員よりも相当低いというような町長のご答弁でございます。全ての会計年度任用職員がそのようになっているのでしょうかお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　私もこの会計年度任用職員がですね、公民館長まで渡っているのかと、同じレベルで考えてやっておられるのかということを知ったときに、ちょっとびっくりしました。やはり、これは一律ではないと思います。やはり、一般の昔の臨時職員等の皆様方と比べて、公民館長等はですね、これはもっとやっぱり責任のある大事な仕事だと思っておりますが、これは法律上こういうことになっておりますので、たまたま会計年度任用職員として一律に書いているわけでございますが、私どもの気持ちとしては、公民館長は以前よりも以上にですね、ますます責任の重い役割となってくると思っております。

そういった意味で、あと担当からも答弁があると思いますが、私の考えは以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　教育課長。

○教育課長（西川文孝君）　公民館長の職務内容につきましては、苓北町公民館運営規則に定めておりますが、主に、公民館事業の企画運営や管理的事務の統括や地域住民、諸団体との連絡調整、公民館の維持管理等が主な職務内容となっております。毎月公民館長会議を開催し、年間計画や活動状況等の情報交換を行いながら館長の職務の遂行に務めていただいているところでございます。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　そういうことであるならばですよ、募集自体も公民館の館長は任用職員じゃなくて別の方法で募集すべきじゃなかったかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　教育課長。

○教育課長（西川文孝君）　先ほど町長のほうからも答弁がありましたように、会計年度任用職員につきましては、地方公務員法の改正に伴いまして、令和２年度から新たに設けられた非常勤職員の制度でございます。そういうこともありまして、令和２年度から公募を行いまして採用をするようにしております。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　そうした場合は、広報れいほく２月号で募集した内容と、今ここで皆さんからお聞きしているものは内容が全然違うということでございますね。これは破棄してもう１回やり直すということでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　町長のほうの答弁でありましたけれども、今回は、公民館長が会計年度任用職員ということで、制度に伴い広く募集するという中で、町内全域にわたっての公募ということをとらせていただいたところでございます。本来ならば、町長のほうでお話がありましたように、一般の会計年度任用職員とはやはり違うのではないかという中で、今回、都呂々地区でございますが、館長がお辞めになられるということでございましたので、まずは地域を一番ご承知の都呂々地区の方から募集をまずすべきであったと。その中で、もし募集がなければ、町内全域にかけて募集をするというふうな手法をとったほうがよかったのではないかということで考えているところでございます。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　よかったんじゃないかと、悪かったならば、本来ならば町民の方々にこのような募集がいっとるわけですから、それで応募しとるわけですから、あるいは応募してないかもしれない。そういったことで優秀な方々が出てこられないかもしれん。そういうことであれば、根本的に間違っとっとじゃなかろうかと今、私は説明したわけですけれども、そこら辺どうですかね。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　私も先ほど申し上げましたように、これを一列に、同列にですね、並べて採用するというのはちょっと違和感を感じました。担当のほうでは法律的に同等だからということで出したということでありますが、しかし、やはり公民館長というのは責任上ですね、我々、特別公務員の我々と同等に扱われるべきものであったと、私は考えております。ただし、制度上の問題で公募をするということを与えられておりますので、それはやはり職員の担当がですね、公募ということでしたんじゃないかと。できれば、別欄で公民館長とほかの任用職員は募集するべきであったなと思います。私の思いはそうでありますが、制度上、法律上は全く一緒になっているということでございましたので、それはそれでそういう解釈もあるのかなと、違和感を感じているところでございます。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　町長自体も全く間違っておるとじゃなかろうかという認識があられます。そういうことであれば、元々町民自体に嘘の形で募集しとっということでしょう。町長の考え方とは反して、なぜ町長にじっくり、町長としっかり協議をしながら、別の枠で募集をするということはできんじゃったですか。できるはずでしょう。こう下んほうに公民館長をまた別途求めるというようなことで書けばよかっですから。そこら辺もう１回、今の総務課長の答弁、あるいは教育課長の答弁も、私が聞いているのと全

く反しておりますので、これは間違っとっとじゃなかったかということを私は言うておりますので、間違っとっとなら間違っている。今後募集をし直すならし直すとはっきりしたところ簡単に言うてください。私、時間がありますので。そがんまわりくどくはいらんとです。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　気持ち的に捉え方としては、私が言ったとおりだと思いますが、法律上、制度上はですね、そういった扱いをするにしてもこれは間違いとは言えないと思います。ただ、そうすべきであったんじゃないかなと、私は感じたということだけでありますので、職員が間違っていたということには当たらないんじゃないかと思います。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　そういうことであればですね、この公民館の規則の中に、運営規則の中に、主事はですね、主事に公民館長が命令をして、いろんな事業をしなければならないということになっていますね。先ほどの総務課長のお話の中では、そういったことはできんと。当然上に、町の一般の正規な職員がおって、そして、会計年度任用職員には命令しながら仕事をやっていくんだということでございますので、そこら辺はどうなりますか。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　これは当然のごとくですね、教育長、あるいは教育課長、担当の公民館を担当する職員、この皆さんがですね、公民館長の仕事についてもしっかり指導もしながらですね、公民館長の役割を遂行させていただければと、そういうふうにきちっと管理をし、関連していくのが筋だと考えております。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　館長の職を申し上げますと、この条例ですよ、規則ですよ。町で定められた規則を言いますので、「公民館長は、公民館の管理運営に関する事務をつかさどるとともに、公民館の行う各種事業の企画実施その他必要な事務を行い所属職員を監督する」となっとっとですよ。所属職員を監督する。その下にですね、主事があります。２番目に。「主事は、公民館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる」となっとっとですよ。館長が主事に命令して、主事に仕事をさせろということになっとっとです。そういうことはでけんとでしょう、先ほどのこの国の決まりとか何かになれば。国の決まりですよ。国の決まりは、そのそこまでできんと、監督下で簡単な仕事しかさせられんということを、今、町長申し上げられましたね。答弁の中で。そういうことであれば、私は、公民館長を任用職員じゃなくて、主事を館長に格上げして、その館長として募集してあった方が主事として会計年度任用職員になるべきじゃなかかと、私は思いますが、それどがんですかね。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　これは当然、公民館長は、教育長、教育課長の管理の下で仕事をするべきだと私は考えております。そういうことです。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　それでは、教育長にお尋ねしますけれども、今のこの公民館運営規則の中で定められております。そこら辺の配分はどうなりますか。もし間違っておればですよ、公民館長を募集するとじゃなくて主事を募集するとですね。主事を館長に格上げせればよかでしょう。そうすればこのとおりいくとでしょう。この規則が定められておる。これ平成１７年にぴしゃっとして作ってあるわけですよ。私はこのとおりに何でできんかということを言いよるだけですよ。このとおりにできんかということだけです。それが今回、任用職員の募集の欄、これ広く町民に全部に行き渡っとるわけですから、それに虚偽の記載をしとっとじゃなかろうかて、その虚偽の記載をしとらんということならば、こっちはどうなっておるのかというとを聞きよるだけです。

○議長（錦戸俊春君）　教育長。

○教育長（濵﨑敏和君）　失礼いたします。先ほど公民館長を会計年度任用職員へと、そこで選任を行うというのは、これはもう制度に基づいたものでございます。公民館長の職務は、只今おっしゃっていただきましたけども、趣旨、それから公民館の事業、その点につきまして公民館運営規則に定めてございます。これに基づいて公民館長は仕事をやっていくと。私どもは管理、公民館長の仕事に関しましては、管理をしていく、監督をしていくという責務を持っております。

主事といいますのは、公民館長お一人の仕事ではとてもとても回り切れないような状況もございます。公民館長の命を受けて公民館の、ちょっと言葉は不適切かもしれませんけども、公民館長を助けて、苓北町でいきますと、それぞれの地域の皆さんの福利、その他についてのお手伝いをさせていただくと。ですから、私どもの管理、監督の下に公民館長がおりますし、公民館長の管理監督の下に主事がいるというふうなそういう仕組みになっております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　なっておるということでございますが、全く現場はなっとらんとじゃなかですかね。現場に立ち寄られたことありますかね。現場サイドにおいては、今はもう会計年度任用職員ですから、私は２時半までですから、館長はですよ、私はおればよかっですもんというような考え方がおいでになりますよ。ところが、今度はこの主事にせろ、公民館長が命令せんば動かれんもんなということになったっじゃなかですか。町の仕事自体をあまり軽視しとるということですよ。町民のためになっとらんとい

うことですよ。今の館長は会計年度任用職員だから、私たちはおって言われたとおりせればよかっですもんなて、言われたとおりする。何を言われたとおりしよっとですか。しよらんでしょう、言いよらんでしょう。各館まちまち、私はずっと各館まちまちだったとずっと言ってきましたけれども、私は、今の館が町長、教育長おっしゃるとおり、公民館を主体にして地域が活性化して本当に和気あいあい過ごしてあれば何も言いませんよ。ああいいなと、こっでもよかっばな。だからあえて言うとですよ。現場見られたことあっですか。現場はどうなっておりますか。各館の。良いところもありますよ、悪いところもありますよ。良いところはよかですねって言われる。悪いところの館の町民はどうなりますか。責任感じられたことありますか。ここでの答弁だけじゃなかですか。口先だけ。今後は、そこら辺ぜひ見直していただきたい。

それから、あるとするならば、規則が定めてあるわけですから、規則どおりにやってください。そうでなからんば規則を改正して、先の臨時議会あたりで出してから規則を改正すればよかっじゃなかですか。何もしなくて、もし、私がこれに目を届かんならば１年間まったく平々凡々ですよ。責任感じられたことありますか。もう１回お願いします。

○議長（錦戸俊春君）　教育長。

○教育長（濵﨑敏和君）　それぞれの公民館にはですね、それぞれの地域の方をという形で、従来は区長さんの推薦に基づいてというのがございました。今回、制度に基づきまして、全町民の中から募集をするという形になっております。

今回、たまたまですね、都呂々地区の公民館長さんに関しましては、辞意を表明していらっしゃいましたので、お一人の募集というふうな形にはなっておりますけども、都呂々地区に関しまして、都呂々に最も詳しい方が応募いただければなというふうに思いますし、そのような方にお願いできればというふうに考えてもおります。

また、これまでの公民館長さんのお仕事でございますけれども、前回も申し上げましたように、それぞれの公民館が全く同じことをやるということは、これはあり得ないというふうに私は考えております。それぞれの地域の中での公民館長さんをお願いしてきたというのは、最もその地域を知っていらっしゃる。地域に応じた活動をやっていただくという、そういう考え方のもとにこれまでも公民館長は決められてきたものだというふうに思いますので、それを尊重していきたいというふうに思います。

ですから、原理原則としては、それぞれの公民館揃っておりますし、運営審議会の中でも足並みを揃えてやっていこうというふうになっておりますけど、具体的な方向性、具体的な事業としては、それぞれの違いがあってもそれは当然ではないかなというふうに考えております。

また、これまでの公民館長さん、限られた時間の中で精一杯やっていただいてるとい

うふうに私のほうは捉えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　いつもですね、言い訳だけですよ。現状と全然おうとらんと。今までがこういうことであるが悪かったというような答弁は１回もなか。地域の住民の方々にあまり進展のない公民館活動をしていただいているということであれば、今まで教育長が言いよった口先だけであって浸透しとらんということでしょう。もう１回ですね、反省の弁もですね、言うところは言うような形でして、改正するところは改正する、そういった形をぜひ捉えてください。

総務課長、そこら辺、副町長、町長も一緒ですけれども、そこら辺はですね、十分にですね、地域を見て、この小さい地域ですので、見て行政を行うというように、特に公民館行政というのは大事ですよ。今から高齢者社会、あるいは過疎になっていくとにですね、そこら辺をですね、十分にして、悪いところは悪いから訂正するということで堂々とですね、言いきれるような人を任命してください。

次に行きます。

道路敷きの移転登記の件でお尋ねをいたします。

この未登記があるということでございます。これは全体的に７０％がしてないということですか。あるいは、その今後関係するところのだけが７０％ですか。

○議長（錦戸俊春君）　農林水産課長。

○農林水産課長（宮﨑良成君）　町長の答弁でありました、進捗率３０％というのは、林道にかかる分でございます。林道全線にかかる分でございます。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　それで、今回関係路線についての未登記はどのくらいぐらいありますか。

○議長（錦戸俊春君）　農林水産課長。

○農林水産課長（宮﨑良成君）　今回の風力発電事業でどの部分がその拡幅等対象になるのかというのがちょっとはっきりしませんので、その林道の未登記分だけ申し上げますと、千保線が４８カ所、森林基幹道が１５０カ所でございます。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　この構想があってからかなり期間があっとですが、そこら辺から何で手付けられんとか、そこら辺の理由を聞いたっですが、そこら辺の理由は全くなかったですけれども。

例えば、風力発電所がここにもうくるんだと、ここを通るんだということであってから、そのまま放置してある。本来ならば、ああここは通っとだから早めにやっぱり登記

をせななら んばい。個人の分もあっとやってというような思いはなかったでしょうか。もう何年もなりますでしょう、風力発電所がここにくるとなって、１年、２年なってしょう。それから、何件かさしたですか。

○議長（錦戸俊春君）　農林水産課長。

○農林水産課長（宮﨑良成君）　この都呂々の風力発電事業の構想が持ち上がった時期というのが、私が当時、農林水産課におりませんでしたのでわかりませんけども、そのとき、その町にどのような対応、また指針があったのかというのはちょっと私のほうではわかりません。その辺も含めてですね、前課長からのその登記部分、風力発電事業に関してのその引き継ぎも受けておりませんでした。その後、私が元年から今の農林水産課を担当しているんですけども、それまで未登記部分の解消というか、なかなか進まない中で、一応令和２年度には一応１２件登記をさせていただきました。今後も町の財政の都合もありますけども、できるだけですね、この未登記が解消できるようにですね、引き続き予算の計上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　私はそういうことは聞いとらんとですよ。風力発電所がくる。きてそこを通るということになって、わかってからもう何年もなるわけでしょう。そこら辺なぜ放置されていたかというのを聞くとですよ。なぜ、どうして。それは、私は知らんじゃったじゃなくて、私は、農林水産課に聞いとるわけじゃなかです。町全体として聞いているんですよ。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君）　回答が重複いたしますが、財政サイドとして答えさせていただきます。

本レノバの経過につきましては、平成２９年６月に１回目の議会のほうに説明をさせていただいて、全体的な説明をしております。

開設の当時から登記処理が進んでおらずということは、町長の答弁にありましたが、先ほど町長及び農林水産課長から説明あったとおり、所有権移転登記の丈量図の作成の予算計上を毎年やっております。引き続き、早期に完了できるように財政サイドとしても考えていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　この事業は高額な補助事業でつくられたものと思うとですよ。土地の所有者とかつぶれ地とか何かがぴしゃっと設計上になからにゃできん工事じゃなかったかなと思います。普通の林道となれば山を押し合ってですね、適当に作った後に林道にしてくださいとかいうことでありますので、そこら辺は確かに通ってからやりま

すということになっとると思いますけれど、この２路線について、特に森林基幹道についてあたりにははっきりした、やっぱりぴしゃっとした丈量なんかあるはずですよ。もう、うしのうとっとじゃなかっですか。あるはずですよ。これはぴしゃっとした設計しとるはずですよ。お答えをお願いします。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君）　当時の丈量図は三辺法ていいまして、ございます。今現在、登記におかれましては、座標のほうで全筆測量という形で法務局に所有権移転分筆登記を行います。その費用に関しましては、昔に比べますと高額な費用になっております。それを町といたしましても計画的に予算を計上して、先ほど申し上げました千保線の４８カ所、苓北線の１５０カ所を順次測量、当然、図面をやり直しをしなければなりませんけど、その分を計画的にやっていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　私が言うのは、町としてですよ、町として工事にきてくださいというくらい一生懸命やるじゃなかですか。今まで私の考えでは、例えば、シームレスの、あるいはボンディーヌ、あるいはいろんなことを聞きますけれども、相当やっぱり土地は提供しましょうとか、いろいろ、今回も養殖場、志岐のほうにできる養殖場あたりについても相当町長あたりも現場に、交渉なさって一生懸命やっておられるじゃなかですか。なぜそっだけ一生懸命やるのにですよ、あるいは、海岸、要するに、運搬のための道路もそれに引っ掛けてやっぱりつくってあるというような一生懸命なことをまずやらないかんとですよ。これに対しては、道路の分筆登記もされてないと、放置されて、ない。それから、お尋ねしますと、もう業者があとはもう風力発電所のある限りは業者が管理するとかいうような曖昧なことを言われましたけれども、どのように管理すっとですか。もし事故があったらどうなっとですか。もし悪かというならどこに言えばよかっですか。風力会社に言うとですか、町の管理しとる林道ですので町に言うとですか。そこら辺ずさんじゃなかですかね。そこの風力については。お答えをお願いします。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君）　登記のできていない理由といたしましては、先ほど町長答弁ありましたけど、林道開設につきましては、当時は土地の承諾を所有者の方からいただきまして、登記の完了を待たずに工事に着手したという、そういう原因で遅れているということがあります。

２点目の道路の維持管理でございますが、現在、林道が通っとる部分の拡幅部分につきましては、当然、風力発電会社のほうが維持管理をなさっていくように打ち合わせを行っております。当然、林道本体につきましては、町も当然管理をしていきます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　この先ほどの答弁では、工事着手から風車の撤回まで維持管理は業者のほうでやっていくということじゃなかったですかね。そうすれば、そこの私は、今後あくまでも町道林道として開設してあるでしょう。事業者で管理するとなれば相当な額になると思うとですよね。

それとあわせて、そんなら坂瀬川のほうに建っております、そこら辺も同じようなやり方ですか。同じ風力発電所ですよ。そこら辺の兼ね合いはどうなっとですかね。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君）　今回の都呂々地区の分は、林道の例えば幅員が６メートルといたしますと、拡幅を１メートル、１メートルして８メートルと、例えばですね、道路で今回風車の運搬等を行っていただきます。そこの管理の線引きはなかなか難しいところですが、林道は当然町が管理をいたします。当然、その拡幅部分は今度の風力の業者さんで管理をしていただくということになります。ちょっと坂瀬川のほうの風力については、ちょっと私が把握しておりませんので、すみません。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　本来ならば同じ施設ですので、同じやり方でやるのが、我々から見たら当然だと思いますよ。お宅たちの行政の面からこっちはよかごて、こっちはよかごて、ここはどうのこうのていうようなことだろうと思いますけれども、それでは町民納得せんですよ。同じ立場でやっていただかんば。

それから、もし拡幅改良したりなんかしたあたりもあって、そのままそこら辺については業者が責任を持ちます。今までのところは、町がやりますよということでしょうけれども、そこが私はぴしゃっとした登記をして、路線もぴしゃっと書いて地図上に載せてなからんばできんとじゃなかろうかというのが私の最初の問題の発端なんですよ。そして、もしそこで事故があったときには、どなたが責任を持つかということですよ。町がもつのか。そこら辺の文書的なやり方とか何かできとりますか、お尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君）　今の件につきましては、当然、土地の売買契約は済んでおります。けど、土地の最終的な所有権移転が済んでない状況でございます。

事故等の責任でございますが、林道に関しましては、今まで通りの町が管理をしなければなりませんので、当然町の責任になると思います。工事期間中につきましては、町と最終的に進出される風力や電気業者さんと協定等を結びながら適正に管理を行い、事業の遂行をしてやっていただきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　坂瀬川のほうの関連もあろうと思いますのでですね、一方的に

こっちはしてこっちはせんということもできんと思いますので、やっぱりそこら辺を見比べてですね、ぴしゃっとした、どこでも通用するような管理体制をとっていただきたいと思います。

それからですね、今、分割も登記もしてないということでございますが、町は税金とか負担金とかですね、使用料等は町はとって取りきっとですよ。払わんば督促をかける。これ税金あたりはどうなっととですかね。７０％してないということでございますけれども。

○議長（錦戸俊春君）　税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君）　未登記部分の固定資産税ということでお答えをさせていただきたいと思います。

土地課税台帳のほうの台帳の地籍から買収された地籍を差し引いて個人の所有者の方には課税をさせていただいております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　それで今も全部いくらか、そこら辺の面積ば差し引いてあるということですね。そしたら図面なできとるということですたいね。私が言うのは、その道路の未登記がある、いっぱいある。それから、拡幅してどうのこうのしとっとこがある。そこを見込んで税金はかけてなかいかと言ったです。

○議長（錦戸俊春君）　税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君）　一応、未登記の部分につきましても、全体の台帳面積ですね、台帳面積の中から用地買収で林道用地として買収した面積がございますので、登記で分筆してなくても固定資産税の課税上はそれ分を除いて、残りを現況の地積面積ということで減らしたところでですね、固定資産税は課税をさせていただいております。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　そのおおよそそれで掛けてあるということですかね。ぴしゃっとその面積を出してから課税してあるということですかね。そうしたら図面もあっじゃなかですか。農地はなか、こっちはそっで課税しよるて、矛盾が生じるじゃなかですか。それはいい加減ですよ。今、丈量きってどうのこうのするというのは一番最初言われたじゃなかですか。そうでしょう。それが銭がなかからしとらんということだったでしょう、最初から。片一方はそれで面積があがっとるから面積出すのは丈量きらんば面積出んとですよ。出ますか。それで私は今臆測で、おおよそば掛けとっとか、いや、おおよそじゃない、ぴしゃっとしたとがありますよということですよ。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君）　先ほど答弁したのと重複いたしますが、丈量図がござ

いまして、それに基づきまして売買契約書を交わしております。その面積を基に税務住民課のほうが非課税ということで、その分を抜いて、例えば、山の一部１００㎡ございましたら、１，０００㎡のうち１００㎡を税金を掛けない方向で９００㎡分を例えば課税をしている状況でございます。三辺法による求積図もあります。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　今ここで問題になっとるのは、ずさんな管理体制なんですよ、町が。それが今こういったことで発覚してきつつありよるわけですよ。ぜひですね、ばちっとしたやり方をやってください。そして、私たちはここで言わんちゃよかっですよ。私たちは町の方針はどうするかと、そっちのほうば聞けばよかけん、時間もそがん何も要らんとですよ。何で町のずさんなやり方、館長の問題も一緒でしょう、この問題も一緒でしょう。ずさんですよ、今、でしょ。そこら辺、そうすれば私たちは何も言わんちゃよか、頑張ってくださいて、それでよかっですよ。注意してください。町長、よろしくお願いします。

それから、インターネットでございますけれども、私はこれに相当時間をかけようと思っとったですけれども、このですね、他町にないまちづくりをしてくれろとかなんかで、これからこういったことでしますよということを私は聞きたかったんですよ。それが一つもなかった。それについてもう１回ですね、例えば、インターネットができるように、あるいは、もしインターネットをする方には、１，０００円ずつ補助しようと、５，０００円ずつ補助しよう、町内においでになったら全部しようと、１カ月しようと。あるいは、Ｗｉ－Ｆｉの環境が整うと、すぐに整いますと。例えば、熊本なんとかＷｉ－Ｆｉとか何かありますでしょう。それを網羅しますと。お金があったらそれに使います。そして、住みよいまちをつくって、そして１人でも多くの若者が残ると、若者が１人でも来てくれらるようなまちづくりをしてくださいということでお願いしたっですけれど、それに対しては１つもありませんでしたので、そこをですね、１点。まだいっぱい作ってきたですけれども、時間がですね、あまりにももう言い訳ばっかり聞きましたので、ぜひですね、そこら辺の考え方を。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　作成した答弁書にはなかったんで、私が最後に申し上げたとおりです。松本さんのご質問で諸々の整備をして、そしてその中で移住者を増やし、居住者を留めていくということについては、諸々のこと考えています。具体的に申しますと、先ほど申し上げましたとおり、デジタル田園都市構想が起こっております。その予算に対してですね、今お願いもしております。ＫＤＤをちょっと多額の金をかけてそれを使ってですね、デジタルを使って多いにふるさと納税を頑張ろうという会社に貸すつもりでもあります。そして、また富岡城の景色のいい東角櫓を今度は環境省の予算でワーケ

ーション、これは今また申し込んでいるところでもあります。そういうことでですね、具体的に一つ一つをつぶしながらですね、松本さんが今質問なさったようなことが実現できるように頑張ってまいります。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　もう１点ですね、時間がちょっとありますので尋ねますけれども、苓北町ではキューネットでここに光ファイバー引いてありますから、他の業者から、例えば、ソフトバンクとかいろいろありますけど、その人たちはなかなか私たちインターネット使うと思えば、もうそっちはしてくださいということで、ただ、そっちが安かところがあっとですよ。今、キューネットよりも安い。これだけ１０億円もかけた金がですよ、かけとって、キューネットが借っとって、月２，０００円、苓北町にひかせれば事業所は相当金はいるわけですよ、事業所は。もう少し安くしていただくように交渉はでけんもんでしょうか。もう本当、今、ＮＴＴ関係、ａｕ関係いろいろありますけれども、それとソフトバンクいろいろあります。Ｙモバイルとか何かいろいろ、極端にもう今安くなっております。しかし、今、キューネットは高い。ここの施設をつくっとって高い。そういった現況でございますので、ぜひですね、もし同額となれば、町民の方にですね、２，０００円いただいとるということでございますので、毎月２，０００円じゃろ、１年に２，０００円じゃろでも取っていただいて、それをそのネットを引っ張っている方に還元するというような手立てをしてください。

そしてですね、福岡県とかではですね、このインターネットテレワークリモート活用によってですね、福岡の市内からですね、地方にきとる方がだいぶん人間が多くて、ある町ですよ、もう町の名前、多分ご存じだと思いますけれども、言いませんが、受け入れて体制を充実して町がそうな栄えとるところがあります。

それから、ちょっと山奥ではございますけれども、山奥と言えば失礼でございますけれども、長野県だったと思いますけれども、ではですね、相当過疎だそうです。そこでですね、過疎地では、もうケーブルテレビを使って、いつもケーブルテレビを使ってその品物を注文して、これもスマートフォンで注文して、そのスマートフォンで注文したのをですね、ドローンで配達するという施策がもうできよるということですよ。そういったことでございます。

それでですね、既にここ苓北町は回線が、立派な回線があるわけですから、それ以上の施策をですね、ここにしていただければ、今、町長さんおっしゃっとったように、ＫＤＤどうのこうの言わんちゃよかっですよ。もう全部がですね、全部をそういったことで網羅していただいて、ぜひ１人でも２人でもですね、若者が住み着くようなまちづくりをしていただきたい。そう思っております。

終わります。

○議長（錦戸俊春君）　答弁はいいですか。

○５番（松本良人君）　終わります。

○議長（錦戸俊春君）　これで、松本良人君の一般質問を終わります。

ここで１１時５分まで休憩をいたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

休憩　午前１０時５０分

再開　午前１１時０５分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（錦戸俊春君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

通告２番、髙戸幸雄君。

○４番（髙戸幸雄君）　通告２番、４番議員、髙戸幸雄です。議長から一般質問の許可を得ましたので、通告内容に従い、質問を行いたいと思います。

春３月、日に日に暖かくなっていく感がする今日でございます。熊本県においては、新型コロナウイルス対応のまん延防止等重点措置が新規感染者数と病床使用率は減少傾向にあるものの、依然として高い水準であるとし、２１日まで延長が適用されました。本町、苓北町においては、病院と医療従事者及び行政をはじめ、関係機関、また、町民お一人お一人の方々の感染防止に対する対策への努力により、感染者が少なく、熊本県でも今回をもって重点地区解除となり、一日も早く元の状態、普段の生活に戻ることを願うところでございます。

なお、好材料として、菊陽町に台湾のＴＳＭＣの進出が決まり、周辺自治体のみならず、県内各地において企業誘致の好機と捉え、関連企業などに働きかけを行っているとの報道がされているところでございます。

本町、苓北町にあっては、安定した電力供給の町、電気のふるさとの町とし、早急にこの機会にアンモニア混焼の問題をはじめとし、九州電力と協議を行い、関係機関に対し要望活動、行動を起こす必要があるのではないかと思います。よって、その取り組みを要望するところでございます。

私たち第１７期議会議員にとっては、最後の当初予算審議の議会となりました。私は、従来に増し、慎重審議で望み、活発な議会になるよう務め努力する考えでございます。

それでは、早速、本題に移りたいと思います。

私は、今回は、最初に、今後の白木尾台地法面崩壊防止工事について、２つ目に、水田活用直接支払交付金の見直しについて、最後、３つ目に、簡易水道及び下水道特別会計の今後について、以上の３項目について質問し、町長の見解をお伺いいたします。

それでは、最初に、白木尾台地法面崩壊防止工事について質問を行います。

このことについては、先の第７回議会定例会の中心議案とし、そして、第８回議会臨時会における再議に付された案件として、今までない重要案件として審議がなされました。結果、否決となり現在に至っていることについては、皆が知るところでございます。一段と思いのある事柄であると解するところでございます。

その後の経過については、工事用土地所有者・地権者より預かっていた土地使用に係る承諾書を返還したと伺っていますが、相違ありませんか。

なお、よもや否決された案件であるため、白木尾台地法面崩壊対策事業については、白紙とし、今後、町としては本事業には取り組まない方針であるという考えはないと思いますが、いかがでしょうか。

本事業は、令和２年度まで行った防災・減災、国土強靭化緊急対策を前提に、令和３年度以降、国土強靭化施策該当事業となると事業期間は５カ年とありますので、今後、関係者に再度の説明期間を含めても、事業の執行は十分可能であると考えているところでございます。

私は、予算の原案には反対いたしましたが、本事業の重要性を認めているがゆえに再検討を願い、あえて修正という方法に賛成をいたしました。

以上のような事柄を含み、今後の取り組みについて町長の見解をお伺いいたします。

次に、水田活用直接支払交付金の見直しについて質問を行います。

昭和４５年政府米買入限度の設定と自主流通米制度の導入、一定の転作面積の配分を柱とした本格的な生産調整が開始されたことについてはご存じかと思います。

まさに、農業の構造そのものの転換を図る政策の開始であったと考えているところでございます。

制度そのものは、「農家の自主的な取り組み」という立場を取りながらも、転作奨励金と言う補助金を用いて推進する一方で、稲作に関する土地改良事業の一般的な補助金については、転作面積達成を対象要件とするなど、まさにアメとムチを兼ね備えたものであったと解するところでございます。私は、当時、担当課の職員とし、平板を担ぎ中山間部等の作付けがされていない水田減反の一筆調査に当たった経験を持っております。

また、青刈り対策については、まだ実ってもいない稲をあえて刈り取る一方、現在、推進しているＷＣＳ用の稲については、結実後刈り取る。両方とも正しい政策というものの、私は、これが現実であり、致し方ないと思うと残念でなりません。

さて、今般、水田活用の直接支払交付金における交付金対象水田の取り扱いを見直すという制度改革が発表され、作付け農家に動揺が起こっております。作付け現場の課題を検証しつつ、今後、令和４年から８年度までの５年間、一度も水張り、水稲作付が行われない農地は、令和９年度以降交付の対象としないとあるようです。

ＷＣＳ用稲作付け農家は別とし、飼料作物作付け農家においては、作付現場の多くが

中山間地であり、交付金対象から除外されると荒廃遊休農地が多く発生するのではないかと解しますが、いかがでしょうか。見解をお伺いいたします。

最後に、簡易水道及び下水道特別会計の今後について質問に移りたいと思います。

さて、長年の懸案事項でありました、公営企業会計移行については、町行財政改革基本計画に基づいて対応されるようでございます。当町には、企業会計は相いれないとし、引き延ばしていたのが現状だと思っております。何故の企業会計なのだろうか、今のままでいいのではないか、ほとんどの町村は、収支が合うはずがないという結論がもたらしたのが引き延ばしであったのではないかと思っております。

水道の基金が、令和３年９月末現在で１，４７６万円でありますが、本年度、令和３年度においては、大口使用にあった会社の撤退、長引くコロナ禍の影響により、使用料金の多くは望めないと思っております。このような状況下の移行は、大変であると解するところです。

また、現行での一般会計と同様の電算システムの経理の使用ができるか不安を呈しているところでもございます。今後の予定、移行に伴う具体的な検討、取り組みをお伺いいたします。

以上で、最初の質問を終わります。答弁を得たのち、一問一答方式により自席にて再質問を行いたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　只今の髙戸議員の質問に答えさせていただきます。

まず、１項目目の白木尾台地法面崩壊防止工事についてでありますが、これは、土地所有者等への承諾書の返還についてどういう考えなのかということで聞いておられます。令和３年１２月２１日付け文書にて、議員皆様方の理解が得られず、本事業の実施を一旦見送らざるを得ない旨の詫びを添えまして、お返しをいたしました。

なお、同文書には、「改めて、白木尾台地農用地保全事業が関係土地所有者皆様方をはじめ、地域の方々のご理解の中で進められるように努めてまいります」と断言した文言を添えてあります。

前回の議会での否決を受け、土地所有者皆様をはじめ、地域の方々がどのように感じられ、改めて白木尾台地法面崩壊防止工事の必要性を真に願われるものかも確認のうえ、引き続きこの工事には対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、２項目目の水田活用直接支払交付金の見直しについてでありますが、議員ご承知のとおり、水田活用の直接支払交付金とは、水田で高収益作物、飼料作物、飼料用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図るための施策であります。主食用米の需要減少に歯止めがかからない中、水田機能を有する農地における主食用米から他作物への作

付転換を支援するものであります。

ご質問の交付対象水田の扱いの見直しにつきましては、転換作物における畑作物の作付けが固定化した農地については、水田ではなく畑地として利用していくことが適切であるとの考えのもと、畦畔や用水路等がなく水稲作付けが困難になった農地は、交付対象水田から除外するというものであります。

このことにつきましては、平成２９年からの現行規定における水田活用の直接支払交付金の交付対象農地にも既に明記されており、この規程を再徹底した上で、今後５年の間に、各地域において、これからの産地形成をどのように図っていくのかしっかりと検討してもらうこととなっております。

なお、苓北町におきましては、農林水産課及びＪＡれいほく営農課が事務局となり、ＪＡれいほく米部会を中心に苓北町農業再生協議会を組織し、水田活用の直接支払交付金をはじめとした経営所得安定対策事業に取り組んでおりますが、今回の見直しにより、農業者に不利益が生じることがないよう、あわせて、離農から耕作放棄地の増加につながることがないよう、個々の現場の課題を把握し、検証しつつ引き続き適切に対応してまいります。

このことにつきましては、我々もですね、直接熊本県、そして国の担当省にですね、足を運びながら、そして、国会議員の先生方のお力も借りながらですね、ぜひ農業者の方々の不安を少しでも解消できるように頑張ってまいりたいと考えております。

次に、水道、そして下水道、これが公営企業会計に移行するという状況がですね、本当に現実に近づいてまいりました。

議員ご指摘のとおり、公営企業を取り巻く経営環境は、人口減少等に伴う需要及び料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新経費の増大により厳しさを増すことが予想されます。

このことを理由にですね、今まで十数年間、我々も国の役員として、あるいは県の役員として、とにかく地方の実情をしっかりと把握した中でそういう指導をですね、なるだけ我々に寄り添った中で指導していただくようにお願いをしてまいっておりました。だいぶ引き延ばしができたんですが、なかなか本当の理解を得られない、これについては、非常に残念であります。

そういう中で、水道、下水道事業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、発生主義、複式簿記による資産及びコストを含む全体の経営状況を的確に把握した上で、中長期的な視点に基づく経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、公営企業会計へ移行する必要があるという認識を国は持っておられます。我々もずっと、皆さんご承知のとおり、経営に関しては、水道、下水道努力をしておりますが、やはり経営環境がですね、人口の減少等を含めてですね、非常に厳しいものに

なっている。都会と違ってなかなかそれを公営企業で移行して、なかなかそんなことができるのかと、非常に危惧をしているところでもございます。

ところがですね、移行に関する取り組みについては、元に返りますが、平成１９年度に国の簡易水道事業における地方公営企業会計移行を含む補助制度が見直され、時期尚早であると全国及び各都道府県の団体と連携して強く現行制度の維持に向けて要望活動をしてまいったところです。

その間、総務省におかれましては、地方公営企業法の適用に関する研究が平成２６年３月にまとめられ、地方公営企業法を適用していない事業については、平成２７年１月の総務大臣通知により、平成２７年度から平成３１年度までの５年間で、人口３万人以上の地方公共団体等における下水道事業及び簡易水道事業については移行、３万人未満の市町村に対しましては、できる限り移行するよう要請がなされております。

さらに、平成３１年１月の総務省通知では、人口３万人未満の市町村等についても平成３１年度から令和５年度までの５年間で移行するよう要請がなされたところでございます。

本要請は、各省庁とも連携されておりまして、社会資本整備総合交付金の交付要件につきましても、人口３万人未満の地方公共団体については、令和６年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していることを令和７年度以降の交付要件とするとされております。

以上のようなことから、有利な交付金を活用し、機器の更新等老朽化対策を進め、設備投資費用の低減を図るためにも、国の要請に基づき公営企業会計を進めていく、そういう必然性を与えられたわけでございます。

経理に使用する電算システムの質問については、一般会計と同様のシステムでは、複式簿記に対応することができないことから、固定資産、企業会計システムを新たに整備する必要がございます。

今後の移行に伴う具体的な検討、取り組み予定としましては、令和４年度から令和５年度の２年間において、固定資産調査及びその評価、法適化に伴う事務や必要な機器整備として、組織・体制の検討、関係部局との事務調整作業、職員研修、条例や規則等の整備、金融機関の指定、新システムの構築、新方式での予算編成、打ち切り決算、税務署届、総務省報告等の作業を進めていく予定であります。

本作業を進めていくためには、専門的で膨大な作業が必要となりますので、新年度予算案に水道、下水道、農業集落排水、特定地域生活排水処理事業の特別会計それぞれ、固定資産台帳作成業務と公営企業会計移行支援業務の委託料を提案させていただいておりますが、この件についても、我々は抵抗しておりました。今回、この予算をあげたに至ったのはですね、公営企業であるので一般会計からの注入はできないというような話

を聞いておりましたが、そこは工夫を国にもしてくれておりまして、一般会計からの投入はできると。ただし、複式簿記でちゃんと見るんで、無駄のないような状況をしっかり掴んでくれと、その中での一般会計からの投入は致し方ないというような制度をですね、直接入れるんじゃなくて、いろんな方法を考えてくれております。それとあわせまして、令和７年度からは、要するに、修繕とか修理とか、あるいはある程度の投資のときに、国からの補助がなくなってくると。これには非常に困ったわけでありますが、しかし、移行したらそういう条件は今までどおりだということでありますし、やっぱり水道と下水道というと、空気と水と一緒です。それをやっぱり運営していくために、我々は不安を持っておりましたが、ちょっと変わったのが、その複式簿記にして、はっきりとした公営企業になるという。ただし、実質的にはですね、今までどおりの一般会計からの投入もできるし、そういった意味でですね、少しは安心できたということで、今回の予算提案につながったわけであります。

それとあわせまして、水道会計におきましてはですね、まだまだいろんなところで修繕等の投資は必要でありますけれども、都呂々ダムからの借金も終わりましたし、そういった意味でですね、通常の運営ができるようになったと。下水道事業につきましても、通常の運営は下水道料金、ちょっと足りない点もありますが、大体できると。ただし、初期投資を国は返せるぐらいにならなきゃだめだと言っているんですが、初期投資はなかなかもうできません。はっきり申し上げて下水道料金、足りない分を少し一般会計から補っていただく、そういうことでやっていかないと、なかなか理屈どおりにはできませんので、そういった面では、簡易水道等はですね、ほかの町よりもちょっと条件が整ってきているということもありまして、今回、提案することにいたしました。

何しろそういう状況で、都会部分といわゆる過疎地域とのこの水道と下水道の経営は全く違うわけであります。その証拠に、熊本市では、県庁のすぐそばにガラス張りの立派な建物を建てています。下水道、水道の。あれはやはりあれだけの密集地で収益をあげられるから建ててるわけでありまして、そういったことも考えますが、しかし、人間は、水と水道、そしてまた下水道もですね、絶対に生活に必要であると、そのことを考えますときに、これは国の指導の中である程度今までに近いやり方でできるということで、賛同せざるを得ない、そういう状況であります。

議員皆様方のご理解のほどをお願い申し上げて、答弁に代えさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君）　髙戸幸雄君。

○４番（髙戸幸雄君）　それでは、早速、再質問を行いたいと思います。

まず、白木尾台地法面崩壊対策工事についてでございますけれども、本事業のですね、ちょっと重要性について、私も質問当初でも述べましたけれども、町長同様、また、関係者の皆様同様に重要性は認めております。だからこそ予算には反対したものの、再検

討を願っているということで討論にも参加をいたしたところでございます。

答弁の中で、承諾書返還にあたって、議員の理解を得られず、一旦見送ることとなったという文言を添えて、承諾書を返還されたということでございますけれども、まさにそのとおりだとは思っております。ただ、町長、今回の議会での否決を受けて土地承諾者皆様をはじめ、地域の方々がどのように感じられ、防止工事の必要性を確認した上で、引き続き対応してまいりますという答弁をいただきましたけれども、町長が言われるその意図といいますか、それが私にはちょっとだけ理解ができません。

再度その点についての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　この件につきましては、白木尾台地、これは非常に重要な地域であります。特に、あの農用地に関連して不思議とあの高いところに水が湧いてくる。最初は、我々は越波の影響かと思っておりましたが、越波が止められた以降でもまだどんどん崩れていく。こういう状況をみますときに、このままだったら農地も潰れていくかもしれない。そして、これはもう先の話ですが、長年経つともっと崩壊が広まるんじゃないかという思いであります。まずは当面の農地を保全していくということを考えますときに、この前、最善の方法と思って提案いたしましたが、残念ながらご理解を得られませんでした。今後はですね、そういった面では、農地の所有者の方々の思い、どういった整備ならいいのか。あるいは、本当にしてもらいたいのか。地域からも熱心な要望があったわけでありますので、なんだか他人事みたいに私は感じました。もっとこうやっぱり本当に必要性というのがあるのか、ないのか。意思を表示していただきたい。そういう思いも持っております。そういったことでですね、今回はしっかりとそういうご意見も賜りながら、そういう気が熟してきましたら適切な工法の中で、この防災対策を行わせていただきたいと、そういう思いの中で申し上げたところでございます。

○議長（錦戸俊春君）　髙戸幸雄君。

○４番（髙戸幸雄君）　はい、わかりました。そこが少しだけ私不安といいますか、持っていた関係でこのような質問をさせていただきました。質問内容が少しだけ不適切と言えば不適切になるかもしれなかったことをまずもってお詫びを申し上げたいと思います。

今、お聞きをして、私は改めてですね、やはりこの白木尾台地の崩壊対策防止工事は必要なんだということを思ったわけでございます。今後、許されるならばですよ、私もいろんな農業者の仲間もおります。いろんな形で少しでもその地区との兼ね合いといいますか、その中に入って今後進められるような会議といいますか、会合といいますか、そういったことに許されるなら参加いたしまして、関係者の方々の意見を今以上に取り入れながら、また、町に対する要望等についても、私自身も取り組みたいと思います。

ただ、私は、この問題が初めて議会に再議という方法で問題提起をされたわけでございます。ほかの町村の仲間にも聞くと、再議とはというクエスチョンマークが返ってまいりました。１０日以内に否決されたものをもう一度議会のほうにうたせて、もう一度審議をお願いしたいということのようでございます。１０日で議員そのものの考え方は変わらないと私は思いますけれども、先に再議により本事業の再審議を求められた行為、自治法の規定に基づきされたものでございますので、何ら異議はございませんけれども、議長、議決のときですね、議長から、議長が採決に当初から加われる制度、これに対しては、私は、今後の議会運営等についていくらかの影響があるのではないかという心配をしております。できるならば、決められたことでございますので、当然、議長も採決に加わるのが本当でございますけども、執行部におかれましても、議長が、自分自らが最初からその採決に加われるような方法といいますか、については、私、私見でございますけれども、クエスチョンマークを持っております。その点について今後は考えていただきたいかなと思い、あえて議長が採決に加わったことについて私見を述べさせていただきました。

最後にですね、私は簡易水道と下水道特別会計の企業会計への移行、町長のお考え方、私も町長の下で２年間、担当課長として水道、下水道の担当課に所属しておりました。その当時から町長は、「田舎にはなかなかこの制度向かないんだ」ということで述べられていた思いを知っております。そして、いろんな協議会等々の役職も兼ねておられましたので、その場の意見も先ほどから申されたとおりだと思っております。

今回の移行に伴う、アメとムチの政策。社会資本整備総合交付金を利用しながら各地の自然等の工事にあたっていく。一方では、やはり今回、決まった公営企業の移行、先ほど申し上げましたけれども、農業の減反政策と全く同じような政策が今回とられていくのではないかと、その点だけが不安でございます。

今後の経営環境を考えると、やむを得ないとは理解をいたしますけれども、まあやむを得ないのかなと、改めて思っております。

ただ、今後ですね、この公営企業に移行すると暫くの間、作業量、事務的に多くなると思いますけども、人的配置が短期間でもこれに伴う職員の増が必要になると思いますけども、令和４年度以降、何かそこの点について、課長のほうから変わったことがあったら発言をお願いいたしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　確かに、髙戸議員がおっしゃるとおりであります。私もこれは本当にやっていけるのかなて、ただ、１つの切り口があったのはですね、一般会計から投入できないと。当然、もう企業会計ですから、一般企業に町の金は出せないというのがあったんですが、そこに間に入る期間があって、その中で一般会計からの投入もでき

るということがありましたので、それではむしろ経営環境をしっかり見やすい複式簿記にした中でやるんであれば、むしろ今までより以上にですね、住民サービスの向上につながるのではないかという、そういう考え方であります。職員は相当忙しくなると思います。そこは、今、課長が答弁とか、思いを語ると思いますが、だからそこもしかし住民福祉の向上につながることを考えたら、我々公務員はそれに従ってですね、賢明な努力をすべきであると思っております。できない部分は委託をするとかですね、そういうことも考えながらよく担当等の意見も聞いて、今後ですね、この２年間の準備期間の中で、今までより以上にですね、経営効率がいい、この下水道と水道の事業になればと考えているところであります。

○議長（錦戸俊春君）　水道環境課長。

○水道環境課長（田尻　悟君）　只今の髙戸議員の事務作業部分の人的配置に関する質問でございますけれども、この移行に関する事務作業につきましては、業務委託のほかですね、固定資産とかの資料整理等の事務が増えてくると予測しております。そういった部分につきまして、令和４年度におきましては、会計年度任用職員にて任用していく対応と考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　髙戸幸雄君。

○４番（髙戸幸雄君）　運営についてですね、町長から一般会計からの繰り出しも可能だというご意見をいただきました。私、ほかの特別会計のときにもいつも申し上げますけれども、特に国保については、一般会計から繰り出しをということを申し上げます。今回のこれによって水道、下水道会計にもですね、一般会計からの繰り出しが可能だということでございますので、今後、もしそういった発言をする機会があったならですね、一般会計からの繰り出しをよろしくお願いしますということを度々申し上げたいと思っております。

ただ、今後、現在の水道環境課の中に一般会計と特別会計、これはシステムが同じでございますので、何ら都合は悪くないと思いますけども、今後、企業会計と普通会計となると、１つの課に同居するのはいかがなものかなと思います。このことについては、そこまで入れなくていいと思いますけれども、今後の行政改革等審議会の中でできるならば水道、下水道から一般会計に担当しております清掃等については除くといったらまた語弊になりますけれども、移行した会計への課のあり方が必要じゃないかと思います。

以上をもって、私の今回の全ての一般質問終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　この準備期間が２年間ありますので、作業をしながらですね、

そうすべきときはそうした中でまた議会にもご理解を賜りたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君）　これで、髙戸幸雄君の一般質問を終わります。

ここで午後１時まで休憩をいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時４４分

再開　午後　１時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（錦戸俊春君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

通告３番、浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　こんにちは。通告３番、７番議員、浜口雅英です。質問の相手は町長、質問形式は一問一答です。

質問事項１、安心して住めるれいほく。

質問要旨（一）高齢化社会への対応。

１、一般廃棄物の収集。

日常生活の中でどうしても排出される一般廃棄物の収集の有り様をお尋ねします。

町政年報によれば、町が収集する生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの一般廃棄物の総量は２，０００トンを前後しているようです。

令和３年１０月末の苓北町の人口は６，７６７人で、６５歳以上の高齢化率は実に４３％に達しています。高齢化世帯になっても当然これらの一般廃棄物は同様に発生するものと考えます。問題は、この発生したごみを自宅から各行政区の集積場所までの運搬手段が大きな問題の一つだろうと思います。

町内の世帯の中には、四世代、五世代の若い世代の家族と同居されておられるご家族や、高齢者だけのご夫婦、あるいは独居老人と呼ばれる世帯の皆さん方の取り組みです。手や足、腰など身体に不調をきたしておられ、日常生活もままならないと言われる皆さん方のこのごみ収集時の集積場所までの運搬はどのようになされているのかご承知でしょうか。

現在の町の施策からして、この町民の高齢化は現状の進行のまま進むでしょう。とすれば、高齢化と廃棄物排出の現象を適切に組み合わせる必要があります。例えば、集積所を増やすとか、特定の方を対象にした個別収集とか、そのほかにも多様な収集形態が検討されると思いますので、不法投棄をなくし、町が進めておられる資源循環型自治体のなお一層の振興のためにも、住民に寄り添った施策が求められると考えますがいかがでしょうか。

２、ヤングケアラーの現状と今後。

令和３年６月の第３回定例会で、安心して住めるれいほくの中で、「ヤングケアラーの実態把握と支援」として一般質問を行いました。

これは、ヤングケアラーと呼ばれる児童生徒の実態調査とこれに対する町の考え方と対応をお尋ねしたものでした。

ところで、町長も既に目を通しておられることと存じますが、令和４年２月の新聞に『中高校生で２．８％　家族世話　ヤングケアラー　初の実態調査』、それから、『「３５人に１人」も自覚なく』という見出しで、このヤングケアラーに対する県の実態調査の概要が報道されていました。この内容は割愛いたしますが、県では、来年度ヤングケアラーの相談窓口を設け、関係機関との連携を図るとされています。さらに紙面には、県内の男子高校生の実例も記されておりました。

第３回定例会での質問に対して、町長の回答は、町内４小学校、１中学校、１高等学校全ての学校で、該当するような児童生徒はいないという回答でしたが、現在も変わりはないのでしょうか。

質問要旨（二）町づくりと防災対策。

１、残土、伐採支障木処理場の現状と今後の取り組み。

令和３年７月に静岡県熱海市で大規模な土砂災害が発生しました。このことにより、同年９月現在で行方不明者１人、死者２６人にも達しているようです。関係者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。この災害では、梅雨前線による豪雨と、崩落個所の不適切な盛土が注目されています。

盛土とは、言うまでもありませんが、ご存じのように、土を盛って斜面を平らにしたり、谷や沢を埋めたりする工事です。この時、地盤の状況にもよりますが、基本的には、大雨等の対策として積み上げた盛土が崩れ落ち、災害等を起こさないように、例えば、コンクリート擁壁等による土留工や排水設備の整備が必要であるとされていることはご承知のとおりです。

土砂災害は、主に「土石流」「地すべり」「がけ崩れ」に分類されるようです。これらは、大雨などが原因で地山や盛土の土、石、砂等が崩れ、水と一緒に一気に流れ下る現象で、破壊力が大きく大きな被害をもたらすとされています。

さて本町では、処理量の少ない公共工事残土、町道や民地の支障木の処理場として、年柄地区、イゲ林の山地を利用しておられます。

これまでも本議会の中で、本個所が遠距離過ぎるとか、途中の道路整備が不十分であるとかを問題提起してきましたが、これらの懸案事項に加えて、先の熱海の土砂災害とは状況等は異なるのかもしれませんが、現場の処理管理に不安を覚えたのでお尋ねしますが、今後の当該個所の活用にどのような安全策を実施していくのかお尋ねします。

また、町内の民地や公道の支障木、少数残土の処置、現在放置状態の漁港、港湾等背

後地の堆積土砂はどう処理される予定なのか、あわせてお尋ねします。

質問事項２、いきいきと暮らせるれいほく。

質問要旨（一）水産業の振興。

平成３０年の漁業センサスによれば、漁業種類別経営体数の項目で、小型底引き、刺し網、釣り、その他漁業等に分類された数値が示されています。表の中では、総数が記載されていない個所や、種類別の数値が示されていない項目があり、漁業振興策の統計資料として効果があるのか首をかしげざるを得ません。

海面漁業生産統計調査では、平成１６年から平成３０年まで１５年間の魚種別生産量が調査されています。この調査表の最新数値とされる平成３０年を基準として１０年前の平成２１年と比較した場合、サバ類は平成２１年が４トン、平成３０年が５トンとなっていますが、マアジは平成２１年が５１トンに対して平成３０年は９トンに、マダイは１５トンが１１トンに、その他の魚類は６７トンが４０トン、その他の海藻類は６０トンが２０トンと、サバ類を除けばその生産量は大幅に減少しています。

これの理由には多くの事柄が想定されますが、一つには、後継者の不足が考えられるのでしょう。そして、近年、取り沙汰されている海の磯焼けの状況も大きな要因だと言われています。この磯焼けは、地球温暖化など多岐にわたる事案があげられると考えます。海浜へのアマモの植栽も効果があると言われていますが、これらの大きな課題に対して、どのような具体的な施策を進めようと考えておられるのかお尋ねします。

質問事項３、ふるさとと呼べるれいほく。

質問要旨（一）デジタル化への対応及び現状と今後の見通し。

デジタル時代の官民のインフラを整備し、国民目線でデジタル化の恩恵が行き渡る社会実現への取り組みを進めるためとして、令和３年９月デジタル庁が設置されました。

デジタル社会形成基本法をはじめ、デジタル改革関連法案が発表されましたが、私たち一般国民が一見しただけでは、その内容を容易に理解、把握することは非常に困難な内容になっています。

この中には、準公共分野のデジタル化として、生活に密接に関連し、国による関与が大きい健康、医療、介護、教育、産業インフラのデジタル化を進め、データの連携と活用のための整備に取り組む。そして、これにより個人ニーズに応じた最適なサービスが提供される豊かな国民生活を実現しますとされています。

つまり、デジタル人材の育成、確保によって、全ての国民がそれぞれの生活実態に応じて必要な要件を習得する環境を整備し、求められる人材の確保育成を図ることにより、目指すべき社会の実現を図るということなのではないでしょうか。

このような中で、国の施策の目的と実現のため本町においてもこれに対する部署を新設されているようですが、これへの具体的な取り組みをお尋ねします。

質問要旨（二）公有施設の有効活用。

２０２２年１月号の広報れいほくに「苓北町物産館、施設利用者を募集します」の見出しが掲載されていました。この施設は建設後数十年を経過しており、建設以来、これまでの間の借用者は何代もおられますが、いずれの方々も長期にわたる借用は少なかったようです。再度の貸し出しにあたって、老朽化等による不具合な箇所の調査、あるいは使用にあたっての安全性の確保、利便性の確認はなされているのでしょうか。さらに、施設の使用上、賃貸に関してこれの機能や運用に不備はなかったのかお尋ねします。

特に、他に公有施設としてこれまでも幾度となく利活用策の考えを質問してきた、白木尾地区に建設されている旧ＫＤＤの中継局舎があります。施設の安全、防犯等の目的と思われる敷地入口の進入禁止のトラロープは、地面に垂れ下がりその機能を果たしているとは言えません。購入後は歴史資料館とキリシタン関連の貴重な物品の展示がなされていましたが、富岡城跡に新たな資料館が建設され、そのことにより、歴史資料館として運用されていたこの局舎は放置されたままになっていますが、何らかの具体的な利活用策を検討すべきではありませんか。

他にも旧富岡温泉ホテル跡地や、旧中学校校舎等々の対応も不十分ではないでしょうか。また、景観の保持と防風防災のための東海岸、中学校に松の木が植栽されていますが、十数本が立ち枯れの状態になっており、これにも適切な対応をすべきです。

さらに、首塚駐車場は大型バス数台と普通車が１０台余り駐車可能ですが、トイレがありません。トイレは民間の施設を借りるという考えのようですが、歴史を中心にして入込客を呼び込もうとしている町の観光施策は、それでよろしいのですか。

町の財政も厳しくなっていく中で、これらの公有施設の設置状況、施設の運営状況の利活用を詳細に分類し集計して、今後の取り組みを具体的に検証し、町民に寄り添った効果的で意義ある施策の推進に努めるべきと考えますがいかがでしょうか。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　只今の浜口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、質問要旨（一）高齢化社会への対応について、一般廃棄物の収集についてでありますが、各行政区設置のごみ収集場所までごみの運搬が難しい要支援、要介護認定者のおられる家庭については、介護サービスの中で、訪問介護員による分別や運搬支援を実施していただいているところであります。

また、要支援、要介護の対象とならない高齢者等のご家庭においては、各区長様や町一般廃棄物処理対策推進委員、ご親族やご近所の皆様のご協力をいただきながら、地域の支え合いの中でこれまで実施をいただいているところでございます。

なお、ご承知のとおり、大型ごみにつきましては、令和２年度から各行政区が指定さ

れた地区収集場所に場所を変更し、実施しており、本年度においては、地域一帯となって高齢者等のご家庭を巡回し、大型ごみ収集を実施された地区もございました。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、苓北町でも高齢化が進んでいる中で、現在のような個別ケースごとの対応や地域の支え合いについても将来的には限界が心配されますので、町一般廃棄物処理対策推進委員会での現状把握や先進市町村事例の研究を重ね、これまでの地域コミュニティ保持についても配慮しながら、苓北町にあった高齢化社会に対応するため、地域の実情にあわせた収集場所の増設や推進員の増員などの対策も含め、適切な一般廃棄物の収集方法のあり方を模索し、そして、実施してまいりたいと考えております。

次に、ヤングケアラーの現状と今後についてであります。

現状につきましては、先般、町内の４小学校、１中学校、１高校、各学校関係者並びに保護者の代表者の方から状況の聞き取りを行ってまいりました。

その結果といたしまして、全ての学校で、現在のところ該当するような児童・生徒はいないとのことでした。このことは、先般来のご質問の回答と同じでございます。

次に、今後といたしましては、学校による各家庭の状況の把握並びに見守りの継続と学校から役場福祉保健課への連絡相談などに加え、各関連機関とも対応を協議するなどの連携を図ってまいります。

次の質問事項の１の２点目、町づくりと防災対策についてのご質問でありますが、町が残土等処理場として利用している年柄地区のイゲ林の町有地の安全策につきましては、改めて現地調査等を実施した上で、対策の必要性の有無を検討してまいります。

なお、公道の支障木、少数残土の処理につきましては、従来どおり、公共事業等で発生した残土、支障木等については、イゲ林で受け入れを行ってまいります。

次に、漁港、港湾等背後地の堆積土砂の処理についてでありますが、当面は、そのまま各施設において管理し、周辺に影響を与えないよう、土砂の敷きならしや雑草等の伐採を行って管理をしてまいります。

次に、２項目目のいきいきと暮らせるれいほく、水産業の振興についてであります。

苓北町の漁業は、数年来、漁獲量の減少に加え、燃油や資材の高騰も続き、漁業経営は厳しい状況にあり、このことから漁業従事者の減少とあわせ、高齢化が進んでいる状況にあることは、議員ご指摘のとおりであります。

漁獲量減少の要因の一つである「磯焼け対策」につきましては、水産基盤整備交付金を活用した磯焼け・食害対策事業の中でコンブ目アントクメを始めとし、母藻の投入を実施しており、あわせて、水産多面的機能発揮対策事業により、ガンガゼ等食害生物の駆除やスポアバックを利用したクロメの投入。また、苓北町水産振興協議会の独自事業として、トサカの母藻投入や水産研究センターと連携したヒジキの着床試験に取り組ん

でおります。

今後とも水産研究センターをはじめ、関係機関と連携を図り、他地域の取り組み事例等も参考にする中で、苓北町の海況に適した、海の状況ですね、適した母藻の投入及び食害生物駆除の事業を継続していくことで、藻場の再生を図ってまいります。

また、後継者不足対策につきましては、今年度、地域づくり夢チャレンジ推進補助金を活用し、農林水産業の人手・担い手不足の解消と関係人口の創出から苓北町への移住・定住者を創出することを目的とした「短期就労及び観光型の移住体験事業」に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、養殖漁業の経営安定と漁業における雇用の維持を図ることを目的に、養殖事業者の事業の拡大、設備導入に要する経費を支援する「貝類等養殖設備更新事業補助金」を新規計上し、その活用が図られたところであります。

なお、「短期就労及び観光型の移住体験事業」及び「貝類等養殖設備更新事業補助金」につきましては、新年度予算へも継続計上しており、磯焼け対策とあわせて継続実施していくことで水産業の振興を図ってまいります。

いろいろ藻場を造成したりしているわけでありますが、大体２、３年はですね、ものすごくよくいい状況で育つんですが、その後があまり育っていかない状況を確認しております。そのことについて、水産庁のほうにもいろいろ技術的な観点でお伺いしました。中には簡単に、それは農地と一緒だから、あなたたちはそれをちゃんと耕していますかというような、逆に質問を受けました。確かに、耕してはおりませんが、よく考えてみますと、最近は、去年、久しぶりに台風が接近しましたが、あまり直撃をしておりません。以前は台風が来て、大きな石をこうひっくり返していく、それが磯場の充実につながっていくと、漁業の方たちは言っておられたわけですが、多分そういうことと、やっぱり温暖化が影響しているのではないかと。ただし、それはそれとして、やはり我々の努力すべきこと。できる限りのことは行っていきたいと、そういう思いでございます。

３項目目、ふるさとと呼べるれいほくについて、２点の質問がございました。

１点目のデジタル化への対応と今後の見通しについてでありますが、令和３年５月１２日に成立しました、「デジタル社会形成基本法」では、デジタル社会の形成に関する基本理念として、「ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現」「活力ある地域社会の形成」「国民が安心して暮らせる社会の実現」「利用機会等の格差の是正」等が掲げられるとともに、自治体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、その自治体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施する責務を有するとされております。

また、国の「デジタル・ガバメント実行計画」では、国・地方の行政が自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、利用者目線で業務の効率化・

改善等を行うとともに、行政サービスに係る住民の利便性の向上につなげていくことが求められています。

自治体では、国の「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体の情報システムの標準化・共通化などデジタル社会構築に向けた施策を効果的に進めていくために、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいくため、「自治体ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画」を策定し、重点的に取り組むべき事項、内容を具体化することとされております。

計画では、推進体制の整備として、①に、推進担当部門の設置、デジタル人材の確保・育成、②に、重点取り組み事項として、自治体情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化など、③に、その他の取り組み事項として、ＢＰＲの取り組みの徹底（書面・押印・対面の見直し）等を令和８年３月までの計画期間として策定することとなっております。

このようなことから、令和３年度におきまして、苓北町情報資産及び情報セキュリティ対策に関する管理運用規則を定め、最高情報統括者（ＣＩＯ）を副町長とし、各課長等で構成する情報化推進委員会及び関係課の担当者７名での自治体ＤＸ推進検討部会を設置いたしました。また、住民からの申請等についての押印廃止の見直しを行いました。

今後は、推進体制の整備として、令和４年度に自治体ＤＸ計画を策定し、先ほど申し上げた重点取り組み事項を推進していくために、新たに「行革デジタル対策室」の設置及び情報職員２名を採用予定としており、対策室を中心に検討部会、推進委員会と連携し、役場全体で取り組んでまいります。

次に、質問要旨（二）の公有施設の有効活用についてであります。

まず、苓北町物産館の管理につきましては、昨年３月に策定いたしました個別施設計画の中で保全計画も定めて営繕管理を行っております。平成３０年度に使用を開始される際、町と現場で協議を行い、和室部分床下解体や内装工事、排水設備、ブラインド等、３１０万円ほどをかけて、入店前に町施工で修繕を行っております。

しかしながら、建設以来、ご指摘のとおり、年数も経過しておりますので、必要に応じて修理等が必要な箇所につきましては修理を行うなど、次の入店者に貸し出しができるよう対応してまいります。

次に、旧郷土資料館についてでありますが、当該施設につきましては、現在も施設内の一部を東京大学へ貸与しており、地震観測所として運用がなされております。また、これまで企業誘致の適地として公表してまいりましたが、現在まで申し込みがあっていない状況であります。

そのような中、令和３年度国の補正予算において、デジタル田園都市国家構想推進交付金が設けられましたので、この交付金を活用いたしまして、サテライトオフィスとし

て整備を行う計画として申請を行っているところであります。交付決定をいただけたら、整備を行い、公募を行ってまいります。

次に、旧富岡温泉ホテル跡地の有効活用についてでありますが、数年前から誘致活動を経て、売却する方向で、本年度当初には、ある企業と売買について契約寸前までまいりましたが、企業内の事情により、残念ながら正式契約には至りませんでした。この案件につきましては、引き続き土地売却について努力をしてまいります。

また、富岡東海岸の枯れた松の木につきましては、既に県の担当課に伐採を依頼しており、県からは予算を確保次第、伐採するとの回答を得ております。

次に、旧中学校校舎の有効活用でありますが、旧都呂々中学校校舎につきましては、管理・教室棟をサテライトオフィスとして活用し、令和４年６月から令和７年３月までの期間、風力発電工事関係事業者の事務所として使用いただく予定となっております。

また、特別棟につきましては、令和元年１２月から都呂々地区特産品開発部会にご利用いただき、「海辺のよりみち」として活用いただいております。

旧坂瀬川中学校校舎につきましては、坂瀬川出張所並びに坂瀬川公民館として利用をしております。

また、苓北中学校の枯れた松の木につきましては、既に事業者に伐採を発注しているところでございます。

次に、首塚駐車場へのトイレの設置につきましては、先の浜口議員からの要望に回答しましたとおり、建設費や滞在時間、観光客の入込数等を考慮し、現状により対応したいと思いますが、このことも含めて、はじめての方々はですね、どこに千人塚があるのか全くおわかりになりません。その場所に行かないとわからない。これはほかの施設にも言えるところでありますから、担当課の商工観光課ではですね、今後、やはり町に入ってきて、どこにどういうものがあるのか、ぜひ見ていただきたい。体験していただきたい施設をしっかりと明示をして、そして、そこの場所にもしっかり場所を明示できるようなそういう対応をということで指示をいたしております。担当課も課長をはじめ、その点については積極的に取り組んでいく所存であります。

今後も公有施設の現状把握に努めるとともに、適正管理と有効活用を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、浜口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　まず、一般廃棄物の収集についてですが、現状、介護サービス員の皆さんとかですね、そういう実態もあるようです。しかし、彼らは集積場所までの運搬はなさっておらないようです。家の中のですね、そういう分別と、分別を町が決めた袋、青文字の袋とか、橙色の、言うならば不燃ごみとの袋に区別するまではその方た

ちがされますけども、それを玄関に置いたりとか、裏の横の物置に置いたりとか、裏の物置に置いたりとか。私がお尋ねしたのは、それも当然そうですが、それをその行政区の集積場所までどうやって持っていくのかと。そのことは問題として捉えなくてもいいのかということです。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　これは先ほど答弁いたしましたように、その地域地域でですね、行政区で実情が違うと思います。そういうことで、実情にあわせて、例えば、収集場所がものすごく遠いところもあります。そういう場合には、１カ所を２カ所にするとか、３カ所にするとか、そういう状況をしっかりとそれぞれの区の現状をですね、まず担当課が把握をして、今後、皆様がごみを持ち寄りやすい、そういう体制を検討をしていきたいと。

あるいは、先ほど質問の中にあった、場所によっては個別で、ここは個別だよというようなことが特別にあればですね、そういうことも検討をしていきたいと。

介護の方たちはですね、それぞれ持って来てくださるところもあるようです。収集場所まで。ただし、大半がやはり浜口議員ご指摘のとおりのようでありますので、そういった場合、今後は苓北町もですね、本当に高齢化が進んで、自分が持っていきたくても持っていけない状況がありますので、そういったことについて、きめ細かい対応を今後検討をしていき、少しずつでも実行できるようにですね、努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　今の答弁の中で、箇所数が少なければもっと増やしてもいいよと。あるいは、個別も検討していくと。このことは具体的に実施しようという思いがあっての発言なのか。これまでの議会答弁の中でですね、ああなるほどというような答弁をいただいても、それが２年経っても、３年経ってもそのまま据え置かれているという状況があるようなんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　前段で今おっしゃったようなことについては、私は、私が発言したことについては、いくらかでも実行したと思っております。今度の件については、本当に高齢社会の中で、皆さんの死活問題です。ごみをきちんと整理しない町にはですね、だれも寄り付かなくなります。そういった意味においてですね、これはしっかり実行をしていきたい。まずは、それぞれの区の実情をしっかり把握をして、本当に遠いところから運んでおられる方があるわけですから、まずはそういうところから解消ができるように頑張ってみたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　最初の答弁の中で、何か大型ごみ収集の話がありました。あれは確かに、一般のあれよりも箇所数は多かったんですかね、同じですかね。

○議長（錦戸俊春君）　水道環境課長。

○水道環境課長（田尻　悟君）　先ほどの大型ごみの箇所数ですけども、各行政区数プラス各行政区でも３カ所等分けてあるところもございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　そういうことで、高齢化社会の中でですね、高齢化率が下がるというふうなことはなかなか厳しい状況です。高齢化ですが、下がる。つまりお年寄りばっかりになってくると。当然そうなってくれば、当然という言葉は不適切ですが、応にして体に支障が、不調を訴えられる状況も出てこようかというふうに思いますので、ぜひ申し上げましたように、そういう弱い立場の町民の皆さんに寄り添った対応をしてほしいと思います。

それから、不法投棄の現状と、それから、監視カメラを設置しようかという話があったと思いますけども、あの件はどうなったんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　水道環境課長。

○水道環境課長（田尻　悟君）　不法投棄の件につきましては、今年度の確認で約１４件確認をしております。

もう一つのご質問の監視カメラにつきましてはですね、常習的に捨てられている箇所がございましたので、そこに１カ所設置を試みたところでございます。約１カ月程度の観測をしておりました、その間につきましては、その監視カメラに映る映像等で確認できることはできませんでした。これにつきましては、監視カメラを設置した効果があったと思っているところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　それでは、そういうことでですね、先ほどの繰り返しになりますけども、町民に寄り添った行政を進めてください。

それから、ヤングケアラーの件ですけども、調査の結果、該当はないようだということですけども、その手法といいますか、どういう形、先ほどの説明の中では、あまり今一ですね、どういう形で調査されたのかというのが理解できませんでしたので、あと１回教えてください。

○議長（錦戸俊春君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　どのような調査方法で行ったかということでございますが、私が、各町内の４小学校、１中学校、１高校に行きまして、そこの各それぞれの

先生たちから意見の聴取というか、実情を聞いてまいって、そのような該当がなかったということにつながっております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　話を聞く限りはですね、何と言いますか、一体的に学校が児童・生徒に聞きながら調べておられるということのようです。これは既に新聞に投稿されているのをそのまま読み上げますが、令和４年３月１日の新聞報道、こちら編集局の欄にですね、「ヤングケアラーに目配りを」としてですね、４７歳、元看護師の女性の投稿者の経験談が掲載されておりました。内容はですね、ご存じかもしれませんが、投稿者にも２歳下の知的障がいを持った弟がおられ、親も仕事が忙しくて投稿者が弟さんのお世話をされて、小・中学校時代が勉強がおろそかになり、このとき、中学校では校長先生が家庭訪問をされたということです。家庭訪問をされて、家庭訪問をしていただいたこと等という、投稿者自身の経験から、子どもが心を開いて家庭の状況を話すのは相当難しい。大人が関わって子どもたちが悩みを打ち明けやすい場所を、地域を、機会を設ける必要があるという考えをお持ちのようです。それで、このことについては、本年２月のですね、令和４年度参議院予算委員会で、この問題に対して実態把握をという質問に対して、実態把握、そして学校現場を管理する教育委員会の関与が必要ではないかという質疑がなされて、文科大臣は、全国的な実態把握の充実を、厚生労働大臣は、ときとしてヤングケアラー支援のつなぎ方などをマニュアルにまとめて周知していきたいと。総理大臣もですね、国や地方の連携のもと、きめ細かな政策を推進したいと答えておられます。

本町もこれらの施策に沿って、児童・生徒の普段の日常生活の中からもしかしたら存在するやもしれぬ厳しい生活環境を確実に見守ることができるように、再度調査してほしいというふうに思います。

この同じような形でですね、そういう子どもさんいますかということじゃなくて、児童・生徒の数も減ってきておりますので、教職員の皆さんが家庭訪問は今からですかね、新学期になったらすぐ家庭訪問があるんですかね。そのときは確実に家庭訪問を実施されて、それで家庭の状況も確認してほしいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　教育長。

○教育長（濵﨑敏和君）　教育委員会としての、それから、学校としてのこの件についての取り組みといいますか、状況を報告をしたいと思います。

まず、日常的な観察事項としましては、子どもたちの服装の乱れとか、身体的な汚れ、これが気になる子どもはいませんかというのは、こちらのほうの校長会議あたりでも常にこう聞いているところでございますけども、その中に、遅刻、欠席、その状況の多さ、

それから、宿題忘れの多さ、そこまで含めまして子どもたちの状況を聞いているところでございます。

先ほどありました、家庭訪問でございますが、実は、昨年度と言いますか、今年度もできてはおりません。コロナ禍の中で、家庭訪問といいまして、その家までは行きます。玄関先でご家族の方とちょっとお話をして帰るというような状況でございまして、部屋の中のいろんな片付け状況あたりも、家庭訪問の目的としてはもってはいるんですけれども、中までは入れない状況で、それぞれの担任もお父さん、お母さんと顔見知りになって帰るというのが精一杯の状況でございます。

ただ、日常的には、先ほど申し上げましたようないろんな角度から子どもたちの観察といいますか、状況を掴んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　コロナがですね、いろんな面に悪い影響を与えているようです。しかし、子どもさんが保護者の方のために命をなくされたというふうな新聞報道等もありますので、そこら辺のところは注意をしながら、用心しながら十二分に何ちゅうか、透視カメラはお持ちでないと思いますけども、大体家の状況はわかろうかと思いますので、掴んでほしいと思います。

次に、残土、支障木処理場の現状と今後の取り組みについてですが、この区域の面積は幾らぐらいありますか。

○議長（錦戸俊春君）　土木管理課長。

○土木管理課長（汐﨑正喜君）　この区域は、イゲ林町有地として取得した面積が９万４，８３２㎡でございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　ここは地形は残土処理場に適していますが、地盤は安定しているのでしょうか。

それから、支障木はですね、草も木も一緒に廃棄されておるようです。それで、木はそうでもありませんけども、草は、何日か置くと枯れてしまいますけども、そういう火気厳禁の表示は必要はないのでしょうか。先日行ったときには、これはもう燃えやすかなという気がしましたので。それから、別に禁煙とかなんとか、一切そういうものがありませんでしたので、そういうものは必要ないのかお尋ねします。

それから、廃棄されていた品物の中にですね、コンクリート、２０センチの直方体ぐらいのコンクリートに直径１５センチぐらいの長さ１メートルぐらいの杭が埋め込んだものが２０本ぐらい放置されておりましたけども、あれは廃棄物とすれば木と泥ですの

で、どこに置くのかちょっとよくわかりませんけども、どういう形であそこに置いてあったのかお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君）　土木管理課長。

○土木管理課長（汐﨑正喜君）　地形地盤は安定しているかということでございますけども、地盤についてはですね、特段調査は行っておりませんが、安定していると思われます。今後ですね、再度ですね、必要であれば確認をいたしたいと思います。

それと、火気厳禁等の表示につきましてはですね、設置の方向で、これは検討させていただきます。

それと、杭の数十本のですね、放置されているということですけども、これ確認しましたところ、一応仮置きしてですね、再利用が見込めるだろうということで、一応仮置きしておったということでございますが、仮置きした時点から長期間、時間がありましてですね、確認しましたところ、今後、再利用が見込めないため、これは処分いたします。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　そういうことでですね、適切に処理してほしいと思います。

それから、地盤は、今、課長の話では安定していると思うということです。しかし、どこもですね、多分、熱海もああいう事案が発生したので問題になったわけです。やはり、安定していると思うということに止めず、場合によっては調査してみようと思うということであればですね、調査は今のうちにやっておくべきです。

それで、あわせて見た感じ土留め柵も何もしてない。ただ持ってきたのを山の上から下にダンプカーで落としてしまっているという状況ですけども、将来的に、人工的にですね、土留め柵とか、あるいは排水処理とか、そういうものはする予定があるのかどうかお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君）　土木管理課長。

○土木管理課長（汐﨑正喜君）　今後ですね、現地調査を実施した上でですね、対策の必要性の有無を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　先ほどのほかの方の質疑の中でですね、引き継ぎを受けていないとか、そういう課長さんの話もありました。そういう問題であるのならばですね、今、本現地調査をしてということは、確実に、汐﨑課長、長年に頑張っていただいて、今度定年退職をされます。おめでとうございます。その際は、必ず引継書がぴしっとして、私の決裁はいりませんが、ぴしっとしとってください。

それからですね、本箇所の東側に隣接してですね、土砂流出防備保安林の立て杭がありますが、ご存じでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　土木管理課長。

○土木管理課長（汐﨑正喜君）　ここの入り口にですね、看板が立って、看板というかですね、表示板がありまして、土砂流出保安林ということを明示されていますので、承知しております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　これこの前の議会の中でも問題提起といいますか、言いましたけども、ちょうど年柄大羅線になりますかね、は非常にこのことによって、周辺にも鉄塔関係の土砂が、残土といいますか、捨土といいますか、が運搬されて、大羅線はいたるところで路面が凹凸しています。そういうものはどうするのか。通常の町の管理する町道として町が修正していくのか。それとも、その利用した方々が修正するのかお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君）　土木管理課長。

○土木管理課長（汐﨑正喜君）　当然、利用者がですね、著しく路面を損傷したと認められた場合はですね、利用者に補修を求めますけども、通常の範囲でですね、使用して、まあ元からちょっと凸凹していたということも認められますので、主に町でですね、補修をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　今、課長の中に、著しくとか、通常とか非常にこうなんちゅうか、使いやすい言葉で言われましたが、それは実際、その道を使われる方のためにも、そこら辺ははっきりさせたがいいというふうに思います。

それから、このイゲ林以外にもですね、この盛土といいますか、処理場といいますか、そういうものはあるのかどうかお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君）　土木管理課長。

○土木管理課長（汐﨑正喜君）　民間管理でございますが、町道仏木坂線沿いと林道年平線沿いに２カ所あるようでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　先日ですね、差出人不明で関係者の皆様へという手紙が私のところにきました。その中にですね、これは白木尾台地法面崩壊防止対策事業に関することとして、途中からですね、そのまま手紙のまま読み上げますと、株式会社エコアッシ

ュのＡＣⅡの話がところどころに記載されていましたが、皆様は工事ありきで先行して株式会社エコアッシュがブロックの製作をされていたことはご存じでしょうかということです。それで、株式会社エコアッシュの上の工業団地の土地に数百個の白木尾工事用のブロックが製作されているというふうに聞いているという手紙がきましたけども、このことはご存じといいますか、事実なのかどうか。ちょっとお尋ねします。それはどなたでも結構です。

○議長（錦戸俊春君）　土木管理課長。

○土木管理課長（汐﨑正喜君）　その件については、私は承知しておりません。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　これやっぱり言葉じゃなくてですね、文字としてこういう手紙がきているわけですので、町としても白木尾の工事のことも書いてありますし、普段から誘致企業、誘致企業という話もされておりますので、このことについては、その対象会社にどういう状況なのかお尋ねになることが大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君）　確認をいたしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　盛土のですね、全般的な対応については、静岡熱海の土石流災害以降、盛土規制を強化する法律の改正も実施されるようですので、私たちの町にも大きな川はありませんが、残土処理に適したような谷、沢がいっぱいありますので、十分注意して被害が及ばないような、熱海の二の舞にならないような感じでお願い、監視をしてください。

それから、水産業の振興ですが、話の中にも地球温暖化の話が出ていました。海水温度が上昇しているという話はよく聞きますが、苓北近海で具体的に何度ぐらい上がっているんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　農林水産課長。

○農林水産課長（宮﨑良成君）　申し訳ございません。今、手元に資料がございませんけども、水研センターのほうで調査をしておりますので、後ほど資料のほうは提示させていただきます。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　資料がないと先に進められませんけども、やっぱりこの水産業の振興の中でですね、大きな課題は、もう磯焼けとかそういうものだろうと思うわけです。そこら辺はやっぱり執行部のほうでも、当然、そのことについての質問があろうか、

あるはずだということで対応してほしいと思います。

それから、一つは、発電所から温排水が出されていますよね。あの状況はどのような状況でしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君）　環境保全協定内の数値で推移をしております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　私が九州大学の准教授から５、６年前に聞いた話です。これはもうだいぶ前の話ですが、大体石垣島と同じぐらい、１７度ぐらいはこちらの水温もなっていると。だから、水温が上がった中で、住む魚の種類が違ってきていると、そういうことを聞きました。これは間違いない、その当時としては間違いない情報だと思います。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　５、６年前が１７度ですか。とすれば、発電所を運転したのは何年前になりますかね。当時の海水温度は何度だったんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君）　すみません、申し訳ありません。ちょっと資料を今持って、手持ちにありませんので調べさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　そういうことでですね、いろいろ水産振興の中でいろんな施策を打たれますけども、まず基本はその魚が生息する状況がどうあるんだということ。今、町長、５、６年、６、７年ですか、でちょっと１７度ぐらいになっているということであっとならば、やっぱりそこら辺を基準にして施策を練っていくべきだろうと。そうせんと、海水温度がいっぱい上がってきよっとに何回しても、結果的に１年ぐらいは魚がよってきたけども、２年、３年はいなくなってしまったと。あるいは、もう海藻を食べる生物にやられてしまったということになるのではないかと思いますので、やはりその一番基礎となるべきの数値は十分監視してほしいと思います。

それから、デジタル化の中では、越します。

公共の公有施設の有効活用の中でですね、物産館の広報の文字の件ですけれども、町の広報紙を使って施設の貸与のお知らせがなされています。文言は利用者の募集ということになっていますが、これは利用者じゃなくて、賃貸の募集ではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　苓北町物産館条例の中でですね、利用の許可というふ

うに指定なされておりますので、これまでもずっとそのような形で募集がなされています。根拠としまして、地方自治法の中でですね、普通財産については、貸付ができるというふうに規定がしてありまして、行政財産は貸付ができないというふうな、基本的な規定がございますので、それから引用されて、条例が制定されておりますので、そういったところで、貸付ということじゃなくて、賃貸じゃなくて、利用とか使用というふうなところで、条例に基づいて募集をさせていただいたところです。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　条例と法律はどっちが格上げですか。法律でしょう。地方自治法で普通財産・公共財産の利活用の問題が示してあるのならば、条例はそれに基づいて貸し出しができないのならば、貸し出しができるような形で位置づけを変えるべきじゃなかですか。

○議長（錦戸俊春君）　商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　ですから、苓北町物産館は行政財産というふうな位置づけがございますので、ですので、使用とか、使用の許可はできますけれども、貸し付けはできないというふうなところでありますので、そういう条例に基づいてこれまでもずっとそのような形で公募をしております。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　これ利用と借用というのは違うわけでしょう。借用、貸与するわけでしょう。利用するというのは、私の家に来てくださいよという場合は利用になります。それで、私はその施設を利用するわけじゃなくて、その施設を今度は私が借るわけでしょう。それで、私が借りたあとに、錦戸課長が何ば売っとっとやとして来らっせば、買うていきなていう、そういう感じなっています。そうせんとそこら辺の言葉の意味がですね、ごっちゃになっているような感じがします。

それともう時間がありませんのでですが、募集をかけているのに、募集対象施設の中には私は１１月をもって辞めますという張り紙がしてあります。そして、日付は昨日、今朝は見とりませんが、昨日までそのままです。それで、その募集の期限はまだ、募集の期限はもう既に終わっているんですね。というのならば、その甘い考え方が、でしょう、そう思いませんか。人の張り紙がしてあるところを使いませんか、借りませんかて、そういうことが社会の中の日常的な事柄として受け止めていいんですかね。そういう何ていうか、非常に行政として怠慢だというふうに思いますので、そこら辺はぴしっとしたけじめをつけるべきだと思います。そうせんと、その施設が有効に活用できない、活用できるような業者さんは来られないと思います。

○議長（錦戸俊春君）　商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　１点目のですね、行政財政の使用の許可と、貸し付け

じゃなく、使用の許可ということで行政財産は全て取り扱いをしておりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

あと２点目の店舗が移動しましたという張り紙の件ですけれども、そこはおっしゃられるとおり、きちっとしてですね、募集をかけるならばもうそのような形ですべきだったと思いますけれども、これまで入店なされて、努力なされましたけれども、グーグル、地図検索のですね、グーグル上で「ひかり」を検索するとそこにいくようになってましたので、その手続きを町としても取っていたところもございましたので、

○７番（浜口雅英君）　グーグルとか何とかじゃなか、実際に、ある事例がな、なんとも思わんな。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　そこはおっしゃれるとおり、きちっと対応すべきでした。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　発言時間がきましたので、これで、浜口雅英君の一般質問を終わります。

次、通告４番、廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　通告４番、３番議員、廣田です。私は、３点について、今回、質問をさせていただきます。質問の相手方は町長。

最初に、苓北町におけるライン公式アカウント導入について、２番目に、漁港の管理の厳格化について、３番目に、天草初代代官鈴木重成公役宅跡地の利活用について、３点を質問させていただきます。

まず最初に、苓北町におけるライン公式アカウント導入について。

情報発信の即時性に優れる。

紙媒体と比較し、既に手元にあるスマートフォンにリアルタイムで情報を届けることができる。災害時や緊急時の情報発信として非常に優秀。プッシュ通知の強みが最大限生かせる。プッシュ通知とは、スマートフォンなどの端末に直接送れるメッセージのことで、アプリを起動していない場合でも、ユーザーに情報を送れることになっており、その場合、着信音が鳴ったりします。

必要な情報のみ受け取れるセグメント配信が可能。

町政一般、イベント情報、子育て情報、防災防犯情報など、様々な情報を自分が欲しい情報を選んで受け取ることができる。セグメント配信とは、ターゲットを絞って、それぞれのニーズにマッチした情報をメール配信することです。

以上のような利点のあるライン、苓北町におけるライン公式アカウント導入について伺います。

ラインは、スマートフォン、パソコン、タブレットなどで利用できるアプリの一つで

ございます。ユーザー同士が無料でメッセージのやり取りや音声通話あるいはビデオ通話というものができて、世界２３０カ国の国と地域で広がっております。

ソーシャルメディアに関するデータでＮＴＴドコモモバイル研究所の調査によりますと、２０２１年、昨年の５月でございますが、１５歳から７９歳のスマートフォン、携帯電話の所有者を調査したところ、ラインの利用率は８１．１％でございます。次いでツイッターが４１％、インタグラムが３４．３％、フェイスブックが２７．７％でございます。ラインは、１０代から７０代で幅広く利用されているわけでございますが、その中でも１０代から３０歳代、これは約９割の方が利用されております。６０歳代でも７４．３％、７０歳代においても６２．９％の皆さんが利用しているという調査結果があります。

これからは、行政サービスの向上のためにこのようなソーシャルメディアを活用して情報発信を行うことが大事になってくると思われますが、その中でも、今私が申し上げたように、最も利用率が高いラインを使うことが望ましいと考えます。

町長は、このラインを活用して、苓北町の公式アカウントを導入し、情報発信や情報収集を行うこととされるお考えはないかお伺いします。

次に、漁港の管理の厳格化について。

冒頭、申すまでもございませんが、漁港は、漁業振興を目的として設置されています。

しかしながら、それが遊漁船等に占領されても、漁船以外の船を規制する法律がないことも承知しております。

さて、令和４年１月１５日の熊日新聞朝刊に船揚場利用届け出制に、との見出し記事が掲載されました。

天草市の牛深漁港にある船揚場２カ所が昨年１２月から一般客の使用について、管理者である熊本県への届け出制になったとのことです。

近年のマリンレジャー需要の高まりで、プレジャーボートやカヤックなどの利用が急増、それに伴い、路上駐車やごみの放置が増え、地元漁業者らの要望で施設を管理する熊本県が条例の厳格な運用に踏み切ったとありました。

船揚場は、水産業の発展などを目的に、熊本県あるいは苓北町、地方自治体が整備しています。

天草広域本部は、県管理漁港管理条例を厳格に適用し、一般客への届け出も求めることとしたとあります。

苓北町には、熊本県管理漁港の富岡漁港と苓北町管理漁港の西川内漁港、坂瀬川漁港（和田地区・小路地区）、志岐漁港、都呂々漁港があります。

海洋リゾート振興と地域共存の観点からも、このことが牛深漁港だけでなく、苓北町にある熊本県管理漁港の富岡漁港にも適用されることとなるのか。また、苓北町が管理

する漁港にもこのことを準用し、適用を厳格化、義務付けるお考えはないかお伺いします。

次に、天草初代代官鈴木重成公役宅跡地の利活用について。

苓北町議会は、令和２年１２月議会定例会において、あまくさ苓北観光協会会長、苓北町商工会会長の連名で、苓北町議会議長あて提出された、天草初代代官鈴木重成屋敷跡地を苓北町が購入することについての陳情書を採択しました。

その審議の中で、町長は、「もう少し具体的にどう使うのか、しっかりした考え方も教えていただきたいということを申し上げた。できれば駐車場だけに使ってもらいたくはないという思いもある。それと今年から来年にかけては、国も町も、今までもきつかった上に、さらに財政事情が悪くなります。そういった意味で、すぐには、もしその趣旨が理解できてもすぐには買えませんよということを申しております。そういうことも議会でもお含みいただければと思っているところであります」との発言をされました。

時が過ぎ、それぞれの所有者がその土地を苓北町に寄附されたとの記事が広報れいほく令和３年７月号、令和４年１月号に掲載されました。

コロナ禍ではありますが、今後の交流人口の拡大に資するために、この土地について、先に述べた陳情書を提出された２団体との協議はもとよりですが、利活用の青写真などありましたらお聞かせください。

また、富岡城、「下の稲荷」様のところに鎮座する、昭和の時代に地元有志等でお造りになった、鈴木重成公像を今後どうしていくのか、お考えがありましたら聞かせてください。

以上、３点よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　只今の廣田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、苓北町におけるライン公式アカウント導入についてでありますが、近年の情報化の進化により、携帯電話等の普及及び利用等については、廣田議員ご承知のとおりでございます。ライン公式アカウントを開設する自治体も増えてきているようであります。

苓北町では、現在、主に町広報誌及び公式ホームページをはじめ、防災行政無線並びにＩＰ音声告知放送システムにより、各種情報発信を行っております。また、あわせまして、フェイスブックやインスタグラムといったソーシャルメディアサービスも活用し、町内外への情報発信力の強化に努めてまいりました。

しかしながら、その内、ＩＰ音声告知放送システムについては、整備後１０年を経過し、現行システムは、告知端末機器の製造終了に伴い、保守対応が２０２５年（令和７年）３月末をもって終了するということから、これに代わる新たな情報発信手段となるシステムへの更新が必要となっております。

一方で、国におかれましては、昨年１２月２４日に「デジタル社会の形成に関する重点計画」を閣議決定され、デジタル庁を中心に「デジタル化による地域の活性化」や「誰一人取り残さないデジタル社会の実現」といった、目標達成のための計画推進を強力に行っていくこととしておられます。議員ご承知のとおり、近年、年齢を問わず普及が拡大しているスマートフォンはもとより、パソコンやタブレットなどの情報通信機器を有効に活用できる、新たな行政サービスの展開など、苓北町におきましてもデジタル化の推進が急務となっております。

以上のようなことから、現在、利用者の生活スタイルにあわせ専用アプリケーションをインストールしたスマートフォンやタブレットなどで、音声と文字による各種情報の受信をはじめ、アンケート回答や安否確認、高齢者見守りなどの双方向通信サービスが受けられるシステムの導入実現に向けて、内閣府の令和３年度補正予算、「デジタル田園都市国家構想推進交付金事業」に応募し、実施計画書を提出しているところでございます。

その導入の実現を目指しております新たなシステムにおきましては、廣田議員からご提案いただいております「ＬＩＮＥ」をはじめとしたソーシャルメディアサービスとの即時連携はもとより、防災行政無線やＪアラート、町公式ホームページとの即時連携を想定しておりますが、町の新たな情報発信・収集手段として、町民皆様が使いやすいシステムとなるよう、今後、幅広く意見等を伺いながら検討を行ってまいります。

この応募というのは、１億円のうち９割をいただけるそうでございますが、なかなか競争が厳しいようでございますので、今のところ応募をしていると、それが受け入れられますと、今、廣田議員からの提案があったような形、どちらにしても２０２５年までには今の端末機が使えなくなるということでございますので、それに代わるものを導入していかなければならないということでございますので、我々もしっかり財政的に間に合うような今後努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、漁港管理の厳格化について、ご指摘、ご意見がございました。

漁港は、本来、漁業活動のために整備された施設でありますが、近年における海洋性レクリエーションの普及に伴い、漁業活動に支障がない範囲でのプレジャーボートの利用が認められております。

今回の牛深漁港における届け出制の措置は、プレジャーボート利用者と漁業従事者等とのトラブルの増加を受け、漁港施設の利用を調整することで、危険防止及び適正なマナーの普及を図るためになされたものであります。

なお、同様の措置を苓北町にある富岡漁港をはじめ他の県管理漁港に適用することにつきましては、天草広域本部漁港課へ確認したところ、「現在、その予定はない」との回答でありました。

また、幸いにして、町管理漁港におきましても、施設利用者間のトラブルは発生しておらず、直ちに同様の措置を講ずる必要はないと考えますが、今後も漁協等関係機関と情報共有を図る中で、漁業活動に支障をきたすことがないよう適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、３項目目の天草初代代官鈴木重成公役宅跡地の利活用についてでありますが、当該個所につきましては、苓北町の「史跡」として位置づけ、町発行の書籍「苓北町の史跡と文化遺産」にも掲載しております。

今後の利活用につきましては、歴史的にも天草に多大な貢献をなされました鈴木代官の役宅跡地であり、町にとりましても貴重な史跡の一つでありますので、関係機関の皆様とも協議しながら、町の歴史資産として、そして観光振興用地として有効活用を図ってまいりたいと考えております。

先ほどご指摘があった関係機関からの要望に対しては、私もよく検討をしてということでありましたが、そのすぐ後にですね、まず、広い方の土地の松尾様から寄附をいただくことになりました。その後も、本来の役宅跡地の一部であったと見られている武田様からの寄附もいただきました。ですから、これは大事な歴史資産として、関係各方面、そして役場内部もあわせまして、しっかり検討しまして、どういうものにするか考えていかなければならないと思います。当面はですね、整地をしまして、松尾様からいただいたところについては、しばらくは、具体的な計画ができるまでは駐車場として使わせていただきたいと思っております。そういった意味でですね、私が数年前に豊田市の市議会議員３人の方とちょっと話をしたことがあるんですが、鈴木さんの役宅跡は、天草市本町にある鈴木神社のところだと皆さん思い込んでおられました。そういうやっぱり我々の情報発信不足であると。そういった意味でですね、そんなにお金はかけずともですね、天草の救い神と言われた鈴木様の偉功がしっかり皆さんに伝わるような跡地整備にしていきたいと思いますし、また、観光振興の一面から言いますと、富岡城を中心にした、そして、苓北富岡港を活用した中での周遊ができる観光振興、この用地にですね、使わせていただければと思っております。

以上で、廣田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君）　廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　まず最初に、ラインの公式アカウント導入についてということで、私は何でこれを今度質問したかといいますと、私、天草市のラインに入っておりまして、天草市の防災関係とか、コロナの情報とか、すぐ開いて見られるものですから、これは便利だなということで、これが町に導入されたら非常に便利で、すばやく皆さんに情報が発信されると思いましたもので、今度質問させていただきました。前向きに進んでいるということでございますので、どうぞよろしくお願いします。

また、２番目の漁港管理の厳格化についてでございますけれども、県管理の漁港については、もう本当、今苓北町の漁港はそれぞれうまく棲み分けができて、トラブルもほとんどないようでございます。また、町管理の漁港、坂瀬川は西川内、和田、小路とありますけれども、西川内地区で一応一般の釣り人、その人たちが置いていってくるお土産がもう皆さんご承知のとおり、ごみと糞尿だそうです。わざわざ消防、一般の詰め所も開けてあるのに、もう本当糞尿までしてあって、漁業者が思わず臭いがするからわかったけれども、本当思わず踏むところだったということを聞きました。そういうマナーの悪い人たちもおられます。

また、和田地区におきましては、今のところ遊漁船とトラブルはあまりございませんけれども、小路漁港につきましては、町長も水産振興協議会と一緒になって養殖等に何かできないかということで勉強されております。一緒になって、漁協と。そこを今日も数えてきましたけれども、東側に７隻、西側に７隻、また、水上に３隻おりました。１０隻については、同じ人の船だそうです。もうそこまで持ってくる元気があられるわけですから、持って行ってくださいと言えば持って行く元気はあられると思いますので、そういうところは町がこれから目的がありますのでということで言っていただきたい。また、東側のほうの７隻につきましては、地区のイベント、盆になりますと、コロナ次第ですけれども、ペーロン大会、また正月前には鬼火焼きとか、いろいろ各地区で催されますけれども、その前に草を払いたいというときに、草も払われんと、鬼火焼きで火をつけたら草に移ったら大変、その船まで燃やしてしまうということで、非常にこう場所をとるのに苦労しておられます。そういうところを、課長、一言。

○議長（錦戸俊春君）　農林水産課長。

○農林水産課長（宮﨑良成君）　まず１点目のその西川内の釣り客のモラルの問題につきましては、地域の方からもそういうふうな情報提供をいただきまして、町のほうとしてはですね、あそこはトイレはちょっと道路を横断することになりますけども、ありますので、その辺の表示を改めさせていただきました。

小路漁港をはじめ、その放置船対策というのは、所有者が特定できる分についてはそれぞれ通知をして対策をとっているんですけども、なかなか進まない状況ではございます。今年度、幸いにして２件、年度中にもう１件片付けていただけるというようなお話を聞いております。少しずつではございますけども、そういったところでですね、対応を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　何かがあってからでは遅いということでございますので、管理者は町ということで、町に責任がかかってきますので、そういう人たちにはやっぱり強

く訴えることが必要かと思いますので、どうぞよろしく。

３点目の私たちにとっては、私たちが小さい頃から教えられた鈴木代官、町長もおっしゃいましたけれども、天草を代表するような偉人でございますけれども、一つ町長、鈴木重成公の銅像につきまして、これをどうするかということ、ちょっと抜けとったように思いますので、改めてお願いします。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　この銅像につきましては、昭和３８年にですね、鈴木様を大切に思う人たちの基金でできたと聞いております。そういうことでありますので、あの銅像はですね、あそこに置いて、もうほとんどがなくなっておりますので、造られた方の意思をですね、尊重する形で置きまして、修理をする部分については町でやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　私も拝見させていただきましたけれども、苓北町とか、私も尊敬しております田代由紀男先生も寄附をされております。百数十人の富岡地区の有志の方が寄附をして建てられた銅像のようでございます。今、町長おっしゃられたように、触ったやっぱりもう壊れるかなというようなことではございますけれども、やっぱり鈴木代官様は、つい代官様と言ってしまいましたけれども、鈴木重成公につきましては、やっぱり私たちは感謝の念を忘れてはいけないと思いますので、教育課長、一言いうてくれんか、一言、このことについては、子どもたちにもやっぱり伝えていかんばいかんとですよ。ああいう偉大な人は。一言。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　当然おっしゃったようにですね、そういう歴史についてはですけど、やはり、学校の先生が毎年代わられますので、その意思をやっぱり新しく入って来られた方には副読本がありますので、それをしっかり子どもたちに読んで聞かせる。そして、読んでもらうような指導をしていただくように教育委員会にもお願いをしたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君）　廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　今町長から非常にありがたい言葉をいただきました。教育長か教育課長、一言お願いします。

○議長（錦戸俊春君）　教育長。

○教育長（濵﨑敏和君）　個人的な意見で申し訳ありませんけど、私にとっても思い出の重成の銅像でございます。ぜひですね、子どもたち、それから全ての教職員に周知を図って、郷土の宝としてお祀りできればというふうに思っております。そのように取り

計らってまいります。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　はい、ありがとうございました。これで、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君）　これで、廣田幸英君の一般質問を終わります。

ここで２時４５分まで休憩をいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後２時３０分

再開　午後２時４５分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（錦戸俊春君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

通告５番、野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　通告５番、８番議員、野﨑幸洋です。通告しておりました、苓北町物産館施設利用と使用料について質問いたします。

苓北町物産館施設は平成４年８月の開業からこれまで、物産館その①で３店舗の飲食店、その②の施設においては、有限会社苓北物産館としてお土産品店が営業されてきました。

しかし、施設使用料金に対して売上げが思わしくなく営業していくには非常に厳しいなどの様々な事情により、その①の施設では平成３０年４月３０日、その②では５月３１日をもってそれぞれ撤退されています。

その後、約半年間施設利用の業者がなく空き家状態となっていましたが、平成３０年９月より坂瀬川の飲食店が食事処として海の見えるカフェひかりをオープンされました。

土曜・日曜、そして祝日などには、県内外からのお客さんが来店されるなど多くの方に親しまれ、また、観光客、そして地元内外の方を対象としたお土産品、農産品等を販売されるなど、物産館の両施設を利用した中で様々な企業努力をされてきました。

しかし、残念ながら２年前からの新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響等により、売り上げが落ち込み、やむなく令和３年１２月３１日をもって物産館施設から撤退されることとなりました。撤退され空き家となった現在、建物は閑散として、町全体に活気がないような印象として感じられます。

特に、この物産館施設は、苓北町の玄関口であり、町の象徴的イメージの建物でもあります。

早急に活気がある施設として再度利用をお願いすべきである。そういった考えのもと

であると思いますが、今回、広報れいほく１月号において、苓北町物産館施設利用者の募集記事が掲載されておりました。募集概要によると、物産館その①の使用料が１、２階とも利用の場合で、税込み月額８万８，２３０円、１階のみ利用の場合、月額６万５，２８０円、また、物産館その②の使用料が月額７万７，５２０円となっております。

しかし、「苓北町物産館条例第７条の規定により、初期投資に費用を要すること等を考慮し、利用開始から２年間は半額免除。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、感染症が収束するまでの期間、さらに半額免除とする場合もある」と記載されていました。

これまで、平成２８年４月に開業された心粋さんや、平成３０年のカフェひかりさんも使用料半額等の特例の減免措置等が行われてきたと聞いていましたが、先ほども言ったように、これまで施設を利用された業者の方の話を聞くと、それでも「売り上げに対し施設利用料が高く営業が厳しい状況だった」と言われております。

平成２７年１２月議会においても、「物産館使用料については引き下げを視野に次の入館者対策を早急に行うべきでは」ということで一般質問した経緯がありますが、今後、使用料の金額については思い切った減額等を視野に条例改正を行う時期にきているのではないかと考えます。また、募集に関しても、町内だけでなく、町外・県外など幅広く募集を行い、それでも応募者がいない場合は、賃貸での施設利用だけでなく、いろいろなアイデアを集い、活気ある有効な施設にしていくことを視野に考えていく時期にきているのではないかと思います。

町として、現在、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　只今の野﨑議員のご質問に答えさせていただきます。

苓北町物産館は、施設オープン以来、これまで利用された町内事業者のご努力により、施設利用の目的に沿って運営がなされてまいりました。しかしながら、一昨年から発生した新型コロナウイルス感染症拡大防止のための県をまたぐ移動の自粛等の影響により、観光客が大幅に減少するなど、地域経済に大きな打撃をもたらしております。この間、苓北町といたしましても、使用料の減額等により事業を継続していただくよう対応してまいりましたが、コロナ禍の中、施設を利用される方が激減し、事業者におかれては、相当な営業努力をなされておられましたが、残念ながら今回撤退されることになりました。

「今後、使用料の金額につきましては、思い切った減額等を視野に条例改正を行う時期にきているのではないか」「また、募集に関しても、町内だけでなく町内外・県外など幅広く募集を行い、それでも応募者がいない場合は、施設利用についていろいろなア

イデアを集い、活気ある有効な施設にしてゆくことを視野に入れて考えていくべきではないか」とのご提案でございます。全く私もそのとおりだと思います、施設利用を開始される際の初期投資費用に加え、毎月の使用料及び電気・上下水道料等の固定費用や雇用される方の人件費等の費用が必要となることから、施設利用料が負担となっているということは、当然のことだと思っております。

他自治体の同類の物産館施設の状況を担当課で情報把握を行っておりますが、施設使用料については無料で指定管理委託を行っている施設もありますし、これまでどおりの募集では、今後の応募は難しいのではないかとも考えております。

今後、施設の利活用についての提案等も募集しながら、将来的な施設のあり方の方向性を決定し、用途によっては、施設の改修や条例の改廃も含めて有効活用ができるよう検討していきたいと考えておりますが、やはり今までの募集のことを考えますと、町内とか、県内とかに限られている。これやっぱり全国的に情報発信していかないとなかなか難しいんじゃないかと思います。

それとあわせて、今お答えしたように、使用料がネックになっています。これはコロナが解決すればどうなるかと考えますが、しかし、あまり積極的な投資をなさる方が少なくなってくるんではないかと思っておりますので、今答弁したような形で、商工観光課を中心にですね、町全体でこの物産館の利用者を見つけなければならないと考えているところであります。

そういった意味で、場合によっては、今答弁しましたように、条例の改正もですね、視野に入れながら検討もしなければなりませんので、議会の皆様方のご理解のほどもよろしくお願い申し上げたいと思います。

野﨑議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君）　野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　只今ご答弁いただきましたが、残念ながら、現在のところその物産館使用料、今後の利活用などについては具体的な方向性が決まっていない状況だと解釈いたしました。

ご存じのように、建物は長期間使用しなければ劣化が早く、いざ利用しようとした場合、多額の改修費用もかかってきます。早急に利用をしていただけるようにしなければならないと思いますが、先ほども言いましたように、広報れいほく１月号において、施設利用者の募集が行われておりました。これまで応募された方がいらっしゃるのか、いらっしゃらないのか。その点をお伺いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　２月の１０日にですね、内覧というか、見学に熊本の事業者の方がお出でいただきました。それは熊日のですね、広告というか、周知もあっ

たのでお出でいただいたんだろうと思いますけれども、その中でですね、結論から言いますと、正式な応募までは至りませんでした。その中で、ちょっとうちの担当のほうもずっと相手の方とですね、やりとりをさせていただいたところでございます。その中においてはですね、建物自体は、外はですね、まだしっかりしていると。もう３０年経っているけれどもということでしたけれども、やっぱり当初の投資ですね、初期投資、資本ですけれども、そこのところの事業をですね、今の物産館の形態じゃなくてですね、違ったところの形態をする場合に初期投資もいるというふうなところでは、その行政と一緒になった取り組みなどとかですね、いろいろな部分ございまして、当然、使用料も現条例ではですね、月平米５１０円というふうに規定してありますので、その辺の使用料とかもあると思います。まずはそのあと一つ言われたのが、やっぱりその事業を運営をするにあたり、やっぱり雇用をですね、雇用とそこに従事される方をどのように確保していくかというところも報告を受けております。結論から言いますと、残念ながら正式な応募までには至らなかったということでございます。

○議長（錦戸俊春君）　野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　結果的に契約には至らなかったということですけども、現在のところ、町のホームページ等を見てもですね、物産館施設利用者の募集を促す情報等の掲載はされていないように思います。今後、広報れいほく以外の方法でいつごろ、どのような方法で募集を行う予定なのか。その辺のスケジュール的なものをお伺いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　町としても早急に次のですね、利用される方を募集したいというところでですね、通常はその広報の時期にあわせてですね、スタートしますけれども、今回は、昨日からですね、ホームページで応募をさせていただきました。ですから、町内の方へのとは少しずれますけど、その分期間をとっております。募集の方法ですけれども、町の公式のホームページと公式のフェイスブックですね、それとインスタグラムと、あとあまくさ苓北観光協会ですね、のほうともＳＮＳを使った広報ということと、あと天草の記者クラブのほうにもちょっと情報を提供してですね、ご掲載いただけるところにはご協力をお願いしたいというふうなところを考えております。

○議長（錦戸俊春君）　野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　いろいろな方法でそういうふうに募集を行われるようですけども、先ほども言いましたけども、もう見直しの時期、条例改正の時期もきているんじゃないかということで言いましたけども、その辺の、例えば、応募者が、期限は切られると思いますけども、その見直しを行う時期的にどのようにお考えなのか。例えば、１年間この応募を見て、様子を見てからのそういった判断になるのか。早目の切り替えをさ

れるのか。その辺のお考えをお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　この件につきましては、今までの募集の仕方ではですね、なかなか皆さん尻込みされると思います。ほかの町の使用料もありますけれど、そういうことも見直ししながらですね、思い切って、やはり使用料は取らないで皆さんに管理してもらって、大いに仕事を活発にやってもらうような方向で、それらをもうやっぱりなるべく早い時期にですね、もちろん、この地元は当然ですけど、全国に発信しなきゃならないと考えておりますので、そこは商工観光課長、商工観光課とも打ち合わせをしまして、なるだけ早くそういう方、ふさわしい方が来られることを願ってですね、募集をしたいと考えております。

また、場合によっては、順番が逆になるかと思いますけど、募集しながら臨時会でも開いて条例改正でもお願いするようなこともあるかと思いますので、そのときはぜひよろしくお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君）　野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　今、ほかの自治体で同類の物産館施設においては、使用料無料で指定管理委託を行っている施設もあるということで、先ほどご答弁をいただきました。

町の観光や経済の活性化を目的とするならばですね、私もこの際思い切って施設使用料は無料か、または取るとしても今の１０分の１ぐらいの使用料で十分じゃないかというふうな考えを持っています。ですから、そういうふうな提案をされたときには、ぜひ前向きに私たち議会も検討しなければならないと思ってはおります。

次にですね、この施設の利用で関連しますのでお尋ねをいたしますが、物産館施設オープン当初はこの日本一のトイレとしてトイレはＰＲされたようであります。本来であれば、町内のこのような施設等のトイレはですね、クリーンパトロールの会計年度任用職員２名によって清掃管理をしていただくべきだと思っていますけども、この物産館トイレの清掃業務は、この前まで借りておられた飲食店の方へ町が清掃管理委託の対価として、月額４万円、年間４８万円を支払って管理していただいておるのが現状であるようです。物産館がオープンした平成３年当初からこのような制度になっていたのでしょうかお尋ねをいたします。

また、そして、空き施設となった現在の清掃管理はどのようになっているのか。

今後も同じように、施設利用者が決まれば、その方にトイレ清掃管理委託料を払って管理していただくのかをお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君）　商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　まず、１点目の管理と清掃のところですけれども、これ平成３年にオープンしまして、その当時から施設の管理とトイレの清掃も含めてお支

払いしてあります。当時はですね、月額５万円ということで、平成１５年度から４万５，０００円、平成２８年度から月額４万円で委託をしてですね、トイレの清掃等もしていただいております。

２点目ですね、現在の施設の管理ですけれども、当然、換気等も必要ですので、週にですね、担当者が換気等の施設のところはして対応しております。トイレにつきましては、年度当初に前の事業者の方と契約をしておりますので、３月までは前の事業者の方にトイレの清掃のほうはしていただくということになります。

今後のトイレの清掃の管理につきましては、議会と監査委員さんのほうからもちょっとご提案といいますか、要望ありましたけれども、クリーンパトロールのほうにしていただいてはどうかということでしたけれども、監査委員さんには１回ご報告して、あそこがトイレの基数が多いので、そこにも結構時間がかかりますので、ほかのところとのやりくりを、ほかの施設、同じ１日の中でですね、減らさなければならないという状況になりますので、それではちょっとほかのところの施設の手入れの管理がうまくいきませんので、ちょっと雇用の日数をですね、ちょっと増やして対応していただけるようなところで、現雇用しております、会計年度任用職員さんとも協議を行いました結果、令和４年度からこの委託料を廃止をしまして、クリーンパトロールの方お二人にちょっと曜日を決めてですね、そこも見ていただくというふうなところの方向性を持っております。

○議長（錦戸俊春君）　野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　確認の意味でお尋ねしますけども、現行の委託契約に基づいて業務を行っていただいて、今年度中、つまり撤退された１２月から今月の３月まで月４万円、合計１２万円ですね、をトイレ清掃委託料として払い、そして、令和４年度の４月、来月以降は会計年度任用職員、クリーンパトロールさんにトイレ清掃はお願いしていただくということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　そのようなことでございます。

○議長（錦戸俊春君）　野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　普通考えれば、１２月に契約が切れてればその時点でトイレ清掃もですね、当然もう町が引き受けて行うべきではないかと、私は個人的には思っていたんですけども、そういうふうに話し合いの中で決まっていればそれはそれで理解したいと思います。

この件については、それでもう話がついているようですので理解しました。

次にですけども、苓北町の玄関口であるこの物産館施設は、駐車場も広くて、トイレ、自動販売機、また電気自動車の充電ステーションなどがあるなど、様々な面で利用に優

れております。さらに、施設内容を工夫すればですね、利用価値が高く、人が集まりやすい環境が整った場所だと思います。この苓北町の国道３２４号沿線は、環境や道路条件がよいためか、県下でも早い段階で県の事業によりサイクリングロードが整備されております。そういったこともあり、休日に限らずスポーツバイクでの走行をよく見かけますし、また、土日、祝日になると、オートバイのツーリングでこの沿線を通るライダーも多く見かけます。

例えばですが、今述べたように、こういった好条件を生かしてサイクリングやバイクツーリングの道の駅とはいいませんけども、寄り道的な場所として整備し、ＰＲする方法もあると思うんですが、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　只今２回目のというか、再募集を行っているところです。そこでですね、現下のコロナの状況を踏まえますと、この前、ちょっとほかの町外の観光の事業者の人とも話をさせてもらったんですけれども、今のままだとなかなかまだお客さんが少なければ、雇用もあったりとかするので、使用料は無料にしてもですね、難しいところも出てくるかもしれないというところもありまして、町長が申し上げましたとおり、提案の募集ですね、今後のその①とその②の提案の募集ということで、その施設を今の施設から少し変えた形での利活用の提案の募集を行ったらどうかというふうに考えておりまして、その募集を行う中でですね、実現性の高いもの、あと、町の観光等々地域の経済も含めてですね、この一番いいようなところにちょっと検討を行って、新たな施設としてリニューアルするなり、新たな位置づけの中でですね、施設を運営していったほうがいいんじゃないかというふうな考えは持っております。

○議長（錦戸俊春君）　野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　今の答弁では、今の形から少し変えた、形を変えたもので検討していくということですけども、私もこれもう一つの例として挙げますけども、現在ですね、苓北町には宿泊施設が非常に少なくて、九州電力火力発電所の定修工事期間中は、一般の宿泊希望者が宿泊しようと思ってもなかなか空きがないために予約が取れず、仕方なく近隣の町のホテル、旅館へ泊まられることが多いと聞きます。これ本当一つの例ですけども、ここを宿泊施設に改修してですね、町内業者の方に管理運営をまかせてはどうかと思います。そうすることによって、町内のほかの宿泊施設に余裕ができ、連休等の繁忙期には多くの宿泊客を招くことが可能になるのではないかと思いますけども、一つの例ですけども、その辺の考え方としてはどうでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　宿泊施設も含めてですね、先ほど申し上げましたとおり、どのような利活用があるのかというふうなことを検討しなければならないと思いま

すけれども、町内にある宿泊施設とですね、やっぱりその用途といいますか、目的とかがですね、ちょっとかぶらないようなところにもちょっと配慮が必要ではないかという部分もございますので、もし宿泊施設、一つの案ということでお伺いしときますけれども、そういった場合にはそういったところの配慮もですね、ちょっと含めたところで位置づけをしっかりして決定しながら進めていくというふうなことが必要だというふうに思います。

○議長（錦戸俊春君）　野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　今いくつかの例を挙げましたけども、課長が言われるように、いろいろな面から検討してですね、解決しなければならない点が数多くあると思いますけども、とにかく一日でも早くですね、この物産館が再度活気ある施設として利用され、苓北町の観光や経済が活性化することを期待しております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（錦戸俊春君）　答弁いいですか。

○８番（野﨑幸洋君）　はい、いいです。

○議長（錦戸俊春君）　これで、野﨑幸洋君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は、午前９時３０分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れさまでした。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

散会　午後３時１０分

令和４年３月１０日（木）

（第２日目）

令和４年第２回苓北町議会定例会会議録（第２日目）

令和４年第２回苓北町議会定例会は、令和４年３月１０日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	山口　利生	２番	野田　謙二
３番	廣田　幸英	４番	髙戸　幸雄
５番	松本　良人	６番	石田　みどり
７番	浜口　雅英	８番	野﨑　幸洋
９番	山本　政人	１０番	倉田　　明
１１番	田嶋　豊昭（副議長）	１２番	錦戸　俊春（議長）

３．不応招議員　なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局長	龍岡　　学	書　　記	田中　めぐみ

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町　　長	田嶋　章二	副 町 長	山﨑　秀典
教 育 長	濵﨑　敏和	総務課長	尾脇　宣宏
税務住民課長	吉本　英明	企画政策課長	福田　誠一
教育課長	西川　文孝	土木管理課長	汐﨑　正喜
農林水産課長	宮﨑　良成	商工観光課長	錦戸　雅志
水道環境課長	田尻　　悟	福祉保健課長	本田　　保
健康増進室長	田尻　康彦	会計課長	松村　保則

８．議事日程

日程第１　一般質問

９．議事の顛末

開会　午前９時３０分

○議長（錦戸俊春君）　おはようございます。

只今の出席議員は１２人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　一般質問

○議長（錦戸俊春君）　日程第１、昨日に引き続き、一般質問を通告順に行います。

通告６番、石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　おはようございます。通告６番、６番議員の石田みどりです。提出の分は質問要旨にしておりますので、説明を加えながら大きく３点で町長に質問をさせていただきたいと思います。

まず大きな一つ目でございます。町の基幹産業である農業を守るため、水田活用支払交付金について質問をします。

農林水産省が昨年末に示した水田活用直接支払い交付金の見直しで「地域が崩壊する」、「耕作放棄地が広がる」と農村に新たな不安と衝撃が広がっています。水田活用交付金は、水田に米以外の作物を作付けした場合、転作をした場合ですが、１０アール当たり麦・大豆・飼料作物で３万５，０００円、そば・菜種などで２万円など、作物や面積に応じて農家に支払われる助成金です。これを今後５年間、米を作らなかった水田は対象から外す。牧草への転作は今年から大幅にカットするというものです。米の過剰に対するため続けられてきた米作の減反転作は農家や農村に多大な負担と犠牲を強いながら推進されてきました。その規模は米の消費減少とともに、拡大の一途をたどり、今日では北海道は水田の５割超、都府県でも３割から４割に達していると言われています。それを推進するための手段とされてきたのが米と比べて収益性の低いほかの作物を支援するための転作助成金である水田活用交付金なのです。耕作面積が増える中で条件の不利な中山間地などでの農地の維持、環境の保全などにこの交付金が一定の役割を果たすようになりました。政府は、水田の機能を失った農地は交付金の対象にならないと言っています。転作が長期化、固定化する中で、米を作れる状態に容易に戻れない水田が各地に広がっているのが現実ではないでしょうか。農水省は、そうした水田については畑作化して交付金を断念するか、水稲と畑作を輪作するかを検討し、今後５年間で選択するように地域に迫るということのようです。

政府は、水稲と畑作の輪作がそう簡単ではないということもわかっていないようでございます。長年転作を進めておいて、畑地化したら交付金をカットするというのは、農家を２階に上げておいて、はしごを外すという行為です。完全に畑地化すれば、土地の

評価額が下落し、農協などからの借り入れで担保割になり、経営がもたなくなることも指摘されます。

逆に、水稲の作付けをするにしても、長年使われなかった水利施設の整備や機械の確保などが必要になり、現状の米価水準ではとても困難です。

また、米の品質も安定しません。交付金がカットされれば辛うじて維持されてきた麦や大豆、飼料作物の生産が壊滅するのは目に見えています。

また、政府自身が掲げる食糧需給率４５％の目標達成にも逆行をします。現在の日本の食糧自給率は３８％です。日本の胃袋は外国に頼っているのが現状です。今、ウクライナへのロシアの侵略で小麦の輸入が滞り、小麦製品の値上がりが目白押しで生活を直撃するということのようでございます。

水田であれ、畑であれ、それぞれに則して生産が維持、発展できるよう政府の責任でその条件を整えるべきではないでしょうか。外国産の輸入野放しをやめ、品目や地域に応じて手厚い価格保障や所得補償などを実施することが強く求められます。

農業つぶしがあからさまなこのような水田活用交付金の見直しは中止するべきではないでしょうか。

そこで町長にお尋ねをいたします。

まず１点目です。苓北町でこの水田活用交付金を活用している農家さんはどれぐらいあるのでしょうか。戸数と面積がわかりましたらお願いいたします。全体の農業者の中で比率はどうなっているのか現状をお尋ねいたします。

２点目です。この交付金を対象から外したり、牧草への転作を大幅にカットするとなると、この交付金を活用している農家さんへの影響はどうなるとお考えか。農業の危機と感じておられるのかお尋ねをいたします。

大きな２点目でございます。子育て支援についてです。

まず１点目は、就学援助制度についてですが、長引くコロナ禍の中で教育費の負担も大変になってきているのではないでしょうか。給食費の無償化の件でも質問をしてきていますが、これは引き続き質問をすることとして、今回は就学援助制度について質問をいたします。

この制度は、義務教育は無償とした憲法２６条と関係法に基づいて小中学生のいる家庭で誰でも申請できますが、適用基準が設けられています。認定されれば学用品費、通学用品費、給食費、修学旅行費などが支給されます。２００４年、平成１６年までは市町村が実施するその費用の半額を国が補助する仕組みになっていたのですが、２００５年度から国の補助金が大幅に削減をされ、国の補助金は生活保護を受けている世帯と要保護世帯、保護を必要とする状態にあるものに限り、それ以外の準要保護世帯については、用途を限定しない一般財源化しました。準要保護世帯については、市町村の判断と

いうことになったのです。文部科学省は２００９年、平成２１年に就学援助制度を周知徹底するよう通知を出しています。

まず１つ目です。苓北町は、この周知徹底はどのようにされているのでしょうか。

２つ目です。申請書はどのような渡し方をされているのでしょうか。例えば、希望者だけとか、全員に渡すとか。

３点目です。民生委員の助言を求める件はどうなっていますか。

４点目、申込みはどのような形態をとっていらっしゃるのでしょうか。担任を通じて学校経由か、教育委員会への直接か。

５つ目です。支給方法は銀行振り込みだと思うのですが、その点もお聞かせください。

子育てについての２つ目です。国民健康保険税の子どもに対する均等割について。

国保の質問をした折に、子どもに対する均等割をなくしてほしいと質問をしました。子どもに対しての均等割というのは、明治時代の人頭税だとの声もあります。今、全国的に均等割をなくす自治体も増えてきています。県内でも増えつつあります。検討するというところもあるように聞いております。そんな全国的要望もあり、本年４月から実施で、国が国保加入全世帯の未就学児の均等割保険税の軽減措置を導入することになりました。国が軽減措置を導入することになったことも踏まえ、町独自として子どもの均等割を年齢に関係なく、なくす方向に舵取りをすることはできないものでしょうか。均等割をなくすとしたらどれぐらいの予算が必要になるのかお尋ねをいたします。

子育てにやさしい苓北町、早くから子育ての施策に力を入れてこられた町長にぜひご決断をしていただきたいと願うものです。町長の決断を期待して答弁を求めます。

大きな３つ目です。コロナ感染第６波、町の対応についてです。

本日、全員協議会で説明報告があると思うのですが、通告をしていましたので質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症のオミクロン株が急増し、第６波と言われています。この第６波は高齢者施設や病院、学校などでのクラスターが今までになく多く発生し、命を落とす人が急増しています。１日当たりの死者数が２月２２日には３２２人と初めて３００人を突破しました。２月だけで死者は４，０００人を超え、２５日までの直近の１カ月は、第５波でもっとも多かった死者数の２．５倍、昨年７月から１１月、５カ月間の合計死者数を上回るなど、過去最悪の水準になっています。死者の大半は高齢者で、１月５日から２月２２日までコロナ感染で亡くなった人のうち、７０歳以上が９割超に上りました。また、救急困難事案も２月１４日から２０日の１週間で６，０６４件、６週連続で過去最多を超えているということです。救急搬送困難事案というのは、医療機関への受け入れ照会回数４カ所以上、救急隊が現場到着してから搬送開始まで３０分以上待機したものを救急搬送困難事案と定義をしています。自宅療養者も２月１９日現在

で５７万人をはるかに超えているという報道もありました。５波のときは、自宅療養者が自宅で入院もできなくて多くの命が失われました。６波では、５波と違って感染者が低年齢化しているのが特徴です。昨年、もっとも多かった８月で３万７，０００人でしたが、今年１月の１カ月で９万８，０００人と、昨年の２倍以上になっています。感染者の内訳は、小学生が約５万１，０００人、中学生が約１万８，０００人、高校生が約２万４，０００人、その他幼稚園児、特別支援学校が約４，５００人との報告もあります。

苓北町の感染者も今までに見られなかった感染者数の報告がありました。２月１９日現在、２８人であったと記憶をしております。

そこでお尋ねをいたします。苓北町の年齢別の感染者をお聞かせください。

コロナ感染用の入院ベッドは苓北町には確保されているのでしょうか。確保できているとすれば、病院名とベッド数を教えてください。

コロナ専用の相談窓口は、役場内か保健センターに設置されているのでしょうか。

３回目のワクチンの接種状況はどうなっているのでしょうか。

ＰＣＲ検査を無料で受けるところは、天草管内では１カ所と聞いておりますが、どこでしょうか。

低年齢の感染対策、ワクチン接種はどうなっているのかお尋ねをいたします。

以上でございます。再質問は自席にてさせていただきます。以上です。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　只今の石田議員のご質問に答えさせていただきます。

２項目目の子育て支援についての就学援助制度については、このあと、教育長が答弁いたしますので、私からは、それ以外についてお答えさせていただきます。

まず、１項目目の「町の基幹産業である農業を守るため、水田活用交付金の見直しに対する町の考え方について」でありますが、この件につきましては、髙戸議員の一般質問でもお答えしたところであります。改めて答えさせていただきます。

議員ご承知のとおり、水田活用の直接支払交付金とは、水田で高収益作物、飼料作物、飼料用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図るための施策であります。主食用米の需要減少に歯止めがかからない中、水田機能を有する農地における主食用米から他作物への作付転換を支援するものであります。

今回、国がしました交付対象水田の扱いの見直しにつきましては、転換作物における畑作物の作付けが固定化した農地につきましては、水田はなく畑地として利用していくことが適切であるとの考えのもと、畦畔や用水路等がなく水稲作付けが困難になった農地は、交付対象水田から除外するというものであります。

このことにつきましては、平成２９年から現行規定における水田活用の直接支払交付

金の交付対象農地にも既に明記されており、この規定を再徹底した上で、今後５年の間に、各地域において、これからの産地形成をどのように図っていくのか、しっかりと検討してもらうこととなっております。

御質問の苓北町における交付金の活用状況につきましては、今年度１１５件の申請があっており、２０２０年農林業センサスにおける販売農家数１９２戸の約６０％となっております。

なお、苓北町におきましては、農林水産課及びＪＡれいほく営農課が事務局となり、ＪＡれいほく米部会を中心に苓北町農業再生協議会を組織し、水田活用の直接支払交付金をはじめとした経営所得安定対策事業に取り組んでおりますが、今回の見直しにより、農業者に不利益が生じることがないよう、併せて、離農から耕作放棄地の増加につながることがないよう、個々の現場の課題を把握し、検証しつつ、引き続き適切に対応してまいります。

２点目の国民健康保険税の子どもに対する均等割について、子育ての面からも均等割をなくしてほしいとの質問についてでございますが、議員ご指摘のとおり、法改正に伴い、未就学児の均等割につきましては、令和４年度分から５割を軽減することとなり、今議会に関係条例の改正案を上程しているところでございます。

均等割につきましては、世帯に属する被保険者数に応じて算定されるものであり、被保険者数には未成年の子どもであっても成年と同様に１人として算定されております。令和３年度分では、子どもの加入者一人ひとりにつき、医療給付費分１万９，０００円と後期高齢者支援金等１万１，３００円の合計額３万３００円が課税されていることになります。しかし、今回の法改正に伴い、未就学児につきましては、その５割を公費により軽減します。また、均等割軽減措置対象の未就学児の場合は、軽減措置適用後の残りの均等割額のさらに５割を軽減します。例えば、７割軽減対象の未就学児の場合は、軽減措置後の残りの３割のさらに半分を減額しますので、全体では８．５割の軽減となります。

苓北町で対象となる未就学児は３０名で、法改正に伴い均等割額３万３００円に対し、改正後は、軽減なしで１万５，１５０円、２割軽減対象者で１万２，１２０円、５割軽減対象者で７，５７５円、７割軽減対象者で４，５４５円の個人負担となります。

なお、議員お尋ねの未就学児の個人負担分をさらに町独自でなくした場合の費用負担については、新たな公費による軽減部分とあわせ、約５７万円の費用負担となります。この独自軽減策を国保特会で行う場合、他の国保被保険者にその分を負担していただくことになり、加入者の公平性の面から、負担について検討、協議する必要がございます。議員がおっしゃる子育て支援の観点から考えますと、国保加入者に限らず、全ての未就学児が対象となるよう検討したほうが公平性が保たれるのではないかと考えております。

この未就学児に対する負担金の目途にですね、今後、未就学児全体に対して何か制度をですね、創り出せないか検討してまいりたいと考えております。

次に、質問事項３項目目のコロナ感染の町の対応についてであります。６点のご質問がございました。

１点目の苓北町の年齢別の感染者数につきましては、令和２年１０月から令和４年３月８日現在で１０歳未満で４人、１０代で７人、２０代で３人、３０代で２人、４０代で６人、５０代で３人、６０代で１人、７０代で２人、８０代で３人、９０代で１人の計３２人の陽性確認が公表されております。ちなみに、本日発表される天草市の感染者数は３４人であります。そういうことを考えれば、町民皆様方のご努力がですね、相当立派なものになっていると、できればゼロ感染になればありがたいわけでございますが、それにしましても、皆さん方の毎日毎日のご苦労がですね、実っていると。これ以上１人でもかかられないように、みんなで努力をしあっていきたいと思っております。

次に、２点目のコロナ専用入院ベッド数でありますが、苓北町内の一つの医療機関において２床確保されている状況でございます。

次に、３点目のコロナに特定した相談窓口の開設でございますが、苓北町新型コロナウイルスワクチン接種対策室におきまして、町民皆様からの相談に応じる体制を構築しており、専門的な相談につきましては、天草保健所や熊本県にお尋ねしながら対応しているところでございます。

次に、４点目の３回目ワクチンの接種状況でございますが、対象者が６，０５９人のうち、３月８日現在で３，４３４人に接種が完了しており、接種率は５６．７％となっております。県下市町村でも高い方の数値になっておりますが、それでも１日でも早くですね、ご希望なさる方のワクチン接種を完了するように、担当はじめ我々も頑張っていきたいと思っているところでございます。

次に、５点目の天草管内にあるＰＣＲ検査の無料検査所につきましては、天草市城下町にあります、はやし薬局が天草管内のＰＣＲ無料検査事業所として熊本県から公表されております。

次に、６点目の低年齢のワクチン接種状況についてでありますが、５歳から１１歳以下の接種につきましては、３月中旬からの開始を予定しており、３月８日現在、対象者３６６人の内、接種希望者は８６人となっております。また、１２歳から１５歳以下の接種につきましては、３月８日現在、対象者２３４人の内、１回目が２０７人で、接種率は８８．５％、２回目が２０３人で、接種率は８６．８％でございます。

以上、石田議員のご質問に答えさせていただきました。

あとは教育長から答弁をいたさせます。

○議長（錦戸俊春君）　教育長。

○教育長（濵﨑敏和君）　石田議員の就学援助制度についてのご質問に答えさせていただきます。

就学援助制度は、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して、就学に必要な費用を援助する制度でございます。

１点目の周知徹底の方法については、毎年１月に各学校を通じて、就学援助制度の周知及び申請手続きについてお知らせを行っております。なお、新入生については、２月の体験入学時にお知らせをしているところでございます。

２点目の申請書については、申し出のあった保護者に対し、学校より記入方法等について説明を行い、申請書類をお渡ししております。

３点目の民生委員の助言の必要性については、非課税証明書等世帯の状況を証明する書類がない世帯については、民生委員からの意見書の提出をお願いしております。

４点目の申請形態については、まず、申請書類一式を学校へ提出していただき、その後、学校側で各家庭の状況確認及び学校長の意見を付記した上で、教育委員会へ提出していただいております。

なお、年度途中など次年度更新以外の申請受付は、個々のご家庭の環境の変化等もありますので、随時申請の受け付けを行っております。

また、認定は、教育委員会の議決としており、認定に基づく支給開始日は教育委員会会議の議決日ではなく、申請書の提出日の翌月１日からの支給開始となっております。

５点目の支給方法については、各学期末の７月・１２月・３月に保護者の届け出口座へ振り込みを行っております。

以上、石田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君）　石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　まず１点目のですね、交付金の見直しについてでございますけども、この交付金見直しというのは、農業や農村への深刻な影響はほとんど考慮されなくて、政府の財政負担の軽減が優先されているのが事実です。２年に及ぶコロナ禍や地球環境の悪化は、人と環境にやさしく、持続可能な農業の重要性を浮き彫りにしていると思います。国土や自然条件を生かした農業の発展による食糧自給率の向上、農業と農村の多面的機能の発揮が今ほど求められるときはないと思います。農政の流れを根本から転換し、主食である米の生産安定を土台にして、外国産が主流である麦、大豆、飼料作物、そばなどの生産や消費を国内に取り戻し、条件が不利な中山間地域の進行に本腰を入れて取り組むことが大事ではないでしょうか。

先ほども言いましたが、水田であれ、畑であれ、それぞれに則して生産が維持できるよう政府の責任で条件を整えて、外国産の輸入の野放しをやめ、品目や地域に応じた手厚い価格保障や所得補償など実施する必要があると思います。町として、国や政府に対

して水田活用交付金の見直しに対する意見とか、見直しを撤回するような要望書などは出されるというお考えはないでしょうか。お聞きをいたします。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　今のところは農協と役場の担当課でですね、いろいろ協議をしております。その中で、その必要性が見られたときにはですね、ぜひお願いをしたいと。また、国が決定されたことでありますので、その辺についてもですね、やはり県選出国会議員の皆様方にもお願いしていきたいという考えであります。そういう状況であります。

○議長（錦戸俊春君）　石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　本当に中山間地の農業というのは本当今大変だと思います。そういうところを守る上でもですね、この交付金が大事になってくると思いますので、力を入れていただきたいというふうに思っております。

それから、コロナに対することじゃなかった。ごめんなさい、国民健康保険税の子どもに対する均等割についてでございますけども、町長が言われましたように、それこそ未就学児の軽減じゃなくて、未就学児の国保の負担を全額ですね、国で見てくれるようなそういう措置をしていただければというふうにも思っておりますし、ゆくゆくはその均等割をなくす方向でぜひ子どもの子育てについての本当に苓北町は町長も努力されておりますように、子育てしやすい町だというふうに思いますので、そこら辺の努力もしていただきたい。町長のご決断に期待をしたいというふうに思っております。

それからですね、就学援助のことでございますけども、周知方法として申請書を全員を渡すということはお考えではないでしょうか。全員に渡すということで、申請者が増えたという自治体もありますので、周知方法としても申請者を増やす面からも全児童生徒に申請書を配布してほしいと思うのですが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　この国保会計での未就学児の対応であります。国といたしましても、相当踏み込んだ対応をなさったと思っております。ただし、これを我々が国保の中でですね、あまり扱いますと、やはり国保会計に入っておられる方の不平等性が出てまいりますので、この５７万円と出てきておりますけれども、それに見合った分を含めて、ほかの方たち、未就学児の方々と不平等にならないように、そういうことを念頭に置いてですね、一般会計で解決できるかどうかを検討をさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君）　教育長。

○教育長（濵﨑敏和君）　できるだけたくさんの方に周知をやっていきたいというふうに思っておりますし、今、おっしゃっていただきました申請書につきましても、お渡しするというより、その開示とか、そこでこう提示をしておいて、必要な方はお持ち帰り

くださいというふうな形を取らせていただければというふうに思っております。
以上でございます。
○議長（錦戸俊春君）　石田みどり君。
○６番（石田みどり君）　先ほど、教育長は民生委員の助言も必要な場合があるというふうにおっしゃいましたけども、民生委員の助言は、以前はされておりましたけども、２００５年、平成１７年から必要ないということで文科省は言っておりますが、そこら辺はいかがでしょうか。
○議長（錦戸俊春君）　教育長。
○教育長（濵﨑敏和君）　確かにですね、そのような文科のほうの文書のほうはあるわけではございますけども、私どもが認定基準としておりますのが、いろいろ生活保護法とか、それから地方税法に基づく、そのいわゆる役場のほうで所得に対するそういう金額と家庭環境の変動、それが見られる方に対しては、これはもう全く必要ございません。実際、昨年度はですね、３５件の申請中、８件は民生委員さんの意見をいただいたところでございますけども、内容といたしましては、保護者の職業が不安定な場合、そして、生活状況が悪いっていうふうに認められる方、この方については、私どもどうしても状況把握はきちんとはできないわけですので、民生委員さんの一言を添えていただいているという形です。
それから、学級費、ＰＴＡ会費等の学校納付金の減免が行われているご家庭、それから、学校納付金の納付状況のあまりよくないご家庭、これについては学校とか、民生委員さん方の意見をという形で、校長意見とともに民生委員さんのご意見をいただいているところでございます。全員ではございません。
以上でございます。
○議長（錦戸俊春君）　石田みどり君。
○６番（石田みどり君）　文科省がですね、２００５年に必要なしということで通知をしていると思うんですけども、そこら辺はちゃんと守っていただきたいなというふうに思うんですね。民生委員さんが全部そのそういう家庭を把握しているかと言ったらそうでもないだろうというふうに思います。やっぱり、民生委員さんにお尋ねをするということは、その人の生活状況をこう何ちゅうですかね、ちょっと大変だろうと。民生委員さんの意見まで、民生委員さんにあれするんやったら止めとこかちゅうようなことも出てくるかもしれませんので、そういうことはなしでちゃんと文科省がですね、そういうことを必要なしとしているんだから、そこら辺は守っていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。
○議長（錦戸俊春君）　教育長。
○教育長（濵﨑敏和君）　準要保護の判断基準としての世帯主所得基準額等も決めてい

るわけではございますけども、町長のほうからもですね、できるだけ柔軟なその金額限定でなく、柔軟な対応をというふうな一言はいただいております。それに基づきましてもう一度ですね、その民生委員さんのご意見ということについて、私どものほうでも吟味をさせていただきたいというふうに思っております。

それで、教育委員会議のほうにかけまして、必要でないというそういう方向を持っていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　できるだけ民生委員さんの助言は必要なしという形でしていただきたいというふうに思っております。

それから、申請書の提出なんですけども、教育委員会に直接というところも多くなってきていると思うんです。学校、担任を通さない、学校を通さないということで、担任の手を煩わされることもなくて、担任に知られることもなくて、申請できるという点では、やっぱり教育委員会という形のほうがいいんじゃないかなというふうに思います。中学生にもなりますとですね、やっぱり感受性も強くなってきますし、小学生もそうですが、高学年になるとそういうことを感じると、強く感じるということが出てくるかと思います。だから、そういう点では、やっぱり直接、教育委員会に申請をするという形もとっていただきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　教育長。

○教育長（濵﨑敏和君）　確かに、今おっしゃいましたように、申請書を子どもが出す、それから保護者さんが学校へ持っておいでになるということは、抵抗というのもあるんじゃないかなというふうに思います。どのような支障が生まれてくるのかわかりませんけども、教育委員会のほうで、当面は学校か、教育委員会かという、それがいいのかなとは、保護者さんのご都合のいいほうにという形を取らせていただければというふうに考えております。この件につきましても、委員会のほうに諮りまして、今おっしゃいました方向で考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　今、学校の先生もですね、すごくやっぱり忙しくなってきているというのが本当に報道でもなされていますし、先生方の手を煩わすことがないような、本当にできるだけ教育委員会へ直接部署なりで申請をするということで考えていただきたいと思います。今、教育長もそういう形でちょっと考えたいということもおっしゃいましたので、ぜひそういう方向に考えていただきたいというふうに思っておりますので、お願いをしておきたいと思います。

それから、コロナの件でございますけども、先ほど本渡に１カ所、無料のＰＣＲ検査のところがあるというふうにお聞きいたしました。でも本渡までですね、なかなかこう行くということも大変だろう、それこそできるだけ外出を控えてくださいということもありますので、苓北町内でですね、そういうところを指定できないかどうか、県とか、そういうところに働きかけをしていただきたいと思うんですけども、その点ではどうでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　一時はですね、町内の薬局が手を挙げられたようでございますが、県のお考えというか、決まりでは、医療施設との連携ということができるかどうかて、これができない状況であったようでございます。また、お伺いしたところですね、もっと簡単に引き受けられると思ってたのが、そういう複雑なことも出てきているし、相当な人数が来られるだろうから、自分たちでは受けられないという判断になったということでございます。残念なことでございますけれども、今のところではそういう状況が出てきております。

○議長（錦戸俊春君）　石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　大変だとは思いますけども、やっぱり町としてもそういうことで県にも働きかけていただきたいし、ほか、それこそ病院と関連した薬局さんとか、そういうところにもお話をしていただきたいなというふうに思います。やっぱり苓北町ではですね、もう本当に５波のときにはなかったような感染です。他と比べたらひどいという状況ではないと思いますけども、やっぱりこれを止めていくということも含めまして、ＰＣＲ検査が近くでできればというのが一番だと思います。そこら辺も町として努力をしていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　町もですね、何とか苓北町にと思っております。そういった意味で、再度そのご希望なさるところと打ち合わせをしたいと。あと２件ある薬局では、スペースがないというのがあるんですね。１件はスペースがある程度あると思っておられて手を挙げられたらしいんですが、ちょっと県のいろんな制度上の決まりにあわなかったということでありますので、これが熊本県がどこまで寛容になっていただけるのか、あるいは、そこの薬局がですね、どうしたらできるのかもよく聞きました上で、制度にのっとったＰＣＲ検査ができるような努力をしてみたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君）　石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　ＰＣＲ検査もそういう町も、今町長の答弁で努力をしていただくということですけども、抗原検査もですね、したいということで、やられた方がいらっしゃるんですよね。抗原検査、病院でですけども、抗原検査自体は無料であったけ

ども、病院にかかったからその病院代を請求されたと。その抗原検査をやるための何か診察をせないかんかったというようなことも聞きまして、無料のはずなのにっていう話も聞きましたので、そこら辺も含めてですね、やっぱり無料でできる施設があればというふうに思いますんで、そこら辺は町の努力もぜひお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　これは私も以前は出張のとき、個人でやっていました。当然、医療施設でやるわけだから医療費は払わなきゃいけないと思っております。高いと思いましたけれども。ただし、そうでなくて、無料でできる、町でそれを対応できるようなことを今やっております。しかし、それには要件がありますので、担当者に説明をしてもらいます。

○議長（錦戸俊春君）　はい、健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君）　先ほど、石田議員さんのご質問の件でございますが、先ほどから出ております、無料検査場におきましては、町長の答弁にありましたとおり、薬局と医療機関が連携する必要がございます。

薬局のほうにですね、どうしてできないかというところでお話をさせていただきまして、この検査に係る時間ですね、当然、薬剤師が関わる必要がございます。その１件当たり要する時間が３０分というところで、なかなか体制が整わないというところでですね、普段の通常業務もある中で、支障が生じるというところで断念をされたというところでお話を聞いております。

ですが、今後もですね、薬局さんとお話をしながら、天草管内にあります薬剤師会のところにも通じまして、ちょっとお話をさせていただきたいなと思っております。なるべく町内にできるように、町長答弁のとおり、頑張っていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

検査キットのほうにつきましては、当然、この無料検査場であれば無料なんですが、病院のほうにかかりますと、当然医療費がかかってくるのは、皆さん、ご承知のとおりだと思います。

町で購入した抗原検査キットのこの件につきましては、後ほど、次の山口議員の質問の中にもございましたけども、そこで。

抗原検査キットの無料配布につきましては、この後ちょっと重複するところも出てくるかと思いますけども、申し上げさせていただきます。

国の対応に沿った基本方針を町のほうで定めさせていただきました。保育園や学校で子ども、職員が感染したことが判明した場合におきましては、速やかに陽性者本人の感染前の行動履歴を詳細に聴取した中で、保健所から濃厚接触者とされた人に限らず、陽性者と接触の可能性があると認められる子ども、職員、家族等に対しまして、まち独自

の感染拡大防止対策といたしまして、必要に応じて抗原検査への協力要請を行いまして、抗原検査を実施していくというふうにしております。

今回、町のほうでは１００回分の抗原検査キットを購入をさせていただきました。これは医療用です。普通、お店のほうに売ってある分については、研究用というところですが、町といたしましては、医療用のほうを購入させていただきました。

○議長（錦戸俊春君）　石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　町として抗原検査の購入を、キットを購入していただいたということは、本当いいことだというふうに思います。ぜひ、これ以上ですね、感染が拡大しないように、町も本当にいろいろ努力をされてますし、町民の本当、協力という、努力というのも本当やっているというふうに思いますので、どこら辺はできるだけ無料でそのできるように町民のために頑張っていただきたいというふうに思いまして、私の質問を終わらせていただきます。

終わります。

○議長（錦戸俊春君）　これで、石田みどり君の一般質問を終わります。

次に、通告７番、山口利生君。

○１番（山口利生君）　通告７番、１番議員、山口利生です。質問通告書に沿って町長へ質問いたします。

まず、新型コロナウイルス対策について質問いたします。

新型コロナウイルスの感染者が確認されてから早２年が過ぎ、全国の新規感染者は２月２８日に５００万人を超えました。今年に入って新型コロナウイルス変異株のオミクロン株の爆発的感染拡大により、新規感染者が急拡大したため、政府は１月９日に沖縄県など３件を皮切りに３６都道府県にまん延防止等重点措置を適用し、２月１８日に高齢者を中心に重症者数が増加している大阪府など１７道府県は３月６日まで期間延長し、沖縄県など５県の解除を決定しました。しかしながら、オミクロン株の感染拡大は落ち着きつつあるものの、病床使用率がまだ高い水準にあり、高齢者の感染割合が拡大していることから、３月４日、熊本県を含む１８都道府県は、３月２１日まで約２週間再延長とし、１３県は解除すると決定されました。

熊日新聞によると、本年２月１８日現在、熊本県の新規感染者の累計は、４万３，６５８人にのぼり、県民の４０人に１人が感染した計算になるとのことです。１年目の感染者は年間３，４３６人だったのが、２年目は４万２，２２２人と１１．７倍になり、昨年８月から９月にかけてデルタ株が流行した第５波は７，２８１人だったのが、今年に入りオミクロン株の爆発的感染拡大で発生した第６波の新規感染者数は、１月に１万３，８９５人、２月は１９日までに１万５，３６８人と約３万人余の大幅増となっています。

また、昨年末まで１日当たり感染者が３００人を超えた日は１日だったのが、今年は

１月１４日以降、３７日間続き、１，０００人を超えた日は７日間で、最多は１月２７日の１，２７５人となっています。累計者数も１９２人となり、７０代以上が９割を占め、高齢になるほど死亡率が高く、１年目は７２人、２年目は１２０人と大幅に増加しています。第６波の年代別感染者の割合をみると、２０代が１８．７％と最も高く、３０代の１４．７％、１０代の１４．３％、４０代の１３．８％、１０歳未満の１２．４％の順になっており、昨年は高齢者層の割合が高かったのが、今年に入り若年者の割合が高く、特に２０代未満の子どもたちへの感染が増加しています。

苓北町で集計した天草保健所管内の新規感染者数は、昨年末までに２２２人だったのが、今年１月１日から２月２０日までに８４８人と４倍に急増し、うち苓北町の感染者数は、昨年末までに４人だったのが、今年に入り２５人と６倍になっています。苓北町の年代別感染者の割合は、１０代が２４％と最も高く、４０代の１６％、２０代の１２％、３０代の８％の順となり、１０歳未満の子どもの感染者も増加傾向にあります。また、重症化しやすいと言われる７０代以上の高齢者の感染者も６人確認されており、感染防止対策を一層強化する必要があると思います。

そこで、新型コロナウイルス感染防止の切り札とされるワクチン接種等について質問いたします。

１点目は、政府は、オミクロン株の感染急拡大を受けてワクチン接種間隔の見直しを行い、６５歳以上を８カ月から６カ月に短縮し、６４歳以下も同様の前倒しを目指すとされましたが、苓北町の６５歳以上の高齢者や医療施設等従事者への３回目ワクチン接種の進捗状況、６４歳以下の接種間隔の前倒しに対する対応方針をお聞きいたします。

２点目は、苓北町も子どもへの感染拡大を防止するために５歳から１１歳までのワクチン接種を３月中旬から開始予定との新聞報道がありましたが、どのような方法で実施される予定なのかお聞きします。

３点目は、熊本県では、新型コロナウイルス感染者の急拡大を受け、感染防止対策の一環として無料でＰＣＲ検査を受けられる薬局を県内一円に指定していますが、今回、まん延防止等重点措置の３月２１日までの期間延長を受け、高齢者施設の職員等を対象に週１回実施する抗原検査を保育所や幼稚園、小学校の職員へも拡大されるとのことです。抗原検査キットは、これまで個人でもインターネットで簡単に入手できていましたが、オミクロン株のまん延で全国的に感染者が急増したことから、病院でも入手が困難となっており、現在、品薄状態で、個人での購入は難しい状況になっています。苓北町も今年に入り新規感染者が急増しており、ステルスオミクロンの異名を持つ新型のウイルスが流行する事態となれば再拡大するおそれもあります。

そこで、町民の感染防止と不安感を払拭するために、町で抗原検査キットを購入し、希望者へ無料配布することができないかお聞きいたします。

次に、磯焼け対策についてお聞きいたします。

苓北町の西海岸は、昭和５０年代までは都呂々の萱ノ木海岸から富岡半島に至るまで海岸の岩や石にはひじきや海藻がびっしり生え、春の大潮時にはウニやアワビ等がたくさん採れる豊穣の海でしたが、この４０年足らずの間に磯焼けが進み、みるも無残な状況になっています。また、竹の迫海岸と年柄海岸は、苓北火力発電所の建設により陸地となり、全国的にも珍しい陸繋島の白木尾海岸は、遠浅の砂浜で大変美しかった海岸線が対流の変化により浸食され、農地の一部が崩落する大変な状況になっています。さらに深刻なのは、藻場が消失していることから、魚もいなくなり、海藻やアワビ、サザエ等の水揚げも激減し、漁業者の皆さんは魚が獲れない中、市場の値段も安いため、漁に出ても燃料代も出ない状況で四苦八苦されています。

そこで、今も北上を続ける磯焼けの対策について質問いたします。

１点目は、平成２１年度から２カ年事業で藻場を造成するために事業費４億円余をかけて実施した都呂々漁場（増殖場）造成工事において、苓北火力発電所で排出した産業廃棄物フライアッシュを再資源化したアッシュクリートブロックに海藻の種を埋め込んだ漁礁を投入されたとのことですが、現在、どのような状況になっているのかお聞きします。

２点目は、平成元年度から新たな磯焼け対策として、ガンガゼの駆除等に加え、上津深江地先に大きな群落がある海藻の「コンブ目アントクメ」や「アカモク」の母藻を富岡半島東沖に投入されているとのことですが、現在の生育状況と今後の展開についてお聞きします。

３点目は、苓北町には、県下で唯一の水産専門学科がある天草拓心高校マリン校舎があります。生徒は、稚魚の放流や海を汚すマイクロプラスチックごみの環境調査等にも積極的に取組、昨年は、環境保全活動などで顕著な功績を上げた個人や団体に贈られる地域環境保全功労者表彰を受賞されました。また、漁業者の皆さんと協力して、水産物を加工した新商品の開発等も行っており、地域貢献活動が熊日新聞にも度々取り上げられるなど、苓北町の誉れであり、大切な宝物であると思います。

苓北町では、平成２８年度に天草拓心高校マリン校舎と新商品開発の協定を結び、天草市のオリーブと苓北町の特産品であるヒオウギ貝を使ったアヒージョの商品化を行いましたが、新たな磯焼け対策として、苓北町沿岸の磯焼けや漁礁等の現況調査を委託し、定期的に水中観察をしてもらうことで磯焼け等の可視化ができるようになれば、今後の水産資源の保護育成事業が大きく前進するのではと思いますが、町長の考えをお聞きします。

最後に、信号機の移設についての要望でございます。

町道釜線と国道３２４号が交差する三差路は、坂瀬川方面から直進してくる車が町道

へ左折するのかコンビニに入るのかの判断が難しく、交通事故が発生しやすい状況にあります。

また、旧はまゆう療育園前信号機の横断歩道は、町道と国道が交差する地点より一段低くなっていることから、坂瀬川方面から直進してくる車からは横断中の歩行者が見えにくく、死亡事故が発生する危険性もあります。志岐小学校からも通学路安全対策要望調書が出されておりますので、当該信号機を町道と国道が交差する地点へ移設ができないものか要望いたします。

以上で一般質問を終わります。町長の答弁に対して、一問一答方式により自席にて再質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　質問の途中ですが、ここで４５分まで休憩をいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１０時３３分

再開　午前１０時４５分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（錦戸俊春君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

町長。

○町長（田嶋章二君）　只今の山口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、質問事項１の「新型コロナウイルス対策」についての回答です。

１点目の高齢者や医療施設等従事者への３回目ワクチンの接種状況でありますが、令和４年３月８日現在、６５歳以上の高齢者の対象者３，０５６人の内、２，４９３人に１８歳以上６４歳以下の一般の対象者３，００３人の内、９４１人の合計３，４３４人に３回目接種を完了し、うち高齢者施設従事者が対象者１４８人の内、１３１人、医療従事者が対象者３９９人の内、３７５人となっております。

また、６４歳以下の接種間隔の前倒しにつきましては、国におきまして、予防接種法で定めた２回目接種から８カ月経過を７カ月に前倒しし、令和４年３月から接種開始としましたが、余力がある自治体においては、２回目接種から６カ月を経過していれば３回目接種が可能となりましたので、町内の医療機関では６カ月への前倒しも含めて、２月下旬から６４歳以下の３回目接種を開始しております。

次に、２点目の５歳から１１歳までの子どもへのワクチン接種についてでありますが、１２歳から１５歳までのワクチン接種と同様に、接種対象者の保護者に対しましては意向調査を行い、接種を希望される場合には、町へ同意書を提出していただいた上で、ワクチン接種を実施してまいります。当然のごとく、接種の時には保護者同伴ということになります。対象者３６６人の内、３月８日現在で、８６人から既に接種希望の申し出

があっております。

次に、３点目の抗原検査キットの無料配布についてでありますが、今年に入ってから、町内におきましても感染者が増加しまして、その中には、保育園児や小中学生の感染も確認されております。

このような状況を踏まえ、町では、国の対応に沿った基本方針を定め、保育園や学校で子ども・職員が感染したことが判明した場合におきましては、速やかに陽性者本人の感染前の行動歴を詳細に聴取した中で、保健所から濃厚接触者とされた人に限らず、陽性者と接触の可能性があると認められる子ども、職員、家族等に対しましては、町独自の感染拡大防止対策として、必要に応じて抗原検査への協力要請を行い、検査を実施してまいりました。

また、改めて、今回１００回分の抗原検査キットを追加購入しておりますので、引き続き、町内の感染状況を踏まえながら、必要に応じて検査を実施してまいります。

この１００回分と申しますのもなかなか今手配ができないような状況でありますので、これよりたくさんですね、入手できるように今努力中でございます。

次に、磯焼け対策についてであります。

まず、１点目の平成２１年１２月から平成２２年１２月にかけて整備された都呂々漁場の増殖場につきましては、整備後、効果把握のための調査を平成２３年度、２６年度、２８年度に実施しており、その調査報告書によりますと、平成２３年度調査におきましては、大型海藻と小型海藻を合わせて３４種の海藻が出現し、ヨレモクモドキを主体とするホンダワラ科とクロメが混交する藻場が形成されておりました。

平成２６年度調査におきましては、大型海藻の消失が見られる。藻場の衰退要因としてはウニ等の食害が考えられますが、母藻や幼体の移植によって回復の可能性は期待できると見ておりました。

平成２８年度の調査におきましては、海藻は消失し磯焼け状態となり、魚類等の餌料環境が悪化している。と、年々磯焼けが顕著となっている状況が報告されております。

次に、２点目の令和元年度からの磯焼け対策の状況と今後の展開につきましては、コンブ目アントクメの母藻の投入は、今年度の調査においても着生が見られ、僅かでありますが、着生範囲の広がりが確認されました。これは地球温暖化の中での海水温の上昇に合わせた母藻だそうでございます。従いまして、今後もアントクメを始めとした現地の海況に、海の状況ですね、に適した母藻の投入と併せ、食害生物の駆除を継続実施していくことで藻場の再生を図る計画としております。

次に、３点目の天草拓心高校マリン校舎と連携した現況調査につきましては、今後、生徒皆さんの活動の現状等も確認の上で、学校側、そしてこの養殖に対して非常に造詣の深い先生がいらっしゃいますので、その先生と協働をして、協議をした上でご協力を

お願いしてまいりたいと思っております。

次に、３項目目の町道釜線と国道３２４号が交差する地点への信号機の移設についての要望でございます。

ご指摘の箇所につきましては、天草警察署、天草広域本部、町内各小中学校、役場で構成する苓北町通学路安全推進会議におきまして、見通しが悪いことや車のスピードの出し過ぎ等に対する要望が出ており、交通安全プログラムに基づき、現地視察を実施し、警察のほうで取り締まりの強化や三差路の事故防止のためポールを設置する予定であるとのことでございます。

山口議員ご要望の信号機の移設については、今後、天草警察署と打ち合わせを行ってまいります。

以上、山口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君）　はい、山口利夫君。

○１番（山口利生君）　ありがとうございました。

それでは、通告してる１番の新型コロナウイルス対策について再質問をさせていただきたいと思います。

天草市では、保育園や小中学校でのクラスターが多数発生しております。多数の子どもたちが感染し、大変な状況になっているのは新聞のほうでもいろいろな報道があっておりますが、苓北町では幸いにクラスターの発生はありませんが、子どもや先生たちが感染した場合は保育園の休園や小中学校の学級閉鎖を行うような事態になろうかと思います。そのためにも保育士や教師への優先的に３回目のワクチン接種が必要ではないかと考えます。

先ほど答弁の中で２月の中旬から３回目のワクチン、６４歳以下にも打っているというふうな話はお聞きいたしましたけれども、話を伺ったところ、役場と病院関係でそれぞれ２回目接種した順番である程度こう枠を入れていくというような話は聞きましたが、やっぱり先ほど申し上げた学校とか保育園が休園等になった場合はですね、保護者の負担も相当かかってくることになります。そういうためにもですね、そういうその学校とか保育園を通じてですね、その先生たち、保育士の皆さんのほうにですね、積極的に３回目のワクチン接種を打つような指導が必要ではなかろうかと。義務ではありませんけれども、やっぱり役場もそうですけど、広くほかの人たちと接するところの人が感染でもしたら本当に大変なことになります。やっぱり平等というのは重要でありますけれども、そのかかった時の波及の影響度というのは計り知れないものがありますので、町としてですね、保育園とか、教育委員会でも学校等に対してですね、３回目のワクチン接種を推進するという観点からの取り組みを何かされるのか。また、そういった場合には、順番を前さん持って行くというような柔軟な対応ができないものかお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君）　健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君）　保育園の保育士、学校の教員について、３回目の接種の件でございますが、今回、１回目と２回目とは違いまして、優先接種ではございませんが、保育士につきましては福祉保健課より、学校教員につきましては教育委員会より早めの３回目接種の依頼をしているところでございます。

私どもといたしましては、申込みがございましたらなるべく早くしていただくよう手続きを行っております。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　特に学校教員に対しましては、県の天草教育事務所長さん、そして広域本部長さんにご相談しましたらですね、教員には集団接種ということをなるだけ早くやりたいということで回答をいただいております。

○議長（錦戸俊春君）　山口利生君。

○１番（山口利生君）　保育園のほうは苓北町町内に多分いらっしゃるからある程度その保育園の園長先生たちもやっぱりその感染者が発生したときは非常に大きな問題になるというのが必須と感じておられ、今のところ実際に感染した幼児がありましたけれども、それ以上の広がりが見えなかったということは、非常に幸いなことだと思います。

ただ、いつまた同じようなですね、感染が、広がりがやってくるかというのはわかりませんので、引き続き、保育園の園長先生通じて、早急に１００％になるように頑張っていただくように、また町からの要請もぜひお願いいたしたいと思います。

そして学校ですね、小学校、中学校の先生たちが苓北町に住まわれないで天草市等の町外から通勤されている方が大半じゃなかろうかというふうに思います。苓北町はある程度医療機関が頑張っていただいているからですね、早めに接種ができるような体制がありますけれども、天草市は範囲も広くてですね、なかなか順番が回ってこないというようなこともあります。先ほど町長のほうから集団接種ということを考えているというふうなことではありましたけれども、集団接種前に苓北町では接種が医療機関でできるんではなかろうかというふうに考えもいたしますので、集団接種は集団接種としてやってもらうのはいいことなんですが、そういう天草市、上天草市、苓北町でどこでも打てるような協定を去年結ばれておりますので、そういうのを活用しながらですね、やっぱり苓北町に感染者が出ない対策を強力に進めるという観点からですね、ぜひ苓北町の医療機関で接種を早急に受けてもらうような取り組みを教育長のほうからでもまた再度、指導できないものかお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　今ご発言のありましたように、小中学校の先生はほとんど本渡に居住しておられます。そういうことで、これ接種券がないとそのままの状態では打た

れません。ご指摘のあったように、天草市は非常に範囲も広いんで、接種券が届くのが遅い、そういうこともありましたので、天草教育事務所長さんと県の広域本部長さんに相談いたしましたところ、なるだけ苓北にいらっしゃる方は一日でも早く集団接種、苓北町の病院で打てるように、そういうことを手配をするということでありましたので、教育委員会も協力してこれに一日でも早く終わるようにしていただきたいと思いますし、保育園は相手から申込みがあるということを待ってではだめだと思います。これはこちらで強制的に打つような方法をしっかり考えないといけないと思いますので、そのように通知はしてあるようですから、もっと強制を持ってですね、ぜひなるだけ早く３回目のワクチンが済むようにしていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君）　教育長。

○教育長（濵﨑敏和君）　先ほどの小中学校の先生方の件でございますけれども、今町長のほうからもありましたように、町長自らですね、交渉していただいたところでございます。現状を申し上げます。まず、第２回のワクチン接種、教職員の２名が体調不良等でその日のですね、都合でやっていないということがありましたけれども、そのほかの教職員は全部第２回目を済ませております。第３回目につきましては、さっきありましたように、天草市で打つのを待つだけじゃなくて、苓北でというふうな意見をいただきまして、現在、各学校に第２回目の接種をいつ打ったのかという個別の調査を出しているところでございます。その個別の調査に基づきまして、これから私ども１０人単位ぐらいでの早い順番ですね、そのグループをまとめて医療機関のほうに、福祉のほうを通じてお願いをしていくと。福祉のほうとしましては、もうこの前お話しましたところ、快く受けていただきましたので、第２回目の終了から目安としての６カ月といいますか、過ぎた先生から順次苓北のほうで打たせていただく。その前にもちろん天草市のほうからでもですね、接種の案内が届けばそちらのほうで受けていただくという感じで、できるだけ早い対応ができるように今準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　山口利生君。

○１番（山口利生君）　ありがとうございました。

本当にそのような体制をですね、取っているということであれば保護者の皆さんも安心感が増すんではなかろうかと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、ワクチン接種の関係なんですが、町内に在住されている外国人の皆さん、特に農業研修生が非常に多くいらっしゃるかと思いますが、昨年２回まで接種が完了しているかと思いますが、接種時のですね、副反応であるとか、言語が通じずに大変困ったような報告はあっているのかどうか。また、今年どのような形でまた３回目のワクチンを進める予定なのかをお聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君）　健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君）　外国人の方の副反応、言語の件で困ったことはないのかというところでございますが、１回目、２回目接種につきましては、町のほうには報告あっておりませんので、その件についてはなかったと思っております。

次の３回目の接種につきましてはですね、雇用主の方にまず説明をした上で、通訳の方などを通じまして、接種をただいま進めているところでございます。

○議長（錦戸俊春君）　山口利生君。

○１番（山口利生君）　はい、ありがとうございます。

結構ベトナムのほうから来ておられる方なんかも言葉がなかなか通じない、町民の人とのふれあいもあんまりないということで、なかなか日本語が上達しないという状況でもあろうと思います。ただやっぱりコロナというのを非常に心配をされていらっしゃる。やっぱりコロナにかかると仕事ができなくなると給料がもらえない。もう即生活に直接関係してくるということでありますので、やっぱりワクチンが早く打てるのであれば早く打ちたいというのが心情と思いますから、できるだけ早めに打てるような方向をですね、雇用主と一緒になって考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、子どもへの、５歳から１１歳の接種が非常にまだ低いというような、２３％ぐらい接種したいというような意向があっているというふうに答弁がありましたが、やっぱり小さい子ども、新型インフルエンザの予防接種もそうですけれど、やっぱり注射を打って毒ではないけれども、いろんなものをワクチンを接種するということに対して、どうしても心配な面が多いという状況だとやっぱり思います。ですから、今新聞でも副反応がどのようになっているのかというようなこともですね、学校とか園の中でも聞き取り調査してですね、安全だと。私も３回目接種を２月下旬に打たせていただいたんですが、２回はどうもなかったんですが、やっぱり３回目はさすがに熱が出て、一日はぐたっとなってましたが、すぐ回復をいたしましたが、やっぱり周りの人はですね、やっぱり熱が下がらずに打ったほうの肩が上がらないというようなことがですね、特に私もモデルナ製を打ったんですが、非常に効いたんでしょうね。それらがやっぱりその副反応というのが、やっぱり痛いけれども、それよりもコロナにかからないというのが一番だというようなことをですね、ぜひ進めていただいて、早くみんな安心できるような体制をぜひ取っていただきたいと思います。

それと抗原検査のキットの無料配布です。私もインターネットで購入された方からいただいたところがあります。まあ贈賄にはあたらないとは思いますが、１，５００円ぐらいだったとかな、その当時。それちょっといただいて検査をしたことがありますが、非常に簡単ですよね。抗原検査キット、安かったから簡単なのかどうか知らんけど、９９％は分かるというふうな表示がありましたが、やっぱりそういうキットももう今は手

に入らない状況です。私がいただいたのは、やっぱり中学校に通う子どもたちが町外にやっぱりクラブ活動とかで出ていくと。試合に出たりとかするもんだから、やっぱりその町外の人たちとの接触がどうしてもあってですね、心配だと。やっぱり、もし自分がかかったら、やっぱりいろんなところに迷惑をかけてしまうということでですね、そういう方が抗原検査キットを一括で購入してですね、周りの人にも配ってあげるというようなことをされておられました。ただ、今、これだけ広くまん延するとですね、もう検査キットそのものが去年のマスクではありませんけれども、なくなってしまって、注文しても入ってこないと。先ほど町長のほうからも町で買おうと思ってもなかなか手配ができないというような答弁がありましたが、まさにその状態ですよね。ですから、やっぱり個人よりも町である程度の数を購入してストックしていただくと。先ほど学校とか保育園とかで発生した時にですね、濃厚接触者とか、その周りの人を無料でやるというようなことも大事かと思いますが、やっぱりなかなかその濃厚接触者を役場のほうで調査するというようなこともですね、非常に個人情報の関係があって難しいかと思います。やっぱりそういう面で、町にあるからもし心配な方はですね、検査キットを配布しますよというぐらい広くですね、抗原検査キットを配布するような取り組みをですね、ぜひしていただきたいと。今、ないよりもましですけど、１００個ぐらいでは多分あっという間になくなるんじゃなかろうかと思います。そういう面では、できるだけこれからも新型コロナウイルスがなくなるということは多分ないんじゃなかろうかと、オミクロンからまた変異株が出て、またそれから変異株がまた出てくるとかいうようなことでですね、どんどんどんどん手を変え、品を変えて人間に忍び寄ってくるんではなかろうかと思いますので、ある程度の検査キットの有効期限等もあろうかと思いますが、そういうのを見ながらですね、ある程度のストック、多分１，０００円ぐらいでは買えるんじゃないかと思いますけれども。だから安いのはですね。そのくらいで十分なんですよ。もしそれで陽性が出たらすぐ病院に駆け込めばいいわけですから、なかなか熱が出てもですね、病院には行けないですよ、みんな。行け行けと言っても。市販の熱冷ましを飲んでですね、風邪だろうと思ってじっとして熱が下がるのを待つというような人も結構いらっしゃるんじゃないかと思いますが、そういったときも前もって検査キットで調べれば安心して病院にも行けるというふうになりますので、多分、そんなに予算的にはかからないと。これもコロナ関係の交付金で購入ができるというようなことであれば、買えるときに買って、そのように無料配布するということを町民のほうに広報してもらうと、本当にみんな安心してですね、生活ができると思いますので、その辺の拡充については、ぜひ前向きに検討をお願いいたしたいというふうに要望いたします。

次に、磯焼け対策についてお伺いいたします。

藻場造成工事について、４億円かけてですね、実施されたということでございますが、

どのような工事をされたのかをお聞きいたします。

○町長（田嶋章二君）　農林水産課長。

○農林水産課長（宮﨑良成君）　まず、事業の目的でございますけども、これは海域中の海藻類を増殖し、水産資源を増加させ、環境性の向上と資源管理型漁業を推進し、水産物の安定供給と漁家の所得安定を図るというのがこの事業の目的でございました。

漁場の開発面積ですけども、全体で２ヘクタールでございます。全体のその藻場の構造なんですけども、ちょっと説明がしにくいんですけども、ビーハイブと言われます根固め用のブロックにですね、藻場キューブというアッシュクリートブロックを取り付けたものを製作しております。この基盤となるビーハイブっていうのがですね、ミリで申し上げますと２，８１０×１，９０７×の高さが１，１００の構造物でございます。このブロック８０基を長方形に囲むような形で設置しまして、その中に自然石を投入して一つの構造物を造っております。この一つの区画がですね、メートルで申しますと３８．２１メートル×８３．６１メートルです。これを６区画都呂々の漁港の沖に投入しております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　山口利生君。

○１番（山口利生君）　先ほど藻場キューブですか、アッシュクリートコンクリートに海藻の種子を吹き付けたものを、それで大きなコンクリートブロックにくっ付けて落とすというようなことですね。これはその相当な数を入れておられますけれども、４８０基ですか、造って投入されているみたいですが、これは海中の中でですね、壊れたりとかした場合に、そのフライアッシュは重金属は含んでいますよね。これはコンクリートと混ぜてもなくならないと思いますが、これらがその海中に溶け出すというようなことはないんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　農林水産課長。

○農林水産課長（宮﨑良成君）　このアッシュクリートを使った構造物というのは、陸上の構造物以外にも海の中でも何ですかね、いろんな海底山脈とかそういった事業の漁礁の施設としてですね、他の地域でも使っておられますので、そこは安全性を確認した上で今回の事業はされたものだと考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　山口利生君。

○１番（山口利生君）　そこのところは実際に研究で調査してないとわかんないと思いますのでなかなかお答えはできないかと思いますが、２２年度に完了して２８年度の調査では、既に海藻が消失して磯焼け状態になっていると。言うなれば、藻場の造成ができなかったというようなことですよね、端的に言えば。やっぱり無駄な公共工事とかい

うふうにこれまでもいろいろと言われてきてましたけれども、この磯焼けになった原因が単純にその海温の上昇だけの問題なのか。というのは、その効果と実証の中では検討されたのかどうかお伺いします。

○議長（錦戸俊春君）　農林水産課長。

○農林水産課長（宮﨑良成君）　今回、都呂々沖に投入された事業の以外にもですね、自然石の投入というのはこれまで数多くなされておりました。そこは一定の期間はですね、藻場の造成が図られてはこれまでおったんですけども、なかなかそれが長い期間定着することなく、徐々にその磯焼けの状態になってきたというふうな状況でございます。

今回、山口議員が申されましたとおり、令和元年からですね、コンブ目のアントクメというのを中心に母藻の投入をしておりますけども、このアントクメというのも以前は苓北の海域ではほとんど見られなかった海藻かと思います。それが上津深江沖で群落をつくるような状況になってきた。それが長崎とかそういった方面まで北上している状況がある。大型の海藻ですね、ホンダワラとかそういう海藻がですね、きちんと着生できるような状態になるのが一番ベストではあるんですけども、やっぱりこの食害、ブダイとかの大型の海藻を食べる魚種ですね、あとはそのガンガゼとウニ類の増加というのもやっぱり影響があろうかと思います。そういった駆除等も含めてですね、なかなかこれがすぐに結果が出るというふうな状況というのは見込めないかと思うんですけども、何もしないでおくとそのまま磯焼け状態が拡大する一方かと思いますので、そこはわずかでもですね、成果ができるような形でですね、今後も取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　山口利生君。

○１番（山口利生君）　先ほど富岡半島の東側沖に投入、新しい形での藻場造成を今新しく考えていらっしゃると。その成果が徐々に見えつつあるということでございますので、これらの成果をですね、十分踏まえて、このせっかくこれだけの広い場所にですね、藻場造成をされて、そのまま放置していくというのは非常に損失だと思いますので、その成果をどうにかしてですね、この都呂々の藻場のほうにも持って行っていただきたい。最近、私も富岡漁港に船を着けているんですが、アンカーロープにですね、ワカメがついたり、ほかの何なのかな、海藻がいっぱいついてですね、逆に大変なことに今なっています。ですから、やっぱりそういう海がですね、刻々といろんな形で変化をしているんじゃなかろうかというふうに思います。

先ほど拓心高校への海洋調査という話をいたしましたけれども、なかなか年に１回ぐらいの業者の委託だとですね、その辺りの変化がわからないんじゃないかというふうに思います。ぜひ町長も前向きに先生たちとも検討を進めていきたいというふうな回答が

ありましたので、やっぱり拓心高校の生徒たちがですね、定期的にやっぱり学校の課外等でこの磯焼けの問題をですね、本当に勉強していただければ、やっぱり町民のそれで磯焼け対策に活路が見えるというようなことが出てくれば、町民の皆さんもですね、学校の重要性をまた再認識していただくことにもなるし、また、生徒たちもですね、町外から、特に海洋学科のほうは町外から進学してくる子が多いと聞いております。やっぱりこの子たちが３年、苓北町で生活を寮でしていただくということでですね、そのようなことを通じてですね、やっぱり苓北町はよかったと、第二の故郷として一生涯忘れられないというような場所にですね、なっていくんじゃなかろうかというふうにも考えます。ぜひ、この学校との、これはふるさと納税にも多分、引き続きこの卒業生たちが一緒になって考えてくれるんではなかろうかとも思いますので、ぜひ前向きに学校との協議を進めていただければというふうに思います。

最後に、信号機の移設、これ非常に難しい問題かと思います。ただ本当にですね、私も運転していて、今の信号機の場所がですね、何であそこにあるんだろうかというふうに思います。やっぱりその辺りをですね、ぜひもう少し深く研究していただいてですね、その何十万円かで終わるか、２基ですから、かかるかと思いますが、やっぱり信号機は交差点にあるべきものだというふうに思います。特に坂瀬川から来るところはですね、途中の中腹上まで来ないとその先が見えない状態ですよ。やっぱり横断歩道を通っている子たちに対して、その運転者が信号機を見落としたというふうになれば、ぶつかってくる可能性が大です。やっぱり学校からもそういう問題提起が出ているのであるならば、もっともっと真剣に考えてですね、信号機の移設を強く町として求めていくべきじゃなかろうかというふうに思いますので、ぜひ町長の力で何とかできる方向にですね、動かしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君）　これで、山口利生君の一般質問を終わります。

次に、通告８番、倉田明君。

○１０番（倉田　明君）　通告８番、倉田明です。通告の２件につき質問をさせていただきます。

１件目の天草周辺の国県道路整備及び熊本天草幹線道路の進捗状況についてお尋ねをいたします。

熊本天草幹線道路「松島有明道路」との終点、そこと「本渡道路」区間着工の見通しについて伺います。

天草地域の交通事情は、昭和４１年天草五橋開通に伴い、大きく変化し、日常生活の利便性とともに産業、地域経済、文化発展など地域振興に大きく寄与すると同時に、交通量も増加し、車の渋滞も生じ支障を来している。このような状況の中、県は平成６年

１２月に地域高規格道路としての指定をし、県内主要都市間を９０分で結ぶ「９０分構想」は、熊本市中心部から本渡市（現天草市）中心部までの「熊本天草幹線道路（約７０キロ）」のうち、平成１４年５月に「松島有料道路」３．３キロが供用開始され、平成１９年９月には「松島有料道路」の松島有明間の一部１０キロ区間が開通し、１０分程度の時間短縮が図られました。

また、平成３０年５月には天草五橋一号橋横に「三角大矢野道路」新一号橋（天城橋）３．７キロが開通し、さらに時間短縮と同時に、渋滞が緩和され、引き続き「大矢野道路」約３．４キロ、登立ＩＣから大矢野ＩＣ、仮称でございますが、これにつきましては、令和４年度一部が着工する予定となっております。そして、また、平成２９年１０月には「本渡道路」の第二天草瀬戸大橋、仮称でございますが、着工され、令和４年度中の開通を目指し工事が進められております。

同時に、「熊本宇土道路」、また整備中の区間や調査中区間なども具現化しつつ、今年２月１２日には、「宇土三角道路」の「中心杭打ち式」が宇城市で行われました。現在、供用区間は全体計画７０キロの約２４％でございますが、「９０分構想」に向け、大きく実現に向け動いているところでございます。何と申しましても、道路は生活の生命線であり、地域振興には必要不可欠なものと考えております。

現在、熊本県が担当する天草区域圏内約３２キロの中で、「松島有料道路」終点から「本渡道路」の区間、いわゆるここが調査中の区間となっております。改めて、その調査状況と今後の着工の見通しについて伺います。

（２）として、県道「坂瀬川御領線」（苓北町坂瀬川鶴地区と五和町城河原から御領地区）改良事業及び改良進まぬ主要地方道路「本渡五和線」（五和町二江地区）の道路改良についてお伺いいたします。

ご承知のとおり、天草には国道２６６号・３２４号・３８９号の３路線と、県道の主要地方道７路線、一般県道２４路線で、特に県道の改良率は県内の各地域を下回っております。このような状況を踏まえ、天草３自治体の市長・町長・議長などで構成する「天草地域国県道整備促進期成会」より、熊本県知事並びに熊本県議会議長に「天草地域の国県道路整備促進に関する要望書」を毎年提出されております。

令和３年度、苓北町関係では、以前から改良事業が行われております一般県道坂瀬川御領線（坂瀬川鶴地区と城河原から御領地区）の改良事業、それに近年緊急性を鑑み早期着手された国道３２４号（坂瀬川から上津深江）の越波対策事業、国道３８９号（都呂々小松地区）の拡幅２車線化の改良事業、国道３８９号（年柄から都呂々）の防災対策事業と、一般県道（都呂々宮地岳線涼松地区）の改良事業など４件がありますが、一般県道坂瀬川御領線を除く３件については、強く町として要望されたものと推察するところであります。

そこで、一般県道坂瀬川御領線（苓北町坂瀬川鶴地区）改良と１０年前頃の要望書には表示されていましたが、最近の要望書には一般県道「坂瀬川御領線」、ここまでは同じでございますが、カッコ内が（苓北町坂瀬川鶴地区・天草市城河原から御領地区）改良事業と表示されております。城河原から御領地区が新たに記されておりますが、「坂瀬川御領線」だから御領地区の表示があっても当然かもしれませんが、新たに城河原から御領地区が記された経緯、いわゆる変遷と、この路線の起点・終点はどこなのか。

また、この区間の総距離と供用区間の距離はどの程度なのかお尋ねをいたします。

また、これら４件の事業を含む期成会が要望した天草地域の１８件は、既に着工され、早期完成を望むところではありますが、新規事業要望として、一般県道（都呂々上地区）の法面保護及び改良事業と、主要地方道路本渡五和線二江地区改良の早期着手要望を含む７件については、引き続き、着手に向け要望活動を継続していかなければなりませんが、それにしても二江地区の道路改良の早期着手の要望をしてからもう２０年ほど、それ以上になるかもしれませんが、一向に進みません。進まないのは、この「本渡五和線」の二江地区道路改良と「有明倉岳線」の上天草市松島野々川改良、２件のみであり、その後、新設追加案件が早く着手されているケースが多くあります。それは事情的な優先順位もあろうかと思われますが、「本渡五和線」は本当に進まない。

ご承知のとおり、この路線は天草空港、また天草市に通じる重要な路線であり、道幅も狭いうえ路線バスなども行き来し離合も大変であります。また、以前、豪雨により二江町中の山手の土砂崩れで通行止めになった所などでもあります。防災上、また、緊急事態時の通行に支障を来す恐れがあり、早期の改良が望まれますが、現状はどうなっているのか伺いをいたします。

また、国道３２４号の越波対策事業として、上津深江海岸に消波コンクリートブロックの設置工事が行われておりますが、坂瀬川方面はどこまで行われ、どのような計画なのか。計画次第では松原川の堆積土等の解消が図られる可能性があれば幸いでございますが、町の見解を伺います。

（３）に、国道３２４号富岡西海岸の防風防潮林の国道への枝木はみ出しについてお伺いをいたします。

富岡西海岸沿いの防風防潮林は県営事業で行われ、樹木も栄えその目的に大いに役立ておりますが、海岸側からより強風の影響で樹木が国道側に片寄り、松枝が国道へ差しかかりつつあります。

このため、大型車は中央線に寄り通行しなければならない事態が見受けられます。このような道路へのはみ出しは、この路線だけではなく他にも見受けられますが、状態により伐採や剪定等が行われておりますが、現状を見れば、危険防止のため早目の対策が必要と思われます。町の見解を伺います。

２件目の志岐漁港臨港道路の進捗状況について伺います。

令和４年度全線の開通の見通しでございますが、地元の要望等もあり、平成２４年度から始まったこの事業も最後の新三会橋も架かり、志岐釜海岸から富岡東目海岸までの町道までがつながり、交通の利便性、防災面などからも大いに期待をされております。現在、臨港道路の舗装は釜方面から志岐八幡宮裏付近まで行われておりますが、新三会橋までの舗装整備などの見通しについて伺います。

また、臨港道路沿いには旧堤防が存在し、この部分については残す方向で検討されていると思われますが、一部工事のためか取り壊されております。この部分や現在の出入口などどういう整備をされるのか。

また、利便性を図るため旧堤防の一部を取り除き、臨港道路に接続できればというところもあります。例えば、志岐八幡宮横の町道でしょうか、道から臨港道路に接続できればと思われます。

また、近くには紺屋町地区の避難地もあります。これらの点については色々と検討されていると思いますが、その整備状況等がわかっていれば大まかな提示をお願いいたしたい。併せまして、新三会橋取り付け部から海岸側堤防が１０メートルほど空いております。そこはどうなるのかお尋ねをいたします。

それと、新三会橋と東目線の三差路付近は港湾区域とのことで、臨港道路の工事とは事業仕分けになると以前伺いましたが、その工事を含め、令和４年度全線開通の見通しについて、改めて伺います。

（２）の志岐漁港臨港道路の格付けと交通安全対策についてお尋ねをいたします。

志岐漁港臨港道路の全線が開通し、起点・終点がそれぞれ町道につながりますが、この臨港道路の格付けはどうなるのか。また、道路交通法に基づく交通標識や安全施設、道路照明の設置について伺いをいたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　只今の倉田議員のご質問に答えさせていただきます。

初めに、質問事項１、天草周辺の国県道道路整備及び熊本天草幹線道路の進捗状況についてのご質問でございます。

１点目の熊本天草幹線道路の松島有明道路終点から本渡道路区間の調査状況と今後の着工の見通しについてでありますが、現在、工事中の（仮称）第二天草瀬戸大橋を含む約１．３キロメートルが令和４年度中に供用される予定であります。残り約１１キロメートルの区間につきましては、天草広域本部土木部のお話によりますと、「現時点で松島有料道路終点から本渡道路までの約１１キロメートルのうち、本渡道路の熊本側約３キロメートル区間が地域高規格道路の調査区間に指定され、残り約８キロメートルは未

指定区間になっている。調査区間が３キロメートルにおいては、平成２１年度に地域住民の意見も反映した上でルート帯等が決定されている」とのことでありますので、調査区間から実施区間に格上げというのは、そう遅くない時期になるかと思っております。

ただし、この残りのまだ未指定のところが早く調査区間に格上げをしていただくということも大事だと思いますので、この件につきましても我々力を合わせて頑張ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、２点目の県道及び国道３２４号の越波対策事業についてでございます。

まず、県道坂瀬川御領線改良計画で、新たに城河原から御領地区が期成会要望書に記された変遷でございますが、同記載は、平成３０年度の期成会要望時から追記されております。

その経緯といたしまして、城河原地区は、旧城河原小学校跡地に天草市の誘致企業が進出することになり、小学校跡地に隣接する県道整備の要望があったため追記されております。

また、御領地区は、平成２６年度から五和町の統合小、中学校の開校により、本路線がスクールバスの運行経路となったところでありますが、未改良延長が長く、全体の整備には多大な費用と長期間を要することから、すれ違いのための待避所整備の要望があったため追記されております。

次に、県道坂瀬川御領線の起点は、苓北町坂瀬川の猪口医院前付近で、終点は、天草市御領の国道３２４号から九州電工が所有するオリーブ園に至るＴ字路付近であります。

次に、城河原工区の延長は、２１５メートルで用地買収中のため工事未着手、御領工区は４カ所の待避所を整備する計画で、本年度までに３カ所、約６０メートルは整備済みであります。令和４年度に１カ所約６０メートルを整備するとのことであります。

次に、県道本渡五和線改良計画につきましては、県において、これまで様々な改良ルートを検討されてまいりました。

最近も令和元年に、天草市、苓北町の意向聴取のため実務担当者による検討会が開催されております。本年度は４００メートルの待避所を整備する計画策定を目指し、区間設定のため天草市と現地調査を実施されております。

今後、令和４年度に時期は未定でありますが、地元関係者への説明会等の実施を予定されているとのことであります。

次に、国道３２４号の越波対策事業についてでありますが、先月に天草広域本部本部長及び土木部長に改めて要望書を提出し、坂瀬川区間の早期着工を要望してまいりました。

今後、県に対しまして、坂瀬川地区の事業実施計画等についても早期にお示しいただくよう要望を続けてまいります。

県としては、ずっと連続して上津深江側からやりたいという希望もあられたようでございますが、もう既にですね、越波がするところは、今発注済みの工事を除けばほとんどもう非常に高くなっているところでありますし、私が考えるのは、やはり皆さん同様だと思いますが、やはり坂瀬川地区のあの宮の前周辺からあの辺が一番きついんじゃないかという考えでありますので、その旨、文書によって要望してまいりました。県も検討をするということでございますので、４年度中に早く工事に取り組んでいただければということでお願いをしてございます。

今後、県に対しましては、坂瀬川地区の事業実施計画等についても早期にお示しいただくよう要望を続けてまいります。

次に、３点目の国道３２４号富岡西海岸の防風防潮林の国道への枝木がはみ出しているということであります。管理者であります天草広域本部漁港課へ対応をお願いし、「令和４年度予算にて早期の改善を図る」旨の回答をいただいております。

次に、２項目目の志岐漁港臨港道路の進捗状況についてであります。

志岐漁港臨港道路整備事業は、新三会橋の上部工工事が２月７に完了し、現在、新三会橋と臨港道路間の護岸工、未舗装部分の舗装工を含めた工事を発注済みであります。令和４年度上半期中には全線開通する計画で進めております。

旧堤防の取扱いにつきましては、志岐漁港臨港道路の防災道路としての役割も踏まえたところで、紺屋町避難所へのアクセス道を整備することで、新年度予算に測量設計業務に係る費用を計上しており、その中で旧堤防の撤去、復旧と併せ、町道東目線との三差路付近の道路拡幅部分の改良も含め検討していく計画としております。

なお、臨港道路の格付けと交通安全対策についてでありますが、志岐漁港臨港道路は、漁港施設用地の区分として「輸送施設の臨港道路」として位置づけられる。漁港施設として維持管理をしてまいります。

また、道路交通法等に基づく交通標識や安全施設の整備につきましては、全線開通後の路線利用状況により、関係区等からのご意見をいただきながら随時対応していくことといたします。併せまして、外灯の設置につきましては、令和４年度、５年度の２カ年で整備する計画といたしております。

以上で、倉田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君）　質問の途中ですが、午後１時まで休憩をいたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

休憩　午前１１時４８分

再開　午後　１時００分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（錦戸俊春君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ここで、令和４年３月９日付け発議第１号から第３号として、苓北町議会議員浜口雅英君から、発議第４号として、苓北町議会議員松本良人君から議案が提出されました。議長として、これを受理し、本定例会３日目となる明日の３月１１日の議事日程に組み込むととし、本日、皆様方に配付しました。

一般質問を続けます。

倉田明君。

○１０番（倉田　明君）　先ほど町長からご答弁いただきましたが、ご承知のとおり、先だって昨年の１１月２７日でしたか、熊本天草幹線道路の早期完成を求める島民集会が行われました。ご承知のとおり、大会の決議として、１つに、第二天草瀬戸大橋（仮称）を含む本渡道路の令和４年度完成、２つに、整備中区間である熊本宇土道路、宇土三角道路、本渡道路、大矢野道路の早期完成のための予算確保、３つ目として、調査区間の早期事業化の実現、この３点を決議なされました。３点それぞれ大事な事案でありますが、３点目の調査中区間の早期事業化の実現という観点から本渡道路と松島有明道路の区間が調査区間ということであり、今後、どのような形で着工に向け推移していくのかということでお尋ねをさせていただきました。

ご承知のとおり、本渡のほうの第二瀬戸大橋が完成いたしますと、本渡から松島有明道路の区間が整備でき、スムーズに大矢野道路につながるという観点からですね、お尋ねをしたわけで、また、その中で大矢野インターのほうもですね、一部今年度着工するということになっているようでございます。特に下島に住む住民の一人としては、こっちのほうを早くこうという個人的な見解でありますが、そういう願いもありましてお尋ねをさせていただきました。

先ほどの答弁の中で、まだ未調査区間があるということを聞いたような、私の勘違いか知りませんけど、その点をもう１回お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　本渡松島間の間でまだ指定を受けてない区域が８キロメートルございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　倉田明君。

○１０番（倉田　明君）　その８キロメートルについては、まだ未調査ということは、まあ調査のまだ前の段階ということで理解するわけですけども、非常にまだ時間かかりますね。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　調査区間にあげられないと調査ができない。で、順番としては、未指定のところを１日でも早く調査区間にあげてもらう。そして、実施区間にあげても

らう。今の状況でいきますと、この状況もですね、以外と早く調査区間になるんではないかと、そうなるように関係機関に我々も訴えていかなければならないと考えております。

○議長（錦戸俊春君）　倉田明君。

○１０番（倉田　明君）　そういうことでございますので、引き続きですね、島民一体となって対応できればと思っております。大変でしょうけれども、引き続きご尽力方よろしくお願いをしておきます。

もう一つ、一般県道、いわゆる坂瀬川御領線、この新しく城河原、あるいは御領地区が入ったということでお尋ねいたしましたが、城河原地区の小学校の統廃合、あるいは御領方面のそういったことに関連した通学路等の関係もあり、一応拡張工事と言いましょうか、整備するということで、それは当然のことだと思います。非常にですね、限られた予算でありますが、引き続きですね、推進いただければと思っております。

同時に、坂瀬川鶴地区もですね、だいぶんこう進んでおりますけども、なかなかですね、やはり限られた予算でございますので、思ったようには進みませんが、やはりこつこつですね、完成に向けてご努力願いたいと思います。また、努力を我々もすべきだと思っております。

特にですね、私、主要道路の本渡五和、いわゆる二江道路の改良、これにつきましてはですね、ずっと長年、町長をはじめいろんな方々で要望活動をされておりますが、平成２１年、天草広域本部のほうに苓北町のほうから要望活動を行われました。その席で私は、本渡道路、いわゆる五和地区の二江道路の改良についてお尋ねをさせていただきました。当時、城河原手野の道路改良が行われていた時期でもありまして、あえてお尋ねをさせていただいたわけですけども、当時の担当部長より、城河原のほうが目途がついたから二江道路については、２２年に発表するという旨のお話をなされました。そのようなことで２２年に二江ルートの発表をするということでございましたので、２３年、熊本県の町村議会議長会より県への要望活動の中で天草郡から、郡は天草は苓北だけでございますけども、苓北町議会からは国県道の道路の整備促進等について要望をいたしました。その席には県からは県知事、また、各担当部長などがご出席いただいておったわけでございますけども、私は、まずそういう２２年にルートを発表するということを言われましたので、あえてまたその席でもお尋ねをさせていただきました。前段の話が相当こう長くされて、最終的に部長より、財政が厳しいんですよということを申されました。その後も機会あるごとに二江地区の道路改良につきましては、何回となく伺いましたけども、はっきりした回答は得られませんでした。その間、県の部長が４人ほど交代なされましたけども、まあ私が最後に同席させていただいたのが２６年の１１月でございましたが、その席でももちろんお願い、要望させていただきましたけども、当時の

担当部長より、「今、土木費は天草に一番多く出しています」と言われました。それはいいんですけども、言い換えれば逆に今まで出してなかったと、変な受け止めもしたわけでございますけども、いずれにいたしましても、そういう状況下で続いているような感がいたします。

そういった二江道路はなかなか進みませんけども、２年前、街中の道路、側溝等を改良され、少しは通りやすくなりましたけども、この区間の具体的な調査費等はついているのか、ついてないのか。その辺を１点お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君）　はい、土木管理課長。

○土木管理課長（汐﨑正喜君）　予算に関してはですね、確認はしませんでしたけども、一応、町長の答弁でもありましたように、地元説明会等のいわゆる開催を予定しているということでございましたので、調査費ぐらいは付いているものと理解しております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　倉田明君。

○１０番（倉田　明君）　私もその調査費、せめてですね、やはり調査費を具体的につけていただかないと、やはりいろんなことも要望すればいいんでしょうけども、やっぱりスタート地点、そこの調査費をですね、きちっとやはり裏付けがないと、やはりこう前に進まないのじゃないかと思っております。

今、土木管理課長のほうからご答弁いただきましたが、ぜひですね、ついていないならば、ぜひですね、つけていただくように、またご尽力、ご努力をいただけばと思っております。

次に、国道３２４号の越波対策事業、また、国道３８９号の防災対策事業や道路改良事業の取り組み、相当町長はじめ担当課は努力されたと、私はそう推測しております。非常に大変だったと思います。そういったことで、今後、上津深江から坂瀬川地区方面に向けた越波ブロックを投入されていくということで考えておりますけども、具体的にその坂瀬川はどの辺はこうされるのか。併せまして、松原川、その辺との堆積土の関係に及ぶのか及ばないのか、それをちょっとお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君）　土木管理課長。

○土木管理課長（汐﨑正喜君）　坂瀬川地区につきましては、何度となくですね、問い合わせをいたしまして、やはりはっきりしたことじゃないとまだお示しできないということでございますので、ただ、ちょっとお聞きしたところによりますと、松原川河口もですね、入っているというのは聞いております。いずれにしろですね、はっきりした計画をですね、早急にお示しいただきますようこれからも県にですね、要望してまいります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　倉田明君。

○１０番（倉田　明君）　その点、よろしくお願いしときます。

今度いわゆる新年度予算といいましょうかね、新年度予算だったと思いますけども、松原川のほうで、いわゆる新規事業として緊急自然災害防止対策事業のほうで調査費といいましょうか、それが組まれておりますけども、それはその越波対策のブロック、あるいは堆積土とは関係ないんですか。

○議長（錦戸俊春君）　農林水産課長。

○農林水産課長（宮﨑良成君）　本議会に提案しております新年度予算の松原川の関係ですけども、これは猪口医院の前の護岸の傷みも激しい、それから低いというふうなお話もございまして、高潮、高波等に備えての対策工事を検討していくということでの予算計上をしております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　倉田明君。

○１０番（倉田　明君）　そのような農林水産費の中でお示しがあったようでございますが、今後、堆積土、松原川の下流の堆積土、これはいろんな各議員からもご指摘がなされておりますが、今度のそのブロック等の設置でちっとその緩和というか、解決ちゅうか、その辺はできるんですか。わからないのがあれでしょうけども、どういったこの感を持っておられますかね、その辺。

○議長（錦戸俊春君）　農林水産課長。

○農林水産課長（宮﨑良成君）　国道沿いの消波ブロックの増設でどれぐらいその堆積土砂が緩和されるのかというのは、申し訳ございませんけどわかりません。その形状等が。堆積土砂を抑えるためには、完全に止めることはできませんけども、そのためには、昨年ですか、ちょっと検討をさせていただいて過去の沖合に消波堤を造るのが一番ベストである。だが、それも事業費が１億円程度かかるというようなことでですね、なかなかそれは難しいのかなということで考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　倉田明君。

○１０番（倉田　明君）　課長が申されるとおり、非常にですね、やはりこのわからない部分があると思いますが、引き続きご努力方よろしくお願いしときます。

それと、国道３２４号のいわゆる富岡西海岸の松の枝のいわゆる道路、国道のはみ出し。これは先ほど答弁もありましたように、新年度に対応するようなことでございましたので、事故のないようにですね、早めの対応をよろしくお願いしときます。

続きまして、２点目の志岐臨港道路、いわゆる漁港臨港道路の進捗等についてお尋ねをいたしましたが、一応、道路については４年度中には上半期、９月頃までですかね、

完成するようなことでご答弁いただきました。非常にこう長年にわたってでですね、相当こうご努力されたと思っております。

そこで、臨港道路の格付けは輸送施設の臨港道路として、漁業施設として管理していくということでございます。道路交通法の標識等についてはいろんな今後の利用状況等を見ながら、また、必要であればといいましょうか、関係区、あるいは関係者の方と協議しながら随時対応したいということでございました。

また、外灯については、新年度から２カ年計画で対応されるということでございました。非常にこう大変だと思いますが、よろしくお願いしときます。

また、防波堤、旧防波堤の撤去については、基本的には除去するということでございますが、一部残したがいいんじゃなかろうかという部分もあるような、私の感でございますが、そういったところも地元と協議されてですね、残すところは残していただければと思って。

１点、紺屋町地区海岸に新たに遊水池が設けられましたが、この大雨等に対する機能の状況はどうでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　農林水産課長。

○農林水産課長（宮﨑良成君）　昨年度整備しました貯水池ですね、多分令和２年の９月の台風９号がちょうど大潮等で何ですかね、満潮の時間帯が重なって、当初の計画の貯水面積では対応できないというようなことで議会のほうにお諮りしてですね、貯水面積を広げた経緯がございます。広げたことによってですね、洪水と高潮等が重なっても対応できるような貯水量が確保できたと考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　倉田明君。

○１０番（倉田　明君）　そういうことであればですね、結構といいましょうか、幸いだと思っております。いずれにいたしましても、やはり国県道路をはじめ、やはり地域の道路、やはりこの生活にはですね、これがなければいろんなことは進展していきません。引き続きですね、国県道をはじめ、各主要道路の改良推進に引き続きご尽力をいただきまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（錦戸俊春君）　これで、倉田明君の一般質問を終わります。

次に、通告９番、野田謙二君。

○２番（野田謙二君）　お世話になります。通告９番、２番議員の野田謙二でございます。

さて、今回は苓北町の経済に関して質問をさせていただきます。

苓北町の経済規模なのですが、具体的にどれほどの生産性があるのか。また、明快な数値が出ているかどうかはわかりません。しかし、苓北町の総消費額数はおおよその予

測はつくはずです。法人の支出数値と町民個々人の消費数値を合計すると苓北町での総支出指数の数値が出るはずです。これが苓北町の経済の規模だろうと私は思っております。

具体的な数値は計算が大変で、町民個々人の消費数値を私は捉えませんのでその数値は置いておきます。

経済規模とは、総生産額と総支出額は等しいとの前提で組み立てられております。

苓北町は大手企業が九州電力の火力発電所ぐらいしかありません。それはつまり、苓北町役場の一般会計予算が苓北町の総支出額の大きさに与える影響は大きいと考えられます。

もちろん一般会計予算の全額が支出に回るわけではありませんが、町役場の予算は、使われることを前提とした数値を挙げられているのがほとんどのはずです。中には、昨年のコロナ禍での１０万円給付金のように、消費には回らないで、結果として貯蓄に回される予算もございます。同じように、公共工事の予算でも、受注する事業者がその予算額の中で企業の利益であったり、また、法人の支出額として従業員の給与は一度は支出として計算されますが、与えられた給与の全てが個人消費に回るとは限りません。いくらかは貯蓄にも回ることもあるでしょう。これらを差し引いた総支出額こそが苓北町の総生産額なのではないかと思っております。

ところが、先の１２月の本会議と再議の場で、一般会計補正予算が全て否決されるという事態となりました。億単位の予算が削減されるということは、その削減された額と相応の消費額も削減されるということです。それはつまり、結果としてですが、苓北町の議会が苓北町の経済にブレーキをかけるということになりはしないかと、私一人気をもんでおりました。そんな心配の中で、２月１日の臨時議会の結果で、ある程度の取り戻しはできたのではないかとも思っております。

しかし、それでも苓北町の経済に多少なりともブレーキが掛ったことは事実です。町民のほとんどはまだ実感がないかもしれません。しかし、予算計画の中の指定業者の法人社長は、どこまでの実感なのかまではわかりませんが、「会社存続の危機」とまで述べておられました。

あくまで一般論ではございますが、「不景気の時こそ公的事業の予算を大きく」と聞いたことがあります。

これは、不景気で一般からの投資額が見込めない時こそ、公的機関で経済を円滑に動かし、その後の経済循環に弾みをつけるということだと思っております。高校時代の政治経済の授業で習ったと思うのですが、第二次世界大戦前の世界大恐慌の時、アメリカでのニューディール政策は、そのための政策だと教えられたと記憶しております。

苓北町でも１９９０年代のバブル崩壊後の不況時に、苓北町は火力発電所の進出もあ

り、多くの公共事業があり不況知らずだったと、これは本渡のスナックの経営者からの話ですが、私は聞いております。客は苓北の人ばかりだったと、そのように聞いております。

私は、経済学が専門ではありませんから、その言葉が言葉のとおり正しいのかどうかまでは保証ができません。

個人的な感想ですが、その後の戦争の勝利でアメリカ経済は復興したとの印象が強く、ニューディール政策は、一時的な雇用の確保にはつながったとの印象しか私個人にはありません。

実際に、先の１２月議会では、役場の対応に質問が集中していました。その役場の対応の良し悪しだけで苓北町の経済にブレーキを掛けるということは、これではリスクが大きすぎるのではないかと思うのが私個人の意見でございます。

しかし、議会で役場執行部に多様な質問が出るのは、多様な価値観が奨励される現代では歓迎することだと思っております。役場執行部への多様な質問が飛び交うということは、結果として役場の仕事が洗練されていき、執行部の職員にとっては、想定外のつらい質問であったり、返答に困る突っ込みがあったりしてつらいこともあるかもしれません。しかし、真摯に向き合っていただきたいと願っております。

しかしながら、予算の削減が決して悪いことではありません。公的機関の説明がどんなに無難で、どんなに対応に問題がなくても、削減すべき予算もございます。その「公的事業の予算を大きく」のところだけを取り上げて失敗をしたのが、大阪府と大阪市による二重行政による公的事業ではないかと思っています。橋下徹氏の登場まで、大阪府と大阪市による競争でもするかのような行政のやり方で、無駄に赤字を膨らませてしまったのは行き過ぎだったと思っております。

では、これらを前提とした上で、今回も田嶋町長にお伺いします。

苓北町役場は、苓北町の総生産額をご存じでしょうか。ご存じでしたら教えてください。

また、私の町経済の考え方に間違いがあるようでしたら、そこも教えていただけると幸いです。

加えて、今後の苓北町経済に関しての質問もさせていただきます。

苓北町で、今後伸びるであろう業界は、観光事業ではないかと思っております。

確かに、苓北町の観光事業は、目覚ましい数字で上がっているわけではございません。

しかしながら、私の頭ではほかの事業での急激な伸びが考えつかないだけで、伸びしろが考えられるのが観光事業だけということでの質問となります。ご了解ください。

まず、観光事業での急激な経済的伸びのためには、新たな事業者が必要だと思っております。

町内の誰か有力者が観光事業に出資していただけるのであれば有り難いのですが、仮にあったとしても、それとは別に資本力のある事業者に苓北町に進出してもらうのが前提になると思っております。

さて、町へは大規模なホテルの誘致もお願いしておりますが、なかなか難しいのが現実だと思っております。

さて、その誘致の際に、まず出資するであろう事業者に、「苓北町には人間も集まってくるし、その集まった人で消費も行われている」とのイメージを持ってもらうことから始めるべきではないかと思っています。そのイメージがあるかないかで出資者の話を聞く際の意欲に代わると思っております。

そのために必要な施策として、苓北町の国道沿いで結構ですから、どこかに高速道路のパーキングエリアのように、トイレと自販機が完備され、セットとなっているような駐車スペースを作ったらどうだろうか、というものです。

「高速道路のサービスエリアではなくパーキングエリアで」、というのは、顧客が保証できない段階で人件費の必要な有人のサービスエリアでは、経済的リスクが高いためです。確かに、現在も自由に無料で駐車できるスペースはあります。例を挙げれば、苓北町物産館には、トイレも駐車スペースもあります。自動販売機もあります。だけど利用者が少ないのが現実です。また、富岡港船客待合所には、中に店員さんもいて商品の販売も行われております。だけど乗船客以外に利用者が少ないのが現実です。

これとは別に、私は今年の１月に富岡の展望所まで行きました。ここは駐車スペースもあるし、トイレもあります。海岸まで下りたのですが、帰りの坂道を歩いて上るのがとてもつらく、自販機を探したのですがありませんでした。その後、四季咲岬公園に行きました。こちらも十分すぎるほど駐車スペースがあり、トイレもあります。灯台まで歩いたのですが、こちらも坂道を徒歩で上るのがつらく、同じようにへこたれていても自動販売機を見つけることはできませんでした。

このように、苓北町の観光施設は、「どのような施設かを知っている人」が来ることを前提として造られておるようです。

自販機がないということも知っておいて、なおかつ、行った先で何をするのかまで考えて準備をしてしか、苓北町の観光所は利用ができないということです。「何もないことを前提として楽しむ！」これができなければ苓北町で何も楽しむことができないということではないかと思っております。これじゃ苓北に観光客が来ないのが当たり前です。

物産館跡地や富岡港船客待合所、設備はあっても町民にしか知られていないし、観光地とされているところには自販機もないのが苓北町の現実です。そんな状態では、大手観光事業者は振り向いてもくれないし、苓北町の認識さえもしてくれないと思っております。

そこでなんですが、苓北町には、天草一周のバイクツーリング客や、カードライブのお客様も時折見かけることがございます。恐らくですが、これらのお客様は通過するだけですので、何の施しも考えていなかったのが現実ではないかと思っております。同じように、サーファーも経済的消費に期待ができない人たちです。あくまで結果としてですが、彼らは離れた都呂々公民館のトイレを利用するくらいで、苓北町で経済的な消費を行いません。これらの人たちは経済的な消費というものを期待できないと考えておられ、「町の予算を使って持て成すことは無駄にしかならない」と考えるのが普通です。これらの町外から苓北に来る人たちが安心して利用できるパーキングエリアを創ればというのが今回の提案です。

国道沿いに１カ所以上のパーキングエリアの建設をお願いします。

実は、今回、パーキングエリアの建設とは、ただ、今までなら通過するだけ、もしくは一定時間留まるだけの人たちが、これらツーリング客、ドライブ客、あるいはあわよくばサーファーなどがターゲットとなります。

高速道路のように、入り口手前にＰＡの看板ですね、パーキングエリアの看板、それとトイレ及び自販機がありますとわかるように表示をします。場所は、物産館跡地でも結構です。左右２カ所の出入口をわかりやすくして、トイレもできれば駐車場側へ移動させていただきたい。現在のトイレの位置では町外からの来訪者にわかりにくいんではないかと思っております。

また、物産館跡地ではなく、西川内漁港の広場を使ってもよいかと思います。新たにトイレと自販機を設置してＰＡとの看板を表示するのも一つの方法です。「おっぱい岩」を見に来られるお客様が利用できる休憩スペースとしてテーブルと椅子を設置すればよいと思います。

また、都呂々の沖ノ田と発電所の間の離合スペース、こちらのほうも土地はありますので、発電所の埋立地手前の所です。ここにトイレと自販機を設置するのも一つの方法です。ここをパーキングエリアとし、ベンチやテーブルを付ければサーファーの利用が期待できます。もちろんここから海岸への連絡通路も同様に建設する必要が出ます。

そして、どこかにパーキングエリアの用意ができたら、そこに苓北町に観光客に来てほしい所を、苓北町の地図上で表示してアピールしていきます。そして、これをＳＮＳ、つまりツイッターやフェイスブック、インスタグラムやＴｉｋＴｏｋ（ティックトック）などを使いまして、役場が他の観光客に向けて発信を続けます。これが今回要望するメインの施策です。

発信内容は、自虐的なサービスの不満の指摘でもよいし、また、宿泊施設に泊まった人にしか気づかないようなサービスでもよいし、パーキングエリア利用のお客様へのインタビューでもよいし、苓北町に関する発信ならＯＫという緩いスタンスでおもしろい

かと思います。

パーキングエリアは、そこを町民に普通に利用してもらえるとなおうれしいです。苓北町役場には、誰の利用であっても定期的にＳＮＳで発信し、「苓北町は観光客を受け入れています」ということをアピールし続けることです。これを認知してもらうことを目的とする活動が今回提案する施策となります。ＳＮＳは低コストでの利用が可能です。役場名義でアカウントを作り、毎日でも発信をし続けることを期待します。

今回、パーキングエリアの建設は、あくまで発信をしやすくするためでしかありません。だから場所はどこでもよいし、苓北町に来ていただける人たちが立ち寄りやすい場所が必要なだけです。最低でも週に１度はここを利用する人たちの取材をし、発信をしていただきいのです。

また、苓北町の観光施設は、マニアックな歴史観光が多く、また同時に観光すべきところがお客様を歓迎するような施設ではないことまでも取材をして、発信をしてもらいます。また、国立公園である富岡半島は、国立公園であるが故に余計な手が掛けられにくいところです。そこも取材者に体験をしていただき、何が観光に必要なのか。苓北町に何が不足しているのか。自ら発信をしてもらいたいというふうに思っております。

これらのＳＮＳでの発信が盛んであれば、その情報を利用する顧客が期待できるようになります。それで実際に顧客数が伸びればホテルへの誘致もしやすくなるだろうし、ホテルも顧客誘致がやりやすくなると思います。ただ、何事も思い通りにいかないことを織り込んで低予算でスタートすることから始めてみたらいかがでしょうか。お答えをお願いいたします。

今回の質問は以上になります。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　只今の野田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、苓北町の総生産額についての質問であります。少し前の数値となりますが、苓北町の平成３０年度（２０１８年度）の総生産額は、熊本県統計協会の市町村民経済計算報告書によりますと４３３億円であります。県内の類似団体、阿蘇郡の小国町と人口形態が似ておりますが、比べますと、約２倍程度となっております。

また、町民１人当たりの総所得は２４９万円となっております。参考までに、天草市の１人当たりの総所得は２１９万１，０００円となっておりますので、苓北町のほうが２９万円ほど高くなっている状況でございます。

町民１人当たりの総所得の熊本県内順位としていたしましては、１位が菊陽町で苓北町は１５位となっております。

次に、観光事業の発展のために諸々の視差に飛んだ質問をしていただきました。

ご指摘をいただきました、パーキングエリアというのは、例えば、こういうことの説

明が足りないんじゃないかということと私は解釈をしております。

例えば、物産館において、今、募集をしているから空いておりますけれども、物産館を通る前にやはりここに何があるのかて、例えば、電気自動車の充電器もあります。そして、自動販売機はもちろんあります。そしてトイレもございます。そういったことをですね、まず苓北町に入ってきたところから苓北町の観光案内、大まかにどこにどういうものがあるということがもう少し簡単にわかるような表示が必要ではないかと思います。

また、例えば、物産館にもここにはこういうのがありますし、寄っていきませんかというようなやはり看板をつけるべきではないかと考えております。

また、苓北町では、国道から入った富岡の地点にもろもろの史跡がございますが、その表示が少ないわけですね。例えば、昨日の質問にもありました、千人塚、どこにあるのか、全く初めての人はわかりません。千人塚のこともご存じございません。そういった表示がですね、まず町中に入ってきたときに、わかるようにしていくべきではないかと考えております。

そして、また、そこにはですね、ぜひ皆さんに集まっていただけるような、今、台風時に行くと、サーファーの人がいっぱい来ています。びっくりするくらい来ています。特に都呂々の沖ノ田海岸、そしてＫＤＤの下あたりですね、たくさん来ていらっしゃいます。そういう人たちにもっとお金を使わせるような方法が我々が持っていません。やはりそういう方法を持った方に何か計画を立てていただきたい。ただサーファーがトイレを借りに来たから迷惑だとかということじゃなくてですね、我々もサーファーに必要な施設を今まで造ってこなかったのを反省しております。やっぱりそういった面では、天草の東海岸は雲仙岳を見て、非常に穏やかな景色が広がります。西海岸は富岡から牛深までは非常に雄大な海の景色、そして夕陽のきれいに見えるところがたくさんあります。沖ノ田から小松海岸もそうであります。そういった意味でですね、そういうところをしっかりと初めて来られた方にもわかっていただけるような表示をしっかりしていく。そういうことも考えながらですね、じゃあ今までサーファーの人に我々がどういうサービスをしてきたかというのは、これははっきり申し上げて私も反省をしております。やはりそういった面でサーファーの方が必要な施設をですね、つけていくということも必要ではないかなと考えておりますし、まずはそういった意味でですね、情報発信をやっぱりしっかり、現場に来られてからわかる情報発信、現場に来られる前にああそこのところだったら行ってみようかと思っていただけるような情報発信があると思います。

今現在、商工観光課で取り組んでいるのは、メディアでは天草エアラインと提携し、ＮＨＫの熊本放送「クマロク」で地域魅力ＰＲとして取材を依頼し、放映いただいております。先般は２月２５日に「土曜港市」ということで、富岡の港の土曜市を放映して

いただいております。今後は５月と８月にも町の話題等について放映していただくことになっております。

このほか、みつばちラジオと連携し、毎月２回のラジオ放送や各新聞社への取材依頼による観光情報の発信も行っております。

また、ＳＮＳを活用し、そして、その取り組みとして、職員で組織する「情報発信検討委員会」を設け、職員を対象にインスタグラムの操作研修を行い、町の風景や催しなど、職員全体で情報発信を行っておりますが、これはやっぱり町民の皆様方にも広めていったほうがいいのではないかと考えておりますので、今後、検討させていただきます。

現在行っているＳＮＳとしましては、町ホームページのほか、町公式のフェイスブックとインスタグラム、あまくさ苓北観光協会のフェイスブックとインスタグラム及びホームページを本年２月から開設し、情報発信を行っているところであります。

このほか、地域おこし協力隊によるインスタグラム情報発信、また、グーグルマップの検索結果から、グーグルのサイト上に観光施設やお店の情報を表示することができる「グーグルビジネスプロフィール」の登録推進などの取り組みを行っております。

いずれにいたしましても、ＳＮＳを含めた情報発信を強化する必要がありますので、地域おこし協力隊や地域活性化起業人、あまくさ苓北観光協会とも連携を図りながら、さらに、苓北町民の皆さん方にもご協力いただきながら、更なる情報発信に努めてまいりたいと考えております。この情報発信が実を結んで、もし苓北町に訪れていただいたとなればですね、先ほど申しましたように、どこがどこに何があるとかって、ＳＮＳで見たあの施設はどこにあっとかと、そういうことがはっきりわかるようなやはり表示がですね、大事になってくると思いますので、そういうことも合わせながらしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

野田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君）　野田謙二君。

○２番（野田謙二君）　いろいろとお答えいただきありがとうございます。

実際、私もですね、苓北町がどのようなＳＮＳを使っているのか一部しか知りませんでした。実際にですね、逆に観光客向けっていうだけでは収集した実際今あるフェイスブックとかインスタグラムとかっていうのだけではなくて、もうツイッターもＴｉｋＴｏｋも逆にもう実際お金は大してかかりませんので、それを登録していただいて、それを登録していただいて集中的に観光客向けの発信ていうグループ、チームを作ってもらえんだろうかと。そして、強い発信をその集中的な発信、逆に観光だけじゃなくて、それがある程度目途がついたら、逆にそのチームでまた今度は別の事業に、観光じゃない発信を集中的に行うっていう戦略をとってみたらどうだろうかっていうのが今回の一番の提案なんです。実際に、観光客に対する提案をし、で、苓北町に関心を持つ人が増え

るという条件が大事で、それが揃って始めてホテルの誘致が可能になると思っています。

苓北町の下手くそなと言ったら言葉としては良くないのかもしれませんが、今までにも観光客であったりとかに対する、ものすごく漠然としたイメージの発信しかないんですよね。過去の記録を見てみると。集中的に、例えば、観光に特化した発信を大量にし続ける。今の時代はＳＮＳという大変便利なツールができまして、これっていうのは、手を振れない人にとっては何の情報もないんですけど、それに関心がある人っていうのはものすごく集中的に情報を得られるわけですね。これっていうのが何万人という登録者を作れたら、それだけで一つの仕事が成立する大きさになるんです。で、それにかかるコストというのはほとんど変わらない。何百人の端末利用者数しかなかったら１円にもなりませんけど、それが何万人だったら同じコストで大量の消費の可能性があると。これっていうのは、すごく商売としては利用がしやすい。商売っていうと、役場さんはすごく使いにくいだろうと思います。ところが、これっていうのを使わないことには、今の時代って言うのは、逆に使いこなせないと損をするんですよね。損をするっていうのは、商売をするっていう意識のない役場にとって痛いところでもございますので、損をしないように使うっていうのが大事なんです。儲かるからだけじゃないんです。損をしない使い方をするっていうことを学習していっていただきたいと思っております。

その辺のＳＮＳに対する感覚というのは苓北町ではどうなっているんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　今、ご提案あっておりますとおり、町のほうでもＳＮＳを中心にですね、地域活性化起業人さん、今年度からおいでになられた方、あと地域おこし協力隊として発信を行っておりますけれども、限られた人数で頻度を上げるというのはかなり限界がくるというのがありまして、今後の予定といたしましたら、お答えになっているかわかりませんけれども、やっぱり発信の数を考えた場合には、町長が答弁しましたとおり、町民の方へのご協力もありますけれども、今、来年度のですね、取り組みとして、若干高校のほうとも１回、２回ご相談行っているんですけれども、高校生ですね、地元に高校がございますので、高校生や大学と連携してですね、そのような方、若い方々で発信力による数ですね、やっぱり量がかなりいると思いますので、今後はそのようなところで高校、大学と連携した中での発信力を強化しないと、職員とか一部の人間でやってても限られてくると思います。あと、ＴｉｋＴｏｋとか、ツイッターはですね、やっぱり発信力としてはインスタグラムとかフェイスブックよりは落ちるということで、全部のＳＮＳを使ってするというのは、これ当然無理でございますので、手法と、あと発信の数ですね、をどうやって上げていくかというのが重要になってくるというふうに認識をしております。そのような形で予算も必要になるかもしれませんけれども、大学との連携協定とか結んでそういったことができるということでありました

ら、そのような形でやっぱりその発信の協力者というのを御協力いただきながら、いわゆる地方創生の中でも関係人口というのもございますので、そういったところがうまく行き始めるとふるさと納税とかにもつながってくる可能性があるというふうに認識しております。

○議長（錦戸俊春君）　野田謙二君。

○２番（野田謙二君）　例えばですね、その拓心高校のマリン校舎の生徒たちを利用するというのもものすごく大事なことだろうと思います。実際に、一人が何百人とか共有している人たちというのを使うと、それが何百から何千、何万て広がりやすいっていうのがこのＳＮＳの特徴でございます。実際にその役場の職員が毎日打ち続けたからといって何百人しか増えませんよ。それもしかも１年ぐらいかけて。実際、私もインターネット販売というのをやっているんですけど、個人的にＳＮＳ、僕嫌いなんですね。それを進めているから矛盾するかもしれませんけど、それが今の時代、すごく情報発信が早くて広がりやすいというのの知識だけあるんですよ。それで今回お勧めをしているんですけれども、実際にその苦手でやりたくないと思ってたって増えませんし、実際、僕は見るばっかりで自分では発信をしてないんですね。ところが、逆にその情報が欲しいっていうときには大変助かるんですよ。逆に、こう役場としては、情報を発信する側に立ってもらいたいんですよね。ですから、個人的な付き合いだけでしたって何百しか増えないんですよ。だから、その学校とか、ある程度の集団というのをターゲットとしてそこから増やす、何乗にも増やすっていう形、そういうことをやってもらいたいんですよね、役場にも、ぜひ積極的に。実際に良いことばかりは書かれません、ＳＮＳは。ですから、あえて悪いことも、要は、苓北町の事実としておかしくなければどんどん発信してもらいたいていうのが僕の考えなんです。

　その役場においてですね、そのＳＮＳの発信というものを介して、現在何人ぐらいのスタッフを今用意しているのかというのをお聞かせください。

○議長（錦戸俊春君）　商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　情報発信検討委員会というのを職員で組織しておりまして、各課から１名ずつ出していただいて、今、月２回ほどですね、遡って５カ月ぐらいですね、チームを２人１ペアでチームを組んで、あと取材に行って、そこを発信していくと。そこをまた見ていただくようなところでやはりその発信とか、協力者ですね、を増やしていくというところの取り組みを現在行っておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、野田議員もおっしゃられるとおり、限られて、時間も限られておりますし、それだけに職員も全部費やしてないので、どのような形にしたらその発信の数ですね、発信の協力者を増やしていくかというのが重要だと考えますので、先ほど申し上げましたとおり、令和４年度以降につきましては、地元に高校もございますので、高校

生と連携した発信協力者ということで取り組みを進められないかというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君）　野田謙二君。

○２番（野田謙二君）　実際にＳＮＳを使った発信ていうのは、遅かったらですね、何年もかかっちゃうんですよ。実際、うちでインターネット販売既に１０年を過ぎましたけれど、私個人の要はいいねをしてくれる人っていうのは、まだ百何十人です。なぜかって、僕は何も発信しなからですね。ところが積極的に発信する以上は、たった１年もあれば何万人って増やせれる人は増やせれるんです。実際にその要は、始めから期限を切ってですね、１年なり２年なりの短い期間で、要は何万人ていう、いいねを押してくれる人たちをいかに増やすかっていう、そういう企画に対する審査もやり続けるというチームを作ってもらいたいって思っております。その結果として、１年後に、常に反省し続けて、じゃあ次は何をやろう、次は何をやろうというふうな段階で、これまでの過去の新聞やテレビっていうメディアを使った、これコストはかかりますけど、ある程度は計算できるですよね。その受け取り側の人数というのは。それが逆に、そのお金をかけずにＳＮＳは多くの人たちを引っ張っていける可能性があるんです。これに注目していただいて、積極的な利用を期待するというのが僕の今回の提案なんです。

　実際に、今お話だけを伺っているとすごく積極的に取り組んでいこうという姿勢だけはすごく感じるんですけど、現実に数字が上がらなかったらもう辞めたってなっちゃうのが過去の多くの公共団体のやってきたことじゃないかなというふうに思っています。１回失敗しても２回でも３回でも挑戦するっていう意欲はあるのかというのをお聞かせください。

○議長（錦戸俊春君）　商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　私も昨年４月から商工観光課におりまして、今、お話されたようなところも含めてですね、課員とも話をしております。おっしゃられるとおり、必ず指数目標ですね、の設定は必要かと思います。目標に向かって達成できたかどうかは、そこできなかった時には検証をしてですね、何が悪かったのか。工夫が必要なのか。手法が悪かったのか。内容が悪かったのか。数が足りなかったのかというのを検証が必要かと思いますので、一応目標をですね、ちょっと高めになるかもしれませんけど、目標を当然今よりもだいぶ上の目標になるかと思いますけど、目標を一応設定させていただいてですね、そこに向かって工程を組んでですね、計画を立ててやっていくと。最終的にはそれだけで効果が測定できるものでもありません。これはですね。ほかの観光協会でもホームページを作りましたけれども、そことの相乗効果等もありますでしょうし、ただ単にＳＮＳだけじゃなくてですね。今、ちょっと話あれかもしれませんけど、天草管内のですね、観光協会と相当密に連携をやっています、各事務局長と。うちのほ

うでもホームページができましたので、各観光協会と相互のバナーを貼ってですね、熊本方面から見えられる場合、長崎方面からとか、牛深方面から見えられる場合、それぞれで知っている情報が限られております。上天草と天草市の観光協会事務局長とお話もさせてもらいますけれども、苓北の情報をやっぱお尋ねになった時にお知らせることができないというふうなところもございまして、それじゃ相互で連携を貼って、天草一帯となって観光客の受け入れをしていこうという意思の統一というかですね、そこの心合わせのところはできていますので、地道にやるしかないというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君）　野田謙二君。

○２番（野田謙二君）　ＳＮＳについては、大変よく理解できました。

あと、町長のほうでお話がありました、その物産館の、要は、看板の表示であるとかが、わかりにくい、入りにくいと、実際に、町長は、実際ご自分で運転されることはないと思いますが、実際、あそこを通ってですね、入りにくいんですよ。ていうか、入るのに忘れる。トイレ近くても。もう苓北の町民やったら家のほうが近いやってなっちゃうんですね。５分、１０分もすれば家に着きますから、あそこの位置からだったら。問題なのは、町外からの人たちなんですよ。何もわからない町外から来た人たちが、ああトイレがあるじゃん、そこに寄ろうていってそこに自販機もあるっていうのが一番素直に１３０円ですか、今は。ていうのを落としてくれるんですよね。実際、今の物産館というのは、物産館、商店入ってなくてもいいんですよ、パーキングエリアと思ってたら。空いてるところ、空き家のまんまやったら恥ずかしいから、じゃあ要は、物産の表示だけでもしとくかっていう簡単なものでもいいんです。ただ、要は、次借りたいという人が現れた時のためにすぐ内装工事ができるような状態をキープし続けとけばいいです。それで、実際に今の物産館のやつを、逆に出入口が１カ所に集中しちゃってますから、利用がしづらいんですよね。本当に双方向から入れるような形にしていただけたほうがいいんですけど、そこまでのお金というのがなかなか急には出せないでしょうから。逆に、その西川内の漁港のところに、広場に新たに駐車スペース、トイレを造るとかそういう案でもいいんじゃないか、どこでもいいから要は、苓北町の中に観光客、要は、通過するだけの観光客でもいいですから、利用しやすい場所、わかりやすい場所を造ってもらいたい。それっていうのは町長はご理解いただいたみたいですので、それっていうのが逆にそのさっきのＳＮＳの発信っていうのをしやすくなるだろうし、取材もしやすくなる、お客さんの取材もしやすくなる。苓北町が観光客を受け入れてますよっていうアピールもものすごくわかりやすいんですね、そういう発信がきて何万ていう、その受信者がいるっていうのがわかってたら。そしたら、ホテルの誘致だってしやすくなる。だから、そのＳＮＳの利用っていうのをそういう、今回は僕は観光という提案をしたっていうだけなんで、そのＳＮＳを使って同じように別のアピールをするのに使うってい

うのは、ＳＮＳというのはすごく利用価値があると思っております。よろしくご検討をお願いいたします。

私の質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君）　これで、野田謙二君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は午前９時３０分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れさまでした。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

散会　午後１時５８分

令和４年３月１１日（金）

（第３日目）

令和４年第２回苓北町議会定例会会議録（第３日目）

令和４年第２回苓北町議会定例会は、令和４年３月１１日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	山口　利生	２番	野田　謙二
３番	廣田　幸英	４番	髙戸　幸雄
５番	松本　良人	６番	石田　みどり
７番	浜口　雅英	８番	野﨑　幸洋
９番	山本　政人	１０番	倉田　　明
１１番	田嶋　豊昭（副議長）	１２番	錦戸　俊春（議長）

３．不応招議員　なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局長	龍岡　　学	書　　記	田中　めぐみ

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町　　長	田嶋　章二	副 町 長	山﨑　秀典
教 育 長	濵﨑　敏和	総務課長	尾脇　宣宏
税務住民課長	吉本　英明	企画政策課長	福田　誠一
教育課長	西川　文孝	土木管理課長	汐﨑　正喜
農林水産課長	宮﨑　良成	商工観光課長	錦戸　雅志
水道環境課長	田尻　　悟	福祉保健課長	本田　　保
健康増進室長	田尻　康彦	会計課長	松村　保則

８．議事日程

日程第　１　議案第　２号　苓北町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
日程第　２　議案第　３号　苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　３　議案第　４号　苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　４　議案第　５号　苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　５　議案第　６号　苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第　６　議案第　７号　苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　７　発議第　１号　苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について
日程第　８　発議第　２号　苓北町議会議員の費用弁償の特例に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　９　発議第　４号　苓北町公民館条例の一部を改正する条例について
日程第１０　発議第　３号　ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議し恒久平和を求める決議について
日程第１１　議案第　８号　令和４年度苓北町一般会計予算
日程第１２　議案第　９号　令和４年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算
日程第１３　議案第１０号　令和４年度苓北町都呂々財産区特別会計予算
日程第１４　議案第１１号　令和４年度苓北町国民健康保険特別会計予算
日程第１５　議案第１２号　令和４年度苓北町介護保険特別会計予算
日程第１６　議案第１３号　令和４年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算
日程第１７　議案第１４号　令和４年度苓北町水道特別会計予算
日程第１８　議案第１５号　令和４年度苓北町下水道特別会計予算
日程第１９　議案第１６号　令和４年度苓北町農業集落排水特別会計予算
日程第２０　議案第１７号　令和４年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算
日程第２１　議案第１８号　令和４年度苓北町宅地造成事業特別会計予算
日程第２２　議案第１９号　令和３年度苓北町一般会計補正予算（第１０号）
日程第２３　議案第２０号　令和３年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第２４　議案第２１号　令和３年度苓北町下水道特別会計補正予算（第３号）

日程第２５　議案第２２号　令和３年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）
日程第２６　議案第２３号　熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第２７　同意第　１号　教育委員会の委員の任命について
日程第２８　同意第　２号　苓北町農業委員会の委員の任命について
日程第２９　同意第　３号　苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
日程第３０　報告第　１号　専決処分の報告について
　　専決第　１号　損害賠償額の決定及び和解について

９．議事の顛末

開会　午前９時３０分

○議長（錦戸俊春君）　おはようございます。

只今の出席議員は１２人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　議案第２号　苓北町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君）　日程第１、議案第２号、苓北町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　議案第２号、苓北町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

苓北町個人情報保護条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和４年３月９日提出、苓北町長　田嶋章二。

提案理由でございますが、行政機関及び独立行政法人等に係る個人情報保護制度が個人情報保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に統合されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町個人情報保護条例（平成１７年苓北町条例第１号）の一部を次のように改正する。

改正内容については、新旧対照表で説明いたしますので、次のページをお開きください。

右が改正前で左が改正後、下線の部分が改正部分となります。

今回の改正は、提案理由で申しましたとおり、行政機関及び独立行政法人等に係る個人情報保護制度が個人情報保護に関する法律に統合されることに伴い、定義を定めている第２条第１項第１号アにおいて、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５８号）」第２条第３項を「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）」第２条第２項に、第８号の「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５９号）」第２条第１項を「個人情報の保護に関する法律」第２条第９項に改正するものです。

それでは、条例（案）本文に戻っていただきまして、附則です。

この条例は、令和４年４月１日から施行することとしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第２号、苓北町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第２号、苓北町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２　議案第３号　苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君）　日程第２、議案第３号、苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　議案第３号、苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和４年３月９日提出、苓北町長　田嶋章二。

提案理由でございますが、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和３年法律第５８号）が令和４年４月１日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町職員の育児休業等に関する条例（平成４年苓北町条例第１４号）の一部を次のように改正する。

改正内容については、新旧対照表で説明いたしますので、次のページをお開きくださ

い。

右が改正前で左が改正後、下線の部分が改正部分となります。

今回の改正は、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知、意向確認の措置の義務付け、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和等に伴い、改正するものです。

改正の概要といたしましては、取得要件の緩和として、第２条のほうにございますが、「引き続き在職した期間が１年以上」の要件の廃止、本人または配偶者から妊娠、出産の申し出をした労働者に対して、事業主から個別の制度周知及び休業の取得意向確認のための措置が義務づけられたものです。

以上のことから育児休業をすることができない職員及び部分休業をすることができない職員を定めている第２条及び第１７条について、「引き続き在職した期間が１年以上である非常勤の職員」を削除し、第２１条に、「妊娠または出産等についての申し出があった場合における措置等」、第２２条に、「勤務環境の整備に関する措置」の規定を追加するものです。

なお、今回の条例改正に合わせて、苓北町職員の育児休業等に関する条例施行規則及び苓北町パートタイム会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正も併せて行う予定でございます。

それでは、条例（案）本文に戻っていただきまして、附則、この条例は、令和４年４月１日から施行することとしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○１番（山口利生君）　すみません、ちょっと私がよくわかんないですが、対象職員なんですが、今、会計年度任用職員ていうのがいらっしゃる。ここで言う非常勤と会計年度任用職員との違い。

それと、今、会計年度任用職員も１年未満での雇用かと思いますが、もしその会計年度任用職員が途中で妊娠した場合なんていうのも、当然この対象にはなるというふうなことで理解してよろしいんでしょうか。そこの非常勤の対象者をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　最初の非常勤と、その会計年度任用職員の関係についてということでございますが、令和２年から会計年度任用職員制度が始まっておりますが、

それまでの非常勤の、非常勤についてはですね、すみません、簡単に言います。非常勤職については、一般職と特別職というのがありました。その特別職というのは、そのまま残っておりますが、一般職については、会計年度任用職員制度ということで移行しておりますので、非常勤の特別職に該当する方、それと、会計年度任用職員についても該当するものでございます。

１年以上の撤廃の件についてはですね、会計年度任用職員さんについても同様に適用になるということでございます。ですので、会計年度任用職員さんにつきましては、これまでは産前産後の休暇等もございませんでしたが、その分については、本年１月に改正をされておりますので、そちらのほうは規則の中で町としても改正を既に行っているところでございます。

○議長（錦戸俊春君）　山口利生君。

○１番（山口利生君）　はい、ありがとうございます。

何かおぼろげにわかってきましたけども、今からはその産前産後の休暇は会計年度任用職員にも与えられているということで、これに加えて、育児休業、部分休業もプラスしてその会計年度任用職員にも与えるというふうなことで理解してよろしいんですね。

やっぱりそういった場合に、その休むといった場合は、今度は今までその方たちが携わっていた業務自体をまた職員に降りかかるというか、その分の業務もカバーするようなことになろうかと思いますが、その場合の措置として、またこの方たちが休む時は、また新たな会計年度任用職員を募集して、その補充をするというようなことまで考えていらっしゃるのかどうかについてお聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君）　はい、総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　はい、おっしゃるとおりでございます。会計年度任用職員さんもそういった育休が取れるということになりますので、育休を取られるということになった場合についてはですね、新たに会計年度任用職員の募集を行う等の検討が必要となってまいりますので、当然、その課の中の職務の振り分けができないもの、不足する分については、休まれた方に代わって会計年度任用職員を募集するという方法となります。

○１番（山口利生君）　わかりました。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第３号、苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３号、苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３　議案第４号　苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君）　日程第３、議案第４号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　議案第４号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町職員の給与に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和４年３月９日提出、苓北町長　田嶋章二。

提案理由でございますが、令和３年８月の国の人事院勧告等を踏まえ、令和４年度からの期末手当の支給月数を年２．５５月から年２．４０月に改定することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町職員の給与に関する条例（昭和３０年苓北町条例第６号）の一部を次のように改正する。

今回の改正は、令和３年８月の国の人事院勧告及び令和３年１０月の熊本県人事委員会勧告において、民間との比較の結果、月例給は差が極めて小さいことから改定を行わないこととし、ボーナスについては、民間の支給割合、年４．３２月との均衡を図るため、４．４５月分を４．３０月分として、職員の期末手当の年間の支給月数を０．１５月分引き下げるものです。

改正内容については、新旧対照表にて説明させていただきますので、次のページの新旧対照表をお開き願います。

右が改正前、左が改正後で、下線の部分が改正部分でございます。

今回の改正は、期末手当の改正で、第１９条第２項は、職員については、支給月数を

改正前は「１００分の１２７．５」を、改正後は「１００分の１２０」に改め、年２．５５月分を年２．４０月分と０．１５月分引き下げ、第３項は、再任用職員については、支給月数を改正前は「１００分の７２．５」を、改正後は「１００分の６７．５」に改め、年１．４５月分を年１．３５月分と０．１０月分引き下げるものです。

職員の年間のボーナスにつきましては、年４．４５月となっております。その内の期末手当が２．５５、勤勉手当が１．９でございますが、それを年４．３０月とするもので、期末手当を０．１５月分引き下げ２．４０、勤勉手当はそのままとなります。

また、再任用職員については、年１．４５月をそのまま０．１０引き下げ１．３５月分とするものでございます。

条例（案）に戻っていただきまして、附則、この条例は、令和４年４月１日から施行するとしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　説明の表現の仕方に総務課長の言葉でボーナスという言葉が出ておりますが、ボーナスが適切なのか、この期末手当、勤勉手当が適切なのか。どっちなんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　わかりました。申し訳ございません。そこのボーナスの部分については期末勤勉手当ということで修正をさせていただきたいと思います。

○７番（浜口雅英君）　終わります。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

山口利生君。

○１番（山口利生君）　１点確認したいんですが、令和３年８月の国の人事院勧告を踏まえてというふうになっておりますが、このように、通常は人事院勧告が出た場合は、その年の期末手当等については、当然引き下げるかと思いますが、令和３年度の期末手当に対しては、何ら苓北町は対応してないわけですが、これについては、ほかの県内町村もやっぱり苓北町と同じように、この期末手当の引下げについては、令和４年度から対応するというような取り組みがあってるものなのか。それとも、ほかのところは令和３年の期末手当でも反映させているというようなことなのかをお聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　国の人事院勧告の実施につきましては、県内の各自治体については、それぞれということで全体の把握はわかっておりません。県職員については、

人事院勧告どおり実施するということで情報としてはいただいているところでございます。

○議長（錦戸俊春君）　山口利生君。

○１番（山口利生君）　今のちょっともう少し正確にお願いします。熊本県は令和３年度で期末手当は引き下げはされたと。何か新聞にはそういうふうに私も記憶しとったんですが、それは間違いないですよね。令和３年度の期末手当を人事院勧告に沿って引き下げたというふうに思います。いくつかの熊本市だったりとかはしているかと思います。ただ町村の場合は新聞にも出てないから、どのような対応をされているのかがよくわかんないんですが、基本的には、人事院勧告に沿って、その年の条例が間に合うようであれば１２月の期末手当でその辺を対応するというようなのが一般的かなというふうに思ったもんですから、なぜそれをしないまま来年度の４月から適用をされようとしたのかていうところをもう１回ご説明をお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　副町長。

○副町長（山﨑秀典君）　私のほうから説明をさせていただきます。

今、山口議員おっしゃるように、通常は夏に人事院勧告がございまして、その上で国のほうがですね、国家公務員の給与改定の法案を成立させるわけですけども、今年度につきましては、国のほうがですね、１１月の２４日に閣議決定はされておりますけども、勧告を受けるということで決定をされまして、法案につきましてはですね、今年に入りまして２月以降の国会で成立をいたしました。そのようなことでですね、各自治体におきましては、国家公務員の法案成立を待たずに昨年１２月の期末手当から対処したという自治体もございます。ただほとんどの自治体は、国の法案が可決されてから議案提出を行うということでございまして、ほかの自治体の状況につきましては、まだ十分把握はできておりませんけれども、熊本県についてはですね、先だっての議会で法案、この給与改定案を成立して、令和４年の６月分で令和３年度分を調整するということになっているようでございます。

○議長（錦戸俊春君）　山口利生君。

○１番（山口利生君）　実質、やっぱりこれは住民にとって見た時ですね、公務員だけが、特に苓北町だけが何かそのほかのところよりも得しているんじゃないかというような疑念というか、その辺りが、ほかのところ、先ほど副町長がおっしゃったように、ちょっと改正時期は遅れたけれども、令和３年の期末手当も含めて令和４年で調整するんだというようなことであれば、また説明が、さっきの国の法案が２月になったから、当然、これを待つか待たないかというのは町長の考え次第だと思いますが、まあそれが遅れたから、令和３年は調整しないというようなことを考えるのか。やっぱり遅れたけれども、令和３年分も令和４年で調整して、やっぱり全国のこれだけ財政が厳しいから、

その分はきちんとやるんだと。そこのところの考えは大きく違ってくると。だから、やっぱその辺りをどう考えて、これはその調整しない考えですよね。

○副町長（山﨑秀典君）　そうです。３年度分は調整しないという考えです。

○１番（山口利生君）　だから、令和４年からはきちんと去年の人事院勧告を聞いた上で、それのとおりにやりますということだから、令和３年度の分の調整はしないという決断をされたということですよね。ですから、そこのところについてはですね、やっぱり聞かれたら、こういうことでやらないんだと。遡及もしないという。今までもどうしてもその議案が提出が遅れたといった場合には、遡及ができませんからですね、１回払ったあとは、それを返せというわけにはいかんから、それは条例上に定まっているからということですが、先ほど聞いたら遡及というか、その分の調整というような考えもほかのところではあるということであるならば、そこはしないという決断をされたところの理由だけはもう１回教えていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　副町長。

○副町長（山﨑秀典君）　私どもとしては、まず会計年度独立の原則ということがございます。それと一般職、会計年度任用職員も含めまして、年度末で退職した職員、これにつきましては、当然、来年度に調整をする場合にあっても、調整できないという状況も生まれてまいります。そういったところで、職員間の公平性等も考えた中でですね、本年４月１日からの施行という形で６月の期末手当から減額の調整を行うという形で決めさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第４号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第４　議案第５号　苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関

する条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君）　日程第４、議案第５号、苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　議案第５号、苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和４年３月９日提出、苓北町長　田嶋章二。

提案理由でございますが、令和３年８月の国の人事院勧告等を踏まえ、令和４年度からの期末手当の支給月数を年１．４５月から年１．３５月に改定することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（案）。

今回の改正は、期末手当の改正で、第１１条第４項の規定している支給月数を改正前は「６月に支給する場合においては１００分の７２．５、１２月に支給する場合においては１００分の７２．５」を、改正後は「１００分の６７．５」に改め、年１．４５月分を年１．３５月分と０．１０月分引き下げるものです。

附則、この条例は、令和４年４月１日から施行するとしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　会計年度任用職員の報酬単価についてお尋ねをいたします。

令和２年度から非常勤職員から会計年度任用職員に名称が変更となりました。令和元年度の１月のお知らせ版においてですね、職員募集の記事が掲載されておりました。その募集資格の中でですけども、職種によっては資格を持っていないと応募できないもの、それと、特に資格がなくても応募できるものがあります。しかし、この報酬額を見ますとですね、中には有資格者と、特に資格がなくてもできる業務の職員さんが同じ処遇になっているものがあります。そこで、令和３年８月３０日に決算審査における監査委員の意見として、副町長に口頭にて、会計年度任用職員の報酬単価の調整の必要があるのではないかということでお尋ねをいたしました。その時の答弁では、「今後見直しを行

っていきます」ということでありましたけども、その後の対応についてお伺いをいたします。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　会計年度任用職員の報酬単価についてということのご質問でございますが、会計年度任用職員制度が始まった時にですね、一応国のほうからは、会計年度任用職員の報酬についても行政職の一般職の給料表を適用しなさいというふうな通知が参っておりました。その中で、町のほう、他の自治体も同様ではございますが、資格を有しない職員さんについては、給料表の１号の適用、それと有資格者については、苓北町では、２級の給料表を適用するということで決定をしております。その中で、その月額が基本なんですが、会計年度任用職員さんはそれぞれ勤務形態が違いますので、１日の勤務時間が正職員よりも短時間となっております。その中で、１日を７．４５時間としてその実際の勤務時間を掛け、すみません、その給料表の月額、例えば、１０万円の２２日職員が出るとした場合、２２で割って、１日の単価が出ますけれども、会計年度任用職員さんは、それが１日の勤務が７．７５分の７．５０という数値になりますので、それを掛けるということになります。

すみません、ですから、職種によって勤務時間等が違いますので、それぞれ１日当たりの報酬額が違うということになります。

○議長（錦戸俊春君）　はい、野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　えっとですね、この募集内容、今ここにあるんですけども、勤務時間はですね、確か同じであって、そして報酬額もその資格者と資格なしの職務、これ同じようになっているような気がするんですけども、その先ほど言いましたけども、監査委員の意見として副町長にお尋ねした時は、「ああ確かにこれはもう見直す時期にきてますね」ということでお話をされた記憶があるんですけども、その辺の根拠といいますか、今の話だと見直す必要はないような答弁だと思うんですけども、見直す必要があるという認識なのか、それともこのままの現行のままでいいという認識なのかをお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君）　はい、副町長。

○副町長（山﨑秀典君）　今のご質問ですけども、まずですね、報酬の単価設定につきましては、先ほど総務課長が申しましたように、それぞれの会計年度任用職員さんで勤務時間数が違いますので１日の報酬額に時間数を掛けるという計算になっておりまして、それぞれの業務形態で違ってまいります。

それと会計年度任用職員さんの報酬につきましては、令和２年４月から始まりまして、その時点で、町としては、先ほど言いましたように、資格職につきましては２級、一般職については１級の格付けをやっております。各自治体におきましてもですね、そうい

ったところで格付けは行っておりますけれども、自治体の状況においてはですね、やはりばらばらなところもございます。お隣の天草市と比べた場合には、うちの場合は、専門職、資格職の方はですね、天草市よりも高い位置にございます。ただ、この一般職の方、１級の方についてはですね、職種によってはやっぱり天草市より低いという状況もございます。こういったことを踏まえてですね、会計年度任用職員さんについても来年度、行財政改革の協議の中でですね、会計年度任用職員の報酬の見直しという形で検討しております。

それから、年次ごとのその昇給ですね、職員は当然それぞれの人事評価によって昇給をしていくわけですけども、会計年度任用職員さんにつきましてもその昇給のあり方、そういったものも含めて来年度検討していくことにいたしております。そういったところで見直しは実施をしてまいります。

○議長（錦戸俊春君）　はい、野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　じゃあ今確認の意味ですけども、来年度にはその改正を行っていくということで理解してよろしいですね。

はい、わかりました。終わります。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

はい、髙戸幸雄君。

○４番（髙戸幸雄君）　私、在職中にこの会計年度任用職員制度がありませんでしたので、中身が少し不勉強なところがまずもってありますので、ご了解願いたいと思います。

会計年度任用職員制度を導入する時に、フルタイムとパートタイマー制度ですかね、それが確かにあったと思いますけども、その点についても来年度もしよかればですよ、改正の考えがあるとするならば、その時にでも再度その点についてもご検討願いたいと思います。

また、今回、期末手当が人事院勧告等を踏まえとありますけども、人事院がですね、この会計年度任用職員の期末手当まで踏み込んだその勧告というのをするんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　はい、総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　会計年度任用職員、確かにフルタイムとパートタイムがございます。まず、町のほうで会計年度任用職員を採用するにあたっては、フルタイムということは正規職員と同じでございますので、会計年度任用職員として採用するのではなく、フルタイムはもう正規職員として採用するという方向でございます。あくまでも正規職員よりも勤務時間及び勤務日数が短いという中でのパートタイム会計年度任用職員を採用しているところでございます。

また、国のほうにつきましては、会計年度任用職員についての勧告というのはございません。一応、会計年度任用職員さんの期末手当の支給月数については、国の再任用職

員の期末手当の支給月数を苓北町においては、苓北町の再任用職員、それと会計年度任用職員に同様の月数ということにしておりますので、それをそのまま会計年度任用職員さんも同様に適用するということでございます。

○議長（錦戸俊春君）　髙戸幸雄君。

○４番（髙戸幸雄君）　そうなりますと、当然、人事院勧告がですよ、期末手当を来年度、今年は春闘はなかなかそれぞれの業種で手当についてはオーバーアップというのがほとんどのようでございます。町長もご存じのとおり、岸田内閣もとにかく賃金を上げなさいというふうな、そして、賃金を上げた企業に対しては、それなりの措置をするというふうな話をされているようでございますので、私直接関係ありませんけど、今度の春闘の結果、令和４年度の人事院勧告が引き上げられることを願っております。その時には、今の答弁をいただきますと、当然、期末手当が上がった場合には、再任用職員同様、この会計年度任用職員の率も上がるということで理解をしていいんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　はい、総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　はい、そういうことで理解していただいて結構でございます。

○議長（錦戸俊春君）　髙戸幸雄君。

○４番（髙戸幸雄君）　はい、それなら結構だと思います。また、ご存じのとおり、苓北町のですね、職場次第ではなかなかこの会計年度任用職員を募集しても応募がないというような職場もあるように聞いております。賃金ばかりの関係ではないと思うんですけども、できるだけ職場環境整備のために、今後ともですね、会計年度任用職員の取り扱いについてはよろしくお願いいたしまして、私は終わります。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

はい、山口利生君。

○１番（山口利生君）　会計年度任用職員、これに期末手当を新たに加えると、やっぱり同一労働、同一賃金というところから、やっぱり一般の公務員と同じような仕事をさせるのであれば、期末手当等も出すべきだろうということで、この今までなかったものが出ています。

先ほど再任用職員と同じような取り扱いで期末手当を減にするというような説明がありましたが、もともと再任用職員とこの会計年度任用職員というのは全然性質が別ですよね。再任用職員は、これまでずっと役場の職員を経て、年金が今６５歳まで出ないということから、やっぱりその間のつなぎということで再任用というような制度ができあがっています。それについても、給与は会計年度任用職員以上に優遇したところで、これはもう年金との兼ね合いだから致し方ないという、ただ住民はそうじゃないですよ、考え方はですね。でもやっぱり公務員でずっと頑張って仕事しとっても、次に行く仕事

がないということからの再任用と。もう辞めたら大変です。本当に仕事もない中で退職金で食いつなぐというのが実情でございます。それはそれとして。ただ、会計年度任用職員までですね、期末手当、今１．４５月だけ払っていますよね。勤勉手当もないわけですから。あえてその再任用職員も下げるから会計年度任用職員もやっぱり下げるというような考えをですね、本当にいいのか。一生懸命会計年度任用職員も頑張っておられますよ、一般職と同じように。せめてこの期末手当ぐらいはですね、１．４５が高いのか低いのか、私は１．４５というのは職員に比べても３分の１ぐらいですよね。これまでして下げるべきものなのかということを強く感じます。やっぱり一生懸命会計年度任用職員が頑張っておられる中の非常にこの期末手当をもらえるということで、非常に喜んでおられます。これを引き下げると。先ほど、本来は令和３年度で職員は引き下げるべきを条例改正が遅かったということもあって引き下げないと、令和４年から適用するというようなことも逆にされているのであるならば、この会計年度任用職員の期末手当には、このまま頑張っていただきたいというような気持ちでですね、継続して１．４５のままにするというぐらいの考え方があってしかるべきではないかろうかと思いますが、その点いかがでございましょうか。

○議長（錦戸俊春君）　はい、総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　只今のご質問でございますけれども、先ほど髙戸議員の時に会計年度任用職員は、苓北町ではパートタイム会計年度任用職員の採用しか行わないということでお答えをさせていただきました。フルタイムであれば正規職員と同様の勤務時間、勤務日数となりますけれども、パートタイム会計年度任用職員ということで、町のほうでは勤務時間が正規職員よりも短い、また、勤務日数についても基本的に３分の２程度の勤務日数としておりますので、会計年度任用職員もそうなっておりますし、町の再任用職員の勤務形態もどういったことで１カ月の勤務日数が３分の２程度ということになっておりますので、支給月数については、再任用職員、それと会計年度任用職員のひと月の勤務日数が変わらないという中での支給月数の決定をしているところでございます。

なお、会計年度任用職員さんのその支給月数の決定については、天草２市１町担当者で協議を行った上で統一して適用しているところでございます。

○議長（錦戸俊春君）　山口利生君。

○１番（山口利生君）　これは予算措置ですよね。法律じゃない。期末手当は、会計年度任用職員は。そういうのを出すべきだというふうなことがあってのことです。

先ほど再任用職員と会計年度任用職員ていうものの違いを、私ちょっと話をしたところではありますけれども、もともとの賃金体系が全然違う中にあります。そういう中にあってですね、やっぱりその会計年度任用職員を職員並みにやっぱりある程度優遇する

というようなことは非常に重要なことじゃないかと思います。やっぱりこれは苓北町の皆さんにとっても、やっぱり給与自体を優遇する。それなりの方を会計年度任用職員で頑張っていただきたいと、やっぱそういうがための今まで安い中でも来てたのが、最近、もう若い人は会計年度任用職員に応募されませんでしょう。今、私も県に行ったときに来ているのは、奥さんたちが、もう子育てが終わったからこういうところの任用職員に応募したいという方が、今は。３０年前は独身女性がたくさん応募しましたが、今はもうパートタイムの奥様たちが応募するというのが非常に多くなっている実態にはあります。やっぱり役場の業務自体をしていただく、単純作業だけじゃなくて段々段々高度化していく、仕事もですね。ていう中にあっては、逆に期末手当自体をもう少し優遇して考えてやるべきじゃないかというふうな観点をですね、今持っていかないと。役場の職員と同じ給料を払うならいいですよ。全然違うでしょ。１２、３万円しか払わないわけですから、会計年度任用職員には。でもそれなりの資格を、職員以上の資格を付けたりとかする。それならば職員以上の給料を払うというぐらい考えていかないとと思います。なおかつ、こういうふうに１．４５の期末手当を０．１引き下げるなんてことをやったら益々優秀な皆さんは会計年度任用職員に応募しなくなってきますよ。やっぱその辺りも考えないと、単純に今のような考え方だけで引き下げるというのにはいかがなものかと思いますが、町長はいかが考えですか。

○議長（錦戸俊春君）　副町長。

○副町長（山﨑秀典君）　会計年度任用職員さんのですね、募集等々につきましては、先ほど野﨑議員からもご質問がございましたけれども、やはり民間にですね、行かれるという場面もございまして、なかなか役場のほうにですね、勤めが継続していただけないという事情もございます。こういったことも踏まえましてですね、来年度におきまして、会計年度任用職員のそういう処遇の分の見直しですね。そういったものも含めて検討をいたすことにしております。山口議員がおっしゃるように、そういった危惧も私どもも持っておりますので、十分に検討してまいりたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　はい、ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第５号、苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議あり」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議がありますので、起立によって採決します。

本案のとおり、可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、議案第５号、苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第５　議案第６号　苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君）　日程第５、議案第６号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君）　議案第６号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

苓北町国民健康保険税条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和４年３月９日提出、苓北町長　田嶋章二。

提案理由でございますが、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和３年法律第６６号）の施行及び苓北町の国民健康保険税における医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の負担割合について熊本県が示す標準保険料の負担割合への統一へ向けた調整を図ることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページ、条例（案）本文をお願いいたします。

苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町国民健康保険税条例（昭和４０年苓北町条例第３５号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の１ページをお願いします。

新旧対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回改正するものでございます。

まず、補足説明をさせていただきます。

今回の改正内容につきましては、昨日の全員協議会でご説明いたしましたとおり、法改正に伴う子どもに係る均等割保険税の軽減措置の導入と将来的な都道府県内の保険税

の統一に向けて賦課方式を見直し、段階的に税率の調整を行うものでございます。

なお、本改正により、所得が令和２年と同額であるとした場合、令和３年度と比較して改正（案）の令和４年度の国民健康保険税が増額となる世帯はございません。

また、改正内容につきましては、令和４年２月２４日に開催いたしました、苓北町国民健康保険運営協議会に諮問いたしまして、答申をいただいた内容になっております。

それでは、改正内容を条項に沿ってご説明いたします。

第２条第３項は、後期高齢者支援金等課税額の賦課方式、所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の４方式を統一後の賦課方式である所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の３方式にあわせるため、資産割額を廃止するものです。

また、第４項は、介護納付金課税額の賦課方式、所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の４方式を統一後の賦課方式である所得割額、被保険者均等割額の２方式にあわせるため、資産割額、世帯別平等割額を廃止するものです。

第３条は、法改正による規定の整備に伴い、見出しに「基礎課税額の」を加え、また、保険税の統一に向けて医療費分の基礎課税額の所得割額の税率を７．９％から７．４％へ改めるものです。

第４条から２ページの第５条の２までは、法改正による規定の整備に伴い、見出しに「基礎課税額の」をそれぞれ加え、また、第５条の２第１号は、法改正、政令改正にあわせて所要の規定の整備を行うものです。

第６条は、法改正に伴い、不要な規定、「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削除し、また、保険税の統一に向けて後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税率を２．１％から２．６％へ改めるものです。

なお、上昇分の０．５ポイント分は、第３条の基礎課税額の所得割額の減額分０．５ポイントがそのままスライドするものです。

第７条は、第２条第３項の後期高齢者支援金等課税額の資産割額を廃止することに伴い、条削除するものです。

第７条の２は、保険税の統一に向けて、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を被保険者１人について１万１，３００円から９，５００円に改め、同条を第７条とするものです。

第７条の３は、保険税の統一に向けて、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を１世帯につき第１号の世帯を６，０００円から６，５００円に、また、国保単身世帯に係る平等割軽減対象となる第２号の特定世帯は、第１号の２分の１の額、第３号の特定継続世帯は、第１号の４分の３の額にそれぞれ改め、同条を第７条の２とするものです。

３ページをお願いします。

第９条は、第２条第４項の介護納付金課税の資産割額を廃止することに伴い、条削除

するものです。

第９条の２は、保険税の統一に向けて介護納付金課税の被保険者均等割額を被保険者１人について９，０００円から１万２，０００円に改め、同条を第９条とするものです。

第９条の３は、第２条第４項の介護納付金課税の世帯別平等割額を廃止することに伴い、条削除するものです。

第１２条は、法改正、政令改正にあわせて、所定の規定の整備を行うものです。

第１５条は、法改正、政令改正にあわせて、所要の規定の整備、規定の明確化を行うほか、次の４ページの改正は、保険税の統一に向けて、後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額のうち、応益分の被保険者均等割額、世帯別平等割額を見直すことに伴い、軽減額を変更する必要があることから、第１号の７割軽減の規定中、後期高齢者支援金等課税額のうち、ウの被保険者均等割額１万１，３００円を９，５００円に改めることに伴い、軽減額７，９１０円を６，６５０円に、エの世帯別平等割額６，０００円を６，５００円に改めることに伴い、（ア）４，２００を４，５５０円に、また、国保単身世帯に係る平等割軽減の対象となる（イ）特定世帯は、（ア）の２分の１の額、（ウ）特定世帯継続世帯は、（ア）の４分の３の額にそれぞれ軽減額を改めるものです。

また、介護納付金課税のうち、オの被保険者均等割額９，０００円を１万２，０００円に改めることに伴い、軽減額６，３００円を８，４００円に改め、カの世帯別平等額は廃止するため削除するものです。

以下、第２号では５割軽減を、第３号では２割軽減を規定しており、第１号の７割軽減と同様の理由により、それぞれの軽減率により軽減額が変更となるものです。

６ページをお願いします。

第２項は、法改正に伴い、未就学児の被保険者均等割額の減額について基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の５割を軽減し、また、所得に応じた均等割軽減措置対象の未就学児の場合は、適用後の残りの均等割額の５割を軽減するものです。

第１５条の２及び次の７ページから１１ページまでの附則第２項から第４項及び第６項から第１３項までは、法改正、政令改正にあわせて所要の規定の整備を行うものです。

恐れ入りますが、条例（案）本文の３ページへお戻りください。

附則としまして、施行期日、１、この条例は、令和４年４月１日から施行する。

適用区分、２、この条例による改正後の苓北町国民健康保険税条例の規定は、令和４年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上が苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○１番（山口利生君）　この国民健康保険税の改正は、昨日の全員協議会で説明いただいて大まかには理解しました。これ見た時ですね、どういうことかというのがよくわかんなくて、これまでもこの国民健康保険、私もこちらに来てから初めて入った保険です。今まで厚生年金健康保険に入ってましたから、その時に一番びっくりしたのが、資産割というのがなんだろうかと、普通、健康保険の場合は所得割だけで、標準給与月額にパーセンテージを掛けて保険料を取るというのが一般的だったもんですから、何で資産割というのが苓北町にあるのかなと。これも聞いたら各自治体ばらばらで、保険料の所得割率の調整で高くしたり、そこを下げるために資産割で取るというようなことがあってますというふうな説明を聞いたところです。今回、後期分と介護分については、もう資産割は取らないということで統一していくと。ただ医療費分だけが令和４年が３５％、令和５年が２０％、令和６年が１０％ということで、順次なくしていくために減らしていくということでございますが、今年の決算の中で、今、国民健康保険は広域連合のほうで全体を仕切って、それに対して保険料を徴収するというような制度に変わって、苓北町単独で医療費を支給するというよりも、それぞれある程度保険料を県内全体を眺めた時に徴収するというふうな方向に変わっているというふうになっております。その中で、この昨日もらった参考資料に標準保険料は６．１６％、うちは７．９％ということで、この所得割の率自体は、標準割よりも相当高く今現在も取っていると。当然、やっぱり高齢者になるほど医療費自体も高くなってくるということで、保険料も多く払わないとなかなか国民健康保険そのものが崩壊するということがあって、苓北町の町民に皆さん、高い金額を払っているのが実情だろうというふうに思っております。

その中で、この資産割ですね、今、苓北町の人たちは、国民年金を受けている方が大多数じゃなかろうかと思います。これは住民の中で、国民年金と厚生年金の受給割合を調べるとわかると思うんですが、国民年金は本当１０万円足らずしかない状態ですよね。ただ、持ち家は非常に高いですよね。苓北町の場合は。これ昔からずっと住んでいらっしゃるところで、課税額は低いかもしれませんけれども、やっぱりその資産というのはお持ちで、アパート住まいの人は当然資産割は出ませんけれども、そういった中で、収入は低い、国民健康は資産割を掛けられて高いというような状況であります。

令和３年度の国民健康保険特別会計の決算がどういうふうな状況になってくるのかまだ決算が出てませんのでわかりませんけれども、黒字になるような状況にあるならば、もう１回ここの資産割のほうも後期高齢者、介護保険と同じようにもう資産割は取らないというふうに、令和４年はもうこれで決まっているからいいんですが、もう令和５年、６年の中にあってはですね、早急にこの資産割というのを本気になって前倒しでなくす

というようなことをもっていくべきじゃないかと、本当に農家の人も大変ですよ。野菜が採っても売れない。ガソリンが高騰するという中にあって、やっぱりここの国民健康保険税は相当大変な状況ですよ。払っていくのに。特に前年の収入に掛けていきますから、そういう面でもできるだけ資産割というのはもう、これ固定資産税も取っていますからね。取ってないなら別ですよ。固定資産税も払って、国民健康保険に、それに家を持っているからあんたはもうちょっと保険料を多く払いなさいという二重ですよ。そういう面では、早くこういう機会を捉えてですね、率自体も今回７．９から７．４に下げてあります。下げたのがちょっと、これ多分標準保険料率から比べれば非常に高いというところから若干その点で下げられたのかなと、まあ下げる分はウェルカムですからいいんですが、やっぱりこの資産割自体も早急に将来的な国民健康保険の連合のほうに払うやつがどういうふうになっていくのかという試算を見ながらですね、できるだけ医療費は抑制するのをさらに力を入れて、そこに一般会計からの財源投入と、病気をしない健康な老人を作り出すというのにもっともっと力を入れていくべきじゃなかろうかと思いますので、その辺りは強く要望をいたしたいと。ですから、これの改正はどうのこうのとは言いませんが、やっぱりできるだけ資産割を早く解消するということに努めていただきたいと。

それと質問はですね、多子世帯の人たちの軽減ということで、その分の軽減は国のほうが財源を持つというような、昨日、説明があったんですが、これはどのような、昨日ちょっと質問し忘れたもんですから。この財源措置は何なのか。補助金でくるのか、負担金でくるのか、交付税でくるのか、その辺りを教えていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君）　軽減分につきましては、国・県の補助で賄われますので。

○１番（山口利生君）　補助金。

○健康増進室長（田尻康彦君）　はい、補助金です。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第６号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第６号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第６　議案第７号　苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君）　日程第６、議案第７号、苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　議案第７号、苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和４年３月９日提出、苓北町長　田嶋章二。

提案理由でございますが、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成２５年法律第１１０号）第１３条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０３条の２第１項及び第３項に規定する「非常勤消防団員の報酬等の基準」が定められ、令和４年４月１日から適用されること、並びに、団員に新たに機能別団員を加えることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和４０年苓北町条例第３７号）の一部を次のように改正する。

改正内容については、新旧対照表で説明いたしますので、次の次のページをお開きください。

右が改正前で左が改正後、下線の部分が改正部分となります。

今回の改正は、昨日の全員協議会でご説明いたしましたとおり、団員の種類を基本団員及び機能別団員とすること。基本団員、班長の年額報酬の改定と、機能別団員の年額報酬を新たに規定。水火災出動、人命捜索等出動の場合の報酬を新たに規定したものでございます。

続きまして、主な改正箇所についてですが、まず、団員の種類について規定しており

ます、第２条の２で団員を基本団員と機能別団員ということにしております。

次に、任用について、第３条第２項に、機能別団員の任用規定を追加しており、機能別団員は、次のいずれにも該当するものから町長の承認を得て、団長が任命するとしております。

第１号では、当該消防団の区域内に居住し、かつ、当該居住する区域に昼間におおむね所在する者。第２号では、年齢６５歳以下の者。第３号では、基本団員の経験が１０年以上ある者、または消防吏員であった者としております。

次に、服務規律について。

第８条第２項に、機能別団員は昼間の火災、または団長が特に必要と認めた場合に出動し、職務に従事するものと服務規定を追加しております。

次に、報酬について、第１２条で、新たに出動報酬の基準を定めました。団員の報酬は年額報酬及び出動報酬とし、班付班長の年額報酬を３万６，０００円から３万７，５００円に、基本団員の年額報酬を３万１，０００円から３万６，５００円に改定し、機能別団員の年額報酬を１万円として追加しております。

また、出動の際は、これまで第１３条において一律の１回につき１，０００円の費用弁償を支給することとしておりましたが、水火災や人命捜索等は実働的な出動報酬となりますので、第１３条第１号と第２号を削除し、新たに第１２条第３項として、出動報酬については、１日につき８，０００円、半日につき４，０００円の規定を追加しております。

なお、第４項は、機動分団員についての規定の条文整理をしております。

次に、第１３条第３項では、年額報酬及び出動報酬の支給規定を整備しております。

今回の条例改正案につきましては、令和３年度の消防団役員会において協議を行いまして、最終的に令和４年２月の第４回役員会で承認をされ、２月２８日に開催した、苓北町消防委員会において説明させていただき、ご了承いただいたところでございます。

それでは、条例（案）本文に戻っていただきまして、附則、この条例は、令和４年４月１日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○１番（山口利生君）　今回、消防団員への報酬、それと出動について手厚い対応を取るということには大賛成でございます。ただちょっとわかんない点がありますので、そこ質問いたします。

苓北町の職員が団員になっている場合の取扱いについて、どうもいろいろと今度新し

い制度があったときにどういうふうにされるのかを確認したいと思います。

まず、費用弁償の中で、これまでは水害火災出動の場合は、１回につき１，０００円、人命捜索出動の場合は、１回につき１，０００円ということで、ただこれについては、苓北町職員が消防団員を兼ねている場合には、正規の時間内には支給しないと、これはもう一般団員にはこれまで１，０００円を払ってたのが、今回、１２条の３で水火災の場合は、この１，０００円を８，０００円に引き上げられた。人命救助は１，０００円を８，０００円に引き上げたというふうな改正だろうというふうに思いますが、今回、費用弁償の中でこの１、２が消えましたので、これからは、苓北町職員が消防団員を兼ねている場合も勤務時間内であっても、この一日に付き８，０００円、半日で終われば４，０００円という形での支給になるのかどうか。

それともう１点ですね、１２条の第４項において、ここは苓北町職員が消防団員を兼ねている場合は、役場の人件費の中から特殊勤務というふうな手当という形での報酬を払うような仕組みなっていますが、この中で、正規の勤務時間外に訓練に従事する場合は、１回につき２，１００円を加算するというふうなことになっています。ここは変えてないところではありますけれども、一般団員は、この訓練に参加する場合も、やっぱり２，１００円を払っているのかどうか。苓北町の職員だけが手当として時間外で訓練に参加した場合は２，１００円を、ほかの団員に比べれば、なおさらに手厚く２，１００円というものを訓練の場合も今まで出していたのかどうかというところを質問いたします。

○議長（錦戸俊春君）　はい、総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　まず、職員が地区の団員であった場合についてでございますが、通常勤務している中で平日の勤務時間内に出る分については、手当は出ません。当然、勤務内ですので、勤務時間外に出た分については、消防団員と同じ処遇ということになります。

また、訓練手当につきましてはですね、訓練については休日等に行っておりますので、そこは一般団員という取り扱いの中で全て出動した団員については費用弁償を支給しております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　山口利生君。

○１番（山口利生君）　費用弁償のこの今まで３、４、５、６といったときに、ここに訓練、すみません、条例自体見とらんだったもんですから、失礼しました。この３、４、５に訓練という項目があるわけですね。だから、これは一般団員も訓練の場合は２，１００円払うということになっていたわけですね。これはもう失礼しました。私は訓練自体はもうこの年間の報酬の中に入れてあるのかなと、昨日の全員協議会でもこの訓練に

対して、１回２，１００円と書いてありました。失礼しました。パレードとか。じゃあこれに対しては、時間外以外は払わんということで。

今回は、この費用弁償の中で、今まで水火災、人命救助については、町の職員が兼ねている場合は、正規の時間外は支給しないというふうになってたけれども、今回、これから削られたもんですから、出動手当がですね、今、総務課長が勤務時間内は支給しないというふうなことがありましたが、この条例から見ると、勤務時間の内であっても、１２条の３で全ての消防団員には払うと。これはもう役場の職員が兼ねている兼ねてないは関係なく、この出動手当というのは支給するというふうになるのかなというふうに思ったもんですから、ちょっと今この条例の取り扱いと課長の説明とはちょっと矛盾するところがこの出動手当に対してはあるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　ここで休憩をいたします。１１時５分まで。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１０時５１分

再開　午前１１時０５分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（錦戸俊春君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ここで、暫時休憩をいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時０６分

再開　午前１１時２７分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（錦戸俊春君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　議案に訂正がございますので、訂正のお願いをいたします。

○議長（錦戸俊春君）　只今、議案の訂正の申し出がありました。これを許可したいと思いますが異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、議案の訂正を許可いたします。

配付されましたので説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　訂正についてご説明をいたします。

先ほど山口議員のほうからご指摘をいただきました、町職員が消防団員を兼ねる場合についての取り扱い等のご指摘でございました。ご指摘のとおり、漏れていた部分がご

ざいますので、その分を今回訂正をさせていただいております。

新旧対照表のほうでご覧ください。

新旧対照表の２枚目の上のところ、第１２条第３項です。班付班長、基本団員、機能別団員の年額報酬の表がありますが、その下に団員が災害等の職務に従事する場合においては、次により出動報酬を支給する。ただし、苓北町職員が消防団員を兼ねている者については、正規の勤務時間内に従事する場合は、これを支給しないと、但し書き以降の部分が漏れておりましたので、訂正をさせていただいたところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　質疑ありませんか。

山口議員、いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第７号、苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第７号、苓北町消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第７　発議第１号　苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

○議長（錦戸俊春君）　日程第７、発議第１号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。

浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　発議第１号。令和４年３月９日。苓北町議会議長、錦戸俊春様。

提出者、苓北町議会議員、浜口雅英。

苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について。

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条第２項の規定

により提出します。

提出理由。国が新型コロナウイルス感染症の終息宣言を出すまでの間、苓北町議会議員の期末手当を削減するためです。

次のページをご覧ください。

発議第１号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例（案）。

（趣旨）

第１条、この条例は、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年条例第４８号。以下「条例」という。）の特例を定めるものとする。

（期末手当）

第２条、条例第５条の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症における国の終息宣言が出される間は、期末手当は支給しないものとする。

附則、この条例は、令和４年４月１日から施行する。

補足説明ですが、２０１９年１２月、中国武漢で突如原因不明の肺炎患者が確認されたとの報告があり、以降、新型コロナウイルス感染症として、日本は基より全世界に流行し、２０２１年１２月現在の感染者数は２億６，５００万人でありましたが、２０２２年３月で実に４億４，７９０万人にのぼり、全世界で人類に不安を与えています。

私たちの苓北町でも住民の命と健康を、そして生活を守るためコロナウイルス感染症対策に取り組んでおられます。

このことに対して、議会構成員の１人として敬意を表し、本件が一時も早い終息を迎えることを心からお祈りするものです。

このような状況の中で苓北町が実施される新型コロナウイルス感染症対策には、国の交付金が予算化されているとはいえ、さらなる財政支出が必要になってこうようかと推測されます。

このため、町の必要な財源の一助としてコロナウイルス感染症対策に国の終息宣言が出るまでの間、議員報酬のうち、期末手当を削減して新型コロナウイルス感染症対策予算に振り替え、苓北町とともに全力で取り組んでいくべきです。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第１号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議あり」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立少数です。

したがって、発議第１号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定については、否決されました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第８　発議第２号　苓北町議会議員の費用弁償の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君）　日程第８、発議第２号、苓北町議会議員の費用弁償の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。

浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　発議第２号。令和４年３月９日。苓北町議会議長、錦戸俊春様。

提出者、苓北町議会議員、浜口雅英。

苓北町議会議員の費用弁償の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

提出理由。苓北町議会議員の費用弁償の特例を継続するために、条例を改正する必要があるためです。

次のページをご覧ください。

発議第２号、苓北町議会議員の費用弁償の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町議会議員の費用弁償の特例に関する条例（令和３年苓北町条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条中「令和３年４月１日」を「令和４年４月１日」に、「令和４年３月３１日」を「令和５年２月４日」に改める。

附則第２項中「令和４年３月３１日」を「令和５年２月４日」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行します。

補足説明します。

人口減少、少子高齢化、後継者不足等により産業の衰退、そして、このたびのコロナ禍による先行き不安な社会の中で、町の財政を考慮した場合、削減可能な事案は、財政の支出は積極的に削減し、町民生活の安寧を図っていくべきです。

そして、このことによって、令和３年３月の第２回定例会で議決した案件ですが、この条例を決定した時期に比べ、現状は悪化しているのではないでしょうか。このような中で、本条例は継続して執行すべきであります。

よって、本条例を発議します。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第２号、苓北町議会議員の費用弁償の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議あり」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、発議第２号、苓北町議会議員の費用弁償の特例に関する条例の一部を改正する条例については、可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第９　発議第４号　苓北町公民館条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君）　日程第９、発議第４号、苓北町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。

松本良人君。

○５番（松本良人君）　発議第４号。令和４年３月９日。苓北町議会議長、錦戸俊春様。

提出者、苓北町議会議員、松本良人。

苓北町公民館条例の一部を改正する条例について。

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

発議第４号、苓北町公民館条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町公民館条例（平成１７年苓北町条例第２２号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきまして、次ページにより説明を申し上げます。

次ページの次、もう１枚次ですね、１／２をお願いします。

新旧対照表によってご説明を申し上げます。

改正後、左、改正前が右側でございます。

内容につきましては、会議室使用料については、下に斜線を引いております。冷暖房なし、冷暖房使用を削除してですね、左のほうのとおりでございます。

それから、（２）の冷暖房料の全ての枠を消去します。

次のページをお願いします。

ちょっと見にくいですけれども、改正後と改正前でございます。これについても右側の改正前の中の枠内に冷暖房料がありますけれども、その分野を削除するものでございます。

趣旨の説明を申し上げます。

現在、社会環境の中で公共施設、民間施設、商業施設、個人住宅等に冷暖房の空調設備は常備的なものになっております。この状況を踏まえ、公民館の使用料から冷暖房料の項目を削除をお願いしたいと思います。

なお、本条例の一部改正が可決、成立するとした場合、町執行部においても町の全ての公共施設等の使用料から冷暖房使用の概念、使用者負担についても検討する必要があるものと考えます。

また元に戻っていただきます。

附則、この条例は、令和４年４月１日から施行する。

２、この条例の施行前に使用に係る使用料及び冷暖房料については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第４号、苓北町公民館条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議あり」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、発議第４号、苓北町公民館条例の一部を改正する条例については、可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１０　発議第３号　ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議し恒久平和を求める決議について

○議長（錦戸俊春君）　日程第１０、発議第３号、ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議し恒久平和を求める決議についてを議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。

浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　発議第３号。令和４年３月９日。熊本県苓北町議会議長、錦戸俊春様。

提出者、苓北町議会議員、浜口雅英。賛成者、苓北町議会議員、山本政人。

ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議し恒久平和を求める決議について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出します。

次のページをお開きください。

発議第３号、ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議し恒久平和を求める決議（案）。

２０２２年２月２４日、ロシア軍がウクライナに侵攻し、市民への被害が拡大しているとの報道がありました。

戦争によって人々の生命と財産が脅かされるという事態はあってはなりません。この事は、国際社会の平和と安全を損なう断じて容認することができない行為です。ロシアは直ちに攻撃を停止し、軍を撤収し関係者の生命と生活を守るべきです。

よって、本苓北町議会は、ロシアが直ちに攻撃を停止し、ウクライナから即時完全撤退するとともに、世界平和の実現に向けて全世界が一体となって取り組むことを求めます。

以上。決議します。

令和４年３月　日。苓北町議会。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第３号、ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議し恒久平和を求める決議についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議し恒久平和を求める決議を苓北町議会として採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　賛成多数です。

したがって、発議第３号、ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議し恒久平和を求める決議については、採択とすることに決定しました。

ここで午後１時まで休憩をいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時５０分

再開　午後　１時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（錦戸俊春君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ここで暫時休憩をいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後１時０１分

再開　午後１時１０分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（錦戸俊春君）　休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

先ほど行われた議会運営委員会の結果を議会運営委員長、倉田明君に報告をお願いいたします。

はい、倉田明君。

○１０番（倉田　明君）　自席で失礼いたします。

ご承知のとおり、先ほど費用弁償の件、そしてもう１件、公民館使用料、いわゆる冷

暖房の件、これが一応可決されております。したがいまして、皆さん方に配付提案しております原案、いろんなこう項目に渡って数字等が羅列されておりますけども、一応、先ほどの協議の結果、一応この原案のとおり進んで、途中いろんな数字等、項目等を変えた時点で新たに皆さん方に通知するということで決定いたしました。

報告しときます。終わります。

○議長（錦戸俊春君）　議事を進めます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１１　議案第　８号　令和４年度苓北町一般会計予算
日程第１２　議案第　９号　令和４年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算
日程第１３　議案第１０号　令和４年度苓北町都呂々財産区特別会計予算
日程第１４　議案第１１号　令和４年度苓北町国民健康保険特別会計予算
日程第１５　議案第１２号　令和４年度苓北町介護保険特別会計予算
日程第１６　議案第１３号　令和４年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算
日程第１７　議案第１４号　令和４年度苓北町水道特別会計予算
日程第１８　議案第１５号　令和４年度苓北町下水道特別会計予算
日程第１９　議案第１６号　令和４年度苓北町農業集落排水特別会計予算
日程第２０　議案第１７号　令和４年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算
日程第２１　議案第１８号　令和４年度苓北町宅地造成事業特別会計予算

○議長（錦戸俊春君）　日程第１１、議案第８号、令和４年度苓北町一般会計予算から日程第２１、議案第１８号、令和４年度苓北町宅地造成事業特別会計予算までの１１件を一括議題とします。

ここで令和４年度苓北町予算の施政方針について説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君）　令和４年度苓北町一般会計予算（案）、並びに各特別会計予算（案）につきまして、ご提案申し上げます。

令和４年度の予算編成では、第７次振興計画、ふるさと苓北未来プランの基本理念、「安心して住めるれいほく」「いきいきと暮らせるれいほく」「ふるさとと呼べるれいほく」、この３つの目標達成に向け、「第２期地方版総合戦略（第２期苓北町まち・ひと・しごと創生総合戦略）」との整合性を図った事業に重点的に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症対策と経済活動の両立を図りつつ、財政健全化を着々と進めるため、歳入面では、町有財産の売却を含む有効活用、ふるさとづくり寄附金の更なる拡充等による自主財源の確保及び国・県補助金等による財源確保に努めます。また、歳出面では、住民への説明責任を果たすことができるよう、各事業の費用対効果等の検証に

よる経費抑制及び展開方法の検討等を行いました。また、効率化、簡素化及び職員一人ひとりのスキルアップ、それに伴う行政サービスの向上を目指し、将来を見据えた創造性豊かな予算編成に努めました。

具体的には、１つ、新型コロナウイルス感染症対策に係る施策、１つ、安心と安全につながる防災施策、１つ、豊かな自然に育まれた農林水産資源を活かした基盤産業の振興に係る施策、１つ、子ども・子育て支援及び高齢者支援の充実につながる施策、１つ、地域の歴史・観光資源を活用した関係人口の創出・拡大につながる施策、１つ、ＩＣＴを活用した教育と未来を担う人材を育てる教育力の向上を図る施策、以上６つを重点取り組み事項としまして、町民、企業、行政それぞれが力を発揮できる協働・協創のまちづくりを推進する予算編成に努めたところであります。

それでは、重点取り組み事項の中身についてご説明を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策に係る施策でございます。収束のめどが立たない中、引き続きワクチン接種をはじめとした感染症対策や各施設の感染防止対策を進めるとともに、プレミアム付商品券発行や宿泊費助成等による経済活動の両立、農業省力化生産資材導入補助金や中小企業者等支援事業補助金による事業者支援等に取り組みます。

次に、安心と安全につながる防災施策でございます。

町民の安心と安全を守るべく、消防団員育成を含めた消防団に関連する事業に引き続き取り組みます。また、防災行政無線更新事業や防災拠点施設並びに指定避難所である役場庁舎の機能保全を図ることを目的とした庁舎ホール及びタワーの屋根改修事業等に取り組みます。

次に、豊かな自然に育まれた農林水産資源を活かした基盤産業の振興に係る施策でございます。

町内の基幹産業である農業、林業、水産業をしっかりと底支えするため、農林水産業の人手・担い手不足の解消と関係人口の創出を図るための短期就労及び観光型移住体験事業に取り組みます。

農業振興事業では、国県の補助事業を活用した中山間直接支払推進事業等に取り組むとともに、人・農地プランの策定を進める中で、地域・集落での話し合いを活性化し、地域農業の５年後・１０年後を見据えた農業振興施策に取り組みます。

林業振興事業では、森林環境譲与税を活用し、枯損松伐採処理事業や森林基幹道苓北天草線をはじめ林道の維持管理に取り組みます。

水産振興事業では、貝類等養殖設備更新事業や磯焼け・食害対策事業に取り組みます。

次に、子ども・子育て支援及び高齢者支援の充実につながる施策でございます。

苓北町では、「少子社会は国を滅ぼす」という考えにより、子育て施策にいち早く取

り組んでまいりました。令和４年度は引き続き令和３年度に医療費無料化の対象年齢を１８歳に引き上げた子育て支援医療費助成事業や保育所運営費補助事業、ひとり親家庭等医療費助成事業等を実施してまいります。また、高齢者支援として、敬老会事業や老人クラブ補助事業等に取り組みます。

次に、地域の歴史・観光資源を活用した関係人口の創出・拡大につながる施策でございます。

令和４年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底する中で、引き続き地域おこし協力隊及び地域活性化起業人による新たなアイデアを活用した町おこしや、イベント事業による情報発信を積極的に進めるとともに、滞在型観光コンテンツ造成事業や滞在型ワーケーション推進事業、ペーロン船格納庫改築事業に取り組み、交流人口の拡大を図ります。

最後に、ＩＣＴを活用した教育と未来を担う人材を育てる教育力の向上を図る施策でございます。

魅力ある町づくりを進めるにあたり、最も重要なものは人材であるため、多様な人材の確保と、これからの人材を育てる教師の指導力向上に努めます。

基礎的な学力分野におきましては、全国画一の教育指導方針は必要でありますが、それぞれの地域のニーズや地域の子どもたちのニーズに合ったきめ細やかな教育を実践してまいります。

また、情報通信技術を活用したＩＣＴ教育支援事業を実施し、ＩＣＴを効果的に活用した「分かり易く深まる授業」実践へ向けた取り組みを進めます。さらに、「苓北町学力向上推進プラン」に基づき、小中学校９年間を見通した中で、全学校、全学年共通の取り組みとして、「３つの観点」「９つの実践事項」を基本としながら確かな学力の育成を図ります。

そして、全児童・全生徒に整備した１人１台のタブレット及び電子黒板等を活用し、先を見据えたＩＣＴ教育のさらなる充実を図ります。

以上、６つの項目を重点施策としてそれぞれ必要経費を計上し、令和４年度の一般会計予算（案）は、総額で４８億１００万円、前年度当初予算比５．６％増となっております。

続きまして、各特別会計予算（案）の主な点につきまして説明を申し上げます。

まず、坂瀬川財産区特別会計につきましては、歳入に区有地貸付料を計上し、歳出には、管理会委員報酬、山林取締員報償費等を計上いたしました。

次に、都呂々財産区特別会計につきましては、歳入に区有地貸付料を計上し、歳出には管理会委員報酬、山林取締員報償費及び国道３８９号の年柄～都呂々間における区有地法面の支障枝伐採業務委託費等を計上しました。

次に、国民健康保険特別会計についてでありますが、熊本県の保険税統一化に向けた取り組みとして、国民健康保険税の資産割廃止などの検討を行った結果、今後は段階的に税率の改正等で調整しながら、熊本県の統一保険税率に変更してまいりますが、令和４年度は新型コロナウイルス感染症による被保険者への影響も考慮し、納税者全てが令和３年度と比較して増額とならないよう緩和措置を講じました。

また、平成３０年度国保制度改革から５年目となり被保険者の健康増進を図り、医療費の適正化につなげるため、今年度も特定健診未受診者対策事業や特定健診データ提供事業の経費を計上いたしました。

また、特定保健指導やハイリスク指導の実施率向上を目的に訪問指導員の経費を計上し、糖尿病の合併症である糖尿病性腎症の早期発見のため、微量アルブミン尿検査の経費を計上いたしました。

さらに、熊本県広域化等支援基金償還金、令和４年度までで終了をいたします。その金額を計上いたしております。

次に、介護保険特別会計につきましては、令和３年度から始まりました「第８期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に基づいて、介護保険事業及び高齢者福祉行政の推進のための費用を計上いたしました。

また、地域包括支援センター業務を苓北町社会福祉協議会に委託するための経費を計上いたしております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、医療費の適正化を図るとともに、令和４年度から後期高齢者医療広域連合からの受託事業である保健事業と介護予防の一体的な実施事業の取り組みとして、高齢者の健康維持、フレイル予防に努め、国保・後期・包括支援センターの３部署間で保健事業の連携を図るため、運動指導員と訪問指導員の予算を一般会計に計上いたしました。また、後期高齢者健診事業の町独自補助につきましても、住民サービスの見える化を図るため、令和３年度に引き続き一般会計に計上いたしております。

次に、水道特別会計につきましては、春の迫・尾越ポンプ場制御盤更新他２件の工事費、都呂々ダム共同管理費負担金、休日等の水道施設管理委託料等を計上いたしております。

また、国の要請を踏まえ、経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上が必要であることから、公営企業会計移行に必要な支援業務委託料及び固定資産台帳作成業務委託料を計上いたしました。

次に、下水道特別会計につきましては、処理場等維持管理業務委託料や公営企業会計移行に必要な支援業務委託料及び固定資産台帳作成業務委託料を計上いたしました。

また、社会資本整備総合交付金事業の加速化対策分として、富岡浄化センター耐震診

断委託料を令和４年度に繰り越して実施いたします。

次に、農業集落排水特別会計につきましては、処理施設運転管理業務委託料や公営企業会計移行に必要な支援業務委託料及び固定資産台帳作成業務委託料を計上いたしました。

次に、特定地域生活排水処理事業特別会計につきましては、区域内の水質浄化促進のための工事費や浄化槽維持管理委託料、公営企業会計移行に必要な支援業務委託料や固定資産台帳作成業務委託料を計上いたしました。

次に、宅地造成事業特別会計につきましては、宅地２区画分の財産売払収入を見込み、住宅建設補助を計上したほか、宅地販売促進に関する経費などを計上いたしました。

おわりに、令和４年度予算編成では、九州電力（株）苓北発電所に係る固定資産税の減額、地方財政計画による普通交付税の増額及び臨時財政対策債の減額等を見込みました。また、新型コロナウイルス感染症に関連する各事業、高止まりの社会保障関連経費及び公債費、老朽化に伴う公共施設の更新事業といった必要不可欠な社会資本整備に対し予算措置を講ずる必要があるため、難しい予算編成となりました。

また、財政健全化の取り組みとして、令和４年度には元金償還額６億９，１３６万７，０００円に対し、地方債発行額を３億２，８９０万円（うち臨時財政対策債１億円）といたしました。

令和４年度も引き続き、町民一人ひとりが求める地方行政に課せられた使命と期待を意識し、職員が一丸となって対応できる組織づくりと強化を進めます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により困難を極めている方々が多数おられます。そういった状況を考慮し、公共料金等の増額はせず、国・県の施策を常に情報収集することで有利な財源である補助金・交付金の活用を積極的に図り、一般財源の縮減に努めつつ、各事業を確実かつ適切に実施いたします。

以上により、令和４年度の予算（案）をご提案しますので、ご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君）　それでは、まず、議案第８号、令和４年度苓北町一般会計予算について、説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君）　議案第８号、令和４年度苓北町一般会計予算（案）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ４８億１００万円と定めるものでございます。

地方自治法第２１４条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」によるものでございます。

地方自治法２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」によるものでございます。

地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は１０億円と定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、議案第９号、令和４年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算についての説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　議案第９号、令和４年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）について、ご説明申し上げます。

令和４年度苓北町の坂瀬川財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２５１万２，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和４年３月９日提出。苓北町長、田嶋章二。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、議案第１０号、令和４年度苓北町都呂々財産区特別会計予算についての説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　議案第１０号、令和４年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）について、ご説明申し上げます。

令和４年度苓北町の都呂々財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５，３６２万１，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和４年３月９日提出。苓北町長、田嶋章二。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、議案第１１号、令和４年度苓北町国民健康保険特別会計予算についての説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君）　議案第１１号、令和４年度苓北町国民健康保険特別会

計予算(案)について、ご説明いたします。

令和４年度苓北町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１０億１６９万円と定めます。

地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は５，０００万円と定めます。

令和４年度予算の総額は、前年度当初予算額と比較しまして４，０８０万２，０００円の減額で３．９％の減となっております。令和４年度は、熊本県の保険税統一化に向けた取り組みとしまして、国民健康保険税等の税率等について資産割廃止や段階的な税率の改正等で調整するなど、前年度と比較して増額とならないように試行錯誤しながら見直しの取り組みを進めてまいりました。引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、前年度の所得状況や医療費の動向をみながら保険給付費の抑制に努めてまいります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、議案第１２号、令和４年度苓北町介護保険特別会計予算についての説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　議案第１２号、令和４年度苓北町介護保険特別会計予算(案)について、ご説明いたします。

令和４年度苓北町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億８，２８５万２，０００円としております。

地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は６，０００万円と定めます。

令和４年度は、第８期介護保険事業計画が始まりまして２年目であります。前年度当初予算に対しまして、総務費の減額や保険給付費の増額等もございまして、６９万円の減額となっております。

以上が令和４年度の苓北町介護保険特別会計予算（案）のご説明でありました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、議案第１３号、令和４年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算についての説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君）　議案第１３号、令和４年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算(案)について、ご説明いたします。

令和４年度苓北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億３，０２４万４，０００円と定めます。

令和４年度予算の総額は、前年度当初予算額と比較しまして５３２万８，０００円の増額で４．３％の増となっております。

令和４年度は２年に一度の後期高齢者医療保険料の改定により、保険料が増額となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、議案第１４号、令和４年度苓北町水道特別会計予算についての説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻　悟君）　議案第１４号、令和４年度苓北町水道特別会計予算(案)について、ご説明いたします。

令和４年度苓北町水道特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億９，９０７万４，０００円と定めるものでございます。

地方自治法第２１４条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」によるものでございます。

地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」によるものでございます。

令和４年度予算の総額は、前年度当初予算額と比較しまして、金額で１，８３２万９，０００円の増額となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、議案第１５号、令和４年度苓北町下水道特別会計予算についての説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻　悟君）　議案第１５号、令和４年度苓北町下水道特別会計予算(案)について、ご説明いたします。

令和４年度苓北町の下水道特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億３，１９１万６，０００円と定めるものでございます。

地方自治法第２１４条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」によるものでございます。

地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、「第３表　地方債」によるものでございま

す。

令和４年度予算の総額は、前年度当初予算額と比較しまして、金額で３８８万５，０００円の増額となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、議案第１６号、令和４年度苓北町農業集落排水特別会計予算についての説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻　悟君）　議案第１６号、令和４年度苓北町農業集落排水特別会計予算(案)について、ご説明いたします。

令和４年度苓北町の農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２，１５７万１，０００円と定めるものでございます。

地方自治法の第２１４条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」によるものでございます。

地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」によるものでございます。

令和４年度予算額の総額は、前年度当初予算額と比較しまして、金額で３７２万４，０００円の増額となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、議案第１７号、令和４年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算についての説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻　悟君）　議案第１７号、令和４年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算(案)について、ご説明いたします。

令和４年度苓北町の特定地域生活排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４，４５３万円と定めるものでございます。

地方自治法第２１４条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」によるものでございます。

地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」によるものでございます。

令和４年度の予算額の総額は、前年度当初予算額と比較しまして、金額で３７２万１，

０００円の増額となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、議案第１８号、令和４年度苓北町宅地造成事業特別会計予算についての説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（汐﨑正喜君）　議案第１８号、令和４年度苓北町宅地造成事業特別会計予算(案)について、ご説明いたします。

令和４年度苓北町の宅地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７１５万７,０００円と定めるものでございます。

この予算額につきましては、前年度と同額でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　以上で、提案理由の説明を終わりました。

ここでお願いします。

これから質疑を行いますが、３月１４日から予算審査特別委員会での予算の審査を予定しております。

よって、議会運営面から、全体的なことについての質疑のみをお願いします。

それでは、議案第８号、令和４年度苓北町一般会計予算に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

はい、野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　来週からの１４日から始まる予算審査の折に詳しいことは聞きますけども、その前に、令和４年のですね、一般会計予算に数字的には直接出てくるわけではないんですけども、昨年９月頃でしたか、学校給食会計の随時監査を監査委員として行いました。その時に、学校給食会計の給食費の取扱規程について、給食費の返還と給食費の翌年度繰り越しの利活用の取扱規程の制定が必要ではないかということで申し入れをさせていただきました。

そしてまた、決算状況の公表ですね、給食の決算状況の公表についても、苓北町学校給食共同調理場運営委員会において決算報告を行っているから保護者ごとに行う必要がないという見解でしたが、それでもいいのかということで、教育委員会としてどのように決算したかと、町の掲示板に公告すればよいのではないかということで意見を申し述べました。そういうことで、監査委員として問題提起しておりましたが、その後の経過がまだ報告されておりませんので、もしよければ、その審査の折にそういった結果が出てれば、その折にまたお伺いしますけども、準備方をお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　ここで答弁はいいですか。

○８番（野﨑幸洋君）　はい、事前準備のお願いということでお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○５番（松本良人君）　令和４年度の予算編成に関する説明書を見せていただきましたけれども、このですね、中で、重点措置、４ページですが、主な内容として、６つ掲げられておると思います。素晴らしいことだと思いますけれども、今、私たちも一番心配するのは、ウクライナ関係でございます。このことによって、今後、世界的に厳しい経済状況が起こる恐れがあるんじゃなかろうかなと。特に、原油、天然ガスですね、他農産物、小麦とかいろいろな問題、それから、いろいろ消費の問題があると思いますけれども、このことは、コロナ以上に今後問題が起こるんじゃなかろうかと思います。例えば、食糧不足については、生活日用品の食料品、あるいは、もう燃料はご承知のとおり、ガソリン、軽油、灯油の問題。それから、小麦の不足と大豆、とうもろこしですけれども、そこら辺不足をしますと、私たち、食に関するばっかりじゃなくて、畜産のですね、飼料等にも相当影響を与えるんじゃなかろうかと。そのことは今回挙げていただいておりませんけれども、どのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　今も大事な発言をいただきました。私も同感でありますが、これを作成した折には、まだ侵攻が始まっておりませんでした。そういったことでですね、今後、やはりそういう影響は必ず出てくる。もう既に出てきております。そういったことを鑑みてですね、国の施策、県の施策、そして町独自の施策もですね、今後、補正として挙げていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　物価不足、その他いろいろな問題もございますけれども、人道的な支援辺りもいるんじゃなかろうかと思います。そこら辺も十分、町長さん、いろいろお考えだということでございますので、今後一つ、よその地域、国に負けないようなやっぱり日本じゃなからんばいかん。それには我々がやはり、我々も辛抱せないかんと思いますので、そこら辺、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第９号、令和４年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第１０号、令和４年度苓北町都呂々財産区特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第１１号、令和４年度苓北町国民健康保険特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第１２号、令和４年度苓北町介護保険特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第１３号、令和４年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　後期高齢者医療の件ですけども、令和４年の１０月１日、要するに今年の１０月１日から後期高齢者医療の加入者で一般所得者のうち、一定以上所得のある方は医療機関での負担割合が２割になりますということで、ホームページあたりでもうたってあるわけですけども、予算編成に係る説明書、これ見ますと、このことは記載されておりません。国保の変更部分については、そういった掲載ありましたけど、後期高齢のこういった部分での掲載がなかったのはなぜなのか。考え方をまずお尋ねをしときます。

○議長（錦戸俊春君）　健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君）　議案の提案の中で、すみません、補足として令和４年度から２年に１度の保険料の改正ということで補則した説明をさせていただいたところです。

はい、まだ額とかもまだ確定していなかったところもあったもんですから、あえて記載をさせていただいておりませんでした。申し訳ございません。

○議長（錦戸俊春君）　野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　額とかは決まってなくても制度としてはもう決まっていることなので、それは当然、特に対象者は、１４日の日にまたお尋ねはしますけども、その対象者がどれくらいいるかというのは。そういった方への周知徹底も当然やらなければいけないと思いますので、はい、ですから、その時お尋ねしますけども、ただ説明書にな

かったもんですから、はい、また１４日にお願いします。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第１４号、令和４年度苓北町水道特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第１５号、令和４年度苓北町下水道特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第１６号、令和４年度苓北町農業集落排水特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第１７号、令和４年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第１８号、令和４年度苓北町宅地造成事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

以上で、議案第８号、令和４年度苓北町一般会計予算から議案第１８号、令和４年度苓北町宅地造成事業特別会計予算までの全体的な質疑を終わります。

お諮りします。

議案第８号、令和４年度苓北町一般会計予算から議案第１８号、令和４年度苓北町宅地造成事業特別会計予算まで、議長を除く議員１１人で構成する予算審査特別委員会を設置し、１１件の予算案をこれに付託して審査、またその事項の検査を行うため、地方自治法第９８条第１項の権限をこの予算審査特別委員会に委任することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます

したがって、令和４年度当初予算の１１件については、１１人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して審査事項の検査を行うため、地方自治法第９８条第１項の権限をこの特別委員会に委任することに決定しました。

ここで日程案について説明します。

各予算審査は、3月１４日と１５日と１６日までの期間で予算審査特別委員会で行いたいと思います。

ここで休憩いたします。１５分まで休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後１時５８分

再開　午後２時１５分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（錦戸俊春君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２２　議案第１９号　令和３年度苓北町一般会計補正予算（第１０号）

○議長（錦戸俊春君）　日程第２２、議案第１９号、令和３年度苓北町一般会計補正予算（第１０号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君）　議案第１９号、令和３年度苓北町一般会計補正予算（第１０号）（案）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入では、国庫支出金の増額、県支出金の減額、過疎対策事業債の増額等、歳出では、財政調整基金積立、各種事業の精算による額確定等の補正でございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君）　令和３年度苓北町一般会計補正予算（第１０号）（案）の内容について、ご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，９３５万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を５６億８，３８４万６，０００円とするものでございます。

今回の補正は、先ほど町長が説明しましたとおり、歳入では、国庫支出金の増額、県支出金の減額、過疎対策事業債の増額等、歳出では、財政調整基金積立、各種事業の精算による額確定等の補正でございます。

主な点について説明させていただきます。

５ページをお願いいたします。

第２表繰越明許費補正です。款２総務費、項１総務管理費、社会保障・税番号制度運用事業から款１０災害復旧費、項２公共施設等災害復旧費、河川等災害復旧費まで合わせて１３の事業で合計３億６，６５３万５，０００円でございます。

６ページをお願いいたします。

第３表債務負担行為補正です。１、追加で、新型コロナウイルス対策農業経営安定資金の利子補給４０万４，０００円、保証料助成分２３万３，０００円、中小企業新型コロナウイルス感染症対策特別利子補給金１２７万９，０００円の補正です。

７ページをお願いいたします。

第４表地方債補正です。１、追加で、（緊急自然災害防止対策事業債）単県海岸保全１００万円、（過疎対策事業債）地域が輝く行政区活動補助金１，４７０万円を追加するものです。

２、変更で、（緊急防災・減災事業債）緊急防災・減災事業を４１０万円に変更するものです。

１０ページをお願いいたします。

歳入です。款１町税、項１、目１個人は、調定額実績見込みにより、現年課税分１，６００万円の増額です。

１１ページをお願いいたします。

目２固定資産税は、調定額実績見込みにより、現年課税分１，６００万円の減額です。

１２ページをお願いいたします。

款９地方特例交付金、項２、目１新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、固定資産税の軽減措置に対する補填に伴う特別交付金５７９万４，０００円の増額です。

１３ページをお願いいたします。

款１４国庫支出金、項１、目１民生費国庫負担金は、実績により児童手当国庫負担金２１５万７，０００円の減額です。

目２衛生費国庫負担金は、３回目接種及び５歳から１１歳の初期接種等に係る新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金４７９万４，０００円の増額です。

１４ページをお願いいたします。

項２、目１総務費国庫補助金は、マイナンバー所有者の転入・転出ワンストップ化に係るシステム改修のための社会保障・税番号制度システム整備費補助金（総務省分）２７２万８，０００円の増額。新型コロナウイルス感染症対策事業分の増減により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金１，１３８万９，０００円の増額。

目２民生費国庫補助金は、交付決定により、地域生活支援事業国庫補助金９２万９，

０００円の減額。放課後児童支援員分の交付対象者増により、保育士等処遇改善臨時特例交付金４万４，０００円の増額。目３衛生費国庫補助金は、風しん抗体検査国庫補助金から母子保健衛生費国庫補助金まで、交付決定等により、合わせて２９万２，０００円の減額。事業費確定により、社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）アスベスト調査分析事業分５万２，０００円の減額。目５消防費国庫補助金は、事業費確定により、社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）住宅耐震化支援事業分７０万４，０００円の減額です。

１５ページをお願いいたします。

目６教育費国庫補助金は、理科備品整備により、理科教育設備整備費等補助金２万３，０００円の増額です。

１６ページをお願いいたします。

項３、目２民生費国庫委託金は、事務委託金決定により、特別児童手当事務委託金３，０００円の増額。目３教育費国庫委託金は、事業費確定により、人権啓発活動地方委託金１１万７，０００円の減額です。

１７ページをお願いいたします。

款１５県支出金、項１、目１民生費県負担金は、実績により、児童扶養手当県負担金５６万８，０００円の減額です。

１８ページをお願いいたします。

項２、目１総務費県補助金は、実績により、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金からブロック塀等安全確保支援事業補助金まで、合わせて１１７万８，０００円の減額。目２民生費県補助金は、実績により、重度心身障害者医療費県補助金、地域生活支援事業県補助金、合わせて２１８万７，０００円の減額。目３衛生費県補助金は、実績により、海岸漂着物地域対策推進事業補助金１１０万円の減額。目４農林水産業費県補助金は、補助金割当額の増により、農業委員会等振興助成費補助金３５万７，０００円の増額。実績見込みにより、農地利用最適化交付金４２万１，０００円の減額。農業委員会にタブレット端末を整備する農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業補助金１９万９，０００円の増額。実績により、担い手育成支援事業補助金から新型コロナウイルス対策農業経営安定化資金保証料助成費補助金まで、合わせて１，１６０万９，０００円の減額です。

１９ページをお願いいたします。

目７教育費県補助金は、交付決定の増により、地域学校協働活動推進費補助金３万円の増額。実績により、中学校英語検定チャレンジ事業補助金６万６，０００円の減額です。

２０ページをお願いいたします。

項３、目２民生費県補助金は、事務委託金決定により、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金事務交付金７，０００円の増額です。

２１ページをお願いいたします。

款１７寄附金、項１、目１総務費寄附金は、寄附金の増により、ふるさとづくり寄附金２５０万円の増額です。

２２ページをお願いいたします。

款１８繰入金、項２、目２地域活性化推進基金繰入金は、事業費の確定により、地域活性化推進基金とりくずし３００万円の減額。目４新型コロナウイルス感染症対策農林漁業経営安定基金繰入金は、実績により、新型コロナウイルス対策農林漁業経営安定基金とりくずし２万８，０００円の減額です。

２３ページをお願いいたします。

款２０諸収入、項４、目１農林水産業費受託事業収入は、交付額確定により、農業者年金事務受託収入６万２，０００円の減額。農地中間管理機構特例事業受託収入５万７，０００円の増額です。

２４ページをお願いいたします。

項５、目１雑入は、実績により、社会保険料等（商工観光課）から森林整備地域活動支援交付金返還金まで、合わせて１１３万７，０００円の増額です。

２５ページをお願いいたします。

款２１町債、項１、目２土木債は、小松海岸測量設計等分として、（緊急自然災害防止対策事業債）単県海岸保全事業１００万円の増額。目３消防費は、実績により、（緊急防災・減災事業債）緊急防災・減災事業９０万円の減額。目５総務債は、過疎対策事業債の追加配分により、（過疎対策事業債）地域が輝く行政区活動補助金１，４７０万円の増額です。

２６ページをお願いいたします。

歳出でございます。款１議会費、項１、目１議会費は、実績により、議員費用弁償３０万円の減額。会議時間増の見込みにより、会議録作成委託料３０万円の増額です。

２７ページをお願いいたします。

款２総務費、項１、目１一般管理費は、寄附金増により、ふるさとづくり寄附謝礼金１００万円の増額。区長会視察研修中止により、視察研修等旅費、視察研修等費用弁償、合わせて６０万円の減額。ふるさとづくり寄附金額の増額により、ウェブサイト掲載等手数料、クレジットカード決済手数料、合わせて５０万円を減額し、ふるさとづくり寄附金受付等業務委託料へ組み替え、合わせて５０万円の増額。区長会視察研修中止によりバス借上料３０万円の減額。実績により、地域が輝く行政区活動補助金２４万３，０００円の減額。財政調整基金積立３，２３３万７，０００円の増額。寄附金増により、苓

北ふるさとづくり応援基金積立２５０万円の増額です。

２８ページをお願いいたします。

次年度以降の利子補給のため、新型コロナウイルス対策農林漁業経営安定事業基金積立２０万７，０００円、中小企業新型コロナウイルス対策特別利子補給事業基金積立１２７万９，０００円の増額。目２文書広報費は、新型コロナ関連のお知らせが増加したことにより、ページ数の増加に伴い、印刷製本費１３万５，０００円の増額。目４会計管理費は、社会保険料等２，０００円の増額。目８諸費は、外灯電気料、外灯修繕料、合わせて６４万９，０００円の増額。目１０交通安全対策費は、新型コロナの影響による事業縮小のため、補助金の申請を行わないことにより、交通安全協会苓北部会補助金２８万４，０００円の減額。目１３電算システム管理費は、マイナンバー所有者の転入・転出のワンストップ化に係るシステム改修委託料２７２万８，０００円の増額。目１４情報化推進費は、無停電装置バッテリー交換等の修繕料８０万円の増額。保守対象機器、ソフトウェアの見直しにより、イントラネットサーバー機器保守委託料１９０万円の減額です。

２９ページをお願いいたします。

前のページの続きで、新年度、情報職員配置等に伴う、パソコン等備品購入費８０万円の増額です。

３０ページをお願いいたします。

款３民生費、項１、目１社会福祉総務費は、扶養手当１万円の増額。目２老人福祉費は、入所判定委員会の開催増により、老人ホーム入所判定委員会委員報償費６，０００円の増額。利用者増により、あん摩・はり・きゅう等施術助成、老人保護措置費、合わせて３３万円の増額。目３老人福祉センター費は、本年１月末までの新型コロナウイルス感染症対応分の使用料等補填のための老人福祉センター指定管理委託料８万２，０００円の増額。ＡＥＤを購入するための備品購入費２７万円の増額。目４介護保険事業費は、主治医意見書作成委託料の増により、介護保険特別会計繰出金（事務費分）１０万円の増額。目６障害福祉費は、実績により、医師意見書作成手数料４，０００円の増額。補聴器購入者の増により、身体障害者補装具交付事業２万３，０００円の増額。施設入所者等の増により、障害自立支援介護給付費３１０万円の増額です。

３１ページをお願いいたします。

前のページの続きで、実績見込みにより、重度心身障害者医療費助成２００万円の減額です。

３２ページをお願いいたします。

項２、目１児童福祉総務費は、放課後児童支援員分の交付対象者増により、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例補助金４万４，０００円の増額。実績により、児童手当２

７９万円の減額です。

３３ページをお願いいたします。

款４衛生費、項１、目１保健衛生総務費は、財源区分の変更です。

目２予防費は、新型コロナワクチン接種受付補助のための事務補助員報酬９万５，０００円の増額。後納郵便代６万５，０００円の増額。実績見込みにより、予防接種委託料（肺炎球菌・高齢者）からインフルエンザ予防接種委託料（新型コロナウイルス対策分）合わせまして４５２万円の減額。３回目接種及び５歳から１１歳の初回接種等に伴う新型コロナウイルスワクチン接種委託料５２７万１，０００円の増額。令和２年度分精算により、風しん抗体検査国庫補助金返還金１８万８，０００円の増額。目３環境衛生費は、実績によりアスベスト調査分析事業補助金５万２，０００円の減額です。

３４ページをお願いいたします。

前のページの続きで、実績見込みにより、特定地域生活排水処理事業特別会計繰出金（建設費分）４万１，０００円の減額です。

３５ページをお願いいたします。

項２、目２塵芥処理費は、実績見込みにより、消耗品費１万６，０００円の減額。食糧費２万６，０００円の減額。実績により、ごみ臨時収集運搬委託料（補助）から海岸漂着物等回収業務委託料まで、合わせて２７１万４，０００円の減額です。

３６ページをお願いいたします。

款５農林水産業費、項１、目１農業委員会費は、実績により、農業委員報酬（交付金事業分）から労務作業員報酬まで、合わせて６０万１，０００円の減額。補助充当変更により、消耗品費１８万１，０００円の増額、農業委員会にタブレット端末を整備する備品購入費２０万円の増額、目３農業振興費は、実績見込みにより、労務作業員報酬から、すみません、次のページの強い農業・担い手づくり総合支援事業交付金まで、合わせて１，２２４万９，０００円の減額です。

３８ページをお願いいたします。

目６農業経営基盤強化促進対策事業費は、実績見込みにより、合わせて１５万円の増額。目７堆肥センター費は、実績見込みにより、電気料３０万円の減額。重機等の修繕料として３０万円の増額です。

３９ページをお願いいたします。

項２、目１林業振興費は、平成２６年度事業の精算により、森林整備地域活動支援交付金返還金１０３万６，０００円の増額です。

４０ページをお願いいたします。

項３、目１水産業振興費は、実績により、貝類等養殖設備更新事業補助金１９万３，０００円の減額です。

４１ページをお願いいたします。

款６商工費、項１、目２商工業振興費は、２件の新規申請により、中小企業新型コロナウイルス対策特別利子補給費補助金４１万２，０００円の増額。目３観光費は、社会保険料等１万円の増額。各種事業等の実績及びイベント中止により、食糧費から富岡城お城まつり事業補助金まで、合わせて５００万８，０００円の減額です。目４温泉センター管理費は、屋外照明器具取替えの修繕料３６万３，０００円の増額。昨年１０月から本年１月末までの新型コロナウイルス感染症対応分の使用料等補填のための温泉センター指定管理委託料１５４万１，０００円の増額。目５富岡城公園管理費は、御城印等の印刷製本費６万４，０００円の増額。

４２ページをお願いいたします。

前のページの続きで、歴史資料館等の企画展示用の案内版として、備品購入費７万５，０００円の増額です。

４３ページをお願いいたします。

款７土木費、項２、目６国県道整備促進費は、県道本渡苓北線側溝蓋改修の国県道整備事業負担金７５万円の増額です。

４４ページをお願いいたします。

項３、目１河川総務費は、財源区分の変更です。

４５ページをお願いいたします。

項４、目１港湾管理費は、富岡港海岸樋門長寿命化計画策定に伴う、富岡港海岸整備事業負担金３０万円の増額です。

４６ページをお願いいたします。

款８消防費、項１、目２非常備消防費は、実績等により、消防功労金から燃料費まで、合わせて７９万円の減額。目３消防施設費は、実績により、防災行政無線更新に伴う工事請負費（単独）８０万円の減額。目４災害対策費は、実績により、講師等費用弁償からブロック塀等安全確保支援事業補助金まで、合わせて２３０万円の減額です。

４７ページをお願いいたします。

款９教育費、項１、目２事務局費は、学校司書等費用弁償５，０００円の増額。新型コロナウイルス感染症対策分の消耗品費２９万９，０００円の増額。実績により、修繕料３万６，０００円、備品購入費４０万８，０００円の減額。

４８ページをお願いいたします。

項２、目１学校管理費は、富岡小学校の印刷機故障により、複写機を利用するため、消耗品費３万円の増額。富岡小学校印刷機購入に伴う備品購入費５８万９，０００円の増額。

４９ページをお願いいたします。

項３、目１学校管理費は、実績により、電気料、水道料、下水道料合わせて２０万円の増額。実績により、中学校英語検定チャレンジ事業補助金３万３，０００円の減額。目２教育振興費は、申請者増により、要・準要保護生徒就学援助費１８万円の増額です。

５０ページをお願いいたします。

項４、目１社会教育総務費は、実績により、講師謝金から苓北町文化協会補助金まで、合わせて８７万５，０００円の減額。目３社会教育施設費は、本年１月末までの新型コロナウイルス感染症対応分の使用料等の補填のための温泉プール指定管理委託料６８万１，０００円の増額。目５志岐集会所管理費は、実績により、電気料５０万円の減額です。

５１ページをお願いいたします。

項５、目１保健体育総務費は、実績により、ＪＦＡこころのプロジェクト「夢の教室」業務委託料から青少年スポーツ大会等出場補助金まで、合わせまして４６万円の減額です。

すみません、１２ページの款９の地方特例交付金の増額部分を５７９万４，０００円と説明しておりましたが、５７５万４，０００円に訂正をお願いいたします。

以上で、令和３年度苓北町一般会計補正予算（第１０号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、令和４年２月末現在の新型コロナウイルス感染症対策に伴う苓北町の支援策の実施状況をＡ４の紙でお示しておりますので、後でご覧ください。

よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから、令和３年度苓北町一般会計補正予算（第１０号）についての質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、山口利生君。

○１番（山口利生君）　これ質問は、一般会計全部に渡って質問ですよね、３回だから。個別個別じゃなくてですね。

まず、１点目、７ページ、地方債補正の中の追加ですが、（過疎対策事業債）地域が輝く行政区活動補助金１，４７０万円の追加というのが出ています。これの関連として、２５ページの歳入の町債、それと２７ページの一般管理費の積立金、これにそれぞれ対応しているんじゃなかろうかというふうに思われますので、これについて、まず質問します。

財政をつかさどる鉄則して、入りを量りて出ずるを制するというようなことが言われております。単年度事業は、当然、当該年度の収入で処理するというものが基本であり、特例として、後年度の人たちが利用するということで、単年度、当該年度だけで処理す

るのはあまりにも大きいというような場合に限って、例えば、道路とか、港湾施設とか、長期にわたって利用するものですね。それについては、地方債、借金でございますけれども、起こして歳出する。財源とすることができるというものが予算を組むときの鉄則だと私は理解しております。

今回、過疎対策事業債を使って、これを見ると積立金の財源に充てるというような流れを作られているようでございますが、もともと過疎対策事業も本来は長期にわたって使うような施設整備を充ててあったと思いますが、途中で非常に税収が落ち込むと、特に山間部の場合は、収入が、税金が非常に低いというようなこともあってですね、なかなか交付税だけでは財政が立ち行かないというようなことから、過疎対策事業債にソフト事業も組み入れるというような起債対象を広げるというような制度改革があっているという歴史があります。

今回、今年度から、令和３年度から苓北町も過疎指定地域に落ちるというのはあれですけど、財政力指数が０．５０を切ったということで、対象団体になってしまったところでございますけれども、この事業を過疎対策事業でするということ自体は、制度上できるということはわかっておりますけれども、今申し上げたように、この地域が輝く行政区活動補助金というのは、もともと納税組合で各行政区のほうで徴収を行っていただいたものを直営にするということから、暫時急にゼロにするといかんというようなことから補助金という形で継続するというような流れが今あっているかと思います。

まだまだ苓北町は財政力指数０．５０弱にはありますけれども、苓北火力発電所の固定資産税が相当あって、まだまだ財政的には本来余裕があるというふうに私は思っているところでございます。後年度、このような単年度で本来処理するべきものを過疎債に充当して、その浮いた一般財源は、当然起債を充てれば、一般財源で支出する予定が一般財源が浮くわけでございますけれども、その分を積立金に回すというようなことになってくると、当然、後年度の人たちが今年払ったこの補助金を負担するというようなことになってくるわけです。そうなると、基金自体にももう払うべき事柄が固定してしまうというような悪循環にも陥ります。当然、これが毎年毎年積み上がっていくと、１億、仮にソフト事業の中に過疎債を入れると１０年で１０億になります。償還が終わらない限りは、どんどんどんどんその公債費が積み上がっていくわけでございます。そうなってくると、苓北火力発電所の固定資産税が将来減収に、今のところも来年も減に見込んでありますけれども、それと人口が減になってくると、当然、地方交付税の算定に大きく町民の数というのは反映されてきます。毎年２００人程度落ちていく中にあって、この５年たつともう１，０００人近く人が減るんじゃなかろうかと思われますが、そうなってくると、交付税の措置される総額も当然落ちてくると。その中にあって、公債費は一旦借りたら必ず返さないかん。お金に。本当にこれは固定ですよ。皆さんの給料をそ

の分落としてでも必ず借金は返さないといけませんので、そういうふうなことになってきます。今は一般財源が浮くから、今のところは非常に楽になりますけれども、後々の人は、もう借金返済でままならない状態になってくるというふうなものがあります。もう麻薬と一緒ですよ。段々段々、最初はいいな、いいながもう抜けきらない。本当にきつい財政状況になってくるというようなことでありますので、今回、いろいろと財政をやりくりする中でですね、考えられたんだろうと思いますけれども、どうしてもこの補正での考え方は容認できるものではありませんが、町長がどのようなことを将来的な財政を考えておられるのかをお聞きいたしたいと思います。それが１点。

それと、次が繰越事業ですね、ちょっと元に戻って５ページの中の第２表に繰越明許費があります。これは今年度の予算を来年度に繰り越して使うということでございますけれども、この中の災害復旧費ですね。去年の盆の時に、木場地区が大雨によって相当な被害が出ております。町道も陥没したり、河川のほうも流されたりとかいうことで、非常に木場の人たちはですね、生活に不便を感じられております。特に、学校への通学路もこの基幹町道が崩れているということで、必要に危険な状態もありますので、今年度予算を専決でしていただきましたけれども、これの契約状況と今年度の執行見込み、また、繰り越し、この辺りが進捗も合わせて、わかっている範囲で結構ですので、教えていただきたいというふうに思います。

２点目が、これは１８ページの衛生費の補助金で、海岸漂着物地域対策推進事業補助金、それと歳出のほうが３５ページの海岸漂着物等回収業務委託料、こことリンクするものかと思いますが、コロナ関係でのボランティアで海岸漂着物を今まで取っていただいていた。その分で回収量が減ったのか。

それと、これには会計年度任用職員で海岸物の漂着も回収するというような事業もしてたかと思いますが、海岸漂着物自体が昨年に比べて減少になっているのか。それであれば実績が処理量としても減ってくるということですので、環境はよくなったというふうになるんですが、その辺りの状況を教えていただきたい。

一応、その３点についてご質問いたします。

○議長（錦戸俊春君）　はい、町長。

○町長（田嶋章二君）　借入金と財政健全化をどう考えるかというようなご質問だと解しております。

苓北町は、非常に勢いの良い時もありました。それは九州電力からの固定資産税が非常に多額であったと。その時には、やはり町民の皆さんに必要なもので、整ってなかったものをやはり積極的にやっていかなければならないということで、下水道、そして光ファイバー、そして子育て支援等をですね、相当現金も使ってまいりました。その関係で１０年ほど前から、当然、九州電力の固定資産税も大幅に減ってきておりましたので、

その中で、やはり財政的にはしっかりしたものにしていかなければならないということで、毎年、お返しする金額とお借りする金額、これ返す金額のほうを２億円多くやっていこうと、皆さんで計画を立てまして、遂行したわけでございます。そしてまた、そのことを考えている時にですね、国も今度は、当然交付税で支給しなければならない金が少し足りないから臨時財政対策債で賄ってくれということになりまして、非常に困ったなと。しかし、これは数年続けておりますと、全て国の言うとおり、１００％は国が補填をしてくれる起債であったということがわかりました。しかし、それとして、やはり我々の世代で、やはり財政の目処をつけていかなければなりませんので、これの目標をですね、２億、２億であっても２億に限らずですね、できるものはもうちょっとたくさん返していくというような考えであります。

それと、私もこの１０年来、過疎にやはりうちあたりももうなってしかるべきだという思いの中で、ずっと国とか、県にご相談してまいりましたが、なかなかこう５年前はですね、０．５１だったんですよ。財政力指数が。０．５０にして国がしてですね、とうとう入れなかった。そうなってくると、やっぱり非常にきつくなってくるわけですね。そういうことの中で、職員の皆さんの頑張り、そして、議会のご理解、相当いただきました。その中でですね、去年、苓北町も３０年ぶりに過疎指定になったわけであります。過疎の指定を受けますと、過疎債が発行できます。過疎債は、今お借りできる起債の中で一番好条件の借入金であります。確かに、言われる金額は多額なものもあるかもしれませんが、しかし、７割は元利とも国が補填をしていただけるということであります。我々はそういうことでずっとこの１０年以上ですね、その積み重ねた、今起債のですね、交付税の補填率平均６．５％、６５％余りになっておりますので、実質的に、今借入金は臨時財政対策債を引いて、そして、今残っている４０億余りの借入金の中の６５％を国が見ていただけるわけでございます。そういうことで、現金があった時に比べたら少し財政が楽になってきたかなと。もうその上に過疎債が入ってきましたので、我々もなるだけたくさんの交付税の補填のある起債だけお借りして、今までみたいに公共事業に充てていた公共事業等債、これ２割しか補填がありませんので、それはもうやめようということで、そういう中で選別し、できれば、我々の目の黒いうちにもう孫子に借金の心配はさせなくていい、そういう姿がですね、段々描かれつつあります。過疎債もそうです。今回、過疎債は、以前はハード事業だけだったんですが、最近は、今、山口議員が指摘なさったように、ソフトにも使っていいと。そういうことで、この事業がですね、舞い込んで参りました。多分、３０年間もうちが現金を払い続けてきたんで、少し他に使わなかったところがあったんで、このあれが県から、これはもらってくれないかというような状況でありましたから、そういった意味でお受けしました。これも１，４７０万円お借りをして、その７割は元利とも国が補填をしていただきます。そして、その３

割をぼちぼち払いますが、極端に言いますと、１，０００万円ぐらい余裕ができるわけですね。これを減債基金にでも積んどきますと、十分ゆっくり返していけると、そういうこともあって、今回は補正予算にあげさせていただいたわけでございます。

財政的にもですね、これは町民に現金を持っているということも強みでもありますので、町民の皆さんが納得していただけるよう、また、議会にもご理解いただけるようにしたわけでございます。

ただし、やはり借金は借金でありますので、なるだけそれは額を抑えていったほうがいいというのはもう当然のことでございます。そういう考えの中でございますので、山口議員の意図、そして指摘はですね、多としまして、今回は、今申し上げたような金額的に使わなければいけないお金でありますので、有利な起債であるから使わせていただきました。

極端に言いますと、銀行から１５万円借りて５万円返せばいいというような感じでございます。そういうことでございますので、なるだけ有利な起債をお借りはするけど、その起債額はなるだけ抑えていかなければならない。それはおっしゃるとおりでございます。そういうことの中で、今回はこの予算を上げさせていただいたわけでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　農林水産課長。

○農林水産課長（宮﨑良成君）　５ページの繰り越し関係ですけども、下から３行目の農災ですけど、３本ございまして、３本とも発注済みです。進捗状況としましては、２件の農地については完了見込み、１件の農道についてが繰り越しとなる予定でございます。

次の林道災については、３件ありまして、３件とも発注済みでございまして、３本とも繰り越しとなる見込みでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　土木管理課長。

○土木管理課長（汐﨑正喜君）　同じく、５ページの繰越明許費の一番下、河川等災害復旧事業でございます。

国の災害査定申請をして認められた２１件のうち、１７件を発注済みでございます。残り４件は未契約となっております。いずれも竣工はもう繰り越してするということで、今年度、執行分は前払いのみとなります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　水道環境課長。

○水道環境課長（田尻　悟君）　１８ページと３５ページのご質問の海岸漂着物等回収業務委託料の件でございます。

この金額が減った原因につきましては、作業日数の減で、当初４８２日見込んでいた分が３２９日になったことから減となりました。

これにつきましては。委託で、社会福祉協議会のシルバー人材センターのほうに委託しておりますが、その人数の方が、普通４人作業をしていただくことが、平均３．３人になったことによる人数の減でございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　はい、山口利生君。

○１番（山口利生君）　町長、先ほどの過疎債の発行の件、過疎債を発行して最終的には事業で地域が輝く補助金の財源に充てて、その浮いた分は積立金というような構図でなっています。先ほど、７割は国から補助がくるというような話、緊防災も同じ、緊急防災対策事業ですね、これを活用して避難タワーであり、緊急避難地の造成を今まで使ってこられたわけでございますが、それについては、財産として残る、後年度の人たちが使うというようなことでですね、当然、ハード事業ですから、目的に沿った起債の起こし方ということは理解できます。

ただ、過疎対策事業がソフト事業に使えるからということが、これをですね、ずっとしていくと、予算の編成作業は非常に楽になりますよ、これは。一般財源がその年は要らないですから。でもこれが１０年続いていった場合は、返済金自体が単年度分と同じぐらいの償還金になってしまうと。

片や、税収は落ち込むと。当然、苓北町は交付税制度の中に今守られていますね。東京みたいに、交付税は関係ないというようなところの税収が多いところは特に問題ないんですが、当然、交付税の対象団体については、収入金額の７５％はその交付税の仕組みの中にもう入れ込まれて、残り２５％でいろんな特色ある事業を行えるというのが交付税の対象団体ですよ。そして、また、先ほど７０％が公債費利子の７０％は充当、当然交付税の基準財政需要額に算入されるけれども、残り３０％は先ほどの税の残り分ですね、基準財政収入額に入れない。２５％のお金を持って公債費の残りを払っていかないかんということは、どんどんどんどん公債費が膨らんでいくと、その基準財政収入額に入れなくてもいい２５％分の使い道がどんどんどんどん固定化されていくというようなことになっていくわけですよ。だからこそ、単年度単年度でもう消費してしまう分については、歯を食いしばっていかないと、本当に将来的には町民はおろか、職員の皆さんの給料を今から７割ぐらいまで減額しないと予算組めなくなるかもしれない。だから、安易に過疎債が充当率が高く、また、交付税措置が高いということだけでですね、どんどんどんどん活用していくと、どんどんまた地方債が膨らんでいくと。だからこそ、単年度で処理ができるものであるならば、単年度の予算の中で処理をしていくということを考えるべきだと私は思います。

先ほど地方債を起こして、その分は財政調整基金に積むんだからというようなことで支出はしないんだから地方債を起こしたほうがより有利だというふうな甘い、本当に砂糖みたいな話ではありますけれども、十分その辺りを考えていかないと、１０年先。過疎団体の指定があればどんどんどんどんこれを使っていくと本当にもう麻痺してしまって大変なことになる。もう税収自体が本当に火力発電所自体がもっとまた大きなアンモニアじゃなかけれども、ああいう施設ができれば固定資産税が増える。固定資産税が増えれば当然自由に使える金が増えますけれども、そういうふうな淡い期待を持ってやっとくともう人は減る。産業は衰退していく。もう農林水産業なんて、本当に今きついところですよ。だから、そういった中にあるならば、今単年度で処理できるものはもう後年度に負担させないというようなことを考えていくべきだというふうに思います。

町長が先ほど償還金と地方債の発行ということの２億円の差が今あると。当然それを続けていけば地方債はなくなっていくわけですけれども、それ以上に今の予定プラス過疎債というのがオンになっていけば、また同じような地方債が。ただ将来負担比率は低くなりますよ、当然交付税措置がありますから。でもそれが重なっていくと相当な金額になって大変なことになるというふうに私思いますので、そのような組み方をすること自体は反対いたしたいと思います。

それと繰り越しの話、できるだけもう先ほどほぼ発注済みになっているということでございますので、あとはもう業者の契約業者の皆さんとですね、話をしながら１日も早く工事の完成ができて、安全な通行ができるようなところをぜひ担当課の皆さんは頑張って業者のほうとの密な連携をとっていただきたいと、よろしくお願いいたします。

以上で質問終わります。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　金額を、起債の金額を減らしながら有利な起債を借りていくという考え方でございますので、のべつなく借りまくって返せなくなるようなことにはならない。実際、この３年度も４年度も実際そういう状況になるわけでございますので、そこは理論的には山口議員がご指摘のとおりだと思います。ただし、苓北町の実情は、実際金額、起債金額を減らしながら、そして必要な時には有利な起債をしていくというような考え方でございますので、金額は減っていく。返す金額は減っていくということ、過疎債ならですね。だからそういった意味で、理論的には間違いないと思います。なるだけ借るなと。しかし、やはり調整基金とか、減債基金とか、やはりある程度持っておったほうがなおまだ柔軟な行政ができると、そういう思いの中で当然お借りするお金は最低でも借りる金の金額よりも２億円少なくするということの決まり、我々の中での決め事を守りながらやっていったら、財政的にはしっかりしたものになっていくと承知しているところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○５番（松本良人君）　８ページですね、収入でございますけれども、本来ならば１３で使用料が上がってくるだろうと思うとですけれども、今回は増減がないということだろうと思いますが、実は、先ほど公民館の関係で冷暖房は取らないということでご決議をいただきました。私はこれまでですね、各種の委員会とか、各課の委員会とかですね、あるいは、１２月の一般質問の中でも減免の中に、使用料の中に何もかんも含まれているんじゃなかろうかということで、使用料をその減免する目的が公共的なもんがほとんどでございましたので、そのことをずっと言い続けてきたわけですけれども、その後ですね、どうもあまり進まない。皆さんのご意見から地域の方々もどこも使用料が冷暖房費あたりはどこもついとっとにおかしかもんというようなことであったので、今回、提出させていただきましたけれども、今までですね、１２月ぐらいから、私はこの一般質問が済んだあとに、現在までこの年度中、どのようなことを処理をされとったかというのをちょっとお尋ねをしたいと思います。例えば、もうそこら辺は町長がＯＫと言うたならば減免してよかということならば、もう使用料も暖房料も含めて減免しているのか。あるいは、従来のまましているのかどうなったのか。そこら辺が私報告受けておりませんでしたので、そこら辺を教えていただければなと思っております。

それから、８ページの歳入歳出補正予算項目別明細書の中で、歳入の中で、その項目はありませんけれども、関連があると思いますのでですね。

○議長（錦戸俊春君）　松本議員、松本議員。

○５番（松本良人君）　わかっとったら教えてください。項目がないの、多分収入の増減についてはあまり移動ないのは通常補正しよらんやったけんですね。

○議長（錦戸俊春君）　今は質疑の時間ですので。

○５番（松本良人君）　そっで質疑ですたい。今現在とっとですかと、プラスマイナスはありませんかということで、今まで現在の事業として。あれせんときはよかです。

それから、４６ページ、消防費でございます。消防費の中で、消防功労金が７９万円余っとですね。私はこの前、消防委員会のときに都呂々の小松の火災のときに、かなり地域の方が一生懸命頑張っていただいて、それから、延焼を食い止めたというようなことを聞きました。そしてその間、出初式の時に、確かにお一人の方が表彰を受けられましたけれども、その消防委員会の折に、まだ３人ぐらい一生懸命頑張っていただいた方がおいでだったので、この際おあげすることはでけんかと、お礼なっとですね、ということで申し上げました。実際はですね、私もちょうどその時に、ぼうぼう燃えよるときに行って、その方がくたびれて座っとらったですよ。私よりも１級下、この前ちょっと

言いましたけど、１級下の方とか、６５歳以上の方ばっかりですよ。その方が一生懸命、私たちが中に入っとらっしいも呼んで出したっじゃもんなって、知らっさんやったですもんなって、名前は言いませんけれども、誰々も出ろなて出したと。そして、食い止めんばて一緒になって水ば流したと、出したと。よかったですばい、延焼せんでんということでほっとしとられたですが、そういった中でですね、お一人だけの表彰でございましたので、できることならですね、この７９万円余っとりますので、その５００円がたなっとですね、もう６００円がたでもよかと思うとですよ、気持ちですのでね。そこら辺はおあげすることはできんかなということでご質問をいたします。余っとりますのでね。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　今のご質問ですが、ここの消防功労金の減額につきましては、消防団として２０年以上在職された方がお辞めになった時に町独自の功労金として２０年の方は２０万円、それ以降については１年ごとに１万円をプラスしてお支払いを、感謝の印としてお支払いをしているもので、実際、町のほうで予定していた方よりも少なかったということで、実績に合わせて予算が残った分を落とさせていただきました。

先ほど質問の中にありました、火災の部分につきましては、確かに今おっしゃったとおりいらっしゃいます。出初式においてはですね、出席は１名でした。ただし、２名の方を表彰するということで、これについては、地元の消防団、それから区長さんとその中でお名前があがった方々にもお話をした中で表彰を自分は辞退するというふうなこともありまして、最終的に２名の方に感謝状と確か副賞をお渡ししたと思いますが、そういった形で２名表彰をさせていただいたという経緯でございます。

○議長（錦戸俊春君）　はい、松本良人君。

○５番（松本良人君）　どなたの２名か、お一人は私ちょうど写真を撮りに行っておりましたのでわかっとっとですけれども、あとその１人の方がどなたかわかりませんけれども、２名ではどうもこうもならん消火活動なんですよ。仮にホースを引っ張って水を出すにしてもですね。そこにやはり４、５人おらんばですね、一つ支える者もおらなんし、できればですね、そこにおいでの方には、２人とも言わずに５人でもよかじゃなかですか。かせさった人には、消防団の来るまでですね。そこら辺をけちけちせんやったっちゃよかと思いますよ。そのために、そこの方々は、その消火栓を使うて水ば出す。あるいは、その中の方を呼んで出てもらうと、そういったことをしとらんなら犠牲者が出たかもしれんし、大きな本家に火が付いて大火災になったかもしれんですね。そういったことでございますので、そこら辺はですね、けちけちせんでも、ぜひですね、ほかのこの次のやはり災害のあたりにもやっぱりそれがですね、やっぱり波及して、ちょっとかせしたところが町からくれらしたっぞって、もらうごたなかったばってん、本当も

らえばうれしかったというようなこともあってですね、やっぱりいろんな面でですね、この町のあり方、消防のあり方、協力も出てくるじゃろうし、そういったことができるんじゃなかろうかなと。実際、３、４人な行かんばんとが２名しかお礼はせんやったという事態にも私はおかしかと思うとですよ。それが地域の消防団とか、区長、区長は私見たばってん、来とらんやったですよ。状況も知らずにおってですたい、区長、区長て、全部全て区長と相談した、区長としたじゃ当然、区長ははずかしかけん、なるだけ出てきたくなかですよ。自分のところから火事ば出せばはずかしかっですよ。はっきり言うところが、私も区長経験ありますけれども。そういうことでございますので、実際の地域の方からですね、おらった人たちに誰が、かせしてくれたんなというような感じでですね、聞き取り調査なんかばしていただいて、本当に功績のあった人に私は少しでもよかけん、気持ちだけでもよか、町長の名刺だけでもよかと思うとですよ。町長がよろしゅう言うとってください。お金のなかときは。そういった形でも心からのやっぱりお礼はするべきじゃなかろうかと思いますけれども、いかがでしょうかね。町長、どがんですかね。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　先ほど説明をお聞きになったと思いますが、実際にそういったことをされている方、十分町としても聞き取りは行っております。自治体消防団、地元の消防団ですね、それと区長さん、それと出られた方あたりのお話も聞いた中で、表彰するという中で、その該当者の方にもお話をしたところ、いや、自分は結構ですというふうなことの中で、最終的に２名を表彰させていただいたという経緯でございますので、何もしていないわけではございません。ですから、そういった現場でそういった功労のあった方についてはですね、消防団のほうと地元あたりの聞き取りを行った中で表彰をさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　私がそこら辺ば言うとですたい。地元の消防団と話おうたり何かじゃなくて、その方たちもですね、出初式に出てきてくだっせ、表彰ばしますけんて言えば、やっぱり断らっですよ。もうそこまでしてもらわんちゃよかばなと。ばってんか、その後、粗品でも持って行って、ありがとございましたという気持ちがあれば、それは人間ですので、一応お宅は断られたそうですけれども、相当頑張ってくれらったそうですねというようなことを一言添えてですね、私はやっていかれればよかったんじゃなかろうかなって思います。その時、消防団、消防団って、それは役員の方と思いますけれども、消防団の方も近所の方の田中さんと言われる、これ消防団の方です、名前言うてよかです。その方が一番に来て、そん人がかせして、かせするまでには自分たちがやりよったということですよ。そこまで私は聞いとります。そっでそっば私も大変でし

たねっていうふうなこと、ありがとうございましたて言うておるばってん、私よりもできればその形にはまって一生懸命調べたじゃのうして、調べたっちゃよかですよ。それはいらんて言わったっちゃ、ちょっとでも出向いてですね、ボールペン１本でも「ありがとうございました」というようなことが、私はいったっじゃなかろうかなと、私も人間ですので、そういう話を聞きましたので今回質問しました。

それで、遅かったばってんどがんすっかなというような形で、そういったことを敬意を表していただければ、その方たちもまだ相当やっぱりうれしいんじゃなかろうかと思いますので、前向きのほうでやっぱり検討をしていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　はい、ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

町長。

○町長（田嶋章二君）　先ほどの山口議員からのいろいろなご指摘がありました。私も基本的には借金を積み重ねていかないというのは、私も同感であります。しかし、今回はせっかくの県の申し出でもありましたし、借りて損のないことがわかっておりますので、これはこれとして処理をさせていただいて、山口議員の意見も踏まえて、今議会最終日の１７日に起債借入総額の縮減を図るために、臨時財政対策債を１，４７０万円減額して、合わせて財政調整基金積立金１，４７０万円を減額する一般会計補正予算（案）を追加提案したいと思いますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君）　これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第１９号、令和３年度苓北町一般会計補正予算（第１０号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます

したがって、議案第１９号、令和３年度苓北町一般会計補正予算（第１０号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２３　議案第２０号　令和３年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第３号）

○議長（錦戸俊春君）　日程第２３、議案第２０号、令和３年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　議案第２０号、令和３年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第３号）（案）について、ご説明をいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１０万円を追加し、歳入歳出それぞれ１１億２７１万7,０００円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、主治医意見書作成手数料の増額によるものでございます。

それでは、補正予算の中身についてご説明いたしますので、６ページをお開きください。

歳入です。款７繰入金、項１一般会計繰入金、目３事務費繰入金、節１事務費繰入金の１０万円の増額は、歳出で主治医意見書作成手数料を１０万円増額によるものです。

７ページをお願いします。

歳出です。款１総務費、項３介護認定審査会費、目２認定調査等費、節１１役務費の１０万円増額は、これが主治医意見書作成手数料の増額によるものです。

以上が令和３年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第３号）（案）の内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから、令和３年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第３号）についての質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第２０号、令和３年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第３号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます

したがって、議案第２０号、令和３年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第３号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここでお知らせをいたします。

本日審議の経過を踏まえ、本会議中に新たな補正予算案を上程することを町長がこの議場で確約をされました。このことに係る議案配付は３月１５日までに行われます。審議の経過を踏まえてのことですので、特段の議会運営委員会の開催はいたしません。３月１７日の議事日程に組み込むことといたします。

なお、このことは同一議会の一時不再議の原則に抵触することはありませんのでお知らせをいたします。

以上です。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２４　議案第２１号　令和３年度苓北町下水道特別会計補正予算（第３号）

○議長（錦戸俊春君）　日程第２４、議案第２１号、令和３年度苓北町下水道特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻　悟君）　議案第２１号、令和３年度苓北町下水道特別会計補正予算（第３号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１，９７０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億４，８６２万６，０００円とするものです。

内容は、国の補正予算による委託料の増額が主なものです。

４ページをお願いします。

第２表繰越明許費でございます。下水道事業の社会資本整備総合交付金事業の補正予算計画分、富岡浄化センター耐震診断委託料１，９８０万円を繰り越すこととするものでございます。

続いて、５ページをお願いいたします。

第３表地方債の補正です。１、変更で、（下水道事業債）特定環境保全公共下水道事業で１，０２０万円を増額し、限度額を１，４８０万円に変更するものです。

歳入につきましては、８ページをお願いいたします。

款３、項１国庫補助金、目１下水道事業補助金、節１社会資本整備総合交付金は、富岡浄化センター耐震診断委託を国の補正予算で実施するため９５０万円の増額です。

９ページをお願いいたします。

款７、項１町債、目１、節１下水道事業債は、特定環境保全公共下水道事業（下水道事業債）１，０２０万円の増額です。

続いて、歳出につきましては、１０ページをお願いいたします。

款１公共下水道事業費、項１下水道管理費、目１一般管理費、節８旅費は、各大会及び研修会の中止に伴う普通旅費１０万円の減額です。

１１ページをお願いいたします。

款１公共下水道事業費、項２、目１下水道事業費で、節１２委託料は、富岡浄化センター耐震診断を国の補正予算で実施する委託料として１，９８０万円の増額です。

以上で、令和３年度苓北町下水道特別会計補正予算（第３号）（案）の説明を終わり

ます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから、令和３年度苓北町下水道特別会計補正予算（第３号）についての質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第２１号、令和３年度苓北町下水道特別会計補正予算（第３号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます

したがって、議案第２１号、令和３年度苓北町下水道特別会計補正予算（第３号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２５　議案第２２号　令和３年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（錦戸俊春君）　日程第２５、議案第２２号、令和３年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻　悟君）　議案第２２号、令和３年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４３万７，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４，０２７万９，０００円とするものです。

内容は、工事請負費の確定見込みにより減額するものです。

４ページをお願いいたします。

第２表地方債の補正です。工事請負額の減額に伴う変更で、借入限度額を１６０万円から３０万円減額し１３０万円とするものです。

歳入につきましては、７ページをお願いいたします。

款１分担金及び負担金、項１、目１、節１分担金で、特定地域生活排水処理事業受益者分担金３万７，０００円の増額です。

８ページをお願いいたします。

款３県支出金、項１県補助金、目１、節１特定地域生活排水処理事業費補助金で、循環型社会形成推進交付金１３万３，０００円の減額です。

９ページをお願いいたします。

款４繰入金、項１、目１、節１一般会計繰入金で、歳出の減額により、一般会計からの特定地域生活排水処理事業繰入金（建設費分）４万１，０００円の減額です。

１０ページをお願いいたします。

款７、項１町債、目１、節１下水道事業債、工事請負費の減額により、特定地域生活排水処理事業（下水道事業債）３０万円の減額です。

歳出につきましては、１１ページをお願いします。

款１特定地域生活排水処理事業費、項２、目１生活排水処理事業費、節１４工事請負費は、特定地域生活排水処理施設設置工事（合併浄化槽工事）の確定見込みにより４３万７，０００円の減額でございます。

以上で、令和３年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから、令和３年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（第２号）についての質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第２２号、令和３年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます

したがって、議案第２２号、令和３年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２６　議案第２３号　熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（錦戸俊春君）　日程第２６、議案第２３号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

なお、私、錦戸俊春は、現在、熊本県市町村総合事務組合の議会の構成員でありますが、一身上の事件にも直接の利害関係にも立っていないと解され、除斥の必要はないとなりますので、そのまま議事を続けます。

また、この議案は、関係市町村間での同文議決の扱いとなります。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　議案第２３号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、令和４年６月３０日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約（平成１６年９月２９日熊本県指令市町村第１６号）の一部を次のとおり変更する。

令和４年３月９日提出。苓北町長、田嶋章二。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合規約（平成１６年９月２９日熊本県指令市町村第１６号）の一部を次のように変更する。

別表第２第３条第１０号に関する事項の項中、「、宇城市」を削る。

附則。施行期日。１、この規約は、令和４年７月１日から施行する。

経過措置。２、改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第２の規定は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

提案理由ですが、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についての質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第２３号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます

したがって、議案第２３号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで３時５０分まで休憩します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後３時３６分

再開　午後３時４５分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（錦戸俊春君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２７　同意第１号　教育委員会の委員の任命について

○議長（錦戸俊春君）　日程第２７、同意第１号、教育委員会の委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君）　同意第１号、教育委員会の委員の任命についてのお願いでございます。

次の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。１つ、任期満了に伴う者。氏名、木山健太郎。任期、令和４年４月１日から令和８年３月３１日。

２つ目、前任者の辞職願に伴う者。氏名、伊藤親志。任期、令和４年４月１日から令和５年３月１８日。これ残任期間でございます。

提案理由でございますが、苓北町教育委員会の委員のうち、１人の委員が令和４年３月３１日をもって任期満了となること、また、１人の委員から令和４年３月３１日付けで辞職願の提出があったことにより、後任の委員を任命する必要があるためでございます。

任命する委員につきましては、木山健太郎氏の再任と、新たに伊藤親志氏をお願いしたいと存じます。

なお、お二人の略歴については、次ページ及びその次のページに記載しておりますので、参考にしていただきまして、ご同意のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○５番（松本良人君）　２番目のですね、前任者の辞職願に伴う者ということで、前任者はどなたか教えていただけますか。

○議長（錦戸俊春君）　教育課長。

○教育課長（西川文孝君）　和氣孝友教育委員です。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

これから、同意第１号、教育委員会の委員の任命についてを採決します。

複数人を列記して、１案件として提出されておりますが、個別に採決することとされています。

会議規則第８２条の規定によって無記名投票で行います。

議場の出入口を締めてください。

（議場閉鎖）

○議長（錦戸俊春君）　只今の出席議員は１１人です。次に、立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定によって、８番、野﨑幸洋君、９番、山本政人君、１０番、倉田明君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

まず、木山健太郎君についてです。

木山健太郎君に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

白票及び他事記載は反対とみなします。

（投票用紙配付）

○議長（錦戸俊春君）　投票用紙の配付漏れありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（錦戸俊春君）　異常なしと認めます。

只今から投票を行います。１番議員から順番に投票願います。

投票漏れありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の野﨑君、山本君、倉田君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（錦戸俊春君）　投票の結果を報告します。投票総数１１票、有効投票１１票、無効投票はありません。有効投票のうち賛成１１票、反対０票です。以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第１号、教育委員会の委員の任命について同意を求める件、木山健太郎君については、同意することに決定しました。

次、立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定によって、１１番、田嶋豊昭君、１番、山口利生君、２番、野田謙二君を指名します。

伊藤親志君についてです。

伊藤親志君に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

白票及び他事記載は反対とみなします。

（投票用紙配付）

○議長（錦戸俊春君）　投票用紙の配付漏れありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（錦戸俊春君）　異常なしと認めます。

只今から投票を行います。１番議員から順番に投票願います。

投票漏れありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の田嶋君、山口君、野田君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（錦戸俊春君）　投票の結果を報告します。投票総数１１票、有効投票１１票、

無効投票はありません。有効投票のうち賛成１１票、反対０票です。以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第１号、教育委員会の委員の任命について同意を求める件、伊藤親志君については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２８　同意第２号　苓北町農業委員会の委員の任命について

○議長（錦戸俊春君）　日程第２８、同意第２号、苓北町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君）　同意第２号、苓北町農業委員会の委員の任命についてのお願いでございます。

次の者を苓北町農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

今回の同意をお願いする方々は記載してございます。荒木義孝、林田道久、瀬形茂、田嶋郁美、福田健治、小野三幸、宮﨑志武の７名の方々でございます。

提案理由でございます。苓北町農業委員会の委員が、令和４年３月３１日をもって任期満了となるので、後任の委員を任命する必要があるためでございます。

よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第２号、苓北町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

この採決は、会議規則第８２条の規定によって無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（錦戸俊春君）　只今の出席議員数は１１人です。次に、立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定によって、３番、廣田幸英君、４番、髙戸幸雄君、５番、松本良人君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

荒木義孝君に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

白票及び他事記載は反対とみなします。

（投票用紙配付）

○議長（錦戸俊春君）　投票用紙の配付漏れありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（錦戸俊春君）　異常なしと認めます。

只今から投票を行います。１番議員から順番に投票願います。

投票漏れありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の廣田君、髙戸君、松本君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（錦戸俊春君）　投票の結果を報告します。投票総数１１票、有効投票１１票、無効投票はありません。有効投票のうち賛成１１票、反対０票です。以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第２号、苓北町農業委員会の委員の任命について同意を求める件、荒木義孝君に同意することに決定しました。

次に、立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定によって、６番、石田みどり君、７番、浜口雅英君、８番、野﨑幸洋君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

林田道久君に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

白票及び他事記載は反対とみなします。

（投票用紙配付）

○議長（錦戸俊春君）　投票用紙の配付漏れありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（錦戸俊春君）　異常なしと認めます。

只今から投票を行います。１番議員から順番に投票願います。

投票漏れありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の石田君、浜口君、野﨑君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（錦戸俊春君）　投票の結果を報告します。投票総数１１票、有効投票１１票、無効投票はありません。有効投票のうち賛成１１票、反対０票。以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第２号、苓北町農業委員会の委員の任命について同意を求める件、林田道久君に同意することに決定しました。

次、立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定によって、９番、山本政人君、１０番、倉田明君、１１番、田嶋豊昭君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

瀬形茂君に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

白票及び他事記載は反対とみなします。

（投票用紙配付）

○議長（錦戸俊春君）　投票用紙の配付漏れありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（錦戸俊春君）　異常なしと認めます。

只今から投票を行います。１番議員から順番に投票願います。

投票漏れありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人、山本君、倉田君、田嶋君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（錦戸俊春君）　投票の結果を報告します。投票総数１１票、有効投票１１票、無効投票はありません。有効投票のうち賛成１１票、反対０票。以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第２号、苓北町農業委員会の委員の任命について同意を求める件、瀬形茂君に同意することに決定しました。

立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定によって、１番、山口利生君、２番、野田謙二君、３番、廣田幸英君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

田嶋郁美君に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

白票及び他事記載は反対とみなします。

（投票用紙配付）

○議長（錦戸俊春君）　投票用紙の配付漏れありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（錦戸俊春君）　異常なしと認めます。

只今から投票を行います。１番議員から順番に投票願います。

投票漏れありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人、山口君、野田君、廣田君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（錦戸俊春君）　投票の結果を報告します。投票総数１１票、有効投票１１票、無効投票はありません。有効投票のうち賛成１１票、反対０票。以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第２号、苓北町農業委員会の委員の任命について同意を求める件、田嶋郁美君に同意することに決定しました。

立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定によって、４番、髙戸幸雄君、５番、松本良人君、６番、石田みどり君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

福田健治君に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

白票及び他事記載は反対とみなします。

（投票用紙配付）

○議長（錦戸俊春君）　投票用紙の配付漏れありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（錦戸俊春君）　異常なしと認めます。

只今から投票を行います。１番議員から順番に投票願います。

投票漏れありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の髙戸君、松本君、石田君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（錦戸俊春君）　投票の結果を報告します。投票総数１１票、有効投票１１票、無効投票ありません。有効投票のうち賛成１１票、反対０票。以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第２号、苓北町農業委員会の委員の任命について同意を求める件、福田健治君に同意することに決定しました。

立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定によって、７番、浜口雅英君、８番、野﨑幸洋君、９番、山本政人君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

小野三幸君に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

白票及び他事記載は反対とみなします。

（投票用紙配付）

○議長（錦戸俊春君）　投票用紙の配付漏れありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（錦戸俊春君）　異常なしと認めます。

只今から投票を行います。１番議員から順番に投票願います。

投票漏れありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の浜口君、野﨑君、山本君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（錦戸俊春君）　投票の結果を報告します。投票総数１１票、有効投票１１票、無効投票ありません、有効投票のうち賛成９票、反対２票。以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第２号、苓北町農業委員会の委員の任命について同意を求める件、小野三幸君に同意することに決定しました。

立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定によって、１０番、倉田明君、

１１番、田嶋豊昭君、１番、山口利生君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

宮﨑志武君に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

白票及び他事記載は反対とみなします。

（投票用紙配付）

○議長（錦戸俊春君）　投票用紙の配付漏れありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（錦戸俊春君）　異常なしと認めます。

只今から投票を行います。１番議員から順番に投票願います。

投票漏れありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人、倉田君、田嶋君、山口君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（錦戸俊春君）　投票の結果を報告します。投票総数１１票、有効投票１１票、無効投票ありません。有効投票のうち賛成１０票、反対１票。以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第２号、苓北町農業委員会の委員の任命について同意を求める件、宮﨑志武君に同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２９　同意第３号　苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（錦戸俊春君）　日程第２９、同意第３号、苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君）　同意第３号、苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてのお願いでございます。

次の者を苓北町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。山口仁人。任期、令和４年５月２８日から令和７年５月２７日まで。

提案理由でございます。苓北町固定資産評価審査委員会の委員のうち１名の委員が、令和４年５月２７日をもって任期満了となるので、後任の委員を選任する必要があるためでございます。

なお、山口仁人氏の略歴につきましては、次ページに掲載してありますので、ご参考のうえ、ご同意のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第３号、苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決します。

この採決は、会議規則第８２条の規定によって無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（錦戸俊春君）　只今の出席議員数は１１人です。次に、立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定によって、２番、野田謙二君、３番、廣田幸英君、４番、髙戸幸雄君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

山口仁人君に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

白票及び他事記載は反対とみなします。

（投票用紙配付）

○議長（錦戸俊春君）　投票用紙の配付漏れありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（錦戸俊春君）　異常なしと認めます。

只今から投票を行います。１番議員から順番に投票願います。

投票漏れありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の野田君、廣田君、髙戸君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（錦戸俊春君）　投票の結果を報告します。投票総数１１票、有効投票１１票、無効投票はありません。有効投票のうち賛成１１票、反対０票。以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第３号、苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任について同意を求める件、山口仁人君に同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３０　報告第１号　専決処分の報告について

専決第１号　損害賠償額の決定及び和解について

○議長（錦戸俊春君）　日程第３０、報告第１号、専決処分の報告について、専決第１号、損害賠償額の決定及び和解についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君）　報告第１号、専決処分の報告について。

地方自治法第１８０条第１項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により、議会に報告するものでございます。

なお、専決内容につきましては、総務課長から説明いたさせます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　それでは、私のほうから内容を説明させていただきますので、次の次のページをお開き願います。

専決第１号、損害賠償額の決定及び和解について。

令和３年１２月７日発生、町道側溝蓋の跳ね上がりによる車両の破損事故について損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。

令和４年１月１８日。苓北町長、田嶋章二。

事故の内容でございますが、１、事故発生年月日、令和３年１２月７日。

２、事故発生場所、苓北町上津深江２９７９番地３。

３、相手方、個人、車両所有者でございます。

４、事故の概要、車両所有者が町道萩の平線から町道椎葉線に進入する時に側溝のグレーチング蓋が跳ね上がり、車体下部のウォーターポンプが損傷し、冷却水が漏れ、軽

トラックが走行不能となったものです。

５、損害賠償額１３万２，９７９円。

なお、損害賠償額につきましては、全国町村会総合賠償保険から全額補填されることとなっており、令和４年１月２８日に保険金の支払いが完了しておりますので、併せてご報告をいたします。

６、和解事項、本件のほか、両者間には一切の債権債務関係がないこと。

以上のとおりでございます。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　今回の事故は、事故として対処されておりますけども、町内に類似のような事故が発生するようなこういった同じような箇所があるのかないのか。調査をされたのか。また、あったとすれば、それに対する対処をされたのかお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君）　土木管理課長。

○土木管理課長（汐﨑正喜君）　ご質問について回答いたします。

跳ね上がるような、全く同一というですね、箇所はないんですけども、パトロール後にですね、３カ所程ですね、蓋がずれているとか、ちょっと欠けているというふうな側溝もありましたので、業者に発注する分、簡易な補修で済む分について対処しております。

以上です。

○８番（野﨑幸洋君）　はい、終わります。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○５番（松本良人君）　私はこのことについてはですね、かねがね町道の管理、あるいは林道等町有の管理については、もう用心しなさいということを相当言うてきました。迂回路の件についてもですね。あるいは竹の迫の関係、財産区の関係、やはり私たちが今通ってみてもですね、まだいっぱいあります。今回は側溝蓋でございますので、側溝蓋についてはということでございますが、やはり法面が崩壊したりですね、あるいは、そこに石が落ち取って、それをこつんと当てても管理者の責任だと思います。今、広域本部あたりは相当それに気を遣っております。今後はですね、かなりその件に金がかかると思いますので、注意しながらですね、事故がないように一つ注意していただきたいなと思いますけれども、いかがですかね。これは町道だけじゃないです。河川も一緒ですよ。そういうことでございますが、できれば見解を。ほかの財産についてもですね。

○議長（錦戸俊春君）　土木管理課長。

○土木管理課長（汐﨑正喜君）　町道、河川等ですね、土木管理課所管に限らずですね、パトロール等して、危険箇所の表示等を検討してですね、大事故につながらないように管理してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　はい、松本良人君。

○５番（松本良人君）　私、一般質問の中で林道の関係、レノバの関係を申し上げました。その時の回答の中で、もう工事は運搬から撤去時の期間まではその林道自体もそのレノバのほうで管理をするんだというような説明内容じゃなかったかなと思いますので、そこら辺はですね、町有林道を外部との契約でいろいろするとなれば、しっかりしたですね、契約内容を作っていただいて、両者間でですね、していただきたい。何かあまりその点については、業者がすっとですけんというような感じがあったような感じでございましたので、ぜひですね、気を遣っていただきたい。

よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

はい、山口利生君。

○１番（山口利生君）　相手方が個人という、これは個人情報保護の関係で名前が伏せてあるのかなと思いますが、町内の方か町外の方ぐらいの情報は出しても差し支えないですか、質問の時は。その辺り、もし差し支えなければ、町内か町外か。

それと、あと先ほどから松本議員もおっしゃったように、私も道路が穴がほげている時は、すぐ土木管理課のほうに行って、すぐ対応をしていただいて、事故等の防止に努めていただいております。大変ありがたいことだと思います。これからもよろしくお願いします。

ただ、なかなか道路とかもみんな見るというわけにもいきませんので、市町村においては、郵便配達の職員が町内くまなく回っておられて、そちらのほうとの協定を結んで道路の陥没であるとか、危険な場所であるとかの報告をしてもらうようなこともされているところがありますが、そのようなことは苓北町ではされていらっしゃるんでしょうかね。まあなければ、少し検討して、早くそういう危険な場所というものの通報ができるような形をしていただくと、１回、これだけで１３万２，０００円もかかります。今、新しい車なんていうのは、ちょっと傷が付いただけで何十万円というふうな被害が出てまいりますので、これは保険で対応しているんだろうと思いますけれども、また、そういう事前の防止という観点からは、何らかの手立てが必要かと思いますが、その点、今何かされていらっしゃれば教えていただければと思います。

○議長（錦戸俊春君）　土木管理課長。

○土木管理課長（汐﨑正喜君）　まずは町内の方です。

それと郵便局とは協定を結んであります。ありますので、通報していただくようにしております。

以上です。

○１番（山口利生君）　はい、ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、報告第１号を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、次は令和４年３月１７日午前９時３０分から本会議を開きます。

執行部におかれましては、令和４年３月１４日から開催する予算審査特別委員会での説明員及び書記の派遣について、それぞれ対応方よろしくお願いします。

会場は、役場大会議室となりますが、新型コロナウイルス感染予防の観点から、その傍聴を中止の扱いとします。

どなた様も大変お疲れさまでした。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

散会　午後４時４３分

令和４年３月１７日（木）

（第４日目）

令和４年第２回苓北町議会定例会会議録（第４日目）

令和４年第２回苓北町議会定例会は、令和４年３月１７日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	山口　利生	２番	野田　謙二
３番	廣田　幸英	４番	髙戸　幸雄
５番	松本　良人	６番	石田　みどり
７番	浜口　雅英	８番	野﨑　幸洋
９番	山本　政人	１０番	倉田　　明
１１番	田嶋　豊昭（副議長）	１２番	錦戸　俊春（議長）

３．不応招議員　なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局長	龍岡　　学	書　　記	田中　めぐみ

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町　　長	田嶋　章二	副 町 長	山﨑　秀典
教 育 長	濵﨑　敏和	総務課長	尾脇　宣宏
税務住民課長	吉本　英明	企画政策課長	福田　誠一
教育課長	西川　文孝	土木管理課長	汐﨑　正喜
農林水産課長	宮﨑　良成	商工観光課長	錦戸　雅志
水道環境課長	田尻　　悟	福祉保健課長	本田　　保
健康増進室長	田尻　康彦	会計課長	松村　保則

８．議事日程

日程第　１　議案第　８号　令和４年度苓北町一般会計予算（委員長報告）
日程第　２　議案第　９号　令和４年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（委員長報告）
日程第　３　議案第１０号　令和４年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（委員長報告）
日程第　４　議案第１１号　令和４年度苓北町国民健康保険特別会計予算（委員長報告）
日程第　５　議案第１２号　令和４年度苓北町介護保険特別会計予算（委員長報告）
日程第　６　議案第１３号　令和４年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）
日程第　７　議案第１４号　令和４年度苓北町水道特別会計予算（委員長報告）
日程第　８　議案第１５号　令和４年度苓北町下水道特別会計予算（委員長報告）
日程第　９　議案第１６号　令和４年度苓北町農業集落排水特別会計予算（委員長報告）
日程第１０　議案第１７号　令和４年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（委員長報告）
日程第１１　議案第１８号　令和４年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（委員長報告）
日程第１２　議案第２４号　令和３年度苓北町一般会計補正予算（第１１号）
日程第１３　議案第２５号　町長等の給料の特例に関する条例の制定について
日程第１４　陳情等文書表について
日程第１５　閉会中の継続審査（調査）の件
日程第１６　議員派遣の件

９．議事の顛末

開会　午前９時３０分

○議長（錦戸俊春君）　おはようございます。

只今の出席議員は１２人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

ここで暫時休憩をいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前　９時３５分

再開　午前１０時０４分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（錦戸俊春君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第　１　議案第　８号　令和４年度苓北町一般会計予算（委員長報告）

日程第　２　議案第　９号　令和４年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（委員長報告）

日程第　３　議案第１０号　令和４年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（委員長報告）

日程第　４　議案第１１号　令和４年度苓北町国民健康保険特別会計予算（委員長報告）

日程第　５　議案第１２号　令和４年度苓北町介護保険特別会計予算（委員長報告）

日程第　６　議案第１３号　令和４年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）

日程第　７　議案第１４号　令和４年度苓北町水道特別会計予算（委員長報告）

日程第　８　議案第１５号　令和４年度苓北町下水道特別会計予算（委員長報告）

日程第　９　議案第１６号　令和４年度苓北町農業集落排水特別会計予算（委員長報告）

日程第１０　議案第１７号　令和４年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（委員長報告）

日程第１１　議案第１８号　令和４年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（委員長報告）

○議長（錦戸俊春君）　日程第１、議案第８号、令和４年度苓北町一般会計予算（案）から日程第１１、議案第１８号、令和４年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）の１１件を一括議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に審査を付託しておりました。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

田嶋豊昭予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（田嶋豊昭君）　それでは、苓北町議会予算審査特別委員会審査報告書を報告いたします。

令和４年３月１６日、苓北町議会議長　錦戸俊春様。

苓北町議会予算審査特別委員会委員長　田嶋豊昭。

令和４年第２回苓北町議会定例会において付託された、令和４年度苓北町一般会計予算（案）及び各特別会計予算（案）の審査結果について、次のとおり報告します。

記。１審査年月日、令和４年３月１４、１５、１６日。

２審査場所、大会議室、第１・第２委員会室。

３出席委員、田嶋豊昭委員長、廣田幸英副委員長、山口利生、野田謙二、髙戸幸雄、松本良人、石田みどり、浜口雅英、野﨑幸洋、山本政人、倉田明の各委員です。

４委員以外の出席、錦戸俊春議長。

５執行部出席、町長、副町長、教育長、総務、企画政策、税務住民、会計、福祉保健、土木管理、農林水産、水道環境、商工観光、教育の各課長、健康増進室長。

６委員会書記、龍岡議会事務局長、山下総務課長補佐、西川企画政策課長補佐、田中議会事務局書記。

７審査の過程、令和４年度苓北町一般会計及び各特別会計の予算（案）は、３月１１日の本会議に上程され、総括質疑が行われました。その後、本特別委員会が設置され、その審査を付託されました。

本特別委員会は、執行部の出席を求め、３月１４、１５、１６日に委員会を開催し、各会計予算（案）の費目毎に慎重に審査しました。

審査の結果、①議案第８号、令和４年度苓北町一般会計予算（案）、決定、「修正案を除き原案可決すべきもの」と決定いたしました。なお、その修正案は委員会としての修正案として後のページに添付しています。議長を除く全議員で構成した特別委員会での採決内容ですので、その朗読は省略します。

②議案第９号、令和４年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）、決定、「原案可決すべきもの」と決定しました。③議案第１０号、令和４年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）、決定、「原案可決すべきもの」と決定しました。④議案第１１号、令和４年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）、決定、「原案可決すべきもの」と決定しました。⑤議案第２６号、令和４年度苓北町介護保険特別会計予算（案）、決定、「原案可決すべきもの」と決定しました。⑥議案第１３号、令和４年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）、決定、「原案可決すべきもの」と決定しました。⑦議案第１４号、令和４年度苓北町水道特別会計予算（案）、決定、「原案可決すべきもの」と

決定しました。⑧議案第１５号、令和４年度苓北町下水道特別会計予算（案）、決定、「原案可決すべきもの」と決定しました。⑨議案第１６号、令和４年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）、決定、「原案可決すべきもの」と決定しました。⑩議案第１７号、令和４年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）、決定、「原案可決すべきもの」と決定しました。⑪議案第１８号、令和４年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）、決定、「原案可決すべきもの」と決定しました。

９修正案の提出、あり。議案第８号、令和４年度苓北町一般会計予算（案）に対する修正案その１。委員会の結果、否決。議案第８号、令和４年度苓北町一般会計予算（案）に対する修正案その２。委員会の結果、可決。

１０少数意見の留保、あり。

１１要望事項の提出、別紙のとおり執行部に対し要望することに決定いたしました。

令和４年度各会計予算（案）に対し、次のとおり執行部に要望することに決定しました。

１．一般会計、１）歳入について、○税収の確保は滞納がないように努力されたい。○ふるさとづくり寄附金の増に努力されたい。

２）歳出について、○企業誘致活動について、さらに努力されたい。○新型コロナウイルス感染症対策については、ワクチン接種等、万全の体制で臨まれたい。○少子高齢化社会に対応した人口減少対策事業の充実と強化に努められたい。

２．特別会計、国民健康保険特別会計、健康づくり事業の強化・充実に努められたい。介護保険特別会計、介護予防事業の強化・充実に努められたい。後期高齢者医療特別会計、健康づくり事業の強化・充実に努められたい。

３．特記事項でございます。○風力発電建設にあたっては、事業者との連携を図り、事故防止に努められたい。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君）　委員長の報告は終わりました。

次に、本件については、報告者、浜口雅英君、賛成者、松本良人君から、会議規則第７６条第２項の規定によって、少数意見報告書が提出されています。

少数意見の報告を求めます。

浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　おはようございます。

令和４年３月１６日。苓北町議会議長　錦戸俊春様。

苓北町議会予算審査特別委員会委員　浜口雅英。賛成者　松本良人。

少数意見報告書。

令和４年３月１４日から１６日までの標記特別委員会において、留保した少数意見を

下記のとおり、会議規則第７６条第２項の規定により報告します。

記。１、議案第８号、令和４年度苓北町一般会計予算。

２、意見の要旨。お配りしております資料の中でですね、上から５行目、消化の化を火に訂正をお願いします。

意見の要旨。天草広域連合中央消防署苓北分署は、町民の生命財産を守るための非常に重要な施設です。

住民が、急に体調を崩された時、場合によっては生命の存続にかかわる事案も多々あるのではないでしょうか。

さらに、家屋等に火災が発生したときいち早く消火に努めていただいております。

これらの事案に適切に対処していただくため設置場所の選定決定に当たっては、諸々の条件を慎重に検討する必要があります。

現分署の位置は、変則四つ角に隣接して設置されています。

関連する道路は、町道釜線、城下草場線、上鳥越線です。いずれの道も車の通行量は比較的多いのではないでしょうか。

このようなことから、本箇所は町内の他の地域に比べて出動時の緊急車両と人、車との交通事故発生の恐れが多いエリアと考えます。

さらに、分署の敷地内に公衆用道路が設置されるというふうなことにもなります。

以上のことから、設置箇所は、現在の天草警察署苓北交番の横の現在の空き地が適切だと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　お諮りします。

予算審査特別委員会において、全議員で審査を行いましたので、委員長報告については質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定しました。

これから議案第８号、令和４年度苓北町一般会計予算（案）について、討論を行います。討論ありませんか。

［「あり」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論ありますので、討論にあっては、必ず冒頭に賛否を明らかにしてから行ってください。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　３番議員、廣田です。私は、原案に賛成の立場で討論に参加い

たします。

私は、温泉プールを苓北町内５校の学校プールとして利用できないか一般質問をした経緯がございます。その時の教育長の答弁、今回の予算審査特別委員会での質疑の説明を聞いておりますと、令和２年度実績、町内５校で４９４万９，０００円、学校別では、坂瀬川小学校、令和２年度実績の経費で１４１万１，０００円、志岐小学校が１４３万８，０００円、富岡小学校５７万円、都呂々小学校４７万５，０００円、苓北中学校４６万９，０００円と、今後、学校プールの維持管理等の費用負担を考えると温泉プールを学校プールとして位置付け、温泉プールを今後２０年間余り長寿命化させるのが苓北町として得策と思われます。

よって、私は、原案に賛成をいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、原案及び委員会修正案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

はい、野田謙二君。

○２番（野田謙二君）　２番議員、野田謙二でございます。私も原案に賛成する立場で発言させていただきます。

苓北町の温泉プールですけれども、委員会でプールの修復に反対するというのは、現在のプールが赤字経営であり、苓北町の予算を必要としすぎるということでございますけれども、現在のプールが赤字経営ていうのは、行政としてある程度はしょうがないのではないかと思いますが、苓北町の健康としてプールの水泳のクラブですね、そこで、例えば、国体選手が出るなり、県大会で優勝するなりという人が１人でも出れば十分に効果があったと見るべきだろうと思っております。実際に、学校のプールを永続化させるよりも、温泉プール、温泉プールは１年間利用ができますので、そちらを修復したほうがより経済的にも効果が高いというふうに考えております。

よって、私は、プールを修復し、学校のプールは逆に費用がかかる場合は停止するという方向が正しい行政的判断だと思っております。

よって、私は原案に賛成をいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、委員会修正案に賛成者の発言を許します。

はい、山口利生君。

○１番（山口利生君）　１番議員、山口利生です。令和４年度一般会計予算修正案に賛成の立場で討論に参加します。

温泉センターと温泉プールの令和２年度収支決算は、温泉センターが３，２００万円余の赤字で、温泉プールも１，７００万円余の赤字となっています。これは継続して赤字がずっと発生している状況にあります。昨年から新型コロナウイルスの感染拡大による利用者の大幅な減少や燃料代の高騰により、赤字額もさらに増加をしている状況です。

他の市町村においては、赤字続きの温泉施設や温泉プールを民間へ売却したり、廃止したりするところも出ております。

苓北町においても、今後の運営をどのように行っていくべきか抜本的に見直す時期にあると思います。

本日、急遽、温泉プールの老朽化の状況について現地視察の提案がありましたが、確かに、プール壁面の間伐材はシロアリ被害による腐食が激しく、また、かびも全面に生え、環境面で大きな問題があるというふうに感じました。よくぞここまで町は放置していたものだとつくづく考えさせられたところでございます。

しかしながら、両施設の大規模改修は、このまま赤字を補填し続けるのかという問題もあり、今後のあり方について十分議論を重ねていくように行うべきと考えますので、今回の当初予算から削除する修正案に賛成いたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

はい、倉田明君。

○１０番（倉田　明君）　１０番、倉田です。原案に賛成。

令和４年度一般会計予算の温泉プール大規模改修工事費２，０４０万５，０００円が計上されております。ご承知のとおり、前回建物上部の腐食等で突発改修を強いられ、数カ月間の休館となりました。その教訓と今後の利用計画を伺いましたが、先ほど廣田議員からも話がありましたが、坂瀬川小学校と都呂々小学校、それに苓北中学校が温泉プールを利用した学習がある。その背景には、プールの維持管理費等も関係し、今回、計画の３校のプールの令和２年度の維持費等が約２３５万円、プールを利用した場合、スクールバス委託費など約３９万円、差引き約１９６万円の削減ができます。

また、全校５校のここ５年間の修理代は、水質検査料やろ過機の点検料は含まず、約４，７６２万円となっております。現在、温泉プールは指定管理者により運営され、年間に換算すると約１，６００万円の町負担となっておりますが、地域住民の体力向上と健康及び福祉の増進の観点からある程度の町負担は必要であります。

今後、町営にせよ、指定管理者、あるいは将来民間への譲渡をするにしても必要な改修をしておかないと、その施設機能が維持できない。そのようなことで、総合的に考慮すれば、今回の修理は必要なものと考えます。

よって、原案に賛成します。

○議長（錦戸俊春君）　次に、原案及び委員会修正案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、委員会修正案に賛成者の発言を許します。

松本良人君。

○５番（松本良人君）　５番議員、松本良人でございます。修正案に賛成する立場で意

見を申し上げます。

今のお三方のご意見を聞いていますと、話題がほとんど小学校のプールの問題に発展しているように思います。私はこれまで学校においての教育の面で、春夏秋冬、時期に合わせた教育が私は最も大事だと思いますので、夏はプール、海でも川でもプールでも冷たい水の中で泳がせてくださいということを常々言ってまいりました。そうしないと、自然環境の中で対応する子どもが、人間が生まれないということで申し上げてきました。今、プールの経費の問題がありますけれども、志岐小のプールが健全であれば時間をですね、調整して志岐小のプールでも大いに活用できるんじゃないかと、私は思っております。例えば、都呂々の子どもは、複式学級で人数も少うございます。また、坂瀬川も多分あまり変わらんとじゃなかろうかと思っております。そこら辺ですね、調整していけば志岐小のプールで堂々とですね、時期に合わせた教育ができるんじゃなかろうかと思います。そうなると、今まで申されてきた都呂々小学校ほか、数々のプールの維持費修繕代、それは要らなくなるんじゃなかろうかと。確かに、経済不況の中で町の財源も大変厳しいとは知っております。私は常々にそのことは申し上げてきましたけれど、そこら辺はですね、検討されまして、もう今後の赤字はままならんというような考え方でもって対応していただく。このことが今後のまちづくりに重要な問題じゃなかろうかと思います。

よって、修正案に賛成をいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案及び委員会修正案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、委員会修正案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　これで討論を終わります。

議案第８号、令和４年度苓北町一般会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、修正案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり委員会修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、議案第８号、令和４年度苓北町一般会計予算の修正案は可決されました。

お諮りします。

修正可決した部分を除く部分については、原案のとおり可決することに賛成の方は起

立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、議案第８号、令和４年度苓北町一般会計予算の修正可決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

これから議案第９号、令和４年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第９号、令和４年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、議案第９号、令和４年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第１０号、令和４年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第１０号、令和４年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、議案第１０号、令和４年度苓北町都呂々財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第１１号、令和４年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第１１号、令和４年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、議案第１１号、令和４年度苓北町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第１２号、令和４年度苓北町介護保険特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第１２号、令和４年度苓北町介護保険特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、議案第１２号、令和４年度苓北町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第１３号、令和４年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第１３号、令和４年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、議案第１３号、令和４年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第１４号、令和４年度苓北町水道特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第１４号、令和４年度苓北町水道特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、議案第１４号、令和４年度苓北町水道特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第１５号、令和４年度苓北町下水道特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第１５号、令和４年度苓北町下水道特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、議案第１５号、令和４年度苓北町下水道特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第１６号、令和４年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第１６号、令和４年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、議案第１６号、令和４年度苓北町農業集落排水特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第１７号、令和４年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算

（案）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第１７号、令和４年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、議案第１７号、令和４年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第１８号、令和４年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第１８号、令和４年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、議案第１８号、令和４年度苓北町宅地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

先ほど特別委員会審査結果報告書の中にありました、執行部に対し要望することとした事項については、苓北町議会予算審査特別委員会委員長を苓北町議会議長、苓北町議会議長を苓北町長に読み替え、議長として町執行部に対しての要望とさせていただきます。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１２　議案第２４号　令和３年度苓北町一般会計補正予算（第１１号）

○議長（錦戸俊春君）　日程第１２、議案第２４号、令和３年度苓北町一般会計補正予算（第１１号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君）　議案第２４号、令和３年度苓北町一般会計補正予算（第１１号）（案）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、起債借入総額の縮減を図るため、歳入では、町債の臨時財政対策債の減額、歳出では、財政調整基金積立の減額の補正でございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（福田誠一君）　令和３年度苓北町一般会計補正予算（第１１号）（案）の内容について、ご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，４７０万円を減額し、歳入歳出予算の総額を５６億６，９１４万６，０００円とするものでございます。

今回の補正は、先ほど町長が説明いたしましたとおり、起債借入総額の縮減を図るため、歳入では、町債の臨時財政対策債の減額、歳出では、財政調整基金積立の減額補正でございます。

主な点について説明をさせていただきます。

４ページをお願いいたします。

第２表、地方債の補正です。１、変更で、（臨時財政対策債）臨時財政対策債を１億３，３２６万５，０００円に変更するものでございます。

７ページをお願いいたします。

款２１町債、項１、目１臨時財政対策債は、起債借入総額の縮減を図るため１，４７０万円の減額です。

次の８ページをお願いいたします。

歳出です。款２総務費、項１、目１一般管理費は、歳入の臨時財政対策債の減により、財政調整基金積立１，４７０万円の減額でございます。

以上で、令和３年度苓北町一般会計補正予算（第１１号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから令和３年度苓北町一般会計補正予算（第１１号）についての質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第２４号、令和３年度苓北町一般会計補正予算（第１１号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第２４号、令和３年度苓北町一般会計補正予算（第１１号）については原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１３　議案第２５号　町長等の給料の特例に関する条例の制定について

○議長（錦戸俊春君）　日程第１３、議案第２５号、町長等の給料の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君）　議案第２５号、町長等の給料の特例に関する条例の制定について。

町長等の給料の特例に関する条例を、別紙のとおり制定することとする。

令和４年３月１７日提出。苓北町長　田嶋章二。

提案理由でございます。このたび、町職員が起こした不祥事事件に対して、町長及び副町長としての監督責任を取る必要があると判断したためでございます。

町民の皆様の行政に対する信頼を損なったことを改めて深くお詫び申し上げますとともに、このような重大な事件が発生してしまったことを重く受け止め、さらなる綱紀粛正に努め、町民皆様の信頼回復と再発防止に向け、全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、条例案の内容につきましては、総務課長から説明いたさせます。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　それでは、私のほうから内容を説明させていただきますので、次のページをお開き願います。

今回の条例案の提出につきましては、職員が不祥事を起こしてしまったことに対して、町長等の給料の減給を行うことについて法を率先して守るべき町職員が起こした事件により、町民の行政に対する信頼を損なったことを深くお詫びするとともに、町長及び副町長の監督責任を取る必要があると判断したためでございます。

それでは、内容について説明いたします。

町長等の給料の特例に関する条例（案）。

町長等の給料は、町長等の給料諸手当及び旅費に関する条例（昭和３０年苓北町条例第８号）別表第１の規定にかかわらず、同表に規定する額から町長については１０分の

１に相当する額を、副町長については２０分の１に相当する額をそれぞれ減じて得た額とする。ただし、減額する給料の算出の基礎となる期間は、令和４年４月１日から令和４年５月３１日までとする。

附則、１、この条例は、公布の日から施行する。２、この条例は、令和４年５月３１日限り、その効力を失う。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、倉田明君。

○１０番（倉田　明君）　今回の苓北町職員による交通事故については、誠に残念であります。苓北町町長として、３月１４日の予算審査特別委員会の席で事故の報告とお詫び、さらに綱紀粛正に努めていく旨と、町長等の給料の減額について話がありました。そして、本日、ここに今回の事件に対し、責任を取る必要があるとのことで、町長及び副町長の給料を減額する、町長等の給料の特例に関する条例（案）が提出されましたが、私、一議員として、実際、このような事案に対応したことがなく、この減額率と、その期間について判断がしにくいところでございます。当事者にこのようなことをお尋ねするものいかがなものかと思いますが、このような事案に対し、他の自治体の参考例と言いましょうか、何か類似した物があれば教示いただきたいと思います。

以上。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　只今の参考事例等がどうかということでご質問でございます。

他の自治体の参考事例等の類似案件でございますが、令和３年に職員の受託収賄事件において、町長の給料月額の２０分の１を３カ月減給、副町長の給料月額の１０分の１を１カ月とされた案件、令和２年に職員の酒気帯び運転事件において、町長の給料を１０分の１減給１カ月とされている案件等がございました。その他、同様の事案であっても町長等の給料の減額をされていないところもあるようでございます。

以上です。

○１０番（倉田　明君）　はい、わかりました。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　私は、本議案について、先日、議長から控室に集まるようにということで、議員は全員集まるようにという案内がありました。内容は、今条例が円滑に進むようにという内容でした。それで私思うのは、議員は町民の代表であると。その

ことによって町政執行についての、いうならば監視役、そういう立場にあるのが町議会議員だろうと思います。そして、その責任者が議長です。その議長が本条例をですね、円滑に通していただくようにという案内がありましたが、そのことは、まさに町長の配下にいる議長としか思えません。このようなことはこれまでもあったのか。そして、今後もまたそういうことをしていくのかお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君）　これはお知らせしたのは、こういうふうな議案が出ましたと。そして、皆様方にお知らせをして、皆様方の意見を聞くというよりも、お知らせして皆様方に決めていただければと思って説明しただけです。

はい、浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　いや、だから今までもそういうことがあったんですか。議案によっては、議長が控室に呼んで、例えばですね、全体会とか、委員会とか、そういうところじゃなくて、控室に呼んで、控室でこの議案についてはよろしくお願いします。そういうことをしていいんですか。違うでしょう。単なる紹介じゃなかでしょ。それで紹介をする必要ないんでしょう。議案は配るわけだから。議長が特別に紹介するような議案がどういう例があるんですか。

○議長（錦戸俊春君）　その紹介する議案、今まであった事例は、私は記憶はありません。

以上です。

はい、浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　議長だからピシッと答えてください。今までないようなことをですね、なぜやったのか。しかも、その内容が町長の責任追及に関する条例でしょう。一般の条例とちょっと違うわけでしょうが。そういうものを議員を集めて、今度の議案はな、これが出とるもん。円滑に審議をお願いしますよて、なぜ言うんですか。それはもう議長としては失格ですよ。

○議長（錦戸俊春君）　私は、この議案について決めてくださいということは一言も言っておりません。こういうふうなことがありましたので、皆様方に一応お知らせをして、そして、皆様方で検討をしてくださいということでの意味で言いました。

以上です。

ほかにありませんか。

山口利生君。

○１番（山口利生君）　今回の条例に関係します。私も条例に対して特に異論はないんですが、苓北町の職員の人も最近休職されている方が増えているというふうなこともお聞きいたしました。今回、追突事故を起こされた方も２年程度休職されているということでございます。やっぱりこの休職する原因というのがどのようなものがあるのか。家

庭とか、仕事の中で業務多重になったり、いろんな問題を抱えてですね、どうしてもやむにやまれず、もう仕事ができなくなるといった状況に追い込まれてしまうと。そういうのはあってはならないというふうに考えますけれども、やっぱりどうしても人として息詰まるということは多々あることでございます。今回の職員もアルコール依存症までなってしまったというふうなこともお聞きいたしております。やっぱり町としてですね、やっぱり職員をいかに大切に守っていくか、これは労働管理の面からも非常に重要なところでございます。今後、こういう問題が発生するというよりも、休職者に対するですね、もっとやっぱり管理職、特に町長、副町長の立場というのは非常に重要なことと思います。そういうことで、今回の職員の不祥事に対するていうよりもですね、出さない、休職者を出さない、もし出たとしても後のフォローをいかにきちんとして、職員を守ってやるかということも町長としても重要な役割を担っていただいているものだと、日頃からされてはいらっしゃると思いますが、今回のようなちょっと本当に職員もやむにやまれない問題で、責任はあると思いますが、今後、このようなことがですね、ないようなことで新たな取り組みとしてどのようなことを考えておられるのか。もし、その点もありましたら、ご回答いただければと思います。なければ結構です。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　先ほど申し上げたようなことでですね、それを基本として、職員、まず働きがいのある職場にできるように、そしてまた、職員自らも進んで苓北町民の公僕としてしっかりとした職務を果たすように、そういう指導をしていきたいと考えます。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○５番（松本良人君）　私、最初この議案をいただいた時に、何かなと、交通事故も確かに、飲酒問題の報告があったかなということで思っておりましたけれども、そのことだったということで今は解釈しておりますけれども、実は、１月１８日付けで、昨年の１２月７日に町道で事故が発生しているということですね。これ私はこれまでそのこういった町道あたりで事故がある。相当管理をようせないかんよということは常々申し上げました。賠償責任は必ず受けてくると。それにも関わらず、今回、実際的にグレーチングの蓋が跳ね上がって被害金が１３万２，０００円弱出ております。これは町が起こした、町の責任で起こした、そして、またこれは町長の執行権の中で、町長の責任下の中で町道を管理している中で起きた。そして、損害賠償額が支払われているということです。この損害賠償額は、町には実際は影響はないんだと、保険であるということ。保険から出とるということでございましたけれども、実質的には、町がそれだけ負担をしているのと同額じゃなかろうかと。ただ、このことが車の下部のウォーターポンプの破

傷だけですんだからよかったものの、これがまかり間違えてそこら辺に何かがあって、そのことで横転したり、あるいは、落ちたりして、もし人身事故、最悪の場合、死亡事故を起こした場合はどうなる。全く私は軽症、重症に限らず、町長の指揮管理の徹底不足じゃなかろうかなと、あるいは、責任不足じゃなかろうかなと。これ町長ばかりじゃなくて、やっぱり執行体制でございますけれども、最高責任者は町長であると思いますので、私はこれと合わせてこれだけじゃなかろうかなというように理解をしておりました。私は、こっちの職員さんの問題よりも町管理の内で起きた事故のほうが重要じゃなかろうかなと思っております。そこら辺はどのようにお考えになるのかお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　当然、責任は私にあると。でも、いろんなことでそれをあるかないかわからないけれども、金額の賠償で済むものにつきましては、そのために保険を掛けております。これは私の監督責任も含めての相手に対する損害賠償だと考えているところであります。その他については、起こり得ることが起こらないようにしっかりと今後はですね、監督責任を果たしていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　案外ですね、今の状態の中でその維持管理について軽く考えておられるんじゃなかろうかなということ、私は常々申し上げました。常々、落ちてきたらどうするのか。この前の迂回路の問題でもありました。こけとった翌日に、管理が行ってぴしゃっと整理しましたというような課長からの意見だったと思いますが、本当はこけてきちゃいかんのですよ。こけてきたところがあったということは、そこにたまたま通行人がいなかったから事故が起こらんじゃったもののですね、もしそれがちょうど行き合わした場合は、事故があって死亡事故なんかにつながる可能性があったと、私は解釈しております。

それで、私はこのことで私は給料の監督責任を取って、それも入っとっとじゃなかろうかなということも入っておりませんでしたので、このことに対する町長の責任、あるいは副町長も減額ということになっておりますので、ここに一言ぐらいはですね、そのことも、私、額にはどうのこうの言いませんよ。額にはどうのこうの言いませんが、こういったことも今後は反省するというところで一筆ですね、私、ぜひ書いていただきたかった。私は、職員さんの問題は職員さん自体の問題ですから、職員さんにも相当やっぱり責任度合いがあって、法的な制裁を受けると思いますけれど、こっちの町道の管理不足によって起きたのは、法的に、もしこれが裁判沙汰になった時は町は負けておるはずですよ。そうした場合は、法的に仲裁されたから云々あると思いますけれど、幸い保険がきいたということで表面には出ませんでしたけれども、私はそちらのほうが大事じ

ゃなかろうかなと思っております。ぜひ、できたらですね、そこら辺をここに一筆なりともですね、町路線のミスによりこういったことが起きた。併せて、町の不祥事もあったということをできれば書いていただきたかった。あげていただきたかったです。それを銭ば払たけんよかったもんなっていうのは、全く論外じゃなかろうかなと思いますので、ちょっとそこら辺お尋ねをいたします。

できればですね、副町長の責任も書いてありますので、町長、副町長どんなふうにお考えか。

○議長（錦戸俊春君）　はい、町長。

○町長（田嶋章二君）　この件につきましては、またお互いに双方理解をしあって、町が掛けた保険金で済んでおりますので、そのことで私の責任も果たしていると。ただ、おっしゃるように、今後はですね、こういうことが起こらないように、やっぱり一つ一つの案件をですね、それぞれの部署が事故につながらないようにしっかり監督していくように指導をしていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

はい、石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　町長は答弁の中で、働きがいのある職場にしていくというふうにおっしゃいました。それは本当に期待しておきたいというふうに思いますけども、体調を悪くしている職員さんがやっぱり何名かいらっしゃる、お休みしている職員さんがいらっしゃるということもお聞きしています。それの原因究明とかいうのはどうなさっているのでしょうか。

それとケア、心のケアですね。そういう部分も必要かと思いますので、そこら辺はどういうふうに考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　その件でございますが、実質、休職中の職員は今１名でございます。私傷病休暇という形で２名ほど休んでおりましたが、その２名については、３月から職場復帰をしております。

町のほうでは、そういったメンタルヘルス不調による休職とか、私傷病休暇で休む職員が近年は増えてきておりますので、そういったものは全国的な課題ともなっております。そういった面を踏まえまして、昨年度からだったんですけれども、年度当初に職員を集めまして、メンタルヘルス研修会ということで研修会を実施をいたしました。

また、夏場には、職場としてストレスチェックをする義務がございますので、ストレスチェックを行った中でそういった要因のある職員がいるかいないかというものもつかむようにしているところでございます。

また、そういったことで私傷病なり、休職等至った職員につきましては、随時、町の

ほうから連絡を入れたり、その休んでいる職員の気が休まるといいますか、友達とか同級生ですね、職場の同級生からですね、一応連絡を取っていただくなりをして、状況であったり、本人の状態をですね、つかんだ中でケアしていくということは行っているところでございます。

○議長（錦戸俊春君）　石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　メンタルケアというのは本当に必要だと思います。今、こういう世の中になってきてますし、本当に生きづらさがあるということもありますので、そこら辺はやっていらっしゃるということでございますけども、メンタルケアのやっぱり何ちゅうんですかね、学習会とはおかしいですけども、そういうこともやっぱり念書だけじゃなくて、やっぱりちょっとこう何回かやっていただけたらなというふうに思います。やっぱり本音が出せる職場をつくっていただいて、本当に職員さんが頑張っていただけるという、そういう雰囲気をつくっていただきたいと思います。職員さんをやっぱり守るということも町長の責任だろうと思いますので、そこら辺はよろしくお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　この件につきましては、この数年来ですね、全県的に傾向が強くなっております。私も熊本県市町村共済組合の理事長として全県的にですね、このメンタルヘルスケアを強めていくような指導、予算も組むように、実際、実行もしていただいております。苓北町においてもですね、そういったケアがですね、しっかり行き届くようにそれぞれの担当課長にもですね、よく伝えながら頑張っていきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第２５号、町長等の給料の特例に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

町長等の給料の特例に関する条例の制定について賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、議案第２５号、町長等の給料の特例に関する条例の制定については原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１４　陳情等文書表について

○議長（錦戸俊春君）　日程第１４、陳情等文書表についてを議題とします。

本会議まで受理した陳情等は、先にお配りした１件となります。陳情第１号、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出を求める陳情。熊本県商工団体連合会会長　松尾正氏となります。

会議規則第９５条の規定並びに議会運営に関する申し合わせにより、議員配付することに決定しましたのでお手元に配付しております。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１５　閉会中の継続審査（調査）の件

○議長（錦戸俊春君）　日程第１５、閉会中の継続審査（調査）の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教厚生常任委員長、建設経済環境常任委員長、議会広報特別委員長から、会議規則第７５条の規定に基づき、閉会中の継続審査（調査）の申し出があっております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１６　議員派遣の件

○議長（錦戸俊春君）　日程第１６、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり、議員を派遣することに決定しました。

なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任とさせていただきます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和４年第２回苓北町議会定例会を閉会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

閉会　午前１１時１１分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

令和　　年　　月　　日

苓北町議会議長

署　名　議　員

署　名　議　員